

療品

翠波書房

東京都港区虎ノ門二丁目九番十四号  
光明会館四階

東京化粧品工業会

國民医薬品集収戴

# 綿家庭衛生

日本衛生家庭綿販賣協會

專務理事  
新村 隆吉  
會長 三谷 祇賀

日本衛生家庭綿協會

事務所

東京都中央区木挽町四丁目二  
雜織維會館內  
電話 京橋 (56) 1739-1738

# 東部衛生材料協議會

東京都豊島區高田南町二丁目六九六番地  
電話九段(33)四二二〇四二二六・四二二八  
四二二七・四二二九番

# 愛知縣衛生材料商工業協同組合

名古屋市西區兒玉町十一番地

電話 西 (53) 一八八九番

# 西部衛生材料協議會

大阪市東區北濱二丁目七二番地

電話土佐堀(44)二四一二・二四一六番

# 祝 品 治 發 刊

關東衛生家庭綿研究協議會

會長 吉村壯  
專務理事 高瀬庄吉

關東衛生家庭綿販賣協議會

會長 青木文哉  
專務理事 高瀬庄吉

東京都台東區淺草鳥越二丁目十二番地  
電話淺草 (84) 四九二八番  
四八九七番

贈  
口王

# 療 品

厚 生 省 療 品 課 編



翠 波 書 房 刊

關東化粧品工業株式會社

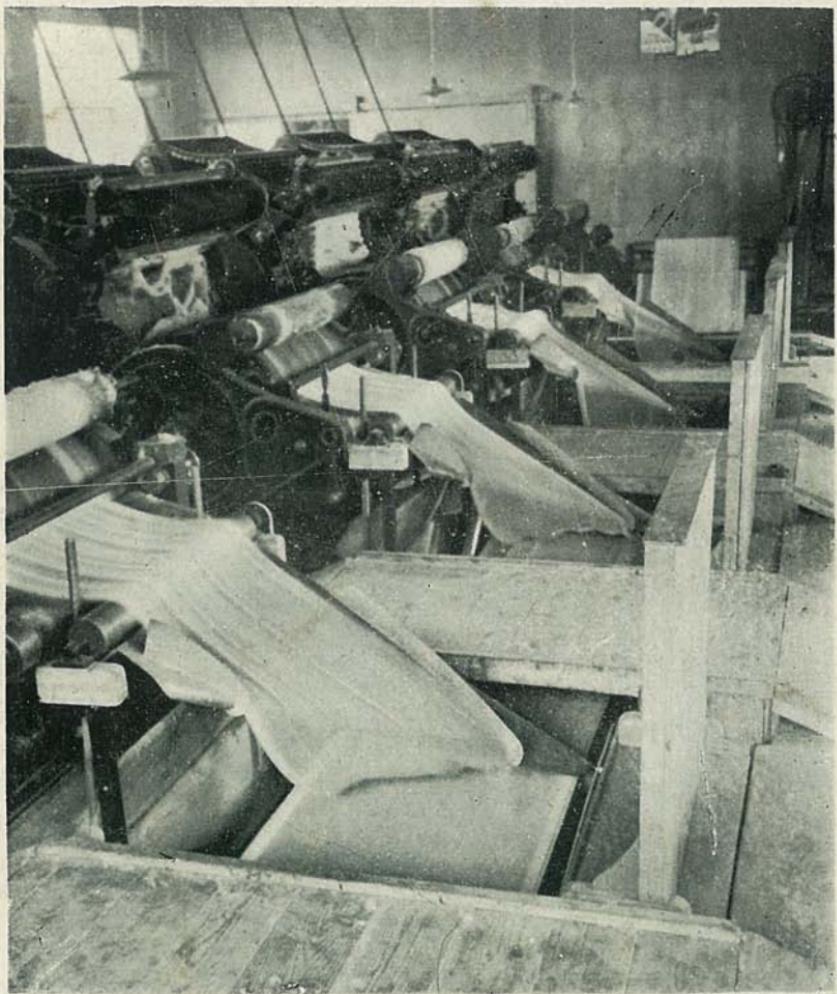
圖書番號

42

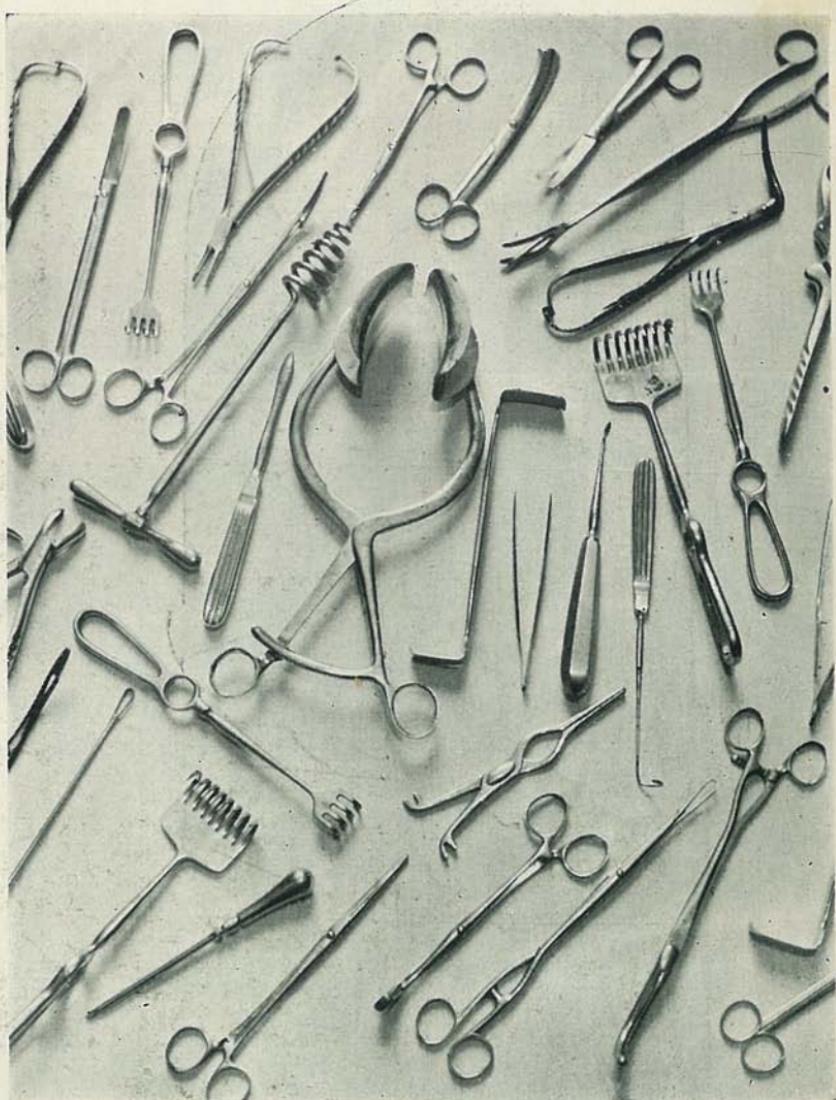
昭和 24 年 8 月 日購入



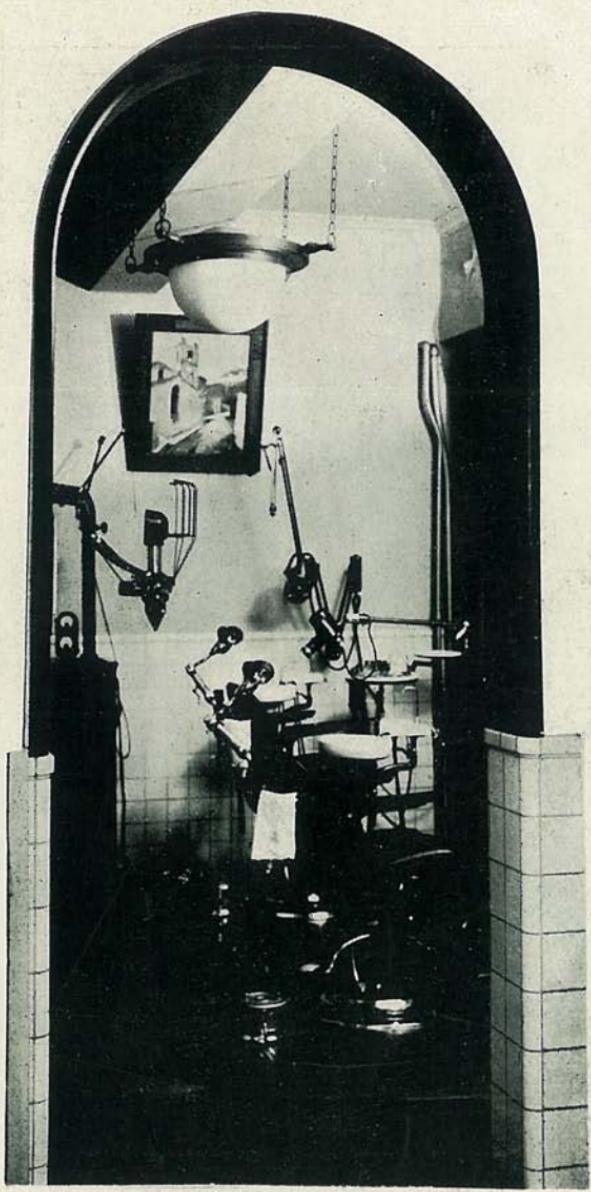
ほ う た い



衛生材料の梳綿工程

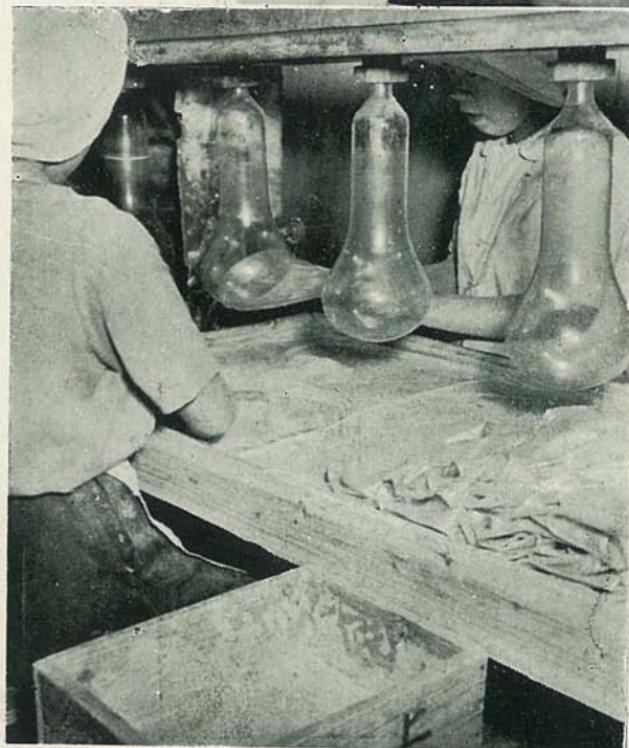
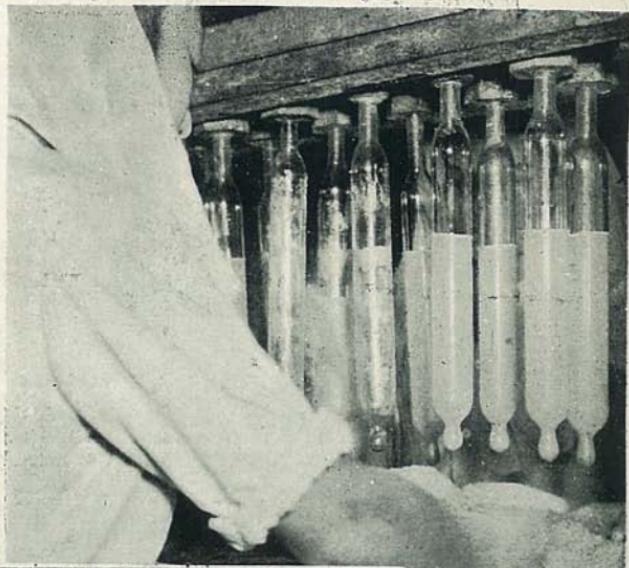


醫科器械



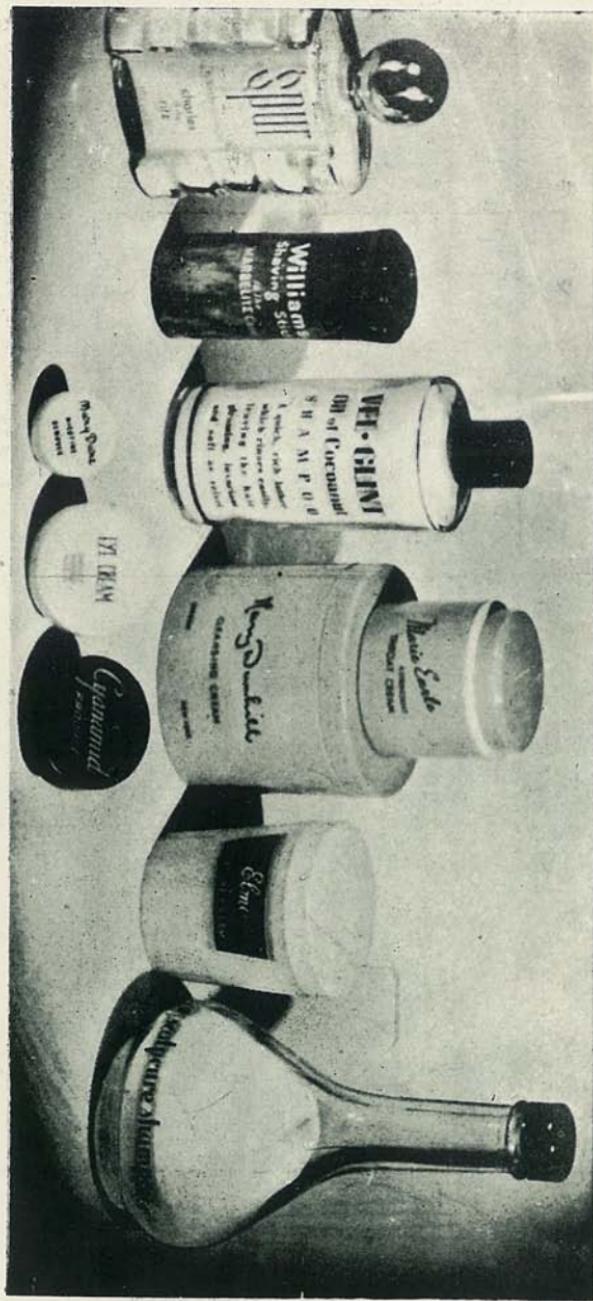
歯科診療設備の一部

サ  
ツ  
ク



氷  
囊

医療ゴム製品の生産工程



最近のアメリカ化粧品

## 序

醫藥品並にそれ以外の衛生用物資、即ち衛生材料、齒科材料、齒科器械、醫療用品、醫科器械等所謂療品は保健衛生上必要不可欠なものであつて、これらに關する行政は醫療行政とは表裏一體をなすものであり、その生産或は供給についての指導が重要なことは多言を要しない。

醫藥品については日本藥局方の公布以來六十年を経て いる通り從來とも種々な規正があつたが、療品については、僅かにその一部について取締があつたに過ぎなかつた。然るに昨年七月公布された新藥事法によつて療品化粧品も含めて一もまた一般的に法的規正を受けることとなり、藥務局に療品課が設けられ、同課において積極的に生産その他の供給の指導と世

話を見ることとなつた。然し療品の種類は極めて多岐多様であり、その取扱について疑義の生ずる場合もまた尠くないので、これについての手引の必要性が痛感されていたのであつた。幸にも今般療品課關係官の企畫によつて本書が提供されるに至つた。

今や我々は經濟九原則の目標に向つて不斷の努力をしつゝあるが、本書はこれらの經濟問題を探り上げると共に藥事法の實施に伴う諸手續或は指定生産資材に關する手續等を網羅し、更に關係業界の名簿を附加する等必要な事項を親切に取り入れている。即ち本書は眞に時宜に適したものであり、療品業界人は勿論關係官公吏等も多くの便宜が與へられることゝ信じ、敢えて推薦の辭を以て序にかえるものである。

厚生省藥務局長 慶松一郎

歯科用品の沿革

(四)

化粧品の沿革

(五)

歯磨の沿革

(六)

ゴムの沿革

(七)

一、衛生サックの沿革

(八)

二、月経帶の沿革

(九)

三、おしめカバーの沿革

(十)

オブラー卜の沿革

(十一)

醫療用紙製品の沿革

(十二)

薬事法によつてしなければならない諸手續

(十三)

一、製造業の登録

(十四)

二、輸入販賣業登録

(十五)

三、販賣業登録

(十六)

四、登録の更新

(十七)

五、製造品目許可

(十八)

六、許可事項の變更の申請

(十九)

七、登録票再交付申請

(二十)

八、登録變更の申請

(二十一)

九、届出

(二十二)

## 目 次

序

經濟九原則の實施と療品業界の今後

厚生省藥務局長 慶松一郎

厚生省藥務局療品課長 中村光三 (一)

1 はしがき

2 經濟九原則の概説

(二)

3 企業合理化の問題

(五)

(1) 企業設備の合理化

(三)

4 輸出可能性の問題

(三)

5 療品業界に於ける企業合理化と輸出可能性の問題

(三)

— 療品業界の今後 —

6 むすび

(六)

療品とは何か

(五)

衛生材料の沿革

(四)

醫科器械の沿革

(三)

十、登録票の返納及び提出 ..... (四)

十一、タール系色素の使用許可申請 ..... (全)

十二、登録についての注意 ..... (五)

### 登録基準について

(全)

薬事法規並参考例規 ..... (九)

薬事法 ..... (九)

薬事法施行規則 ..... (二四)

薬事法に関する件(厚生次官通牒) ..... (五)

申請書届出書一覽表 ..... (三一)

薬事法に関する件(厚生省薬務局長通牒) ..... (三二)

### 指定生産資材申請手續等について

(四九)

衛生用品用指定生産資材割當基準 ..... (五)

一、醫藥品製造用指定生産資材割當基準 ..... (五)

二、醫療用具製造用指定生産資材割當基準 ..... (一四)

三、衛生材料製造用指定生産資材割當基準 ..... (一四)

四、醫療衛生用品製造用指定生産資材割當基準	(五五)
五、義肢製造用指定生産資材割當基準	(五五)
指定生産資材割當申請について	(五五)
指定生産資材割當規則(抜萃)	(五八)
指定生産資材割當手續規程	(五八)
指定生産資材割當方式の改善に關する件	(五九)
醫藥品の生産に要する指定生産資材割當實施要領	(六四)
物資の割當に關する手數料等の徵收に關する法律	(六八)
輸出品生産資材等確保要領	(七一)
給統制について	(八九)
一、衛生材料の配給について	(九九)
二、醫藥品等配給規則	(九九)
醫藥品等配給規則中一部改正について(厚生省業務局長通牒)	(一〇〇)
同	(一〇〇)
一、歯科用貴金屬の配給について	(一〇一)
歯科用貴金屬配給手續規程について(厚生省業務局長通牒)	(一〇一)

歯科用貴金属配給手續規程

(三三)

貴金属使用及び消費に關する事項調

(四〇)

三、醫療用紙製品の配給について

(五六)

醫療用「紙製品」取扱方針について

(五六)

療品生産状況

(五六)

輸出貿易について

(五七)

一、民間貿易輸出手續

(五七)

二、輸出品取締法

(五七)

資金について

(五七)

建築許可並資材の申請について

(五七)

臨時建築制限規則

(五七)

臨時建築制限規則等に基く厚生省特定部門の取扱について  
(建設省建築局長 厚生省官房總務課長通牒)

(四三)

臨時建築制限規則による築造計畫様式一部訂正方について(厚生省業務局長通牒)

(四五)

衛生用品部門の建築並に補修用板硝子取扱要領について(厚生省業務局長通牒)

(四七)

同 (厚生省業務局資材課長通牒) (四七)

(厚生省業務局長通牒)

(五六)

(商工省生活物資局長通牒)

(五六)

特定部門の建築中衛生用品關係の細部取扱について(建設省建築局監督課長通牒)

(厚生省衛生局資材課長通牒)

(四二五)

新薬事法實施についての質疑應答

(四二六)

あとがき

(四二七)

装 帆

カ ッ ト

表紙・口繪寫眞

鳥 宮 宮

柴 崎 海

敏 丈

齊 二

男・其の他



## 經濟九原則の實施と療品業界の今後

厚生省藥務局療品課長 中村光三

### I はしがき

中空に張り渡された一本の綱の上を一人の男がバランスをとり乍ら危げに渡つて行く。一步を誤れば墜落惨死である。まずい比喩だが、これが經濟九原則實施下の日本經濟の具象化された姿だ。

進むべき途は、經濟九原則という狭い枠で區切られた一筋道である。この枠を無視して進もうとすれば、足を踏み外して墜落するほかはないのである。全神經を緊張させ、全身のバランスをとり乍ら安定と自立の彼岸え導く細い綱の上を渡つて行かなければならぬ。非常に危険の多い道である。だが、併し、この細い一本の綱を描いては、日本經濟を安定と自立の彼岸え導く一吳れる道はないのである。

放慢な赤字財政、赤字融資とストックの喰い潰しとに支えられて、不健全極まる状態の下に終戦以來今まで米國の對日援助を受けることによつて辛うじて日本經濟は生き續けて來たのであるが、通貨の濫發と生

産基礎の縮減とは、悪性インフレーションをいよいよ昂進せしめ、この儘で進めば日本經濟は破滅の他はなかつたのである。米國の對日援助は無限に續くものではない。殊に國際情勢の變化は、一日も早き日本經濟の安定と自立とを要求しているのである。ここにおいて、經濟九原則の實施に關するマックアーサー元帥の書簡が日本政府に對して發せられるに至つたのであつて、この綱渡りは、ただに日本經濟にとつてのみならず、世界經濟の安定と發展のためにも必要な藝當なのである。

上述の如く日本經濟は終戰以來今日まで、その生きるに必要な食物を赤字融資、ストック及び米國の對日援助という形で得て來たのであるから、このような狀態の良し悪しは兎に角として、今突如としてこの糧道を斷つことは日本經濟に自殺を命ずるに等しい。この糧道を狹めることは、日本經濟に衰弱死を齎らすかも知れない。少くとも日本經濟が今迄のような遣り方で、他國の援助に期待する態度を改めないならば、經濟九原則の峻厳なる實施は、何等か他人からの支えを期待し乍らヨタ／＼と綱渡りに乗り出すようなもので、途中での墜落慘死は免れ難いであろう。ここに、經濟九原則の實施を受ける日本經濟の心構えの六ヶ敷さがあるのである。

比喩の形を離れて云えば、赤字財政や對日援助にばかり頼つて、イージー・ゴーイングな運營を續けて來た日本經濟を、九原則の實施によつて、均衡財政方策の下に貿易尻の可及的均衡を圖り乍ら進む健全な運營に切り替えて行くには、ただ單に經濟技術的な困難さがあるばかりではなく、日本經濟を運営して行く人々の心構えの根本的な轉換という六ヶ敷さがあるのである。また、かかる轉換を可能ならしめ、進んでは、かかる轉換を強力に推進する政治力又は政治體制の整備されることが必要であるが、このことには更に一層六

ケ敷い問題があるであろう。總ての條件、即ち政治的經濟的及び社會的條件の整備と均衡を俟つて、はじめて日本經濟は、經濟九原則の實施によるその安定と自立の目標に到達する可能性を獲得し得るであろう。

經濟九原則の實施が經濟界に與える影響に關しては、各方面において色々に論ぜられている。特に、これが中小企業界に與える深刻な影響は既に現前している。「中小企業は、大企業に、先立つて、早くも整理過程に入りつつあり」として、その救濟対策が要望されている（五月三十日朝日新聞論説）。

中小企業の一分野を構成する療品業界において、經濟九原則實施に伴ふ対策が眞剣に討究されているのは蓋し當然である。本稿は、この問題に對して幾分なりとも役に立つことが出來たならば、との考に基いて、出來上がつたものである。

## II 經濟九原則の概説

經濟九原則は、極めて端的に、わが國がその經濟の安定と自立とのために採るべき目標を示しているのである。従つて、この九目標は、大別して日本經濟の安定のための施策とその自立のための施策とに分けて考えられる。即ち（1）財政の均衡化（2）徵稅の強化（3）金融の引締（4）貨銀の安定（5）價格統制の改善強化までは經濟安定のための施策であり、（6）外國貿易管理の改善及び外國爲替管理の強化（7）割當配給制度の改善（8）重要國產原材料の増産（9）食糧供出計畫の能率向上までが、日本經濟の自立化のための施策であると云い得るであろう。

而して、マックアーサー書簡は、その末尾に、「これら九目標は、單一外國爲替相場を早期に設定できる

様な諸條件を確保することを目標として推進されるべきである』と述べて、日本經濟の安定と自立のためには、日本は早急に貿易の振興を圖るべきであり、そのために萬難を排し、インフレーションを収束し、國內物價水準を國際的物價水準に合致せしめ、以て單一外國爲替相場を設定せねばならぬと断じてゐるのである。

戰時中の軍需產業中心の、云はば局部的インフレ政策は、敗戦によつて當然に揚棄せられて、日本經濟復興を目標とするインフレ收束の段階に轉換すべきであつたにも拘らず、今日まで歴代内閣はその決斷を有せず、客觀的情勢は、逆に全面的インフレ政策によつて推進されて居るかの如き相貌を呈し、インフレーションは益々悪性化しつつあつたのである。膨大な人口を養うには餘りにも貧困化した資源と生産力とを以て敗戦以來今日まで兎に角四年を過ごして來得たのは、總ての經濟的矛盾の解決を米國の對日援助と資本の喰潰しとに求めることが辛うじて許され得たからである。

第二次大戰後の世界經濟は、第一次大戰後のそれに較べて、經濟の計畫性と統制との高度化により、遙かに早く恢復し安定化するであろうと豫想され、事實上も、米國のマーシャル計畫の強力な實施によつて英佛をはじめ、マーシャル計畫の參加國においては、計畫的に着々とその經濟復興が齋らされつつあるのであるが、東洋においては、中國は果てしなき内亂によつて、日本は他力本願的なその日暮しによつて、經濟復興は遅々として進展し得ない状況に在つたのである。上述の如く米國は、マーシャル計畫の實施、對中國援助及び對日援助等の形によつて世界經濟の恢復、その安定、ひいては世界平和の維持のために非常な危険を犯しながら莫大な資本を世界の各國に投下しつつあるのであるが、米國のかかる世界資本主義安定政策に對す

るソ連を中心とする共産主義的勢力の反攻は、また日増しに激化されつつあり、殊に東洋諸地域においては逐次その戦果を擴大しつつあるとも觀られるのであつて、米國にとつては、東洋諸國の一日も早き經濟的安定と自立化の實現即ちこれらの國々の世界資本主義圏の一員としての安定と自立化の實現が最も必要となつて來ているのである。經濟九原則の實施による日本經濟の安定と自立化が強く要請される背後には、かかる世界經濟的な事情が存在していることを銘記しなければならないのである。

經濟九原則は、均衡財政の見地に立つ二十四年度豫算の成立、一ドル三百六十圓の單一爲替レートの設定によつて着々と具體化され、實施に移されつつあるのであるが、九原則實施の要請の背後に究極的には日本經濟の國際經濟えの復歸という目標があるとするならば、われくは、國際經濟えの復歸を前提としての日本經濟の合理化という問題を中心として經濟九原則實施の問題を把握すべきであろう。これを更に具體的に云えば、企業の合理化について色々の問題を検討すると共に日本經濟の輸出可能性を論することが、經濟九原則の實施と業界の今後とを考える場合の最も重要な問題であろうと思はれる。

### III 企業合理化の問題

日本經濟に課せられた經濟九原則の實施という要請が、上述せる如く、世界經濟の一環としての日本經濟の安定と自立化のためのものであり、從つて日本經濟が國際經濟え復歸し得る條件を造出するための日本經濟合理化の問題が、經濟九原則實施の中心課題をなすものであるとするならば、ここにいう企業合理化の問題は、國際經濟から孤立して營まれる日本經濟の狭い範圍内の企業合理化（戰時中の企業整備の如し）とい

う意味においてではなく、國際經濟的水準における企業合理化の問題として考えられなければならないことは云うまでもないことであろう。

わが國に果して純粹な意味の資本主義經濟が成立し、發展して來たかどうかというような六ヶ敷しい議論は別としても、日本經濟が色々な點において資本主義經濟として充分には合理化せられて居らず（家内工業的な中小企業や農村經濟の問題）、殊に國際經濟から全く孤立して戰時經濟を營まざるを得なくなつてから今日に至るまでの期間において經濟の合理化が甚しく遅らされたことについては、何人にも異論の無いところであろう。特に、敗戦以來今日までの期間に、昂進する惡性インフレーションに抗してわが國の企業は、資本主義的合理性を無視した運營を續けざるを得なかつた結果、その再生産的基盤は甚しく蚕蝕され、企業能率は極度に低下してしまつたのである。戰災による生産設備の損害、引續く酷使による機械設備の損耗は、補充され得ず、労働攻勢の激化は、人件費の増嵩を齎らしている。

かくの如く生産性の低下した企業を短期間に國際的水準まで合理化せんとすることは、極めて多くの困難が伴つてゐることを覺悟しなければならない。わが國企業の經濟的水準について、戰前においてわが國の製品が海外に進出し、英米等の製品を驅逐せんとする勢を示した實績を回想して自惚に陥つてはならない。當時のわが國の輸出工業は、絶大な國家的保護の下に、不當な社會的條件を利用しての低質銀政策を強化しつつ、いわゆる飢餓輸出によつて國際市場へ進出したのであつて、このことは、一般的にわが國の労働賃銀が國際的に觀て極めて低い所に在つたことを利用して、労働の犠牲による無理な輸出だつたのであつて、決してわが國の企業水準が國際的に優れていたために輸出が可能であつたと云う譯ではなかつたのである。敗

戰によつて日本帝國は没落し、新憲法による日本國が誕生し、基本的人權が確立された今日においては、國家權力の庇護による特權的な輸出や労働搾取による不合理な輸出は最早や許されない。従つて、われくは企業合理化の程度として、戰前の企業水準の復歸を目標とするだけでは足らず、この際明治以來數十年間における日本經濟の遅れを可及的に取り戻して、國際的企業水準まで飛躍して行く覺悟がなければならぬのであつて、この意味で、今日における企業の合理化の問題は、その幅と深さにおいて從來にない大きな規模を持ち、云はば日本經濟の近代化、廣く云えば日本社會の近代化の一翼としての企業の合理化として取り上げられねばならない。斯くの如く企業合理化の問題は、これを單に當面の經濟的應急策として簡単に處理するだけでは足りず、企業の據つて立つ社會的基盤の合理化と關連させて考へて行かねばならぬという所に最も大きな困難さを持つてゐるのであるが、この小論でこのよくな點にまで觸れて論することは到底不可能であるので、唯かかる社會問題との深い繋がりが今日の企業合理化問題の根柢に在ることを示すに止め、差し當り考察を要すべき經濟的な對策について述べ、それに關連する限りにおいて、出來るだけこの問題にも觸れて見よう（特に、家族勞働や徒弟勞働を利用する中小企業の合理化の問題を考える場合には、この問題は極めて重要であるから）。

### (1) 企業設備の合理化

一ドル三百六十圓の單一爲替レートが設定され、輸出入調整金も漸次整理廢止の方向に向うものとすればこのレートで企業採算性が成り立たない企業においては、極力コストの低化を圖つてこの危機を切り抜けね

ばならないのであるが、この場合最も有力な手段は設備の高度化によるコストの引下げである。鐵鑄資源の不足と工作機械工業の未發達のため、生産過程の機械化には自ら一定の限度があるであろうが、労働賃銀の低廉さに頼つて、充分な生産の機械化を怠つて來たわが國の企業にはまだ／＼機械化的餘地が相當にあることと思はれる。殊に豊富な労働人口の存在によつてその發展が廣らされ、わが國工業の中軸となつて來た中小工業においては、低廉な労働賃銀が唯一の基礎とされ、企業の合理化は甚しく立ち遅れているのであるから、舊い傳統や因習に捉はれずには斷行するならば、生産過程の機械化による企業合理化の餘地はかなりにあるであろう。新憲法の下に労働権が確立せられた今日、昔日の如き低賃銀の利用による企業の繁榮を再び夢みることは到底不可能であるから、中小企業においては、生産技術の高度化機械化について真剣に考えて行かねばならない。特に、鞏固な家族制度によつて支えられて居つた、優越なる戸主權が消滅し、封建的感情によつて支えられ來つた徒弟制度が清算されざるを得なくなつた今日、家内工業乃至問屋制手工業はその存立の基礎を失ひつがあるのであるから、この分野における企業合理化又は生産形態の合理化については、徒弟に因習に捉はれることなく果斷にこれを實行して行く必要があるであろう。而もかかる中小企業こそ、將來のわが國輸出工業として最も有望な産業部門なのであるから、國際經濟的水準への向上を目指して、萬難を排して企業合理化に邁進すべきである。

生産過程の機械化、企業設備の高度化が急務であるとしても、これら的要求を實現するためには先づ資金の問題を解決して行かねばならない。ここにも大きな困難があるのであつて、實は日本經濟が中小工業を中心へ發展せざるを得なかつた有力な原因も、他面から考えるならば、資本の缺乏にあつたと云ふことも出來

るのである。而して、資本問題の解決策としては、同一部門に屬する各企業が、協同組合等の形態によつて各自の設備又は資本を集中してヨリ大きな企業形態を形成し、これによつて企業の合理化を圖る方法と他資本の投下を俟つて、自力にては不可能な高度の合理化を圖る方法とがあり得るのであつて、前者の方法は、獨占禁止法の緩和や中小企業等協同組合法の制定と相俟つて、今後大いに活用されねばならぬことは云々迄もないものであるが、日本經濟の現状から觀るならば、その資本蓄積にも一定の限度があるので、後者の方法特に外資導入による企業合理化の方法についても、今後大いにその対策を考究しなければならない。この點についても、外資が安んじて、積極的に導入されるためには、單に經濟的條件を整備するのみでは足らないのであつて、未だに牢乎として抜くべからざる如く見える偏狭な排外思想の清算された合理的な社會の形成されることが特に必要であると思はれる。

## (2) 企業運営の合理化

今まで、わが國の企業は、昂進するインフレーションの波に揉まれて充分に合理的な企業の運営を圖り得ずして、いや、時には合理的な運営を故意に避けて、インフレーションの波を悪用して、極めて不健全な生産的基礎の上に辛うじて生きて來つたのである。このような不健全な状態で兎に角わが國の企業が生きて來られたのは、偏重に適切な米國の對日援助と、インフレーションの悪化をも敢えて恐れざる如き赤字融資の濫發及び再生産的資本蓄積を無視した自己資本の喰潰し的企業運営のお蔭であつたのである。併し、斯くの如き不健全極まる運営によつて大半の企業は、早晚破滅の淵に臨まねばならなかつたのであるが、經

濟九原則は、日本經濟をこの破滅の一歩手前で救うべく、實施されるに至つたのである。それ故に、不健全な企業運営の繼續を可能ならしめていた赤字融資は、九原則具體化の第一歩たる均衡財政の樹立及び金融引締め方針の下に真先きにその續行が許されなくなつて来るであろう。これは、至極當然なことであるとは云い乍ら、複雑怪奇に發達した經濟統制が企業の赤字を強要している一面もある實情から考へるならば、赤字融資が急激に不可能になることは、わが國の企業にとつては極めて深刻な問題であるに違ひない。經濟を統制するということは自由を基調とする資本主義經濟を前提とする限り、そもそも極めて不合理な事柄に屬するのであるから、統制經濟の下で企業の運営のみを經濟的に合理化せよとは大いに無理な話である。ここに企業經營の合理化についての最も大きな困難が横たわつてゐるのであるが、九原則の峻厳な實施は、われ々に可能な範圍において可及的に企業運営の合理化を圖るべきことを要求してゐるのである。赤字融資の不可能によつて企業は運轉資金の缺乏に甚しく苦しむに至るであろうが、これに對しては販路の確立又は短縮化と販賣組織による資金回轉期間の短縮代金回収の迅速化を圖らねばならない。インフレーション昇進下の經濟取引の常として、わが國の現状においてもブローカー的取引の横行、従つて正常なる販路の攪乱、賣惜しみ、買溜めによる商品流通の停滞などによつて賣掛代金の焦げつき、運轉資金の固定化等の現象が相當に見受けられるのであるが、これらの現象を排除して、取引の正常化に努めるならば、資金の回轉期間の短縮化、代金回収の迅速化を圖ることも相當程度可能であると思はれる。

次に、金融引締め方策の實施によつて、中小企業に對する金融は、相當に窮屈に成るものと思はれるが、これに對する對策としては、輸出産業の進出及び政府出資又は半官半民組織による中小企業専門の金融機

關の設置などが考えられる。前者即ち輸出の振興による企業運営の合理化の問題は、前述せる如く中小企業にとつて特に可能にして極めて有望な対策であつて、この點については更に項を改めて輸出可能性の問題として詳細に論するが、後者即ち中小企業専門の金融機關設置に關しては、政府においても國民金融公社法（假稱）の制定を企劃し、その實現に努力中であると聞く。

これらの対策の實行によつて中小企業の運営の合理化が相當に推進され、九原則實施による經濟的打撃がかなり緩和されるであろうが、最後に財政均衡化政策の當然の歸結として租税負擔の加重化が企業運営の合理化に關連して考えられねばならない。九原則の要請として、惡性インフレーションの最大原因たる赤字財政が禁ぜられた今日、歳出面の節約を極力圖ると共に歳入の増加、特に租税收入の増大が企圖されているのであるが、二十三年度における稅金攻勢に對してさえ、わが國の企業は四苦八苦の窮境に陥つた程であるから、更に一層その租税負擔を増大することは、この儘の状態では多くの企業にとつて、その破滅を意味すると同様な打撃に成るに違ひない。併し乍ら、總國民所得に對する課稅總額の比率を見るならば、假りに國民所得の推定が不正確であると見て、總國民所得の額を割引して考へて見ても、課稅率がそれ程に高率であるとは云い得ない。従つて、課稅の正確公平化を期し得る行政組織の早急なる樹立が傳えられている今日、企業側としては速かに會計制度の合理化を圖り、明確な帳簿システムを採用して、不正確不公平な課稅に對し正當に抗辯し得る基礎を確立し、不當な課稅によつて企業の破滅を招くことのないようにななければならぬ。

#### IV 輸出可能性の問題

日本經濟の安定と自立は、その國際經濟への參加が可能になつた時に初めて確實なものとなるのであり、國際經濟への參加が可能になるためには、日本經濟の輸出能力が、日本の必要とする輸入物資の購入を可能にする丈けに充分な程に伸びる可能性を持ち得なければならぬ。經濟九原則の究極的な狙いが、世界經濟の一環としての日本經濟の安定と自立に在るとするならば、輸出可能性の問題は、即ち經濟九原則實施の可能性能を決する重要な問題であると云はねばならない。而して、一國の輸出可能性は、その國の經濟的水準が國際的經濟競争に勝ち得る水準に迄達している場合又はその國の企業水準が必ずしも國際的に優れていないにも拘らず、特殊事情を利用することによつて他國の追従を許さざる獨自性を持ち得る場合に成立するのであつて、輸出可能性を論ずるには、この二方面から考察して行かなければならない。

所で、率直に云つて、日本經濟の輸出可能性を論ずる場合に、問題を正面から取り上げて、國際的經濟競争に打ち克ち得るための企業合理化の限度を論することは、論理的には一應肯き得るが、當面緊急を要する實際問題としては、輸出不可能性を簡単に導き出す最善の方法を論ずる結果に終つてしまふであろう。廻りくどい表現になつてしまつたが、これを要するに、日本經濟が短期間に國際市場において勝利を得るためにには、日本經濟の後進性を利用して國民が耐乏生活を繼續することにより、低賃銀に基づく低コストの商品を諸外國に送り出す以外には原則として方法がないということである。企業の合理化を圖り、生産性を向上せしめるることは、日本經濟の安定と自立のためには極めて必要なことではあるが、輸出可能性の急速な確立を

必要とする今日、企業合理化の方法によつてのみ輸出可能性を生み出さんとすることは、日本經濟の現状からは望み得べくもないことである。従つて、決して自慢になることではないが、具體的に云えど手工業的製品その他、人間の勞働力の投入を多量に要するため先進國においては最早や經濟的に成立し得ない産業部門の製品又はその生産に高度の精密さを要するため機械的生産に向かない製品等の輸出を圖ることによつて、日本經濟は充分にその輸出可能性を獲得することが出来るであろう。更に、東洋及び南方諸地域の如く英米等の優秀にして高價なる製品の市場としては向かない地域に對しては、わが國の低賃銀による低廉な工業製品の輸出も亦可能であらう。このような輸出は、戰前におけるわが國の輸出の形態から一步も前進しないものの如くであるが、前述したように、今日においては既に勞働権も確立せられ、勞働の酷使は嚴に禁ぜられてるのであるから、この點をカバーするために企業合理化、生産效率の向上を、併行的に實現しつつ行かなければならぬ。

## V 療品業界における企業合理化と輸出可能性の問題

### ——療品業界の今後の問題——

本節においては、前々節及び前節において一般論として述べた問題を、更に具體化して療品業界の問題として述べようとするのであるが、出來るだけ重複を避けて、具體的に考えて見よう。

先づ、企業合理化の問題であるが、療品關係の產業は、中小企業であり、而も概ね手工業的範疇に屬するものであるとは云え、その製品は、衛生材料としても醫科器械歯科器械にしても或はその他の衛生用品にし

ても、總てが現代の保健衛生上の要求から、熟練した高度の技術によつて生産されねばならないものであつて、單に古い傳統又は因習の力によつて、その生産が手工業的段階に止まらしめられているものではない。従つて、未だ多少の技術的改良の餘地は有ることとは思はれるが、その生産過程における飛躍的な企業合理化是不可能である。

それ故、企業設備の合理化、機械化によつて、經濟九原則の實施から來る色々の悪影響を避けて行く餘地は殆ど無いのであるが、企業の運営の合理化によつてこれを避けて行く方途は、衛生材料や衛生用品の分野において終戦後に企業整備の復活その他で相當に企業體數の増加を見ている現状から考えて、充分にあり得ることと思はれる。醫科器械、歯科器械、齒科材料の分野においても、それらの企業が比較的小資本を以て經營し得たために、企業體數が極めて多い業界であるから、企業の合併又は協同組合形式による連合體の形成などによつて集中生産方式を採用する餘地もかなりあるであろう。又、その製品の供給先が比較的限定されているという特殊性から、販路の確立、販路の短縮又は販賣組織の整備によつて代金回収の迅速化を圖ることも可能であろう。常識的には、病院診療所等を相手方とする取引においては、代金回収に要する期間は比較的長いものとされ、又この種の取引においては、慣習的に信用取引が多いといった事情もあるのであるが、取引關係が比較的に固定している丈けに、現金取引の轉換又は代金回収期間の短縮を圖ることは他の一般的業種に較べて割合に容易であろう。

金融の引締めは、療品業界が國民の保健生活上必要不可缺な物資を生産しているものである以上、それ程に苛烈に適用されないのであろうから、個々の企業經營が堅實な基礎に立ち、銀行の信用貸與を濫らせない限

り、それ程心配することもあるまいと思はれる。租税負擔加重の問題については、一般論とし第三節第二項において述べた所が當て嵌まるのであるから、急速に會計制度の近代化と近代的帳簿システムの採用とを心懸くべきであろう。

療品業界における輸出可能性については、戰前及び終戦以來現在までの輸出實績に徴して見ても、大いに自信を持つてよいのであるが、更に輸出申込の受入れ態勢を統一整備すると共に貿易商談の經驗を積むことによつて、一段との伸展を圖ることができるであろう。元來、技術的に見ても、療品關係産業は、極めて輸出産業に適當な業種なのであるから、日本經濟の將來にとつての輸出の重要性を認識して、一層この製品の質的改善を圖つて輸出の伸長を期すべきである。現在最も有望視されているのは、注射筒、注射針等の医科器械類であるが、その他の医科器械及び歯科器械類にあつても、朝鮮臺灣をはじめ支那滿洲等これらの國々の醫師歯科醫師の大部分が日本の教育を受け、從來から日本製品に慣れ親しんでいる地域に對する貿易が本格的に開始されるに至るならば、輸出申込が相當に殺到するであろうから、嘗ての信用を失墜せず、更に一層の信用を獲得すべく今よりその準備に萬全を期さなければならない。

衛生材料についても、既に印度をはじめ南方諸地域、支那等の原料生産地からの加工委託的な輸出申込が相當に舞い込みつつあるのであつて、原料の提供を受けてその加工を行い、製品を輸出するというこのような形態のものにあつては、輸出利益の他に、落綿の獲得という利益をも伴うものであるから、日本經濟のために、大いにその伸張を期すべきである。このことは、ゴムを原料とする氷枕その他の衛生用品についても云い得るのであつて、要するに輸入原料にわが國獨特の技術を加えて製品化して、これを再輸出する産業は

資源に乏しく、相當に發達した技能を持つ人口を多く擁しているわが國の輸出産業として、最も適當したものであると云い得るのである。

上述した所により療品關係産業は、いづれも大きな輸出可能性を持つてゐるのであつて、この點からも經濟九原則の實施に對處して、狼狽せずに、却つてその發展を期し得るものと思はれる。

最後に、一ドル三百六十圓の爲替レートについて云えば、多少の例外を除いてこのレートで療品關係産業は充分にやつて行けると思はれるのであつて、輸出入調整金の廢止も、さして恐るべく惡影響を及ぼさないであろう。

これを要するに、經濟九原則下においては、療品關係業界は、企業運営の合理化によつて九原則の峻厳なる實施から受ける衝撃、緩和を圖り、更に進んで輸出の伸暢を圖つて積極的に經濟九原則實施の波に乗つて業界の發展を期し得る好條件の下にあるのであるから、經濟九原則實施によるデイフレーションや安定恐慌を徒らに恐れて萎微沈滯に陥るべきではないのである。

## VI む す び

さて、以上の論述において「經濟九原則の實施と療品業界の今後」という問題を、企業合理化と輸出可能性を中心にして、なるべく具體的に論じて見たのであるが、「むすび」として、問題をもう一度總括的に結論づけて見よう。

經濟九原則が峻厳に實施される結果、今後の日本經濟は、必然的にデスイフレーションの過程に入り各企

業は、一ドル三百六十圓の爲替レートを媒介にして國際的企業水準を目指した企業合理化を餘儀なくされ乍ら全體として輸出産業中心の經濟構造と急激に切り替えられて行かねばならないのであるが、この切り替えは、根本的には、明治維新以來日本の經濟がその上に組立てられていた、封建的な要素を多分に含んでゐる經濟的基盤を、眞に近代的なものに改造する「經濟的基盤の合理化」なくしては到底不可能である。日本の政治構造は、新憲法の制定によつて既に合理化されたと云えるのであるが、日本の經濟構造は、この經濟九原則の實施によつて今後合理化されて行かねばならないのである。

而もこの經濟構造の合理化なくしては、政治構造の合理化は眞に基礎づけられ得ず、折角の新憲法も遂には畫餅に終らざるを得ないのであつて、ここに經濟九原則の實施の持つ最も深い意味が存していると思はれるのである。このような政治と經濟との相互的な關連にまで問題を掘り下げて行くならば、經濟九原則の實施という困難な事業は、また逆に、政治構造の合理化、ひろく云えは社會的基盤の合理化なくしては、根本的には果し得ないものであるといふことが出来る。従つて、企業合理化についてもこれを單に機械的表面的に理解することなく、企業合理化を可能ならしめる社會的な基礎という點にまで掘り下げて把握しなければならない。具體的に云えは、企業設備の合理化という問題については、これを單に手工業的設備の機械化といふ表面に止めず、機械化を遅らせ、企業合理化を妨げて來た家族勞働又は徒弟制度の存在についても考えを及ぼして見なければならぬのである。又輸出可能性について大いに希望が持てるとしても、低質銀を利用しての輸出の伸暢という形態が、國際的に又は社會的に果していかなる限度まで許されるかという問題を考えて見る必要があるであろう。

事態を率直に觀るならば、狹少な國土、貧弱な資源及び老大な人口を持つわが國が、相當な文化程度を維持し乍ら國際的に自立して行かねばならぬところに經濟的にも政治的にもかなりな困難があると思はれるのであつて、經濟九原則の實施に關する前述した如き諸々の對策も、強力な政治力による裏打ちと國民各自の強靭な耐乏力とが無ければ、その成功は甚だ困難であろう。

經濟九原則の實施は、日本經濟を安定と自立へ導き得る唯一の通路ではあるが、その道は險しく、一度び進路を誤まれば奈落の底へ轉落する危険のある一筋の綱に等しい。行手には怖るべき安定恐慌が待ち構え、一波は萬波を呼ぶ如く、一企業の倒壊が、やがては全企業の、従つて又日本經濟の壊滅まで波及して行くかも知れない。まことに、經濟九原則は、日本經濟を救う妙薬であると共に、一と度びその服用を誤まれば生命をも奪うに至るべき毒薬であるかも知れない。

今後われ／＼に課せらるべき問題は、如何にこの妙薬を毒薬に變ぜしめずに活用するかということである。

## 「療品とは何か」



多岐多様な療品に確然とした定義を與へることは大變に難事である。療品についての學理的な意味とは別に我々が日頃考へ又は事務上に於いて取扱つてゐる療品の何であるかを述べる。

療品とは醫療並に保健衛生のために専ら使用されるところの物であると考へられる。

又其の分類學的範圍も明瞭ではない。憲法第二十五條は我々國民が健康にして幸福な生活を送り得る生活權の保障である。政府によつて健康にして文化的な國民の最低生活を保障するところの廣汎なる諸政策が強力に推進されるとしても、一度健康を害し臥床した時は何をおいても醫師の診斷を受け、薬だ、體溫計だ、冰嚢だ、吸呑だ、吸入器だと大騒ぎして、初めてそれらの物の必要を痛感するものである。これらの健康を恢復するために用ひられるものの中、薬品を除いたもの及び日常健康を保持するために衛生的見地から専ら用いられる物を療品として取扱つてゐる。又其の分類學的範圍も明瞭ではないが一應療品を區分すれば、

a、醫師において専ら使用するもの

　　醫科機械器具、歯科機械器具、材料及衛生材料、藥包紙薬袋等の如きもの

b、家庭において専ら使用するもの

　　衛生材料、冰嚢、冰枕、月經帶、おしめカバー、サック、避妊器具、健康帶の如く一般家庭で主として使用す

るもの

以上の如く療品は實に多種多様であり且つ非常に廣範囲である。又化粧品の如きも從來は單に身軽みに使用されたのであるが、近時に於ては化學的に研究され、薬剤配合等により皮膚機能を完全ならしめ、皮膚病の原因を除去すると共に皮膚の艶美を企圖せる傾向にあるので、健康を保持する意味においては、これら化粧品も療品に準する物であると解釋される。

右の様な解釋をすると、我々が日常使用する日用品も又保健衛生に關係があると言ふことになるが、確かにこれも間接的には關係があるが、それは使用の目的が直接であるか否かに依つて區別されねばならぬ問題である。例ええばおしめ袋の如きは判断に苦しむが現存の處廣義に解し療品として取扱つてゐる。

然し療品の意味も我々の生活狀態の向上及び時代の變遷と共に之が解釋も變つて來ると思う。

規格については醫療器械及びゴム製品關係に一部規格があるが醫療器械類は從來よりD・I・Cにより、ゴム製品關係は價格の點より一應規格があるのみで、これについては今後可及的速やかに制定せねばならぬ問題である。

療品の生産については、一部を除き大部分のものにつき厚生省に於て、これら必要なる療品に對し指定生産資材割當規則に基き資材の割當を行い生産指導を實施している。なお配給については衛生材料及び歯科用貴金屬につき配給統制を實施している。又これらのものの輸出品として占める經濟的地位は益々重大であつて、今後我國經濟再建のためこの方面に最も努力せねばならぬところである。

療品については以上述べたが、更にこれら療品業界に最も關係深いところの藥事法上の用具、化粧品とは何であるかを説明する。藥という語が出ると隨分藥臭い匂ひがするが、新藥事法では藥事の定義を次の如く下している。

## 薬事法第二條

この法律で「薬事」とは、醫藥品、用具又は化粧品の製造、調剤、販賣又は授與及びこれらに關連する事項をいう

右の様に薬事の範圍を定め新に用具、化粧品が薬事の範圍に取り入れられたのである。

從來は單に有害避妊用器具と化粧品だけが國民保健上の見地から取締りを受けて來たが、今回の法的規整によつて右の外廣く療品をも薬事法の中に取入れて統一的な基盤の上で取締を嚴にして、以て國民保健上遺憾なきを期せんとするものである。では用具とは何かといふと次の如く定義を下している。

### 薬事法第二條第六項

この法律で「用具」とは左の各號に掲げる物をいう

- 一、人又は動物の疾病的診斷治療中輕減處置又は豫防に使用することが目的とされている器具器械又は装置
- 二、人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は装置

右の様にその範圍は極めて廣いのである。

さきに述べた療品が用具であることは明確なことであるが、それらの中には保健衛生上の見地から見て法的規整を要する程には重要ではないものも多く含まれることになるので、かかる用具については法第五十五條に基き省令をもつて適用を除外している。

なお法第五十四條では用具であつて専ら動物（家畜）に使用されることが目的とされているものは農林大臣の所管とする旨を規定している。人にも動物にも共に用いられる用具は、厚生大臣の所管となるのである。

次に化粧品とは何かというと次の如く定義を下している。

#### 薬事法第二條第七項

この法律で「化粧品」とは人の身體を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容貌を變えるために身體に塗擦撒布その他これに類似する方法で使用することが目的とされているもの又はその構成の一部として使用される物をいう。

右の様に化粧品の外廣く裝身具の「リボン」とか「かつら」や「つけひげ」の如きものまでこの目的で使用される物と言えることになるのであるが、それは使用方法の差異による。化粧品の使用方法は「身體に塗擦撒布」即ち白粉クリーム類、眉墨、口紅を身體に塗り又は擦り込むこと、香水を皮膚に振り掛けること及び「その他これに類似する方法」即ち化粧品の使用方法の進歩によつて例えば口紅の如きものは、口紅に注射器で注射する等の方法が先進國に於て現に行はれている。

以上の使用の方法を限定することによつて、前の裝身具の類は化粧品の範疇から除かれてくるのである。「又は構成の一部として使用されているもの」とは現に化粧品の一部として使用されている組成を指すもので、原料自體を法の對象とすることは考えていないのである。

以上療品の何であるかの概念を述べ、薬事法のこと、新らしく内容を盛つた用具と化粧品の定義を説明したのであるが、これらの定義に合う物を製造せんとする場合は登録をなし、更に用具については製造品目の許可を得なければならないし、又この登録も一ヶ年にて更新をせねばならないので之等諸手續については、他の項にて各々説明することとし、ここで療品業界の發展の歴史を顧みることも、目下大いに論議されている經濟九原則、爲替レート問題及び

ドツヂ聲明等、我國政治經濟の大變換期に直面せる際何等かの参考になると思うので以下沿革を記述する。

衛生材料の沿革

醫科器械の沿革

齒科用品の沿革

化粧品の沿革

齒磨の沿革

ゴムの沿革

一、衛生サツクの沿革

二、月經帶の沿革

三、おしめカバーの沿革

四、ベッサリーの沿革

オブラートの沿革

醫療用紙製品の沿革

## 衛生材料の沿革

我國における衛生材料の沿革に關しては記録に徵すべき確實な資料は全く不備であるため特筆することは困難視されていたのであるが、幸い業界の方の御骨折によるその参考資料を基として左に記述しよう。

明治五年發行の「撒善篤綱帶式」という書名の翻譯書があるがこれが言葉として「綱帶」なる文字が使用された最初ではないかと思われる。我國に於ては明治十年の西南戰役後、英國帝室醫學校教授ジョセフ・リステル氏の創案を一参考として試作的に種々研究が行はれたるもの如し。その頃石黒忠恵氏（陸軍々醫總監子爵）萬國赤十字社會議に列席し、各國に於ける衛生材料の整備状況を知り、我國に於ても是が整備の重要にして急なるを痛感した。歸朝後東京鎮臺藥劑官大井元道、名古屋鎮臺藥劑官安香堯行兩氏に命じてその調査研究と製作方法の實驗を行わしめ、軍用衛生材料の整備につとめた。兩氏は東京及び名古屋に於て夫々別箇に研究を續け、前後三、四年漸く使用に耐える程度の製品を得たが、消費方面の衛生材料に對する認識並びに醫術の發達状態は衛生材料の工業的企業を成立させるまでの域に達しなかつた。この頃の衛生材料は脱脂綿ではなくガーゼの代りに綿撤糸、麻撤糸を用い綱帶は必要に應じ、晒木綿を適當の巾に剪断して使用する他、三角巾が一部に用いられた程度であつたが、其の後綿撤糸等は削除され始めて脱脂綿、ガーゼが創製されたのは明治二十年頃らしい。ではその頃の衛生材料はどのようなものであつたか。

先づ脱脂綿については、明治二十年頃大阪市東區石町に勝田源之助という人があり、後高麗橋一丁目に勝田雪曝館

として店舗を構えた。この勝田氏が脱脂綿の製造を創め製綿を壹貫勿位づつ脱脂綿にして「アヌキ綿」という名稱で賣り出し、恐らく之が脱脂綿製造の元祖ではないかとも思われる。當時の製造方法は、原料は國産綿を用い、蒲團綿用弓打機を使用したとの事である。

我國で始めて脱脂綿を大衆的に使用したのは濃尾地方の大震災（明治二十四年十月二十八日）の時で、野天に臨時急造の設備をして脱脂綿を製造し、之を傷病者の手當に用いたのが最初であり、衛生材料を始めて大量に使用するに及び廣く一般醫家方面に急激に其の眞價が認められた。

明治二十七、八年の戰役の頃より衛生材料が實地に應用され、其の後幾多の事變に遭遇し、急速に進歩的研究が積まれ、明治三十五年頃には需要に應するため工場の擴張も行われなお新規企業も増加し、明治三十七、八年の戰役には一應完成した製品が使用された。然しだぐ、一般には衛生思想が幼稚で病院醫師等は脱脂綿を貴重品扱いにして容易に使用せず、一般家庭では仲々使用しなかつた。兎に角脱脂綿は贅澤品なりとし、分娩の場合も昔から我國の習慣で殊更に古い汚れた襦襷切を使用するということが都會も地方も同様に行われ、脱脂綿はなるべく使用しないようになしたものである。其の後衛生思想も普及され使用者増加の傾向となり明治四十一年一月の第三回日本藥局方の改正に伴い、脱脂綿は精製綿となり、ガーゼは精製ガーゼとして薬品に包含され、この頃から衛生材料の普及が一般的に良好となり追々多量に使用されるようになつた。

ガーゼは、原料織物の製作に特別の機械を新設することなく、愛知縣丹羽郡内に木綿蚊張製造を副業とする設備が多數であつたので、これを利用し、横糸二〇番手、縦糸三〇番手及び縦横二〇番手の二種類を粗に織つたものを用い生地生産にあつた。一方關西方面は奈良縣、關東方面は埼玉縣等にて俗にチヨンコ機と呼ばれる織機で織られてい

た。併し製品の品質は不定であつて信頼は置けなかつた。明治三十年頃日本薬局方改正の際ガーゼも改正されたのであるが、明治二十八年渡邊松五郎氏、工場を名古屋市押切町に創設、明治三十四年豊田式織機二十臺を据付け局方ガーゼを製織し漂白精練の上、市場に出した。渡邊氏の製品は評判よく最初の二〇臺が五〇臺、八〇臺、一三〇臺となり、漸次その販路が擴張した。これより大阪、埼玉、岡山方面にも工場が出來始めた。他方その頃脱脂綿の原綿として日本綿以外に天津綿等の支那綿を使用するに至つた。打綿機には三州木製打綿機を用い、ガーゼ織機には木製足踏機を用いた。明治三十七年に至り原動機を使用する、工業的生産方式が用いられ、木製動力機械による大量生産となつた。脱脂綿も同様動力打綿機を用うるに至り明治の末期には舶來大形カーボを設置するに至つた。大正四年第一次世界大戦中に需要が増大し、本製造工業は一大發展をなし國外輸出も行はれた。大正末期より昭和の始め以後大阪府は綿帶木綿ガーゼの主なる生産地となるに至り、これと併行して愛知縣知多方面、すつと年代が後れて千葉縣、新潟縣及び福岡縣等にも若干生産されたのである。

次に卷軸綿帶であるが、愛知縣知多方面内に於て知多晒木綿織機を利用し、縦糸二〇番手、横糸一六番手並びに縦横一六番手に織つたもの、五裂とか六裂とか必要な裂に切斷して、之を机上にて筆の軸のようなものを以つて一枚づつころ／＼卷いたものであるが、大正四年頃より綿帶卷機械の研究に着手、某氏の考案を基礎として遂に大正十年完成し大量の要望に應することを得るに至つたのである。

以上が大體の沿革であるが、大量生産に乗出した衛生材料業界は市場を海外にも求め尙明治時代の事は不明であるが、大正初期よりは相當量露國方面始め、朝鮮満州、支那、シヤム、南米、濠州、スエーデン、南洋諸島等へ輸出された模様である。終戦後我國が輸出を要請せらるるに至るや、昭和二十二年二月二十五日大阪市東區安土町二丁目に

於て創立總會を開き、日本輸出綱帶材料組合を結成し、本格的輸出に對し準備態勢をとり順次その成果を見んとしつある。

又これら衛生材料の組合については日本製綿工業組合から獨立して脱脂綿工業組合を設立したこと又脱脂綿と衛生綿の問題等いろいろ複雑した問題はあつたが、ここでは詳説をさけ概略を述べれば、衛生材料の製造業については、昭和十四年全國局方ガーベ製造統制株式會社、昭和十五年全國局方脱脂綿製造統制株式會社、全國醫療衛生材料製造株式會社が夫々設立され、又販賣についても昭和十七年東部、中部及び西部に各々衛生材料元賣株式會社が設立され衛生材料の製造及び配給の圓滑適正なる事務を實施し、大いに成果を収めた事は誰しも認むるところである。たまたま太平洋戦争となり決戦體制となすの必要に迫られ緊急實施することとなつた譯であつて、局方脱脂綿、局方ガーゲ各會社、全國醫療衛生材料製造會社を夫々略ぼ同一方式に依り整備すると共に、衛生材料元卸業をも整備、さらに以上の企業整備完了後は關係七會社を一會社に併合、昭和十八年統制會社令により一元化された衛生材料統制株式會社が設置され終戦後に至るまで繼續されたのである。

今や單一爲替レートも設定され、衛生材料業界も茲に世界の風雲に曝されるに至つたのである。業界は十年間の統制に甘やかされ比較的安易なる夢をむさぼりつつにあるに非ざるか？ 益々生産技術の向上と商業技能の練磨に努め故人努力奮闘の跡を省みるに非ざれば悔を千載に残すと思はる。大いに奮起すべき秋である。

次に衛生家庭綿について述べることとする。

戰時中輸入纖維原料の杜絶に遭ひ、國內資源の開發が當然の要請となつたので種々探究の結果、國內に無盡藏にある野生苧麻、桑皮等から纖維の製造が開始されこれ等を雜纖維と總稱して全國各地に數百の製織工場が設立され、相

當量の纖維を充足して來たのであつたが、終戦となり米用原棉の輸入見透しが樂觀視されたので雑纖維といふものに終止符をうつようになつた。従つて織物用には必要といふ見方によつて、これら工場の内約百工場が經營の轉換策として、雑纖維業者の獨創により脱脂綿の代用になる家庭綿を製造することとなつた。その後家庭綿は國民保健の立場から厚生省に於て所管すべきものであるので昭和二十三年一月一日商工省より移管された。然るにこの家庭綿は桑皮纖維のみを原料とするため保健衛生上種々の弊害があるのでこれを改良する必要があることを需要者側から要望されるに至つた。その後家庭綿は昭和二十三年九月二十一日附をもつて國民醫藥品集に收載され、名稱を衛生家庭綿と改め左の規格により新たなる發足を見るに至つた。

- (1) 衛生家庭綿はゴツシビウム屬植物の種子の白色毛を採集したもの及び桑皮の纖維を白色としたものの混合物を脱脂して消毒したものである
- (2) 本品は白色でなければならぬ
- (3) 本品に水を加えて潤したものはリトマス紙を變色してはならない
- (4) 本品を水面に投ずると濡れて直ちに沈下しなければならない
- (5) 本品は著しく飛散性の短纖維を混有してはならない
- (6) 本品の灰分は4%以下でなければならない
- (7) 本品は被包を施さねばならない

然し乍ら厚生省としては更に研究を進め低廉且つ良質なる製品を生産するには桑皮を混入することは技術的に困難という結論に到達し、これが規格改正の必要に迫られ右規格の第一項及び第六項を次のように改めた。

(1) 衛生家庭綿はゴツシビウム屬植物の種子の白色毛を採集し脱脂して消毒したものである。

(2) 本品の灰分は3%以下でなければならぬ。

右製品の業者は雜纖維工業協會に包含されていたのであるが、將來益々優良なる衛生家庭綿を製造しその發展を期するため各工場の熱意の結集は遂に本年三月十二日、日本衛生家庭綿協會を創立するに至つた。右業界は商工省より移管になつて日尙淺く、ために、全體的に見て工場、設備等も完全ならず技術的指導もその過程にあり、保健衛生上極めて多くの改善、向上を計る必要があるが各製造工場の將來に對する熱意は見るべきものがある。終りに戰前のガーゼ脱脂綿等の價格及び輸出高、並びに戰後の原料割當表を附して参考に供する。

(参考)

統制前に於ける當時の價格

局方ガーゼ脱脂綿 卸賣標準價格 昭和十三年七月十六日 大阪府繩帶品商工同業組合決定

局方ガーゼ	百	瓦	七十	錢
局方脱脂綿	五千	瓦	三圓三十五	錢
	五百	瓦	六圓五十	錢
	一百	瓦	三十一	錢
	五千	瓦	一圓四十二	錢
	二千	瓦	二圓七十二	錢

卷軸帶卸賣標準價格

昭和十三年八月八日決定

上

卷

軸

三十尺

一圓二十錢

下並

卷

軸

十五尺

六十一錢

卷

軸

三十尺

五十三錢五厘

十五尺

九十二錢

戰前におけるガーゼ、脱脂綿

輸出額(二)

日本貿易精覧所載

大正

圓昭和

十四十三十二十一十九八七六年

一、〇二〇、六一一  
二、一八三、一一〇  
二、二七五、六六三  
七〇四、二五四  
三一九、一八八  
二八二、一六三  
三五〇、二九八  
五五八、四四一  
五九五、三七八

八七六五四三二一

四六六、二九二  
四六四、四〇〇  
四八二、三一五  
三三三、七六五  
三二六、八五一  
二二〇、〇三七  
二〇七、八六四  
三五九、九九一

(二) 日本綿業クラブ發行内外綿業年鑑による

昭和

十一年

十二年

十三年

十四年

數量(百斤)

八、二五八

一五、一九四

一、二三三、五四五

一、四〇〇、八七五

金額(圓)

六六二、八五六

一、二〇〇、二四二

戰後厚生省關係原綿入荷以來の割當數量

繩帶

ガーゼ

脫脂綿

リント布

服帶

三、三、二、二、一、四、三、二、一、四、三、二

期

四、四、四、五、五、五、六、七、六、一、〇、四、〇、六、〇、

相

六、〇、六、〇、七、五、六、〇、七、五、七、五、八、〇、六、〇、

相

三、三、三、三、二、二、五、三、二、二、五、二、四、九、九、

依

米綿

一〇、八、相

七、二、相

## 醫科器械の沿革

我國の醫學は富士川博士著「日本醫學史」によると、推古帝の十年十月（西暦六〇二年）百濟の僧「勸馴」の來に始まるとしてあるが、「日本の醫學」（太田正雄著）によるとこれよりさき約二百年前允恭天皇の三年（西暦四一四年）に新羅より「金武」の來朝、更に雄略天皇の三年（西暦四五九年）高麗より「德來」が來朝して「雜波藥師」の稱號を賜つた事が記載されてゐる。

奈良朝時代は所謂唐醫學の盛んに輸入された時代であつて我國の醫術もこれに伴ひ形成せられたものである。即ち元正天皇の養老二年（西暦七一八年）養老會の中に醫疾會が制定され、内科、外科、鍼、小兒科、耳目口齒等専門科名と修業年限が規定されてゐる。當時すでに現在の堂阪製作所の前身が針の製造を以て家業としてゐたことが記載されてゐる。疾病的治療に使用された器具については日本醫學史に太古時代に於て石を以て鍼を作つたとされてゐる。次いで鐵器時代には鐵鍼を用ひ時に木又は竹も使用され其後漸次金、銀を用うるに至つたのである。

鍼について古いものとしては烙鐵があるが、これが使用された年代は不明である。

藤原時代を経て鎌倉、足利時代に至るまでは文化の進歩發達と共に醫術にも變動があつたがこの鍼、烙鐵二種の外はみるべきものはない様である。

戰國時代に入つて創傷治療が盛んに行はれたが未だに草、藥、膏焰、の域を脱せずただ縫合法が行はれていた様で

あるが縫合針等については不明である。

西暦一五五六年頃、ボルトガル人が來朝するに及んで布教と共に病院を開設し鉢丸剔出等が行はれていたらしいが使用された醫療器械や治術の内容等については詳でない。所謂此等南蠻醫學が我が醫學界に於て織田豊臣時代より徳川時代の初期に至るまで一時代を畫していることは否定出来ない。

併し當時の醫科器械としては僅かに鉗子形のもの、鉗子、鋏、メス、柳葉針位のものと推測されている、鋏は種ヶ鳥鐵砲と同時に傳來したものでこれが使はれた年代は不詳であるが江戸時代の上期より盛んに使はれていたことは事實である。

西暦一六〇八年（慶長十三年）始めてオランダ人が來航し我國と通商を開始したが、西洋文化の輸入に伴び、醫療器械もそれ以後年々新らしいものの輸入をみるに至り更にこれを見本として醫療器械が製作されるに至つたのである。當時の貿易の中心は長崎にあつた關係上醫療器械に於ても亦長崎が中心であつた。長崎は享保時代（西暦一七二〇年頃）外科器械がその名物の一に數へられていた程であつてその製作品の種類、數量及び技術の優秀性が推定される。

外科道具製作の元祖として傳へられているのは「廣瀬」氏である。己にその製作は寛永年間に始まる云はれて居り、常に優秀なものを製作していく、當時その名聲は天下に聞えていたらしい、氏が最も多く製作したものは小手鋏（鍛錠）肉切鋏（現在の外科剪刀）玉抜き（現在の森粒鉗子に似たもの）外科用ノミ（手溝の二種）弓鋸、痔刀、二棱刀、鬚刃刀、鞘入メス、鉗子、開口器、柳葉針等であつて何れも製作者の刻印をしてある。

廣瀬氏に次いで猪股家があり更に西暦一七〇〇年代に伊藤家があつた。伊藤家では代々所藏の器械圖により製作し

ていた様で器械圖は破れて相當使はれてゐたらしい。伊藤家もその技術は廣瀬、猪股兩家と同様秘傳として他人に傳へられず代々極秘としてその子孫にのみ傳へられていたのである。

前記三家に限らず當時の製作者は何れもその技術については極秘にされてゐて家の秘傳として父子相傳のものであつたため、一般に普及しなかつたのである。

これよりさき熊本の鳩野宗巴は西暦一六七〇年頃鎮國の禁を破つてオランダに渡航し外國の醫療器械を持ち歸つたが本邦に於ける外國の製品を齋した最初の人である。

後に七代目宗巴は當代の名醫であつて父祖の器械類を改良改作し又自ら考案し更に醫書記載の圖譜により久留米、長崎方面より職人を呼んで製作せしめたとされている。

當時の外科手術に使用されていな器械の種類等よりみて小手術程度のものと推測されてゐる。寛政から文化文政にかけて革岡青洲、本間玄調等の名醫が出て乳癌、四肢切斷等の大手術が行はれている、そしてこれに使用された器械類は多く大阪の銀治屋で製作されたものと云われている。この時代に主として使われた器械類は金創鉗、剪刀、彎形消息子、痔瘻刀、縫合針、脱腸帶、外科刀、反剪刀、鑷子、麥粒鉗子（直反）カテーテル、浣腸器、反剪鉗等が挙げられている。

尙電氣器械は「エレキテル」と稱えられ寶歷、明和時代（西暦一七五〇年頃）平賀源内がオランダより渡來した破損器械を修理完成したのが始めてと云われてゐるがこれより十數年前すでに長崎に於て治療に使用されていたと記載されている。

文政六年シーボルトが來朝した時に產科、眼科等多數の器械を持ち來つたが此等の器械はその形狀に於て現在のも

のと大差がない。

産科鉗子は我國に於て始めてのものであつたが歐州に於ては西暦一六六〇年（萬治三年）英國のチャムバレンが始めて考案したがあまり秘藏し過ぎて普及せず西暦一七二三年（享保八年）に至りバルフィンにより創案されたものが一般に使用され、フォーレツップスの名稱が出たのは十八世紀の中頃であつた。シーボルトの我國に傳へたものは十九世紀の製品と云はれてゐる。尙産科鉗子は十九世紀初期になつて完成されたものである。

我國の産婦人科に於ては徳川の末期賀川玄悅父子が賀川流產科を確立し多くの産科器械を編み出してゐる。シーボルトが持參した醫科器械を見本として長崎の製作業者が盛んに製作に從事したがその中でも直ちに製作されたものは眼科器械である。

我國に於ける眼科器械をみると西暦一八三七年（天保八年）に本庄普一著「續眼科錦囊」に眼科療具圖として十九圖四十八種の器械を載せてゐるが約三十種は手術器械であつてその形狀も現在のものとは大差がない。而してこの中で始めて「鍼子」なる文字を用ひている。

尙一八四六年（嘉永三年）聽診器、一八六三年（文久三年）にヘルムホルツの檢眼鏡が渡來している。聽診器は當時長崎の通詞であつた品川藤兵衛がモウニケ氏の指導によりこれを模造し我國最初のものを製作したのである。この時代は蘭學全盛時代で刊行された醫書も多く、醫科器械の附圖をのせてある著書も外科宗傳、和蘭陀内外要方等十指にあり、現代醫療器械の搖籃時代と云うべき時期であつた。而して其の中心は長崎であつて、長崎はまた醫科器械製作の最盛期であつて、この状態は明治初期まで續いたのである。

長崎以外でも江戸、大阪、京都、名古屋等に於て専門業者が製作しており就中京都の人佐々木安則、名古屋の人加

藤九郎の両名はその技術習得に長崎へ下つた最初の人とされている。醫科器械の専門業者が出来るまでは鍛冶屋が兼業して製作していたものである。

江戸に於ては嘉永、安政時代長崎より伊藤長之助が上京しており又千葉の前田與吉が製作していた。前田與吉の養子真吉、その門下の鈴木淺之助、梅村銀太等は明治時代に於ける有力な製造業者として活躍された人々である。

大阪では高橋虎造、清水安治、前田半兵衛等あり尙販賣業として白井松商店は明治十年頃すでに立派なカタログを發行していた。其の他清水久平、兒玉彌助、石川六良、桐藤新三郎の諸氏あり此等の人々が徳川末期より明治に至り製作と共に製作業者の育成に努めたのである。中でも桐藤新三郎は器械業者として始めてドイツに留學した人であり吸入器を機械的に始めて作つた人として有名である。明治時代の製作狀況について尙資料不十分で詳になし得ないのは殘念であるが當時の製作業者は二〇〇名内外あり板金物等が早く發達したものと思はれる。鋼製物については技術的にむづかしかつたらしい。

製作用資材は主として英國製のものが使用されていた様である。

製品の種類として現在のものは殆んど作られていたが唯非常に幼稚であつて、その數重も極く僅かであり約八〇%は外國製品の輸入によつて補つていた。

その製法も亦すべて手作りであつたが、日露戰争前後に旋盤線大正三年頃ムトン等の器械器具類が使用されるに至り我國現代醫療器械製作の基礎は明治後期より大正初期に於て築かれたものであると云つても過言ではない。

この時代で更に特筆すべきことは從來見られなかつたX線装置を始め各種醫療用電氣器械類、顯微鏡、醫療用硝子製品、醫療用ゴム製品等が輸入或は製作されるに至つたことである。X線装置類については後述するとして其他のも

のについて一、三述べてみやう。

體溫計は明治中期に下關市柏木幸助によつて始めて作られたものであるが止溜點はなく現在の寒暖計と同型のものであつて大さも一尺位あり腋間に挿入した儘計つたもので十五分計であつた。大正初期ジール（ロンドン）の半分計が岩本藤吉により始めて輸入されたが當時盛んに使用されたことは容易に想像し得る。

### 超短波治療装置

一八八八年ハインリッヒ・ヘルツ（Heinrich Herz）が實驗的に電氣短波を發生し次いで一八九一年英國のニコラ・テスラ（Nicolai Tesla）が高周波電磁波を得てゐる。

超短波を最初に醫學に應用したのは一八九一年 d' Arsonval であるが超短波療法は一九二五年 Schleph ke が超短波の生物學的作用についての研究に着手したことにして始まつてゐる。尙これよりさき一八九五年にデアテルミーが完成してゐる。

高周波は瞬間火花間隙による淺振動を用いてきたが一九二五年 Stiebel elk が始めて真空管を以て治療用高周波發振を利用するに至り著しい進歩を來したのである。

現在本装置はシリリファーケの流れをくむ離開式と患部配量測定式の一種が作られている。昭和十六年發行の醫科器械目録によると製作會社は十社の名が擧げられてゐる。

### 電氣心働計

一八八九年 Waller が毛細管電位計を以てしたのが嚆矢である。本装置は大正初期後藤風雲堂がドイツ、エーデルマン會社により初めて輸入し次いで英國のケンブリッヂ、ドイツのシーメンス等より輸入する様になつたのである。

一般に使用されているものは弦線電流計と弦の切れ易いのを防ぐため捲線電流計（固有振動数が小さいのが缺點）の二種がある。尙真空管を使つて電圧を擴大する方法を用いた電氣振動計が製作されるに至つてゐる。

### 顯微鏡

江戸の末期長崎へ乾燥系統のものが輸入されたのが初めてとされている。

我國に於ては田中が明治二七一二八年頃より研究し三七、八年頃六〇〇倍程度のものを完成したと云はれてゐる。大正三年千代田光學株式會社が始めて工業的に製作してから以後、ドイツに次ぐ地位を確保するに至つたのである。

電子顯微鏡は和年十九年島津製作所に於て完成され現在島津、日立兩社に於て製作されている。

### 注射針

明治二十五年頃我國に輸入され其の後、都築、棒、新田の三氏が時計のゼンマイを延ばして薄くしパイプを作りゴム先をつけて針としたのが始めであるらしい。

現在の扱による製法は大正十年頃月N印の野村氏がコーモリ傘の柄を使つて製作したのに始まつてゐる。ダイス等の製作器具を使用する様になつたのは昭和五一六年頃のことである。

明治四十二年頃の製作者は十五一六名位おり月産十二一三萬程度のものであつた。第一次大戰當時ロシヤ、南米方面に相當量が輸出されていたがロシヤに對しては革命により中止となつて業者の打撃は大きかつた。今次大戰前は中國、滿洲、南米、印度、比島方面に盛んに輸出されていたのである。

製作業者は始め東京醫科器械工業組合に加入し同組合の歩みと共に一般醫科器械製作者と歩を一にしてきたが昭和

十二年に至り獨立して、日本注射針工業聯盟を結成、會員五六名を有していた。會員は殆んど東京在住であつて地方としては僅かに大阪、滋賀に各一名いたのみであつた。

日本注射針聯盟は昭和十八年戰時企業整備により解散して醫科器械統制組合に統合したが終戦の翌二十一年十二月全國の製作業者を網羅して日本注射針協議會を設立、理事長に伊藤讓吉氏就任し業界再建に盡力したのである。併し二十三年事業者團體法の公布により本法に基く日本注射針工業會（理事長早川榮吉氏）と協同組合法による東都注射針工業協同組合（理事長石井八郎氏）に分離し現在に及んでいる。

#### 注 射 筒

一九〇四年頃ドイツ製品が輸入されてから使用されるに至り、専ら輸入品に頼つていたが使用の激増による注射筒の不足に加つて破損による消耗著しく輸入に俟つことが困難となつてきただので當時藏前高等工業學校の山本氏の依頼によつて、イキジセンノスケ氏が研究に着手二年後に製作を完成したのである。

文献的には安政六年杉生鼎著「内服同功」に噴注唧筒（溌腸器）の圖がのつてあり高橋虎造製としてある。

前述の研究に參加した者が各々小工場を建設し一九一四年頃には年産二萬本に達したのである。それより加工技術の向上と機械の應用等により生産は約五倍に上昇し一九一七年第一次大戰當時には、米國、ロシア等に輸出して盛況を來したが未經驗者が製作するもの多くなり品質の低下著しく遂に輸出は勿論國內に於ても品位を落すこと甚しいものがあつた。次いで一九二二年頃に至り生産過剩にある廢業者も出て又一九二四年關東大震災に依り業界も一時停止状態となつたが、一部業者が集つて、注盛會を組織し生産の上昇と品質向上に努力することとなり現在の日本硝子注射筒工業會の始めをなしたのである。

一九三三年頃になつて生産は頓に上昇し月産二〇萬本に至り約三〇%が輸出用として米國、中國方面に向けられたのである。次いで一九三五年に至り民間の使用は勿論軍の需要は増加し業者の一部は家庭工業の域を脱して企業態勢を整備し月産三〇萬本に達するに至つた。一九四四年戦争により業界の運営は全く停止したが終戦と共に復舊著しく現在四二萬—四三萬本の生産をみて輸出再開と相俟つて一意生産に盡力している處である。

東京が醫療器械製作の中心となつたのは、明治中期以後のことであつて、名古屋、京都、大阪、北九州等に於ても作られていたが其他の地方では主として東京の販賣業者から供給を受けていたに過ぎない。

醫科器械の販賣は江戸時代に於ては薬種商が兼ねており獨立した専門商店が出来たのは、明治に入つてからであつて保健衛生用品も扱つていたが大正初期に分離して現在の形となつたのである。而して江戸時代から販賣業者が中心であつたが明治に入るや更に一層その關係は明瞭となり器械の設計、製作指導、監督等はすべて販賣業者が之に當り、各製作業者はそれ／＼の販賣業者に隸屬していく製品にはその商店の刻印をしていた。この形式は現在まで及んでいるのである。

ここで醫療器械商として有名な「いわしや」の起源についてみると寛永年間泉州堺に於て岩本孫兵衛がその開祖であつて、最初は「鰯屋」と稱し鰯の子を販賣していたが江戸に薬種店を開き寛文三年江戸薬問や仲間に加入「いわしや」と號し薬と共に醫療器械の販賣を扱つていたのである。

業態が愈々明白となるに従ひ必然的に同業者の親睦機關設立の機運となり、明治二十七年十一月二日桐藤新三郎外九氏代表として東京府知事より認可をうけて東京醫科器械工業組合を設立し、他方販賣業者は、明治四十四年に至つて後藤風雲堂初代節造、岩本藤吉、篠田利助、松本福松、先代大磯重助の五氏が中心となり始めて同業組合法による

同業組合を設立し初代組合長として松本福松が就任同年五月五日農商務大臣の許可をうけて東京医科器械同業組合として正式に發會した。當時の組會員は約五、六十名であつた。事業内容は主として從業員の表彰・展覽會、博覽會等の出品に關する事項や自己の製品を組合に登録すれば其の真似をしない等の申合せもあつた様である。

然し江戸時代に於ても同業組合的なものは存在していた。即ち岩手縣某家の家系譜によると享保時代江戸本町二丁目に二十五人の薬種商が同業組合を作つており、行事（現在の理事長）が世話ををしていて、家督相續、改名等の場合には其の旨上申していたのである。

同組合は漸次發展をみ、昭和十七年當時の名簿によると醫療器械の製造業者はもとよりX線装置、顯微鏡等の製作業者の參加もあり約五、六〇名位となつてゐる。

昭和十八年諸統制の強化に伴い右諸組合も官の慾意に従ひ商工一體となり日本医科器械統制組合が設立されたのである。終戰となり翌廿一年統制組合は解散して新に任意組合として東京医科器械工業會、東京医科器械商組合の二團體に分離設立されたが、廿三年事業者團體法の公布をみると本法に基いてそれぞれ改組し現在に及んでいる。

戰時中の生産及び品質の低下を憂え、厚生省に於ては優秀製品の生産確保を計るため、医科器械の規格制定に着手し、各方面の協力により昭和十九年一應成案を得たが實施をみると到らなかつた。

終戰となるや工場の復舊、轉換により、生産は非常な勢で上昇したが、反面品質の低下は免れず粗悪品の氾濫をみるに到つた。

ここに於て各方面より規格制定を請願されると共に輸出專門に備え、昭和二十三年九月工業技術廳内の標準規格調査會醫療器部會に醫科器械部會を設立し、戰時中の規格を原案として審議を開始し、既に注射筒、注射針等につき成

案を得て日本標準規格として全面的に適用することになつてゐる。

### X線装置について

西暦一八九五年（明治二十八年）十一月八日レントゲン氏がX線を發見して、その翌年初夏頃我國にレントゲン氏の論文が傳はると村岡博士が中心となつて島津製作所の實驗室で直ちに着手した。當時ルムコルフ氏感應コイルを使用したが火花間隙僅かに數極、クルフス氏管も排氣不充分で實驗は成功しなかつた。其後ウキルム・シャルスト起電機を利用し遂に同年十月十日に一圓銀貨を乾板上において形を映出することに成功し、明治三十年初めに實驗用X線装置を製作した。

明治四十四年日赤大津支部に島津製作所が作成した醫療用の大装置を初めて設備した。大正三年クーリツジ管球が発明されてX線装置による治療方面が研究され表在治療に應用され、更に大正十一年に深部治療に及んだのである。深部治療の發達に伴い精密な測定を必要とされるに至り測定用具及其の方法も著しく進歩するに共に比較的長時間X線の發生を必要とされるに到り電氣的整流器即ちケノトロンが應用される様になつて、片整流、全整流、更に完電壓裝置等相次いで製作されて臨牀に使用され遂に昭和四年島津製作所に於て三相交流發生裝置の完成をみるに至つたのである。

X線裝置が始めて我國に輸入されたのは、明治二十三年頃後藤風雲堂がドイツ、ベルリンのヒルシマン電氣製作所の東洋に於ける總代理店となり、右製作所より購入したものであつて、後藤風雲堂は其後一九三三年シーメンス、ミンケルウエルケ會社と製作協定を結んで今日の様なシーメンス型X線裝置の製作をするに至つたのである。

昭和八年頃までは機械整流が使用されてゐたが昭和九年より電氣整流式に躍進し、昭和十一年頃に油浸裝置とな

り、間接撮影装置は同年日本医科器械工業株式會社の前身森川製作所に於て完成され、東北大學の古賀博士が始めて使用されたが、昭和十三年頃より集團検診の普及と共に盛に使用される様になつた。其の他各製造装置も同時期までに完成をみている。現在の装置は、單相、全波整流式が用ひられていいが、今後の課題として高電圧の問題が残されている。

X線装置の普及發達につれて製作業者も漸次其の數を増し、大正十年頃同業者の親睦團體として廿日會（關東八社）十日會（關西）の設立をみたが其の後規格、取締等について各方面との折衝が多くなつたため、關東關西が合同して昭和十三年六月任意團體の日本レントゲン工業會（十六社）を設立し、昭和十六年十一月日本醫科電氣會を経て、昭和廿一年一月日本醫科電氣組合と改稱し、更に昭和廿三年七月日本醫科電氣會に改組し、その傘下に關東醫科電氣會（四十二社）關西醫科電氣會（十五社）を擁して、規格制定を始め研究指導に活躍している。

X線装置の規格は昭和十八年部品の統一と品質の低下を防ぐため規格制定に着手され翌十九年成案を得て、電氣統制會に於て性能試験をして販賣されていた。併し當時の規格は資材面に於て着しい制肘を受けていたため、昭和二十一年工業技術廳内醫療器部會、醫療電氣部會に於て検討し日本標準規格として發表をみたのである。

## 歯科用品の沿革

歯科醫術についての歴史は古くから窮められているが器械材料については餘り研究されていない。そこで歯科器械及び材料の沿革を知るには歯科醫術の歴史及び當時の義齒等の遺物によつて窺う外はない。

我が邦に於て最も古い記録は古事記、日本書記と言はれ、之等の古い記録から傳えられているものをひろい出して見たいと思う。

西洋に於ては西紀前既にヒポクラテスによつて歯科醫術が行はれたと傳えられているが我が邦に於ても神代の時代に大穴牟遲神と、少名昆古那神の二神が専ら疾病の治療に當りその後偶々醫療に巧者の者が漸次經驗を積み、恰も其の人の事業であるように醫療に當つていた者があつたと想像される。

降つて我が邦と朝鮮半島及び支那大陸との交渉が始まり、文化、工藝の渡來につれ、醫術には漢方が傳來し允恭天皇三年正月使を新羅に遣して良醫を求められたので、その秋新羅王は金波鎮漢紀武を送つて帝の御病氣を治療されたと傳えられている。

支那佛教の傳來は我が邦醫術に格段の進歩を與えた。その結果寺院、建築、佛像、繪畫等の藝術の隆昌と平行して佛教の社會事業を盛にすることとなり、四天王寺には敬田、悲田、療病、施藥の四院が置かれ、興福寺に施藥、悲田の三院が設けられ、奈良朝期には佛教の教旨によつて醫術は一層普及された。

我が邦最古の法令である大寶律令の傳えるところによると、その中に醫療の規定があるが、その骨子は醫療の官營で諸國に官醫を派遣して醫療に從事させた。この中に耳目口齒の四字があり、耳目口齒は四年專攻となつて居り之が藝術の法律化された始めであつてこの制度は、保元、平治の戰亂頃迄行はれた。

大寶令の醫療令には體療、創腫、少小及び耳目口齒の四科に分ち耳目口齒を一の専門科として取扱い後に眼目と口齒に分れ口齒科は近世に於ては口中科、又は口科と稱して實際の専門科として存在した。この時代が齒科の専門科としてのはじまりと思はれる。

鎌倉時代から徳川時代の末期即ち封建時代は醫療施設も自ら變革され中央政府による醫療管理の制度は廢滅し各個人々に醫療を受ける形に變化し醫業が社會上確然と意識されるやうになつて現代醫療制度に近づいて來た。南北朝時代から室町時代を經て江戸時代には權力者が自己及び子孫の長壽保健をはかるためお抱え医制度が盛になり之が著明寺院に抱えられるようになつて、一般庶民も之にならつて一般庶民と醫師との間が親密になつて來たのである。

然らばいつの頃から口中科を専門とした者が起つたか。これを決定することはなか／＼むづかしいことではあるが丹波康頼十四世の孫冬康は口中科に長じその孫兼康は醫術を良くし中でも口舌の療治に優れ、親康も口齒科に長じておつたと傳えられているから冬康以來口齒科に長じた者が相繼いだ事が之を専門とするに至り兼康、親康兩家となつた。

以來口中醫の數は餘り増加を見なかつたようであるが江戸時代に入り祖先以來の口中醫の外に新に本業を營むものが多く現はれた。即ち慶長十八年に金保玄泰が召し出され、慶安四年に金元休庵、延寶三年に本康宗碩が仕え口科醫官が三家となつた。天和年間に福山道安、貞享元年に本賀徳順、元和五年に松本善甫、福本一甫、同十二年に兼康榮

庵、寶永元年に安藤安益、文政年間に佐藤道仙等が出て非常に盛になつた。この口科醫官は若年寄の支配に屬して祿高二百依十人扶持と百依五人扶持の待遇で家業に専念せしめた。

金保家五代目元孝は寛政二年十二月多系と改姓して本道に轉じ明治三年濟壽館を興してから諸藩も競つて醫學所を作り、醫は益々盛んになつた。その中で口中科を設けたものは天保十一年山口藩、寛政四年に和歌山藩、明治二年に舊高鍋藩（日向國）等であつた。舊高鍋藩の醫學校に於ける科目は内科、外科、產科、眼科、口中科の五科目であつた。

官職上から見た口中醫には禁裏附醫官と徳川幕府醫官とがあり、自由に營業する者には口中醫、入齒渡世者、齒抜き等があつた。

口中醫とは單なる口中療治、入齒師は入齒を主とした者で入眼と兼業した者があり、即ち入齒医世者である。拔齒を主とした者は齒抜きで之は誰でも記憶にある居合抜き或は獨樂廻しの名で大衆に親しまれた口中療治者である。口中療治者は口中醫師、口中醫、牙醫、齒醫、はいしや、齒藥師、入齒師、齒抜き等種々の名稱を用いたが口中醫及び口中醫師は朝廷名で齒藥師は幕府醫官名であつた。

西洋醫學の輸入の端緒は天文十二年、葡萄人の種子島漂着、慶長五年（一六〇〇年）和蘭人の渡航で蘭學が主として和蘭醫官によつて起り、蘭學者は多く醫者を兼ねたものであつたことから見ても西洋醫學は和蘭醫石から傳つたものと見られる。

殊に記録によれば西洋醫術の進歩は文政六年（一八二三）和蘭醫官シーボルト Philipp Franz von Siebold 及び安政三年海軍傳老所醫官ボンペ Pompe Von Meerdervoort の指導によるものが多い。次いでベリー Methem Carterith マ

erry の來朝で日米通商條約が成立するやアメリカ歯科醫師が中國渡航の途次寄港してアメリカ歯科醫學を傳えたので日本の歯科醫學は自然とその方向を變えるに至つた。

尙時來朝した歯科醫師はシーボルト、ポンペ、W.C. イーストレーキ、レスナー、ヴァキン、エリオット、パークインス、アレキサンドル、ギューリック等が有名である。

日本人が之等外國人歯科醫師に師事して所謂西洋歯科醫學を學び醫術開業試験に合格して歯科醫師になつた。小幡英之助氏はその最初の人でエリオットの門下生であつた。

明治の初期に於ては西洋文化の摸倣に專念していたが歯科醫學も同様歐米歯科醫學の摸倣に過ぎなかつたが、時の進むにつれて外國人歯科醫が多數開業し、その指導を受ける者が多くなるに及んで歯科醫學も漸く一新されるに至つたのである。

之を歯科醫學の實際について見るに我が邦に於ては木製義齒は江戸時代中期から發達し、使用する器械器具等も入歯師と言ふ特殊器用者が日常有合せの生活物資を選んで秘傳や經驗を生かして木製義齒を彫刻して調製していたのである。この木製義齒は明治の初期には愈々精巧となり皇國入歯と稱する立派な藝術品と稱すべきものが出来るようになつた。

日本人は手藝に器用があるので歐米歯科醫學の輸入以後に於ても手藝の最も活用される補綴方面に最も力を傾け、補綴を主とし他を從とする習慣さえ生れた。地方に於ては歯牙疾患に罹ると歯痛療法として抜歯を希望することは珍しくはなかつた。

從つて明治時代は歯科器械材料の進歩は補綴方面が最も早く進んだ。この傾向は順次開催された内國勧業博覽會の

歯科出品物がよく物語つてゐる。

次に我が邦に泰西歯科學が渡來した徑路を見ると次の四つが考えられる。

- 一、支那を介して漢學によつて東漸したもの
- 二、外國人殊に葡萄人、和蘭人によつて南蠻醫學或は蘭醫學の「科」として東漸したもの
- 三、外國人歯科醫によつて直接紹介されたもの
- 四、外國に在つた日本人が歯科醫術を習得歸國して本邦に紹介したもの等である

第一の支那を介して東漸した事實は支那の口科書の變遷によつて證明することが出来る  
第二の外國人醫師によつて歯科の常識が紹介され殊にシーボルトの如き外科に長じた者によつて蒙を啓かれた  
第三の外國人歯科醫はレスナー、ウキン、エリオット、アレキサンドル等である  
之等外國人の渡來したと傳えられる年を記して見よう。

- ウイリアム、(William) クラーク、(Clark) イーストレーキ、(Eastlake) 一八六〇年頃（萬延元年）  
　ヘンリー、(Henry) ウキン、(Winn) 一八五〇年頃
- セント・チャーチ・ヒリオット、(St. J. Elliott) 一八七〇年（明治三年）
- ハラック・マーソン、(H. Mason) パーキンス、(Perkins) 一八七四年（明治七年）
- アレキサンドル、(Alexandre) 一八七二年頃（明治五年頃）
- ギュリッキ、(Theodora W. Grilick) 一八七九年（明治十三年）

當時日本人歯科醫師で著名な名の一節を擧げれば次の通りである。

日本人最初の歯科醫師小幡英之助、佐治職、東京歯科大學の前身高山歯科醫學院創設者高山紀齋、長谷川保兵衛、佐藤重、西村輔三、堀内清顯、渡邊普三、林讓治、黒田虎太郎、神翁金松、竹澤國三郎、伊澤信平、益口廣岱、曾根龍藏、脇場守之助、石原久、中原市五郎、中村五六、佐藤運雄、奥村鶴吉、朝比奈藤太郎、緒方六治等の諸氏であつて之等歯科醫人の歯科器械材料に對する研究は次に述べることにする。

この明治時代に於ては之等の歐米人歯科醫師及び日本人歯科醫師の修學研究が最も盛であつて廣告等も興味あるものがあり中でもアレキサンドルは明治五年東京銀座に開業し上下顎の開閉する人形に義齒の見本を並列する看板を出し世人は之を「バク／＼の看板」と云つて注目をひいたと言はれる。

又明治八年七月には竹澤國三郎が業務の傍ら修學することが思うに任せないのでアレキサンドルを自己獨占の教師にして勉學これ勉めた。その履入出願書も當時の状況が偲ばれて興味があるので掲げて見よう。

### 外國人雇入之願

一、西洋口中齒病療治教師佛國人アレキサンドル 四十四年  
一、給料 一ヶ月 金六拾圓

一、雇期限 明治八年七月一日より明治九年六月三十日迄向十二ヶ月

一、結約所 築地入舟町一丁目一番地

一、住所 第一大區九小區竹川町十八番地竹澤國三郎方

右者今般口中齒病療治施行仕度候に付西洋醫術教師として相雇申度奉存候御差支も無御座候はゞ御検査の上御許

容被仰付下度別紙條約横文並澤書相添此段奉願候也

明治八年七月

第一大區九小區竹川町十八番地

竹澤國三郎印、

東京府知事 大久保一翁殿

(別約條約は略す)

本件は外國人雇入れの最初であらう。

次に明治の初期に於ける歯科器械材料について見るに歯科診療用器具と使用材料の多くは外國製品であつたので、高價且つ品不足のため「カタログ」或は雑誌によつて自製したものが多い。例えば「エンジン」は木型を作つて鑄造させ、蒸和罐は設計して鐵工所に依頼し「クランプ」は時計の「ゼンマイ」から「エキスカベーター」とび「チゼル」は針金から作つた。小幡英之助の考案の小幡式治療臺はエリオット所持の治療椅子を模倣して若林唯藏が製作し、上部の皮張りは原岩吉が爲したと傳えられている。器械箋筒もエリオット所持のものを模倣して若林唯藏が製作し外科用器械は歯科器械製造の元祖たる中澤寅吉が製作した。

歯科用金箔は當初輸入困難であつたので小幡英之助は日本橋本石町箔新に命じ、失敗に失敗を重ねて漸く成功し、アマルガム合金は高山紀齋が「メキシコ銀四、錫五或は銀二八匁八分、白銅三匁二分、錫四〇匁の比で自製した。

陶齒製造法は渡邊良齊が治明二十一年頃から研究に着手し二十三年八月陶齒を以て專賣特許を受け同年十二月洋銀鉢陶齒により二十六年一月陶齒焼用マツタルにより同年四月齒頸部に焼量をなした陶齒によつて五種の專賣特許を受け明治四十年東京の勧業博覽會に於て陶齒數種を出品して一等賞牌を得た。

渡邊良齋は小幡、長谷川と相謀り、相互協力して斯學の發達に資することを契い明治十五年第一回内國勵業博覽會に於ては黃楊、木蠟、蠟石等の材料で精巧な彫刻義齒を作成して出品し龍紋賞牌を得、明治十四年の内國勵業博覽會に於ては口蓋破裂、補綴装置、ゴム床義齒等を出品し有功二等賞牌を得た。

その時の賞状は次の通りである。

義齒有功二等賞

東京府神田區旅籠町

渡邊 良齋

象牙寶石等の製作甚新麗にして形狀頗る佳良なり又本邦未だ陶齒の製作あらざるを以て假に西洋の陶齒を用い金銀、ゴム等を以て各種の口蓋或は支柱を作り或は顎首の缺亡を補成する等力を其術に專にし大に得る所あるを見る其の有功甚だ嘉賞す可し

陶齒製造法は渡邊良齋が明治二十一年頃から研究に着手し三十年頃成功した。二十三年八月陶齒を以て專賣特許を受け同年十二月洋銀錫陶齒により二十六年一月陶齒焼用マツクリにより同年四月齒頸部に燒暈をなした陶齒によつて五種の專賣特許を受け、明治四十年東京の勵業博覽會に於て陶齒數種を出品して一等賞牌を得た。

明治三十年頃からは我が邦で製作する器械も實用に適するようになつたが營業者が歯科用品を輸入したのは一八七五年（明治八年）で瑞穂屋が竹澤國三郎、神翁金齋の依頼を受けてアメリカのエス・エス・ホワイト會社から輸入したのが始めである。瑞穂屋は清水卯三郎の創業にかかり、同氏の努力は歯科器械材料の發達に貢献するところが非常に大であつた。然し陶齒の入來は萬延元年咸臨丸が浦賀に歸港した時浦賀與力佐個桐太郎、嘗て桑港で歯の治療を受けた時治療代を領收しないため所持の越後産縮緼布を歯科醫に贈つた處陶齒十個を返禮として持ち歸つたと傳えられ

ている。

### 國產器材の進歩

國產品の發達過程は數次に亘る内國勵業博覽會に於ける出品物により又小幡英之助、高山紀齋等の治療術式から推してその梗概が窺知されるが次に審査報告書の一部を摘錄する。

#### 第三回内國博覽會（明治二十三年）

歯科出品は十點四十一個なり、（イ）「エンジン」を出品せしもの東京に二名あり各一個を出品せり、（ロ）手術器械一具は中澤寅吉の出品、（ホ）歯科用治療椅子は若林唯造の出品、（以下略）

本回の出品を審査するに爾來頗る進歩の兆あるを看る

（後略）

#### 第四回内國勵業博覽會（明治二十八年）

列品の總數は三十九種八十五點にして其の出品人は東京、大阪、京都、岐阜、石川、富山、愛知の三府四縣に涉りその模造製作品の精粗は前回に比較するときは進歩の徵候顯然たるは掩う可らざる事實にして、殊に構造複雑なる若くは新に考案を施せる治療椅子或は製造の困難なる充填用金陶及び「アマルガム」等の出陳を見るに至りたるは齒學頻年長足の歩武を進めたるに因ると一方には亦製作者拔術の熟達せるに因る。然れども其製作品の肝要部分に就き熟察するときは未だ全然讚賞する能はざるものあり。

（以下略）

右の如く進歩の狀顯著なるも十分満足なる狀態には至らなかつた。概ね舶來品の模倣にして稀に獨自の考案なきにしも非ずであるが實用の域に達しなかつた。

明治三十年頃から我が邦で製作する器械が精巧となり價格の低廉を欲する餘り五に競争し粗惡なる品を製造したも

のもあつた。

陶齒の製作は明治二十年頃から始まり東京の中村歯科用物品製造所は二十五年に五十餘種の陶齒の外に婦人義歯用黒齒を發賣し、瑞穂屋は二十七年自製陶齒を販賣した。名古屋市の宿澤陶齒製造所は原料の色素を佛國から輸入し四十年頃には一ヶ年に百萬個を超えたと傳えられている。

その後器械には前田、森田、山中の諸氏が製造を始め材料については松風、至圓城、守屋の諸氏が開始するに至つて漸次その數を増し現在の活況を呈するに至つた。

然し戦時中一時低迷した状況を示したが終戦後業界の發憤により戦前に愈々近付き輸出の見透しも良好で活潑に動いている。

### 組合關係

#### 一、歯科材料

昭和六年一月薬業振興協議會が内務省に設置され、醫藥品の國產獎勵輸入防遏を企圖されるに當つて歯科材料に関する調査も其内容に含まれ主として國產歯科材料の調査をした。昭和六年五月内務省の懲選によつて全國の主なる歯科材料製造業者の團體社團法人歯科材料協會が設立され昭和八年社團法人の認可を受けた。

是より先昭和七年薬業振興調査會が内務省内に設置され歯科材料の重要性に鑑みて政府は同協會に對して昭和七年以降に於て二萬三百圓の補助金を交附し歯科材料の規格の調査研究を獎勵し約十四種目が一應出來上つた。

尙現在に於ては全國の製造者を一元とする歯科材料工業會が發足し現在は東京都千代田區神田多町東京都歯科醫師會館内に事務所を置き會員相互の親睦を圖り、業界の發足に努力している。

## 二、歯科器械

昭和五年前田嘉三治、山中卯八、木本梅次郎、木村經治の諸氏が發起となり器械製造業の組合を結成してから之に賛同するもの多くなり昭和十二年東京に東京歯科器械工業會を設立し戦争たけなむとなつたので医科器械と統合した組合の結成となり昭和十九年日本医科器械工業統制組合の歯科統制部として編入された。終戦後同組合の解散と共に昭和二十二年日本歯科器械工業組合設立され、昭和二十三年五月之が改組を行い現日本歯科器械工業會が生れ、東京銀座森田ビル内に事務所を置くこととなつた。

### 三、歯科用貴金属

歯科用金屬（充填金冠用）として金地金の優秀性は他の追随を許さないことは衆目の一致するところであるが昭和十三年八月大藏省令により金使用規則改正され極度の使用節約を圖つて來たが終戦後昭和二十年十月勅令第五百七十七號金銀若しくは白金等の取引等の取締に關する件の公布に伴い、金銀白金の取扱歯科醫師を代表して取引、行為、使用等の許可を一括して受け配給を行つて來たが昭和二十三年二月二十日大藏省令第十七號によつて昭和二十年大藏省令第八十七號が一部改正されたので歯科用貴金属は昭和二十三年二月二十四日附厚生省告示第七號歯科用貴金属配給手續規程によつて配給の圓滑を期すこととなつた。

之に伴い連絡の必要上貴金属加工業者が自發的に貴金属協議會を結成し歯科用貴金属の圓滑なる配給に協力することとなつた。

以上が歯科關係の概略でありその内容に不備のあることは調査期間の短いため十分なる調査が出來ないからであつて後日之が補足的の發表の機會があればその機會に正確なる事實の發表をしたいと思う。

## 化粧品の沿革

化粧品は太古から用いられたもので、我國においては彦火火出見尊の頃より、西洋においては、四千年前からアラビア人エジプト人は化粧の知識を有していた。更に降つてモーゼの著書には芳香劑、香粧剤の處方が記述されている。中國では秦の時代に臘脂ができるところから推測して、此以前に既に婦人は化粧を施していくらしい。「周の文王の時女人始めて鉛粉をなす。秦始皇の宮中悉く紅粧翠眉をなす是粧の始也」と事物起原に出ておる。然しながら化粧品は香に主目的があつたのではなからうか。天然に植物などから流出される芳香性の樹脂乳香、ミルラ、安息香、沈香その他の草根本皮を、薫じまたは香材料として用いていたのであつた。之等のものは非常に高價でありまた非常に神聖視され宗教的にも多く用いられた。製品として現はれた最初のものはフランギベニ香粉及フランギベニ香水であらう。之はローマ時代ローマの貴族フランギパニによつて創製せられたのである。又一六世紀にイタリ一人マリネルロは香料の處方を詳しく記述しておる。十八世に有名なオードコロンが現われた。之は「コロン市の水」の意でコロン市（ライン川のほとりにあり）のギオヴァンニ・マリア・ファリナによつて創製され、之が一般の嗜好に適しこれ以来化粧品が著しい進歩を見て化學の進歩と共に今日のやうな隆盛を來した。

以上が外國における化粧品の歴史の概要である。

我國においては前述の彦火火出見尊に服従を盟つて彦火火出見尊が俳優をした時に顔に緒（アカツチ）を塗つたとい

うことが文献の始めである。それ以來佛像をする時に諸が用いられたらしく殖輪にも眼下、額、口下等に直線又は曲線が描かれその跡が残つておる。お齒黒の起源も上代かららしい。その後朝鮮との交通が開けて以來佛像と共に薰香が輸入された。白粉は雄略天皇以前に、紅は神功皇后時代に渡來したものやうで之は嬉遊笑覽に出ている。白粉が我國で始めて出来たのは持統天皇の時代で、觀成という僧が作つたというがこの製法は中國から傳來したものである。平安朝時代には白粉や紅が非常に用いられたが、この時代の紅は唇に塗らずに白粉に混せて、又はそのまま顔に塗られていた。紅が唇に塗られるやうになつたのはすつと後代である。白粉には鉛の外に水銀のものも作られた。鉛製のものはハフニ、水銀製のものはハラヤと呼ばれ前名は京都で作られ京おしろいの名があり、後者は伊勢で作られたので伊勢白粉の名がある。

白粉は上代はシロキモノと讀まれ清少納言の枕の草紙にも「舍人が顔のきぬあらはれ、白き物のゆきつかぬ所はまことに黒き庭に雪のむら消えたる心地していと見ぐるし」と出ている。その後白粉は婦人が専ら用うるので「お」をつけ「もの」を略しておしろいと呼ばれるやうになつた。

室町時代には眉墨で眉作りをした。この眉墨は露草の黒焼、油煙等を胡麻油で練つたものである。

徳川時代になつて齒磨が出たが之は別項で述べる。その外種々な化粧品が現われておる。寛政年間に式亭三馬は和蘭の處方によつて江戸の水といふ化粧水を販賣して非常に好評を博している。寛永年間にはセムシ喜左衛門という者が花の露といふ顔に艶を出す薬油を發賣している。ヘチマ水も化粧水として使われ、洗粉には長崎洗粉、オランダ洗粉などがあつた。その原料には糠のものもあり、ムクロジと白小豆粉の混合物をシャボンという名で使つたものもある。美人香といふのは葛粉に滑石、<sup>ヨツイグサ</sup>白造、甘松を混ぜてそれを胡麻油で練つたもので白粉下として大に流行した。

文化文政にはふけとり香油、白粉下其の外種々な香粧品製造が盛になつた。元治年間には堤磯右衛門によつて、我國最初の石鹼が製造されている。

明治時代になつて外國との通商が盛になるにつれ進歩した香粧品、化粧用具が輸入されて、我國の製造業者も之に刺戟され、研究を重ね、今日のやうな隆盛を見るに到つた。

然しながら化粧品はなお日進月歩の進歩を續けている。昔はただ美しく見せるためにのみ用いられ有害有毒なものも避けなかつたのであるが、現在では美しくあるためのみでなく、人體にも有效な影響を與へるもののが賞用されて来て薬品との區別の判断に苦しむものも多い。文化水準に上つた現今では化粧品は單なる贅澤品ではなくて、生活必需品であるという觀念に變つて來ている。我々の生活に潤いを持たせるためにも、どうしても必要缺く可らざるものである。我々はなお今日の状態で満足すべきではなく更に研究に研究を重ねて歐米先進國を凌駕する日の一日も早からんことを熱望する。こうなつてこそ初めて輸出品としての重要性が出來平和日本の再建の一助ともなるのである。

## 歯磨の沿革

(歯磨の歴史より)

古墳墓から発掘された各種の頭蓋骨を調査すると稀には歯牙の側面の強く磨耗しているものがある。これは頑丈な歯楊枝、粗雑な歯磨粉で磨いたものであらう。

之から考へると歯を磨くという事は古墳時代より行はれていたのであらう。文献には弘安二年（約六百七十年前）無住法師の沙石集に歯取唐人の話が出ている。こうした人々により歯磨が我國に傳來したらしい。

寛永年代に丁子屋喜左衛門といふ商人が朝鮮人から歯磨の製法を教えられたといふ事が大仰良則著道聽塗說歯磨の角力の項に出ている丁子屋の製品は「大明香藥砂」又は「丁子屋の歯磨」と稱されて賣出されていた。

元祠時代よりは大いに商品化され亂香散の名で販賣され「一味亂香散夫れ齒は命之也、故此薬を以て常に磨時は其白事銀を如敷く、一生口中歯三無憂こと奇々妙也」と其の歯磨の特色を記している。

明和年間には川合惣助の歎石香淺草名物、源水市之助のはみがきなどが現はれている。

文化文政には百種に近い歯磨が販賣されている。その中主なるものは次の様なものである。匂ひ薬歯磨（尾上菊五郎製）箱入御はみがき（式亭三馬くすり店製）團十郎はみがき丁子屋の歯磨（爲永春水製）清涼歯磨粉（長井兵助製）明治初期に於てはいまだ歐米式處方が知られず古來の調合になれる所謂歯磨粉が使用され、その中著名なものとしては紅梅香、白梅香、寶香等があつた。之等のものは柳楊枝や吉原楊枝の先につけて單に歯面を摩擦していく程度であ

つた。従つて歯磨粉の製造も簡単で房州砂を主要な原料として、それに若干の薬味（薄荷胡椒唐辛子等）を加へたものである。

明治五、六年になつて歐米式歯磨の處方が紹介されるやうになり、次第に各種化學品が輸入され、製造の處方も之によるやうになつた。併し薬品の部類に含めてその名稱は何々散と稱していた。此時代の有名なものには花王散、香雪散といふやうなものがある。中期以後は散の名前を放擲して何々歯磨と稱するやうになつた。

この中にはライオン歯磨、ツバメ歯磨、ダイヤモンド、象印等が主なるものである。明治三十六年第五回内國觀業博覽會に出品され之等のものが二、三等に入賞している。之を機會として歯磨業界の競走が烈しくなり種々變遷を経て現在に至つている。又練歯磨は明治三十三年日本元租鷹印練歯磨といふのが製造された。明治四十年以後は製造法も慎重に研究され相當化學的觀點に立脚して造られるやうになつた。最初は固練であつたが大正初期よりはチューイング入り純練歯磨に向上了。

水歯磨は最初は第五回国觀業博覽會の報告で見られる通り含嗽劑に過ぎぬと定義されている程度であつたが明治四十一年にライオン水歯磨が製造され洗口料として此の目的に合致するやうになつた。

以上が歯磨の大體の沿革である。

## ゴムの沿革

ゴム工業の近代工業に於ける地位はその原料が輸入を仰ぐものであり、織維工業との深い結びつきから見ても今更云々するを要しない所であつて、「二十世紀はゴムの時代である」と謂はれ、又ゴムの消費量は文化のバロメーターであると謂はれるのも宜なる哉で、今日に於ては如何なる家庭にも日常生活を営む上に缺くべからざるものとして登場している。

ゴムの存在が歐洲人に知られたのは、コロンブスの第二次アメリカ航海の際ハイチ島に於て土人が彈ある球を弄んでいたのを見たのに初まるといはれ、次で一七七〇年には英國人ブリエストリーによつて「消ゴム」に使用され始めたのであつた。ゴムが所謂「加硫法」の發見によつて、工業原料としての存在價値を認められ今日の如き發展を見るに至つたのは一八三九年米國のチャーレス・グッドイヤによつてである。かくしてゴムの需要は急激に増加したが、原料ゴムの供給は殆んど南アメリカ、アフリカ、アジアの野生ゴム樹の產生物であつたので、各國に於ても競つてゴム樹の栽培を始め、一九二〇年には栽培ゴムが野生ゴムを壓倒するに至り、一九三七年にはゴム生産高の九八%を栽培ゴムが占め、野生ゴムを席卷するに至つた。

原料ゴムの中特に我國に關係深いものの種類を別掲して置く。

(註) アメリカに於てはステファンメリヤといふ一年生の植物から天然ゴムを採取することを研究したが成功しなかつたといは

れてゐるが、シ聯に於てはたんぼ科に属する一年生植物から天然ゴムを採取してゐると傳えられてゐる。

原料ゴム 種類

シート (Sheet)

クレープ (Crepe)

ブランケット (Blanket)

スプレーードテバー (Sprayd rubber)

ラテックス (Latex)

原料ゴム

栽培ゴム

パラゴム、アツブリバー・ハードキュア

ジロトン

野生ゴム

ガタバーチヤ

バラタ

上に述べた天然ゴムは熱帯地方の、ある限定された地域にしか生産されないので、ゴム資源を持たない國に於ては、ゴム樹の栽培、化用植物の探索等にあらゆる努力を拂つたが成功するに至らず、遂に合成ゴムの研究に全力を盡したのであつた。合成ゴムの最初の發明者はテイルデン（一八四八年）であつて、爾來各國に於て研究され、漸次優秀な合成ゴムの製造が行はれるやうになつた。我國に於ても戰時中相當な生産を見たがコスト高の爲め一般には引合はず軍需品に全部使用されるといふ状態であつた。

優秀な性質を有する合成ゴムは天然ゴムに異なる特長を持つてゐるので近い將來には天然ゴムを凌駕するやうな事態

を招來することになるかも知れない。

× × ×

日本にゴム製品が始めて輸入されたのは何時であつたか明らかでないが、徳川時代にはゴムの語は各種樹脂類の總稱に使用され、工業原料としてよりもむしろ薬品として考えられ、赤痢や喉嚨に良好ありといはれた（文化十一年刊厚生新編）と傳えられて居り、徳川晩年には蘭医を通じ、醫療ゴム管類、ルーデサック等が輸入されていたと思はれる。

サツクについては安政年間信州上田藩士の英學者赤松小三郎の傳記に郷里えの土産としてルーデサック二個を横濱で買つた云々の記録がある（傳記二卷五號所載）が、明治維新以前のゴム製品の普及は極めて限られたもので前述の様に醫療用品を主としたものであつたことは興味が深い。

明治五年の京都の内國博覽會にゴム枕が出品されたとの記録があり、明治十一年刊行の醫家機械圖書に、硬ゴム製注入器、輸血器、聽管、哺乳器乳頭帽、水囊、水枕等が紹介されている。

明治十九年には我國の本格的ゴム工場の最初といはれる土谷ゴム（三田土谷の前身）の創業を見るに至り、明治二十年の東京府工藝品共進會には他のゴム製品と共に醫療ゴム製品として左の出品があつた。

- 歯療用金充填器械
- 皮下注射器械
- ゴム充填器械
- 枝狀兩耳聽診器械
- カチーテル、脈波計、（銀及びゴム）
- ステトス
- 義齒（陶及びゴム）
- 西洋總入齒
- 尻敷

又明治二十年兵庫縣に於て吉田兄弟がラバ一商會を設立し、我國最初の冷式加硫の製法に成功してゴム枕、其他醫療用品の製造を始めたと傳えられている。

當時の生ゴム輸入狀況は、明治十五年に○、一〇六トン、十七年に○、〇四八トン、十八年に○、二三六トン、十

九年に〇、八五九トン、二十一年に一、〇二八トンとなつて居り、創業時代のゴム工業の規模がどんなものであつたかが大體想像できる。尙ほ製品の輸入については、乳首が明治三十五年に二〇、八四四圓、三十六年に六、三八三圓輸入されたとの記録である。

### 一、衛生サックの沿革

コンドームが考案された最初の目的は性病の豫防であつて、それが避妊法として本格的に應用される様になつたのは矢張りゴム工業が近代的發達をして以來のことである。

初期のコンドームはリンネル、絹等を以て作られ、次で動物の盲腸、山羊膀胱、魚類の浮袋等にて製造され特に進歩したが、これの實用價値を發揮したのはゴム製品が製造されて以來のことである。即ち一八四六年ゴムの冷加硫法の發見以来であるが、更に最近ラテックス浸漬法の創始によつて今日の如き優秀品の製造を見るに至つた。

コンドーム避妊法の最も普及した國はフランスであつて、人口減少の最大原因は墮胎であつたが、産兒調節殊にコンドームの役割が甚だ大きかつたと謂れている。イギリスに於ても最初一般大衆に普及したのはコンドーム法であつたが、後にベッサリーが盛んになつた。

我國にコンドームが渡來したことは別に述べてあるが、明治十九年の雑誌「智慧の庫」を見るとコンドームの賣價一打三圓と記載されている。勿論當時の利用は性病豫防が目的であつて、避妊法として應用されたのは最近のことであると思はれる。

記述が前後するが、ここでコンドームの異名や隱語を紹介すると、その代表的なものはルーデサック(Rude sack)

である。文政年間の或る本にも莖袋などを記してある所から見ても相當古い歴史がある様である。明治七年の「東京開化新繁昌記」には防瘡袋の語があるといふ。最近に於ては支那事變以來「鐵兜」として一般によく知られている。中國では「風流如意袋」の名稱で呼ばれてゐるといふが、現在我國に於ては多くの場合商名が呼ばれている。衛生サックの検査については左の様な規程により商工省側で、行はれていが、これを小分包装して發賣する發賣元で更に検査を行つて賣出されている現状である。

#### 衛生サック検査規程（昭和二十一年六月）

- 一、本規格はララックス又はゴム糊浸漬法に依り製造したる衛生サックに之を適用する。
- 二、衛生サックは肉厚均整にして塵埃又は氣泡の存在等其他使用上支障ありと認めらるる缺點なく、且つ其の長さ一七種以上なるを要す。
- 三、伸張率及老化後の伸張率は左表の規定に合格することを要す。

伸 張	老 化	容 器	(攝氏 70° 72 時間)
100 %	減 少	率 10 % 以下	

四、試料を膨らませその表面積を二、五——三、〇倍ならしめ、兩端を軽く抑へ、約五〇MMの間隔を保ちて徐々に雲母粉末上に回轉せしむるとき雲母粉末の微動せざること。

#### 二、月經帶の沿革

月経帶にゴムを使用し始めたのは今から約四十年前である。當時スター・バンドと稱するのがあつたと傳えられているがゴムは使用しなかつたといはれている。

輸入を最初に行つたのは大和眞太郎氏でビクトリヤ・プロテクターと稱する品を輸入して、當時の婦人雑誌によつて通信販賣を試みた處、可成りの反響があつたので、純ゴムの輸入開始と共に自家製造を思い立ち第一次歐州大戦中の大正八年より製造を始めた。當時薄ゴム技術は發達して居らず、カレンダーロール機の操作には苦心を要したとのことである。

かくて輸入品に較べて廉價な目新しい婦人衛生用品として全國的に普及し、第二歐州大戦前には朝鮮、臺灣、滿洲、中國、南洋方面へ輸出されるに至つた。

ビクトリヤの製造開始後間もなく、エンゼル・バンド、メトロン・バンド、次いでフレンド等が生れ、腹巻型式にはズロース型と稱し夫々特點を誇つて猛烈な宣傳を行つたと傳えられているが、これが當時の四大有名品といはれているものである。其後各地に製造者が續出したが、中には下請製造のみに從事し、卸屋に賣捌きを依頼しているものも相當ある様に見受けられる。現在宣傳は醫薬品、化粧品程盛んではないが、最近に於てはラツキーバンドが新聞雑誌を利用して相當宣傳を行つてゐる。

月経帶の生産資材については昭和二十二年十月より厚生省に於いて資材割當を行つて居り、メーカーは現在四十三名を算え、夫々優良品を製造すべく努力している。

輸出は戰後に於いてビクトリヤがトップを切つて本年三月十日三、三六〇打を沖繩向に輸出したのが最初で注目すべき出来事と謂えよう。

現在の公定價格は次の様に定められている。

月經帶公定價格（昭和二三、九、二四、物價廳告示第九二七號）

製販價格	卸賣價格	小賣價格
腹卷型	一、一八八圓	一、三五四圓
三角型	二、〇〇一〃	二、二八一〃
掛替ゴム	四八六〃	二、六四六〃
(註)　單位　打	五五四〃	一、五七一圓
	六四二〃	

### 三、おしめカバーの沿革

おしめカバーにゴムを用いるやうになつたのは明治四十二年頃と傳えられている。これより前は防水剤を用いた幼稚なものであつたが、明治四十二年頃に芝高輪の著述業長康太氏がアメリカよりゴムを用いたズロース型おしめカバーを持ち歸り、それを見本として同氏夫人が内職的に製造を始め、おしめホルダーと稱して賣り擴めたものといはれている。

大正元年には大阪宗田ゴムより旗子供印が、名古屋よりも他の製品が賣出され、次いで二年には純ゴム製の「イージーおしめ」が製造されるに立つた。

その後、ネル、キヤラコ等を基布として、ゴム張合せのものが各地より賣出され初めその型に就ても種々研究され、東型、卷型、三角型等が造り出され現在に及んでいる。

おしめカバーの生産資材は月經帶と同じく昭和二十二年十月より厚生省に於いて取扱うこととなり、基布として羽二重、スフ、フェルト、ガラ紡などを割當てているが、現在一一九の製造者があり、自由販賣品でもあるので相當競争が激しい模様である。戦後の混亂と品薄に乘じて粗悪品が一時賣出されたが、現在は品質本位となり粗悪品は漸次影を潜めつつある現状である。

輸出は大正末期より昭和初期にかけて、満洲、朝鮮、臺灣に賣り出されたが、戦後に於ては海外より引合がある程度で未だ輸出されたことを耳にしない。

現在の公定價は次の様に定められてゐる。

おしめカバー公價表（昭和二三、九、一四、物價廳告示第九二七號による）

資 材 名	生 產 者 價 格	卸 賣 價 格	小 賣 價 格
羽二重六號 ゴム引布	二、二五〇圓	二、五六五圓	二四七、九
羽二重六號 純ゴム合せ	二、五三一〃	二、八八五〃	二七八、八〃
捲縮スフ二號 ゴム引布	一、七九四〃	二、〇四五〃	一九七、七〃
長尺フェルト 純ゴム合 （一號硬質フェルト二ミリ）	三、五〇九〃	四、〇〇〇〃	三八六、七〃
スフ金巾三號 ゴム引布	一、九二〇〃	二、一八九〃	二一、六〃
ガラ紡生地 純ゴム合せ	二、五一〇〃	二、八七三〃	三七七、七〃

（註） 生産者、卸賣價格は打單位、小賣價格、單位枚

#### 四、ベツサリーの沿革

産兒調節問題のやかましい今日よく話題に上るベツサリーは一八八〇年獨逸のメンシンガ博士の創案になるものといはれているが、一説には一八三八年にドイツの婦人科醫によつて子宮ゴムキャップが考案され、又アメリカに於ては一八六〇年頃ドクトルワートが一種の子宮帽を考案した記録がある。兎もあれメンシンガの發表と時を同うしてオランダに新マルサス主義運動が起り、翌年英國に新マルサス主義連盟が結成されるに至つた。

オランダは世界中で最も産兒調節の普及した國であつて、一八七八年アムステルダムに於て開催せられた萬國醫學大會では産兒調節が最も熱心に討議された程で、メンシンガの創案したベツサリーはアムステルダムに開設された世界最初の妊娠調節相談所のヤーユブ博士によつて實際に應用され好成績を収めた。斯の如くにしてベツサリーはメンシンガによつて創案され、オランダにおいて一般に普及されるに至つたから、今日でもメンシンガ氏式隔膜（ダイヤラム）とか、又俗にダツチベツサリー（和蘭式ベツサリー）と呼ばれている。

我國で製造を始めたのは昭和二年當時東京市嘱託増田重喜氏がフランス製のベツサリー（メンシンガ式）を持歸りその複製を小柳ゴム製作所（後の三信株式會社）に委嘱したに始まるといはれる。

現在市販は三社によつて發賣され、その型は三種類乃至四種類であるが、總べての婦人に完全に固定適合するよう考慮するならばそのサイズは三耗位の段階によつて數種類作るべきであるといはれている。

使用するベツサリーの點検については次の諸點について確かめる必要がある。始めて使用する際はクレゾール液か、又は熱湯中に浸して消毒したがよい。（煮沸消毒は避けること）

一、ゴム膜に孔がないか

二、縁と半球状のゴム膜との間は完全であるか

三、スプリングは完全であるか、曲げて折れるやうなことはないか

## オブラーート (Oblate) の沿革

オブラーートの沿革オブラーートの語原については確定的ではないが、ラテン語のオブラーーツから來ているものと考えられる。Oblata (ラテン語のOffertと同義) は「供える」「捧げる」の意義があり、これから英語、獨語の Oblate となり、祭壇に供える「犠牲」(犠の血と肉) の意味を持ち、その後血の代りに葡萄酒、肉の代りに小麦粉で作った煎餅様のものを捧げた風習の中で、後者の煎餅様のもの、即ち「聖餅」を Oblat, と呼ぶやうになつた。

獨逸ではこの聖餅に類する薄いもので散薬を包み服用に使することになつたが、明治初年獨逸醫學の渡來と共に我國にもこのオブラーートが傳はり、間もなく粳米を用いて同様のものを製造し始めたが、これが所謂硬質オブラーート、俗に煎餅オブラーートと稱されるもので、原料は後に小麦粉を主とするものに代つた。明治三十年に至つて長崎縣の山口商會より「赤鑄印柔軟オブラーート」が發賣されたがこれゼラチン及び澱粉を原料としたもので、現在の我國獨特と稱される柔軟オブラーートの嚆矢といふべきものであつた。

次で明治三十五年頃、三重縣度會郡田丸町の醫師小林政太郎氏は原料として海草(寒天)と澱粉を用いる柔軟オブラーートを發明し、更に明治四十年、秋田縣横手町の製菓業山下九助氏によつて、コンニヤク、澱粉を原料とする製法が創始されるに至つた。この方法は漆を塗布した鐵板に原料を刷毛で塗り、炭火で乾燥するという幼稚な非能率的なものであつた。

其後オブラーートの需要の増加に伴つて漸次製法に進歩を見、大正十一年に東京山元オブラーート工場片平二郎氏に

オブラーート價格年次表						
年次		種別	製造者	卸價	小賣價	澱粉價格
大 3		百枚罐入			15錢	50錢
〃 9		同			20	50
〃 "		ボール入			15	50
昭2年-6年		ボール入	山本 0,055 其他 0,040		10	60
7年-10年		〃	山本 0,035 其他 0,025		山元 10 其他 007	75
16	協	〃			10	1,00
20年 7月	公	〃	0,1,85	25	32	
〃 12月	協	〃	34			
21年 2月	協	〃	64		1,20	45,00
22年 3月	公	ボール入	4,70	5,40	7,00	
22年12月	公	袋形	3,35	3,85	5,00	
22年 9月	公	ボール入	12,00	13,20	17,00	50,00
24年		袋形	8,10	8,90	11,50	318,00

つて初めて現在全國に用いられつたる山元式ドライヤーが完成され、ここにオブラーート業界に劃期的革命が齎らされ從來の手工業から機械的製造に移ることになつた、この製造機は鐵製回轉鼓胴式乾燥機といらるべきもので、内部に蒸氣を通じて温め、漆を塗つて平滑にした表面に糊狀澱粉を薄く塗り、巻取紙が解かれる如く状態でオブラーートが製造されるのである。

尙オブラーートの價格の變遷について調べて見る  
と別掲の如くである。

#### 種類、規格

種類は硬質オブラーート、柔軟オブラーートに大別されるが、硬質オブラーートは戰前迄命脈があつたが現在に於ては特殊の場合以外は需要が無く殆んど柔軟オブラーートのみとなつた。

柔軟オブラーートには丸型、角型、袋形があり百

枚入りとして發賣されているのが普通である。（袋形に普通五十個入）

規格は定つていないが、醫藥用としては、〇、〇一耗、〇、〇一五耗の厚味のものが適當であつて、〇、〇二耗以上のものは醫藥用としては不適當と思はれる。

#### 生産數量

戰前の生産數量は年間平均一〇〇枚入四千萬個を上廻つていたが、現在に於ては原料の制約により生産減であるが、注射薬の普及、散薬油剤の製法改善等を考慮に入れても最低一千五百萬個の生産に確保すべきものと考えられる。昭和二十三年度に於て澱粉を割當てたメカ一は十三工場であつたが、昭和二十四年度に於ては一躍三十七工場に及んだので今後は相當競争は激烈となることと想像される。

#### 輸出について

柔軟オブラートは我國の特產であつて今後開拓すべきであると思はれる。戰後に於ては現在、香港、米國より取引合の引合があり南方市場の回復が有望視されている。

戰前に於ては、中國、香港、臺灣へ相當量の輸出があり、遠くは土耳其、ブラジル、中米、ポルトガル、瑞西等にも及んでいた。

輸出のトップを切つたのは山元オブラートで、本年四月に香港へ、次いでキリンオブラートが第二次の輸出を五月に同じく香港へ輸出し、前者は一、六二〇弗、後者は一、三五〇弗の外貨を獲得した。日本特有の生産技術と謂われるオブラートの輸出は今後新販路開拓の意味からも大いに奨励すべきであろうと思う。

## 醫療用紙製品の沿革

今日の如き「紙」の創めて作られたのは、西暦一〇五年後漢和帝の蔡倫によつて植物纖維によつて創められたのであつたが、當初に水につけた古絹を打つて白くし、それに陶土や白堊や滑石粉などをよくませて一尺四方位の箕の上で薄く引延したのであつた。これを絹と區別して紙と稱したのであるが、これは今日の紙ではなく、蔡倫がその代りに麻類や樹膚や弊布、魚網などから新しい別種の紙を創成したといはれるが、恐らく永年に亘る多數の人達の苦心の結集であらうと思はれる。

蔡倫製の紙は其後高勾麗に傳わつたが、次いで推古天皇十八年（西暦六一〇年）三月に時の貢僧曇徵が聖德太子に傳授したと日本書記に述べてある。舊幕府——特に八代將軍吉宗の頃に至つて漢法、蘭法醫學の普及と相持つて製紙法も漸く本格的と成り、先驅者新井白石に依る處大なるものがあつたと謂われている。

越中富山の賣藥の創始も此頃であつたが、藥包紙、藥袋共に和紙を用いたものであつたて、その最も優秀なものをして佐の藥袋紙と謂っていた。明治初期に至り歐米文化の交流活潑となり、醫學留學生により醫療用紙製品の整備が提唱され漸次洋式に改められ和式に依る診療簿から今日のカルテ、溫度表其他が普及されるに至つた。

和紙の主要原料は楮、雁皮、三柳が主なるものであるが、これに補助原料として藁、ボロ、マニラ麻、竹、桑皮、バガス、紙屑其他が用いられて現在の紙が作られて居り、洋紙の方は明治十二年に王子製紙が、藁、バルブの製法を

アメリカより移植している。

戦前は各種洋紙の充分なる生産があつたので、薬包紙は薄模造紙、グラシンペーパー、ハトロン紙を最適とし、薬袋は模造紙、カルテ、温度表其他は總べて模造紙又は上質印刷紙を使用したが、戦時中並びに戦後は製紙原料の不足から總べてロール紙を以て辛うじて需要を充たし今日に至つたが、最近の製紙事業の好轉により逐次優良原紙を充當し得ることになりつつあることは喜ばしいことである。

# 薬事法によつてしなければならない諸手續



薬事法による療品課關係の諸手續は次の通りである。

- 一、製造業登録
- 二、輸入販賣業登録
- 三、販賣業登録
- 四、登録の更新
- 五、製造品目許可
- 六、許可事項の變更の申請
- 七、登録票再交付申請
- 八、登録變更の申請
- 九、届出
- 十、登録票の返納及び提出
- 十一、タール系色素の使用許可申請
- 十二、登録についての注意

備考

- 1、諸手續中登録及登録の更新以外は本省、地方廳共に手數料は要しない。
- 2、文章中法とは薬事法、規則とは施行規則、通牒とは次官通牒をいう。

### 一、製造業の登録

製造業の登録は法第二十六條に規定される處である。無登録で製造業を營んだ場合は、法第五十六條により三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處せられる。新に製造業を營もうする者は此の項の末尾記載の様式規則別記第十二號様式の製造業登録申請書一通（一通に手數料千圓收入印紙貼布）を製造所所在地の都道府縣知事を經由して厚生大臣に提出する。但し用具の製造業は製造せんとする品目の製造許可を品目毎に受けなければならない。此の許可を受けないと製造すると矢張り法第五十六條の罰を受ける。無登録で用具の製造をすると當然無許可品目を製造している譯であるから此の場合罰則は併科される事がある。

登録について種類別に述べれば先づ衛生材料であるが、之は公定書に記載された醫藥品であるので製造許可は必要でなく單に醫藥品の製造業の登録申請をすればよい。但しこの場合問題となる點は専門の技術者である。これは必ずしも薬劑師ではなくてもよく、その製造に携つてから約二年以上の経験を有し各知事が資格ありと認めた者でよい。此の資格の認定は各地方により色々である。例へば講習等によるか又は一定の學校の卒業者を認定するなどである。  
(通牒第三の第十條参照)

次に用具であるが法第五十五條によれば規則別記第四號表記載の品目以外の用具は法の適用を除外される。従つて

第四号表記載の品目以外の用具のみを製造している製造業又は製造しようとする者は法による登録の必要も品目許可の必要もない。その品目の細別については薬療第二三七號による各地方衛生部長宛療品課長通牒を参照されたい。

なお品目の製造許可についてはその品目を製造する設備も能力もないのに品目を多數列舉して申請をすることがあるが、之は避けなければならない。擔當者としては之等を一々調査し除するから手数のかゝる事であり、設備能力を備えた場合は直ちに許可せられる性質のものであるからそうせられたい。

最後に化粧品は製造業登録のみ必要であつて、品目の製造許可申請の要はない。但し製造業登録申請書（別記第十號様式）中の別紙様式「醫藥品の製造の設備施設の概要」は藥務局長通牒（藥發第五二四號）により化粧品にも準用されるから必ず添布しなければならない。又分類名（化粧水類、白粉打粉類等）及び商品名（何々ローション、何々クリーム等）を記載しなければならない。（通牒第五の二参照）

なお製造品目を追加するには何等の申請届出も要しないから、登録更新の際付加へればよい。但し法的には必要でないが届出は望ましいことである。

登録された製造業者には規則別記第十一號様式による登録票が交付されるのである。

## 二、輸入販賣業の登録

輸入販賣業の登録申請は法第二十八條による處である。なお申請様式は規則別記第十三號様式による申請書を製造業の場合と同様に厚生大臣に提出するのである。販賣業の登録は醫藥品に限られるが、輸入販賣業の登録には醫藥

品、用具、化粧品の三種とも含まれる。然してその規定は夫々の製造業の規定を準用するので、用具を輸入せんとするには品目ごとに輸入許可が必要である。違反の場合の罰則についても製造業についての罰則が準用される。

輸入販賣業は規定されてはいるが、これは貿易が平常に復した場合を対象としているのである。現在醫藥品、用具は國家貿易により輸入され、化粧品は輸入禁止の状態である。將來自由貿易の形態を探ることとなつても、品目について相當制限されることは我國の現状より見て豫想せられる處である。現在化粧品を除いては輸入販賣業の登録をしているものが相當あるが、これは資格を懸念してのもので實際は輸入販賣業を行つてゐるのではない。自由貿易になつたら直ちにこれに處するためと解されるが、その必要の生じた場合に登録申請をすればそれでよいのである。

申請書が提出された場合には資格を審査して登録するのであるが、此場合に交付される登録票は規則別記第十四號様式である。

### 三、販賣業登録

販賣業の登録は法第二十九條に規定される處であるが、療品課關係に於ては日本藥局方收載のガ一壹、脱脂綿、國民醫藥品集收載の衛生家庭綿の販賣業のみに適用される。規則別記第十六號様式に手數料として五百圓收入印紙を貼布して都道府縣知事宛に提出する。なお資格は藥劑師でなくてよいことは製造業登録の場合と同様である。藥事法によらない販賣業の登録即ち中央販賣業者及び地方販賣業の登録は醫藥品配給規則を参照されたい。

登録された販賣業者は都道府縣知事より規則別記等十七號様式により登録票が交付されるのである。

#### 四、登録の更新

登録の更新は法第二十六條により毎年十二月卅一日までに受けなければ、登録の効力を失うのである。但し事務の都合上毎年十月末日までに厚生大臣宛に二通の申請書を都道府縣知事を經由して提出する。都道府縣ではその一通を十一月末までに厚生省に進達し、他の一通は地方廳の控とする。この場合厚生省提出分には手數料として二百圓の收入印紙を貼布するのである。厚生省においては十二月末までに翌年度に効力を有する登録票を地方廳經由本人に送付する。若し十月末日までに申請書の提出が遅れた場合でも、十二月末日までに提出したならば登録票の効力は一月一日まで遡るものと解釋される。然し實際問題としては事務上の事故を起す虞があるから出来るだけ十月末日までに提出されたい。又申請の提出が十二月末日を過ぎた場合には、登録更新ではなくて新規登録となるので手數料は千圓となるから注意されたい。登録更新申請書の様式は規則別記第十二號様式によるのである。

#### 五、製造品目許可

療品課關係で製造許可を必要とするものは用具だけである。衛生材料については公定書に收められているものだけであるので該當するものがない。用具の製造許可是通牒の別記第九號様式による申請書を製造所所在地の都道府縣知事を經由して厚生大臣に提出するのである（規則第二十三條）。

許可についての形式は規則には定められていないが療品課にては左記の様式を用いている。

#### 指 令 書 「 經由」

厚生省 第 號

住 所

氏 名

製造所の  
所在地

同名稱

登録番號 第

號

昭和二十一年月 日附申請の薬事法第二十六條第三項の規定による用具製造の件は別記によりこれを許可する  
昭和二十一年月 日

記

厚 生 大 臣

#### 六、許可事項の変更申請

規則第二十四條に記載されているもので療品課關係では用具にのみ適用される。即ち許可を受けなければならぬのは用具の名稱、及用法、効能又は性能を變更せんとするときである。この申請様式は、通牒別記第十號様式を用うるこの場合二通を都道府縣知事を経由して厚生大臣に提出するのである。

右の場合厚生大臣は左の様式の許可證を用いている。

指 令 書

厚生省 第

號

住 所

氏 名

製造所の所在地

製造所の名稱

登 錄 番 號

第

號

昭和 年 月 日 附申請の薬事法施行規則第二十四條の規定による用具

許可事項變更の件は左記によりこれを許可する

昭和二十四年 月 日

記

厚 生 大 臣

七、登録票再交付申請

登録票を亡失又は毀損した時は再交付申請書にその理由を記載し手數料百圓を添えて、製造業及び輸入販賣業の場合には製造所の所在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に、販賣業の場合には所在地の都道府縣知事に申請する。此申請書は一通だけでよいが毀損の場合には毀損した登録票を添付する。又再交付を申請した後亡失した登録票を發見した時はこれをすみやかに當該知事を経て厚生大臣に、又は當該知事に提出しなければならない。

申請書の様式は通牒別記第十二號様式による。

申請書を受理すれば厚生大臣は登録票を再交付する。

## 八、登録變更の申請

登録變更の申請を要するものは規則第五十八條により次の如き場合がある。

### (一) 品目變更

醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者が製造又は輸入販賣する醫藥品の中公定書に收められた品目を變更しようとするとき。

(二)、右のものが専任の薬剤師又は技術者を變更しようとするとき。

(三)、醫藥品販賣業者が販賣品目の範圍を變更しようとするとき。

(一)の場合の様式は通牒別記第六號様式を用ひ、(二)の場合の様式は通牒別記第十一號様式を用ひその者の履歴書及び免許證、登録證明書その他資格を證する書面の寫を添えて製造所所在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に登録變更の申請をする。申請書は二通必要である。

(三)の場合は都道府縣知事に申請するのである。

右の場合に厚生大臣又は都道府縣知事は變更證明書を交付する。その様式は左記を用いている。

醫藥品製造業登録品目變更證明書

住 所

製造所の所在地  
製造所の名稱

昭和二十四年 月 日

登録番號 第 號

厚生大臣

昭和 年 月 日附申請の藥事法施行規則第五十八條の規定による登録品目變更の件は左記のとおり登録變更  
濟であることを證する

記

九、届出

届出をしなければならないものは規則第五十九條により醫藥品、用具、化粧品の製造業者、

- 1、その氏名住所（法人ではその名稱及主たる事務所所在地）を變更した場合、
- 2、法第二十七條に規定する専任の藥劑師その他の氏名及住所を變更した場合、
- 3、又は製造所の名稱を變更した場合である。

即ち、會社の名稱變更や所在地の移轉とか、藥劑師その他の者が養子等のために氏名が變つたとか、轉宅で住所が變

つたとか、又製造所の名稱を變更したとかの場合である。（製造所の場所を變更した時は之は當然新規登録となるのである。）

以上の場合は左記の通り通牒別記第八號様式を用い厚生大臣宛に都道府縣知事に二通提出する。販賣業者はその各氏名及び住所（法人ではその名稱及び主たる事務所所在地）薬劑師を使用する者は薬劑師の氏名及び住所、店舗の名稱、等を變更した場合である。此場合には各都道府縣知事宛に届出るのであるが、その様式は各地方長官に任されておる。

届出をした場合厚生大臣又は各地方長官は登録票を書換えて交付するのである。

#### 十、登録票の返納及提出

醫藥品、用具、化粧品の製造業者、輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者が藥事法又は藥事法に基く省令に違反したときは、前四者については厚生大臣が後者については都道府縣知事がその登録を取消し、或は業務の停止を命ずることができる。（法第四十六條第三項）。この登録の取消をされたものは製造所又は店舗所在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に、販賣業者の場合には店舗所在地の都道府縣知事に登録票を返納しなければならない。又業務停止の處分を受けた者は登録票を前記同様に厚生大臣又は各都道府縣知事に提出しなければならない。提出の場合には期間満了の後に還付される。

この厚生大臣又は都道府縣知事の登録取消業務停止は藥事審議會の常任委員會の最後決定に俟たなければならぬが、一應登録票の返納又は提出することになつてゐる。（規則第六十二條参照）

又無効になつた登録票はすみやかに各都道府縣知事を経て厚生大臣に、又は各都道府縣知事に提出しなければならない。（規則第六十三條参照）

### 十一、タール色素の申請

現在化粧品に使用することのできるタール系色素は規則の別記第二號表に掲げたものだけであるが之は一應食品衛生法に認められてあるものを承認したのであつて、その他の化粧品に使用して無害であるものは逐次認めてゆくのである。現に承認されている色素以外のタール系色素を使用しようとする者はその名稱、化粧品の含有する分量又は割合を記載した申請書に見本品を添えて製造所所在地の都道府縣知事經由厚生大臣に提出してその使用許可を受けるのである。形式は定つていなが、他の申請書同様に提出すればよい。但しこの申請は薬發第五二四號藥務局長通牒の通り品目の追加により不要となろう。

### 十二、登録についての注意

昭和二十四年一月二十八日の藥務課長會議に於て都道府縣に對して療品課として次の注意がしてある。

#### 登録申請書の不備について

薬發第六十六號によりすでに各府縣宛登録基準を通知済であるが現在到着中の申請書に於ては左記の點が不備であるから特に御注意願いたい。

### (一) 用具

イ、用具製造許可申請書別記第九號様式の一による製造品目の分類の不備（例消毒器類の電氣乾燥器の如し）  
ロ、用具製造許可申請書別記第九號様式の二による記載事項の不備（特に従業員數及設備の略圖の不備多し）  
ハ、申請者の工場に於て許可申請品目の製造が可能なるや否々の正確な調査

## （二）化粧品

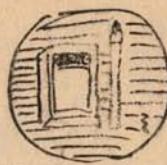
イ、化粧品製造業登録申請書添付第十號様式中別紙「化粧品の製造設備施設の概要」の添付洩れ  
ロ、法人の場合定款又は寄附行為を添せず代表者の履歴書のみを添付するもの  
ハ、製造品目の商品名記入洩れ

右は登録申請に際して現われた不備の點である。

履歴書について言えば當局として見たい點は關係業についての経歴である。その経歴のあるものは此點を明確にされたい。

又化粧品製造業について製造許可申請書を附するのは蛇足である。

## 登録基準について



製造業、販賣業、輸入販賣業の登録申請をしても定められた基準に達していなければ登録はされない。登録基準は法第五十二条により薬事審議會（建議案は登録基準小審議會決定）の建議に基いて厚生大臣がその設備、施設資格等について決定するのである。昭和二十四年二月五日付を以て告示された基準は別記の厚生省告示第十八號に示されているが、その實施上の注意は藥務局長通牒（藥發一六四號）によることになつてゐる。

それについて若干を加へれば、要點は保健衛生に盡きるのであつて、居住の場所と作業所と兼ねてはならないことも、土間にて作業してはならないことも此見地から當然のことである。用具製造業には床面に就ての規定はないが之は消毒して用うる器械類の場合であつて、その他のものについては衛生的條件の中に含まれるのである。

今回の登録基準は最低基準であるので、此を以て満足すべきでない。今後なお高い基準の制定されることが豫想される。かくすることが薬事業界の發展及び公衆福祉を増進するものである。

### △厚生省告示第十八號

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七號）第五十二条の規定により薬事審議會の建議に基く醫藥品、用具及び化粧

品の製造業者、薬局開設者、醫藥品の販賣業者並びに醫藥品、用具及び化粧品の輸入販賣業者の登録の基準を次のようく定める。

昭和二十四年二月五日

厚生大臣 林 譲治

一 醫藥品製造業

(1) 製造所の作業を行う場所は、作業を行うに支障のない面積を有し、常に居住する場所と明確に區別され、且つ左に掲げる設備施設を備えていること

(イ) 廉水、廢棄物の處理に要する設備、施設

(ロ) 製造品により有毒ガスを發生する場合には、その處理に要する設備、施設

(ハ) 採光、換氣及び防じんに對する設備、施設

(ニ) 不潔な場所から明確に區別するための設備

(ホ) 床面は板張、コンクリート又はこれに準ずるものであること

(2) 當該製造所の製品を衛生的に製造及び貯藏するために必要な器具、機械設備及び施設を備えていること

(3) 注射劑の溶解、ろ過、分注、溶閉の作業を行う場所は、他の場所から完全にしや断されていること

(4) 當該製造所の製品及び原料の検査に必要な設備、施設を備えていること。但し、當分の間他の試験設備機關を利用して自己の責任において、これを行う場合はこの限りでないこと

(5) 生物學的製劑の製造業にあつては、前四號の基準にかかわらず生物學的製劑製造検定規則（昭和二十二年厚

生省令第三十二號) 第四條の規定によること

(6) 薬局において混和、溶解等の簡単な物理的操作により製造し得る醫藥品(但し注射剤を除く。)を薬局開設者登録基準により認められた設備、器具を以て製造し得、且つその薬局の管理薬剤師によつて製造に關し完全な管理をなしうる限度の規模において製造する場合には、(1)から(4)までの基準は、これを適用しないこと

## 二 用具製造業

(1) 製造所の作業を行う場所は、作業を行うに支障のない面積を有し、常に居住の場所と明確に區別すること

(2) 衛生的條件のもとで製造し、保健衛生上危害を生ずる虞のないような設備、施設を備えていること

## 三 化粧品製造業

(1) 製造所の作業を行う場所は、作業を行うに支障のない面積を有し、常に居住の場所と明確に區別され、且つ、左に掲げる設備、施設を備えていること

(イ) 廃水、廢棄物の處理に要する設備、施設

(ロ) 床面は板張、コンクリート又はこれに準ずるものであること

(2) 當該製造所の製品を、衛生的製造及び貯藏するために必要な器具、機械設備、及び施設を備えていること

(3) 前各號の外、衛生的條件のもとで製造されなければ保健衛生上危害を生ずる虞がある化粧品の製造所は、特に衛生的設備、施設を備えていること

(1) 採光、換氣充分で清潔であること

(2) 調剤を行う場所は、二坪以上の面積を有し、天井及び床面は、板張又はコンクリート等とし他の場所から明確に區別されていること、但し、調剤所の面積は、現に開設されている薬局については昭和二十六年一月一日よりこれを適用すること

(3) 冷暗所及びかぎのかかる貯藏だなを有し、左に掲げる調剤及び薬事に關する試験に必要な設備、器具を備えていること

(1) 感量一〇ミリグラムのハカリ及び感量一〇〇ミ

リグラム上皿ハカリ

(2) ニュウバチ及び乳棒

(3) 二〇cc及び二〇〇ccの各液量器並びに五〇〇ccの熱湯計及び三〇〇ccの滴ビン（日本薬局方に規定するもの）

(4) 金属製及び角製のサジ並びに金属製及び角製のヘラ

(5) 浸セメント剤器

(6) 軟膏板

(7) フルイ器

(8) 調剤臺

(9) ロウト、分液ロウト及びロウト臺

(10) 試験管及び試験管立

(11) ピーカ、フ拉斯コ及び枝付フ拉斯コ

(12) メスフラスコ及びメスシリンド

(13) ピベット及びピベット臺

(14) ピュレット及びピュウレット臺

(15) 蒸發サラ及びルツボ

(16) コシ紙及び試験紙

(17) テシケータ

(18) 三角架、金網及び三脚

(19) ブンゼスピーナ又はアルコールランプ

(20) 水浴

(21) 融點測定器及び溫度計（一〇〇度及び三六〇度）

(22) 冷却器及び同架臺

(23) ガラス管及びガラス棒

(24) 比重計

(25) コルクボーラー  
倍率六倍以上のルーペ

(26) 實驗臺

## 五 醫藥品販賣業

(1) すべての品目を販賣する販賣業

(イ) 店舗内は明るく清潔であること

(ロ) 冷暗所及びかぎのかかる貯藏だなを備えていること

(2) 指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業

(イ) 舊藥事法施行規則第七十條第二號の規定により許可を受けた者又はこれと同等以上の知識経験を有するものと、都道府縣知事が認めた者が販賣するものであること

(ロ) 店舗内は明るく清潔であること

(ハ) 冷暗所及び鍵のかかる貯藏だなを備えていること

(3) 品目を限つて醫藥品を販賣する販賣業

(イ) 毒藥、劇薬及び指定醫藥品以外の品目のうち、その成分、分量、劑形、用法、用量又は効能その他から見て醫藥品に關する知識のない者に使用させることのできる醫藥品を販賣することについて都道府縣知事が適當と認めた者が販賣するものであること

(ロ) 店舗内は明るく清潔であること

(4) 配置販賣業

毒藥、劇薬及び指定醫藥品以外の品目のうち、その成分、分量、劑形、用法、用量又は効能その他から見て醫藥品に關する知識のない者に使用させることのできる醫藥品を、配置販賣することについて、都道府縣知事

が適當と認めた者が配置販賣するものであること

## 六 醫藥品輸入販賣業

(1) 當該輸入醫藥品を衛生的に保管するために必要な設備、施設を備えていること

(2) 前號の外、保管條件により變質の處がある當該醫藥品については、冷暗所、冷藏所等を備えていること

(3) 當該輸入醫藥品について、その検査（定性、定量分析）に必要な設備を備えていること。但し、當分の間他の試驗施備機關を利用して自己の責任においてこれを行ふ場合は、この限りでないこと

## 七 用具及び化粧品輸入販賣業

(1) 當該輸入品を保管するに必要な設備、施設を備えていること

(2) 前號の外、非衛生的條件のもとで保管されたために保健衛生上危害を生ずる處がある當該輸入品について  
は、衛生的設備、施設を備えていること

八 この登録基準によつて登録された者が藥事法第四十六條第三項の規定により登録の取消を受けた場合には、そ  
の取消の確定した日から二年を経過した者であること

## 登録基準について

厚生省薬務局長通牒

(昭和二十四年二月七日  
発一六四號)

各都道府縣知事宛

薬事法第五十二條に基く登録の基準は、昭和二十四年二月五日厚生省告示第十八號をもつて公布されたのであるが、これが實施について左記の諸點に留意の上、遺漏なきよう配意せられたい。

記

### 第一 薬品製造業登録基準について

(イ) 「製造所の作業を行う場所」とは、製造工程のそれぞれについて必要な作業を行う場所であつて、原料貯蔵所、事務所等は含まれないものであること。

(ロ) 「常に居住する場所と明確に區別され」とあるのは、作業を行う場所と居住する場所との併用を禁止する趣旨であつて、宿直所、脱衣所、食堂等は別棟にするか又は壁、板張等により明確に區別すべきであること。

(ハ) 「廢水、廢棄物の處理に要する設備施設」とは、作業工程に伴い生すべき廢水については、單なる污水ならば下水溝の完備、除毒、殺菌を要するものならば更にその施設、又廢棄物については、塵埃等は要すれば焼却處理の設備等により衛生的條件を満足すべきものであること。

(ニ) 「採光換氣及び防塵に對する設備、施設」とは、暗室、冷暗所の如きものを除き、作業所について立地條件

を考慮の上、硝子、網戸等により當該作業所が採光、照明、通風、換氣及び防塵に關する具體的設備施設を備へる趣旨であること。

(ホ) 床面を板張コンクリート又はこれに準ずるもの」とあるのは、土間の如きものを禁する趣旨であつて、これに準するものとは、例へば漆喰、木練瓦の如きものであること。

(ヘ) 注射剤の溶解、ろ過、分注、密閉の作業を行う場所を、他の場所から完全に遮断せしめるための施設としては、當該作業所が、ドア、引戸等によらなければ出入できないものであると共に、他の場所と壁、板張等によつて分離すべき趣旨であること。

(ト) 檢査、設備施設とは、製品の種類によつて、自ら異なるものであるが、その製造業者が自己の製造所の製品に對して薬事法上の責任を持ち得る程度のものであること、但書の趣旨は、小規模の製造業者にあつては、差し當り試験設備機関を有しないので他の試験所、検査所又は研究所等を利用するなどを認めると共に、その場合の責任を製造業者に持たしめる趣旨であること。

以上の各号については通常考へ得る範圍について成るべく具體的に指示したのであるが實地に調査の上、書面査を行ひ不審のある點については、詳細調査の結果を副申中に記載すべきものであること。

## 第二 用具製造業

登録基準各号について醫藥品製造業に關する注意事項に留意の上處理すること

## 第三 化粧品製造業

化粧品製造業登録基準の(1)及び(2)については、醫藥品製造業に關する事項に準する外、(3)について

は、衛生的條件のもとで製造されなければ保健衛生上、危害を生ずる處のある化粧品とは、例えば白粉、クリーム、口紅等の如く直接、皮膚に塗擦、撒布して使用するものであつて、これらを製造する作業所の設備、施設について特に衛生的號件を必要とする趣旨であること。

#### 第四 薬局

(イ) 調剤を行う場所を含む店舗について、下水による悪臭の除去、塵埃處理に必要な施設を有すると共に採光、換氣、清潔の條件について實質的調査をすること。

(ロ) 調剤を行う場所を二坪以上とは、調剤臺、水道設備、薬品棚等を含む趣旨であること、但書については、この基準の公布の日までに薬局開設の許可又は登録を受けて現に營んでゐる者については、適用も除外すると共に昭和二十五年十二月末日までに基準に適合せしめる趣旨であること。

#### 第五 薬品販賣業

##### 1、すべての品目を販賣する販賣業

第四の(イ)に準すること。

##### 2、指定薬品以外の品目を販賣する販賣業

(イ) 登録基準イにいう都道府縣知事が適當と認めた者は今後あらたに認める場合には、藥學校卒業者、都道府

縣の指定する講習會の受講者又は都道府縣において考査を行い、これに合格した者をいゝ、なお從前の藥種商試験合格者及び藥種商の免許又は舊法施行規則第七十條第二號業者として許可を受けた者も含むものとする。

(ロ) 農業協同組合等のような法人につては、前號により都道府縣知事の認めたものを雇用している場合におい

ては登録し得るものとするものであること。

(ハ) 販賣に関する必要な知識の向上を目的として講習會等を開催した場合には、登録更新の際にその出缺情況等を考慮して差支えないこと。

### 3、品目を限つて醫藥品を販賣する販賣業

(イ) 登録基準にいう品目は例へば口中清涼劑、眼薬、簡単な軟膏類、蚊取線香、醫藥としての歯磨等の如きものについて品目を限つて申請し都道府縣知事が適當と認めるものであること。

(ロ) 前號の適當と認めるについては、申請の品目、販賣の範圍、申請者の経歴等を考慮して登録を認めるか否かを決定すべきものであること。

(ハ) 店舗については清潔且つ明るいものであることを充分考慮し尙<sup>2</sup>の(ハ)に準すること。

### 4、配置販賣業

(イ) 配置販賣する品目の範圍については、從前の配置薬を標準とするものであること。

(ロ) 都道府縣知事が適當と認めるについては第五の3の(ロ)に準すること。

### 第六 醫藥品の輸入販賣業

(イ) 登録基準1の醫藥品を衛生的に保管するために必要な設備、施設とは、床は板張又はコンクリート、通風、換氣を考慮した倉庫を原則とし、醫藥品を長期保管するに支障のない程度のものであること。

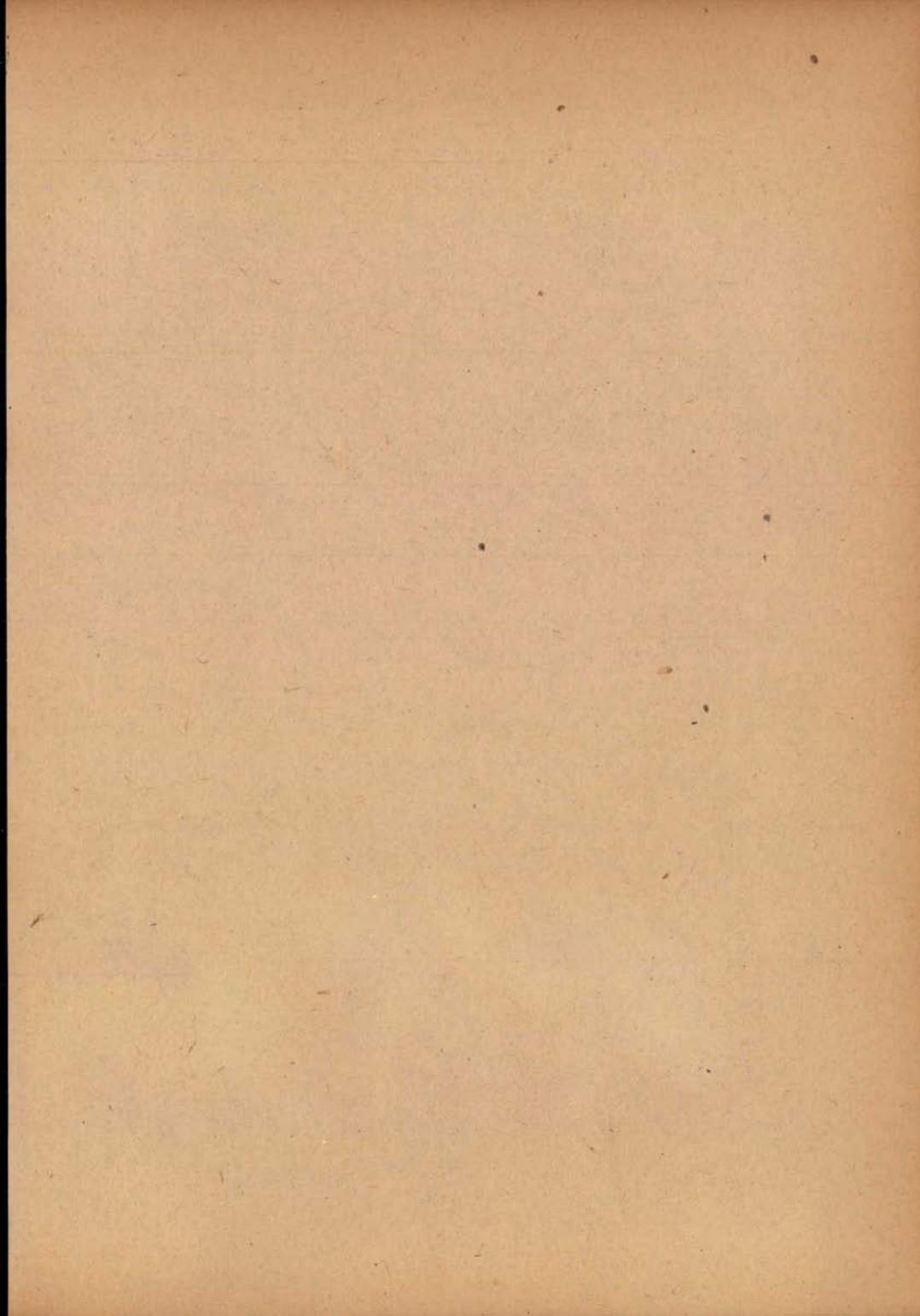
(ロ) 登録基準2及び3については、醫藥品製造業登録基準該當事項に準するものであること。

### 第七 用具及び化粧品輸入販賣業

用具及び化粧品製造業登録基準に準すること。

#### 第八 登録基準について

登録取消の確定した者が、直ちに登録を申請した場合この基準によらなければ、別に缺格條件のない限り登録を拒否できないのでこれに對する措置として定められたものであること。





# 藥事法規並參考例規

## 藥事法

(昭和二十三年七月廿九日公布、法律第一九七號)

### 第一章 總則

(法律の目的)

第一條 この法律は、薬事を規整し、これが適正を圖ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「薬事」とは、醫藥品、用具又は化粧品の製造、調剤、販賣又は授與及びこれらに關連する實務を行ふ者であつていう。

2 この法律で「薬劑師」とは、主として醫藥品の調製、鑑定、保存、調剤及び交付に關する實務を行ふ者であつ

て、厚生大臣の免許を受けたものをいう。

- 3 この法律で「薬局」とは、薬剤師が調剤する場所であつて、都道府縣知事により登録されているものをいう。
- 4 この法律で「医薬品」とは、左の各號に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

一 公定書に收められたもの

二 人又は動物の疾病的診断、治癒、軽減、處置又は豫防に使用することが目的とされているもの

三 人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているもの（食品を除く。）

四 前各號に掲げるものの構成の一部として使用されているもの

5 この法律で「新医薬品」とはその化學構造式、組成又は適應が一般には知られていない医薬品をいう。

6 この法律で「用具」とは、左の各號に掲げる物をいう。

一 人又は動物の疾病的診断、治癒、軽減、處置又は豫防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

二 人又は動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は装置

7 この法律で「化粧品」とは、人の身體を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容ぼうを變えるために、身體に塗擦、撒布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物又はその構成の一部として使用されている物をいう。

8 この法律で「公定書」とは、薬局方、医薬品集又はこれらの追補をいう。

9 この法律で「薬局方」又は「医薬品集」とは、日本薬局方又は國民醫藥品集の最新版をいう。

10 この法律で「標示」とは、医薬品、用具又は化粧品の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。）に記載され

る文字、圖形その他の表示をいう。(直接の容器又は直接の被包が小賣のために包裝されている場合には、この法律又はこの法律に基く省令により標示中に記載すべき表示と同様の表示を外部容器又は外部被包に記載するか、又は標示が外部容器又は外部被包を透して容易に読み得なければ、これを標示といふことができない。)

11 この法律で「表示書」とは、醫藥品、用具若しくは化粧品又はこれらの容器若しくは被包に記載される文字、圖形その他の物又は醫藥品、用具若しくは化粧品に添付する文書若しくは圖畫をいう。

12 この法律で「毒薬」又は「劇薬」とは、人又は動物の身體に、これが攝取され、吸入され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は藥理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を與え又は危害を與へる處がある醫藥品であつて、厚生大臣の指定したものをいう。

## 第二章 藥 剤 師

(免許)

第三條 藥剤師にならうとする者は、省令の定めるところにより、手數料を納めて、厚生大臣の免許を受けなければならぬ。

2 藥剤師免許は、左の各號の一に該當する者でなければ、これを與えない。

一 藥剤師國家試験に合格した者

二 厚生大臣の指定した外國の薬剤師免許を受けた者で厚生大臣が適當と認めた者

2 藥剤師免許を受けていない者は、薬剤師の名稱を用いてはならない。

第四章 薬剤師免許は、左の各號の一に該當する者には、これを與えない。

一年齢二十年未満の者、禁治產者又は準禁治產者

二 精神病者

三 おし、つんば又は盲の者

第五條 薬剤師免許は、左の各號の一に該當する者には、これを與えないことができる。

一 罰金以上の刑に處せられた者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反した者

(免許證の交付)

第六條 厚生大臣は、薬剤師免許を與えたときは、薬剤師名簿に登録し、薬剤師免許證を交付しなければならない。

2 前項の免許證は、省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日までに、免許を受けた薬剤師の住所地を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣の登録による更新を受けなければ、その効力を失う。

### 第三章 薬事審議會

(審議會)

第七條 薬事審議會は、公定書の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試験を執行し、及び新醫藥品その他藥事に關し厚生大臣に建議することを目的とする。

第八條 審議會は大學の長及び教職員、關係各廳の官吏及び吏員並びに藥事、醫事若しくは獸醫事に從事する者につき、厚生大臣が任命した五十一名以上の委員で、これを組織する。

2 審議會の建議は、委員のうちから選任された常任委員の多數決によつてこれを行ふものとする。

8 委員の任期は、二年とし、補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、委員が精神若しくは身體に缺陷を生じ、その職務を行うことができなくなつたとき、又は審議會の利益を害したときは、厚生大臣は、審議會の同意を得て、當該委員を罷免することができる。

第九條 委員の報酬及び旅費については、省令でこれを定める。

(小審議會等)

第十條 薬事審議會に左の小審議會を置く。

一 薬剤師國家試験小審議會

二 公定書小審議會

三 新醫藥品小審議會

2 審議會は、必要と認めたときは特別小審議會を置くことができる。

3 審議會は、厚生大臣に建議し、その他薬事審議會の事務を執行するために、委員の中から常任委員を選任しなければならない

(薬剤師國家試験)

第十一條 審議會は、省令の定めるところにより、厚生大臣の監督のもとに毎年少くとも一回、薬剤師國家試験を執行しなければならない。

第十二條 厚生大臣は、薬剤師國家試験を行ふ場所、日時及び受験願書の提出期限を定めて、少くとも試験を行う三

月前までに、これを公告しなければならない。

第十三條 薬剤師國家試験を分けて、學說試験及び實地試験とする。

- 2 薬剤師國家試験は省令の定めるところにより、薬剤師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。
- 3 學說試験に合格した者でなければ、實地試験を受けることができない。

第十四條 薬剤師國家試験は、左の各號の一に該當するものでなければ、これを受けることができない。

一 大學において、藥學の正規の課程を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定した外國の薬剤師免許を受けた者で、第三條第二項第二號に該當しないもの

三 外國の藥學校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外國以外の外國の薬剤師免許を受けた者

- 第十五條 薬剤師國家試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより手數料を納めなければならない。
- 2 審議會は、厚生大臣に薬剤師國家試験に合格した者の名簿を提出しなければならない。
  - 3 厚生大臣は、薬剤師國家試験に合格した者に對して、薬剤師免許證を交付するときは、前項の名簿に基いて、これをしてしなければならない。

(薬局方の改訂等)

第十六條 審議會は、少くとも十年ごとに、藥局方の改訂の原案を、少くとも二年半ごとに、その追補の原案を、厚生大臣に提出しなければならない。

(醫藥品集の改訂等)

第十七條 審議會は、必要があると認めるときは、醫藥品集の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出し

なければならない。

第十八條 審議會は、公務所又は藥事に從事する者に對して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 審議會は、特に必要があると認めるときは、公務所又は藥事に從事する者その他の者に對し、必要な調査を嘱託することができる。

(施行規定)

第十九條 この法律及び省令で定めるものを除く外、藥事審議會の組織その他必要な事項は、藥事審議會がこれを定める。

第四章 藥局及び調剤

(薬局の登録)

第二十條 薬局を開設しようとする者は、省令の定めるところにより、手數料を納めて、その薬局の所在地を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならぬ。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手數料を納めて毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

(薬局の管理)

第二十一條 薬局開設者は、自ら薬剤師であつて、その薬局を管理する場合の外、その薬局を管理させるために専任の薬剤師を置かなければならない。

2 薬局を管理する薬剤師は、業として當該薬局以外の場所で、薬局の管理その他藥事に關する實務に從事してはならない。

(調剤)

第二十二条 薬剤師でない者は、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。但し、醫師、歯科醫師又は獸醫師が自己の處方せんにより自ら調剤し、又は薬剤師に調剤させる場合は、この限りでない。

第二十三条 薬剤師は、薬局以外の場所で、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。但し、省令をもつて別段の定をしたときは、この限りでない。

第二十四条 薬剤師は、處方せん中疑わしい點があるときは、處方せんを交付した醫師、歯科醫師又は獸醫師の承諾がなければ、處方を變更し、又は修正してはならない。

第二十五条 薬局開設者は、當該薬局で調剤した處方せんを、調剤した日から二年間、保存しなければならない。

第五章 醫藥品、用具及び化粧品

(醫藥品等の製造業)

第二十六条 醫藥品、用具又は化粧品の製造業を營もうとする者は、省令の定めるところにより、手數料を納めて製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手數料を納めて毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その效力を失う。

3

醫薬品の製造業者が、公定書に收められていない醫薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が用具を製造しようとするときは、品目ごとに、その製造について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4

厚生大臣が、新醫藥品その他公定書に收められていない醫藥品について前項の許可を與えるには、藥事審議會の建議に基いて、これをしなければならない。

第二十七條 醫藥品の製造業者は、醫藥品の製造を管理するために、製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けた専任の藥劑師を置かなければならぬ。但し、その本質が専任の藥劑師の管理を必要としない醫藥品については、厚生大臣の承認を受けて、専任の技術者をもつて、これに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、生物學的製劑その他厚生大臣の指定した製剤の製造業者は、その製造を管理するため、その製造所ごとに厚生大臣の承認を受けて、専任の醫師その他細菌學的知識を有する者を置かなければならぬ。

(醫藥品等の輸入販賣業)

第二十八條 醫藥品、用具又は化粧品の製造業に關する規定は夫々醫藥品、用具又は化粧品の輸入販賣業に、これを準用する。

(醫藥品の販賣業)

第二十九條 醫藥品の販賣業を營もうとする者は、省令の定めるところにより、手數料を納めて、店舗を有する販賣業者にあつては、その店舗ごとに、厚生大臣の指定した醫藥品の配置販賣業者にあつては、その營業區域ごとに、當該店舗の所在地又は營業區域を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。但し、醫藥品の製造業者

又は輸入販賣業者が、その製造し、又は輸入した醫藥品を醫藥品の製造業者又は販賣業者に販賣しようとするとき又は藥局開設者が醫藥品の販賣業を營もうとするときは、この限りでない。

- 2 前項の登録は、厚生大臣の定める手數料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その效力を失う。

(醫藥品の取扱等に関する規整)

第三十條 厚生大臣は、醫藥品の強度、品質及び純度の適正を圖るために、藥事審議會の提出する原案に基いて、日本藥局方、國民醫藥品集又はこれらの追補を發行し、これを公布しなければならない。

2 公定書に收められた醫藥品は、その強度、品質及び純度が公定書で定める基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第三十一條 公定書に收められていない醫藥品は、第二十六條第三項の規定により厚生大臣の許可を受けた基準に適合したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣授與の目的で製造し輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

第三十二條 アミノフェニルスルファミド若しくは誘導體、ペニシリン、ストレプトマイシン並びにその他の抗菌性物質又はこれらの製劑、生物學的製劑その他厚生大臣の指定する製剤は、厚生大臣の定める最小含量、若しくは最小包裝單位に關する基準又は厚生大臣の定めるその他の基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

2 厚生大臣は必要があると認めたときは、前項の醫藥品の製造その他必要な事項について、省令で、これを定める

ことができる。

第三十三條 厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の検査を受け、且つ、合格したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列してはならない。

(誇大廣告等)

第三十四條 何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名稱製造方法、效能、效果又は性能にして、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、用具又は化粧品の效能、效果又は性能について、醫師その他の者がこれを保證したものと誤解される虞がある記事は、前項に該當するものとする。

3 暗示的な記事、寫眞、圖畫その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。

4 何人も、医薬品、用具又は化粧品に關して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は圖畫を用いてはならない。

(毒薬及び劇薬の取扱)

第三十五條 毒薬の標示には、黒地に白枠、白字をもつてその品名及び「毒」の字を記載しなければならない。

2 効薬の標示には、白地に赤枠、赤字をもつてその品名及び「劇」の字を記載しなければならない。

第三十六條 医薬品の製造業者又は輸入販賣業者は、毒薬又は効薬を容器に收め、これに封かんを施さなければならぬ。

2 毒薬又は効薬は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者、輸入

販賣業者若しくは販賣業者であつて薬劑師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第三十七條 醫藥品の製造業者、輸入販賣業者又は販賣業者は、毒藥又は劇藥を販賣し、又は授與するときは、その文書にその品名、數量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、職業及び住所を記載し、且つ、譲受人をして、これに印を押させなければならない。但し、薬劑師、藥局開設者、醫藥品の製造業者若しくは販賣業者又は醫師、齒科醫師若しくは、獸醫師に對して各々その身分に關する公務所の證明によつて、これを販賣し、又は授與する場合においては、この限りでない。

2 第三十五條及び前項の規定は醫師、齒科醫師又は獸醫師の處方せんによつて販賣し、又は授與する毒藥又は劇藥に關しては、これを適用しない。

3 第一項の文書は、その日附の日から二年間、これを保存しなければならない。

第三十八條 毒藥又は劇藥は、年齢十四年未満の者には、これを交付してはならない。

第三十九條 業務上毒藥又は劇藥を取り扱う者は、これを他の物と區別して貯藏し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒藥を貯藏し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。

(不良醫藥品及び不良用具)

第四十條 左の各號の一に該當する醫藥品又は用具は、これを不良醫藥品又は不良用具とする。

1 左のいづれかに該當する醫藥品又は用具

イ その全部又は一部が、不潔な物質又は變質若しくは變敗した物質からなるもの

口 汚染されるか、又は保健上危険なものにされる虞がある非衛生的條件のもので、製造、調剤、包装又は取扱をされたもの

ハ 醫薬品であつて、その容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるためにはその醫薬品を保健上危険なものにする虞があるもの

ニ 醫薬品であつて、その着色のみを目的としてタル色素が使用されてゐる場合に、省令の定めるところにより證明されたタル色素以外のタル色素が含有されているもの

ホ 用具であつて、その使用が保健上危険を生ずる虞があるもの

二 公定書に收められた名稱を表示してゐる醫薬品であつて、その強度が公定書で定められた基準と異なるか、又はその品質若しくは純度が公定書で定められた基準に及ばないもの

三 前號に掲げる醫薬品以外の醫薬品であつて、その強度が當該醫薬品の表示書の表示と異なるか又はその品質若しくは純度が、これに及ばないもの

四 醫薬品であつて、その品質若しくは強度を減ずるために、不當に他の物を混ぜ、若しくは他の物で包まれているか、又はその全部若しくは一部が他の物で代用されているもの

(不正表示醫薬品及び不正表示用具)

第四十一條 左の各號の一に該當する醫薬品又は用具は、これを不正表示醫薬品又は不正表示用具とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されてゐるもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名稱、及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が記載され

ていないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

三 公定書に收められた医薬品であつて、公定書で定める容器又は被包に收められていないもの（厚生大臣の同意を得た場合を除く。）又は公定書で定める表示のなされていないもの

四 公定書に收められていない医薬品であつて、その標示に左に掲げる事項の記載のないもの

イ 一般的名稱のあるときは、その名稱

ロ 二以上の成分から成る場合において、有効成分を含有するときは、その含有する有効成分の名稱（その一般的名稱あるときは、その名稱）、及びアルコールを含有しているときは、その分量、種類並びに割合及び臭化物、エーテル、クロロホルム、アセトアニリド、フェナセチン、アミノビリン、アンチビリン、アトロビン、ヒヨスチン、ヒヨスチアミン、比素、ヂキタリス葉、ヂキタリス配糖劑、水銀、ウアバイン、ストロファンチン、ストリキニーネ、甲状腺せん又はこれらの誘導體若しくは製剤を含有しているときは、その効力の有無にいかわらず、それらの名稱及び分量又は割合、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

五 その標示又は表示書に、この法律により表示するように定められた文字その他の事項が、他の文字、記事、圖畫又は圖案に比較して見易い場所に明記されていないもの、又は一般に購入し、又は使用する者が読み易く、理解し易いような用語をもつて記載されていないもの

六 人に使用する医薬品であつて、アルファ並びにベタオイカイン、バルビタール、ブロムヂエチルアセチル尿素、トリブロムアセトアルデヒド、スルホナール、コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片又はこれら

の誘導體若しくは代用合成品であつて、習慣性があるとして厚生大臣が指定する物質を含有しているにもかかわらず、その標示にそれらの名稱、分量及び含量並びに「注意—習慣性あり」の記載がないもの

七 厚生大臣の指定するアミノフェニルスルファミド若しくはその誘導體、ベニシリソ、ストレブトマイシン又はこれらの製剤その他の醫藥品であつて、その標示に醫師、歯科醫師又は、獸醫師の處方せん又はその指示によつて使用すべきである旨の注意が記載されていないもの

八 表示書に左に掲げる事項が記載されていないもの、但し、厚生大臣が保健上の見地から必要でないと認めた醫藥品又は用具について別段の定をした場合は、この限りでない

イ 使用上の適當な注意 ロ 疾病の状況により、又は幼児にとり、保健上危険を生ずる處がある場合の使

用に關し、又は危險な使用の分量、方法若しくは使用期間に關し、公衆保健の保護のために必要な注意  
九 醫藥品であつて、厚生大臣により、變質若しくは變敗し易いものと認められたもので、保健上の必要により省令の定めるところに従つて包装されず、貯藏されず、又は注意事項の表示のないもの

十 醫藥品であつて、他の醫藥品等と誤解され易い容器に收められているもの若しくは誤解され易い方法で容器に收められているもの又は模造若しくは詐稱のもの

十一 表示書に記載されている用法、用量又は使用期間が保健上危険であるもの

(不良化粧品)

第四十二條 左の各號の一に該當する化粧品は、これを不良化粧品とする。

一 表示書に記載されている使用條件のもとにおいては使用者に有害であるか、又は習慣となり若しくは常用とな

る處がある有毒若しくは有害な物質を含有しているもの

二 その全部又は一部が不潔な物質又は變質若しくは變敗した物質からなるもの

三 保健上危険なものにされる處がある非衛生的條件のもとで製造、包装又は取扱をされたもの

四 容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるために、その化粧品を保健上危険なものにする處があるもの

五 省令の定めるところにより證明されたタール色素以外のタール色素を含有してゐるものであつて、染毛剤以外のもの

(不正表示化粧品)

第四十三條 左の各號の一に該當する化粧品は、これを不正表示化粧品とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く處がある事項の記載されてゐるもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名稱及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が記載されていないもの又は重量、容量若しくは個數等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令をもつて、別段の定をしたときは、この限りでない。

三 この法律により表示するように定められた文字その他の事項が他の文字、記事、圖畫又は圖案に比較して見易い場所に明記されていないもの又は一般に購入し、又は使用する者が、読み易く、理解し易いような用語をもつて、記載されていないもの

四 他の化粧品等と誤解され易い容器に收められ、又は誤解され易い方法で容器に收められてゐるもの

(禁止行爲)

第四十四條 左に掲げる行爲は、これをしてはならない。

一 販賣又は授與の目的で、醫藥品、用具又は化粧品を不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品とすること

二 販賣又は授與の目的で、不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を製造すること

三 不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列すること

四 この法律に基いて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する當該官吏及び吏員以外の者に漏らすこと。但し、他の法律の規定に基き訴訟手續中において漏らす場合は、この限りでない

五 藥劑師でない醫藥品の販賣業者であつて、藥劑師を使用していないものが、厚生大臣の指定する醫藥品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯藏し、若しくは陳列すること

六 醫藥品の標示、表示書又は廣告中に、「新醫藥品」という文字を使用すること

七 第四十一條第六號及び第七號に掲げる醫藥品を醫師、齒科醫師又は獸醫師の處方せんに基かず、又はこれらの者の指示によらずに、この法律に基いて登録されている藥局開設者、醫藥品の販賣業者、醫師、齒科醫師及び獸醫師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの醫藥品の販賣又は授與に關する記録を保存しないこと

八 第二十九條に規定する店舗を有する販賣業及び配置販賣業以外の方法により醫藥品の販賣業を營むこと

## 第六章 監 督

### (検査)

第四十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、藥局開設者、病院若しくは診療所の開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者に對して、その製造し、調剤し、若しくは販賣する醫藥品、用具又は化粧品について、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者の検査を受けることを命ずることができる。

### (免許の取消等)

第四十六條 厚生大臣は、藥劑師が第四條各號の一に該當するにいたつたときは、その免許を取り消さなければならぬ。

2 厚生大臣は、藥劑師が第五條各號の一に該當するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

3 厚生大臣は、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者について、都道府縣知事は、藥局開設者又は醫藥品の販賣業者について、これらの者が、この法律又はこの法律に基く省令に違反したときは、その登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

4 前二項に規定する取消又は業務の停止は、その取消又は業務の停止の日から三十日以内に開かれる當該取消又は

停止に關する公開の常任委員會において常任委員が、多數決によつて、これを適當と認めない旨の決定をした場合には、三十日を経た日から、その效力を失う。

5 前項の規定により取消又は業務の停止の確定した者は、行政事件訴訟特例法により訴を提起することができる。  
（設備の修繕等）

第四十七條 厚生大臣又は都道府縣知事は、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者に對して、その設備若しくは家屋が非衛生的であり又は醫藥品、用具若しくは化粧品を不良醫藥品、不耐用具若しくは不良化粧品とする處がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

（不良醫藥品の廢棄等）

第四十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、不良若しくは不正表示醫藥品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品について、その所有者に廢棄させ、所有者若しくは所持者に公衆衛生上危険を生ずる處のない方法により處置させ、又は自らこれを廢棄し、その他必要な處分をなすことができる。

（立入検査等）

第四十九條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認める場合においては、藥局開設者、病院若しくは診療所の開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者について、必要な報告を徵し、又は當該官吏若しくは吏員をして藥局、病院、診療所、工場、店舗、事務所、醫藥品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯藏する場所に立ち入り、その構造、設備、原料、材料、醫藥品、用具

又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯藏するために使用する物件を検査させ、又は不良若しくは不正表示の疑のある医薬品、用具若しくは化粧品又は不良の疑のある原料、材料を試験のため必要な最小分量に限り、無償で收去させることができる。

2 當該官吏又は吏員は、前項の規定による立入検査又は收去する場合には、その身分を示す證票を携帶し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(藥事監視員)

第五十條 医薬品、用具及び化粧品に關する前條第一項に規定する當該官吏又は吏員の職權を行わしめるために、國及び都道府縣に藥事監視員をおく。

2 藥事監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

3 前二項に定めるもの外、藥事監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第七章 雜則

(施行規定)

第五十一條 この法律の實施に關して必要な事項は、厚生大臣が、これを定める。

(登録の基準)

第五十二條 厚生大臣は、保健衛生上特に必要があると認めるときは、藥局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者の登録について、藥事審議會の建議に基き、これらの者が有

すべき設備、施設、資格等の基準を定めることができる。

(公聽會)

第五十三條 厚生大臣は、必要と認めるとき、又は薬事に關係のある者から要求があつた場合においてその要求が正當であると認めるときは、この法律の規定に基いて發する命令の制定又は改廢について公聽會を開かなければならぬ。

第五十四條 醫藥品又は用具であつて、もつぱら動物の疾病的診斷、治ゆ、輕減、處置又は豫防に使用することが目的とされているもの及びもつぱら動物の身體の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているものに關しては、これを農林大臣の所管とする。

(適用除外)

第五十五條 厚生大臣は、特定の用具については、省令をもつてこの法律の適用を除外することができる。

## 第八章 罰則

第五十六條 第二十二條、第二十六條第一項若しくは第三項（第二十八條において準用する場合を含む。）第二十九條第一項、第三十條第二項、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十六條まで、第三十八條又は第四十四條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十七條 第三條第三項、第二十條第一項、第二十一條、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條（第二十八

條において準用する場合を含む。第三十七條第一項若しくは第三項又は第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十八條 左の各号の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

- 一 第四十五條、第四十六條第二項若しくは第三項、第四十七條又は第四十八條の規定による命令に違反した者
- 二 第四十九條第一項の規定による立入、検査若しくは收去を拒み、妨げ又は忌避した者
- 三 第四十九條第一項の規定による厚生大臣又は都道府縣知事の要求があつた場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十六條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

#### 附 則

第六十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十一條 左に掲げる法令は、これを廢止する。

薬事法（昭和十八年法律第四十八號、以下舊法といふ。）

醫藥部外品等取締法（昭和二十二年法律第二百三十二號）

日本藥局方調査會官制（昭和十年勅令第二百七十四號）

家畜に應用する細菌學的豫防治療品及診斷品取締規則（昭和十五年農林省令第八十八號）

醫藥品等の封緘及検査證明の取締に關する件（昭和十八年厚生省令第四十二號）

有害避妊用器具取締規則（昭和五年内務省令第四十號）

第六十二條 日本藥局方調査會は、前條の規定にかかわらず、藥審議會の成立するに至るまではなほ存續するものとみなす。

第六十三條 この法律の規定による藥事審議會の權限は、藥事審議會の成立するに至るまでは、この法律の規定にかかるず、厚生大臣がこれを行う。

第六十四條 舊法第三章の規定により設立された日本藥劑師會及び都道府縣藥劑師會（以下單に藥劑師會といふ。）は、これを解散する。但し、清算の目的の範圍内においては、なほ存續するものとみなす。

2 前項の規定により解散した藥劑師會の清算人は、會長、副會長、事務理事又は理事のうちから總會において、これを選任しなければならない。但し、補缺の清算人を選任し、又は清算人を増員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することができる。

3 厚生大臣又は都道府縣知事は、公益上必要があると認めたときは、清算人を解任することができる。

4 清算人は、清算方法及び財產處分について、總會の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

5 厚生大臣又は都道府縣知事は、藥劑師會の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財產の狀況について、清算人に報告を命じ、又は當該官吏若しくは吏員に検査させることができる。

6 當該官吏又は吏員は、前項の規定により検査する場合には、その身分を示す證票を携帶し、關係人の請求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

第六十五條 この法律施行の際、現に舊法の規定による薬剤師免許を受けている者は、この法律により薬剤師の免許を受けたものとみなす。

2 前項に該當する者は、この法律施行の日から三月以内にその住所地を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣にその氏名、住所及び登録番號を届け出なければならない。

第六十六條 舊法の規定により薬局開設の許可、醫藥品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可又は醫藥部外品等取締法の規定により醫藥部外品の製造業の許可を受けた者で、この法律施行の際、現に當該事業を營んでいるものについては、この法律施行の日から六月を限り、なお從前の例による。

第六十七條 この法律施行前に舊法によりなした薬剤師免許、薬局開設の許可若しくは醫藥品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可の取消の處分又はこれらの業務の停止の處分は、なあその効力を有する。

2 前項の取消又は業務の停止の處分については、第四十六條第四項の規定は、これを適用しない。

第六十八條 この法律施行の際、現に醫藥部外品等取締法の規定による届出をして化粧品の製造業を營んでいる者又は用具の製造業若しくは醫藥部外品の販賣業を營んでいる者は、この法律施行の日から六月を限り、これを夫々この法律の規定による登録又は許可を受けたものとみなす。

第六十九條 この法律施行の際、現に家畜に應用する細菌學的豫防治療品及診斷品取締規則の規定により、血清類の製造の許可を受けている者については、この法律施行の日から六月を限り、なお從前の例による。

2 この法律施行の際、現に血清類の販賣業を營んでいる者は、この法律施行の日から六月を限りこれをこの法律の

規定による登録を受けたものとみなす。

第七十條 薬事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十號）第四十六條第一項の規定による調劑録又は同令第百七條第一項の規定による文書は、第二十五條又は第三十七條第三項の適用については、夫々これを第二十五條の處方せん又は第三十七條第一項の文書とみなす。

第七十一條 この法律施行の際、現に存する医薬品、用具及び化粧品の標示又は表示書については、この法律の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を限り、なお從前の例による。

第七十二條 この法律施行前になした舊法、醫藥部外品等取締法、家畜に應用する細菌學的豫防治療品及診斷品取締規則、醫藥品等の封緘及検査證明の取締に關する件又は有害避妊用器具取締規則の違反行爲の處罰については、なお從前の例による。

第七十三條 薬剤師國家試験は、第十一條の規定にかかわらず、昭和二十四年から、これを行う。

第七十四條 大學令（大正七年勅令第三百八十八號）による大學又は専門學校令（明治三十六年勅令第六十一號）による専門學校は、學校教育法（昭和二十二年法律第二十六號）第九十八條第一項の規定により、その存續を認められた間、これを第八條第一項の大學とみなす。

2 前項に規定する大學又は専門學校の卒業者は、これを第十四條第一號の大學生の卒業者とみなす。

第七十五條 第五改正日本藥局方（昭和七年内務省令第二十一號）は、第三十條の規定により厚生大臣が日本藥局方を公布するときまで、これを同條に規定する日本藥局方とみなす。

第七十六條 舊法の規定により薬剤師免許を受けることができる者であつて、やむを得ない理由により、この法律施

行の日までに免許を受けることができなかつたもの又は舊法の規定により、單に未成年であるの故をもつて、薬剤師免許を受けることができなかつた者でこの法律施行の後成年に達したものに對しては、第三條第二項の規定にかかわらず、厚生大臣は、薬剤師免許を與えることができる。

## 藥事法施行規則

(厚生省令第三十七條)  
(昭和二十三年八月十五日施行)

### 第一章 薬剤師免許

(免許の申請)

第一條 薬剤師の免許を受けようとする者は、本籍地、現住所及び生年月日を記載した申請書(別記第一號様式)に左に掲げる書類を添えて登録税及び手數料金百圓に相當する收入印紙を貼付して、住所地の都道府縣知事を經て厚生大臣に提出しなければならない。

一 薬剤師國家試験合格證書の寫若しくは厚生大臣の指定した外國に於て薬剤師免許を得たことを證する書面又は薬事法(以下法といふ)第七十六條に該當する場合には、昭和十八年法律第四十八號薬事法(以下法という)に規定する資格を證する書面

二 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書

三 法第四條各號の一又は法第五條各號の一に該當することの有無を證する書面

四 法第七十六條に該當する場合には、その理由を記載した書面

(薬剤師名簿の登録事項)

第二條 薬剤師名簿に登録すべき事項は、左の通りとする。

一 登録番號及び登録年月日

二 本籍地都道府縣名(外國人であるときは、その國籍)氏名及び生年月日

三 法第三條第二項各號の一又は法第七十六條に該當する事實

四 免許の取消又は業務の停止並びにその事由、期間及び年月日

五 免許證の再交付並びに、その事由及び年月日

六 批消の事由及び年月日

七 薬事に從事しているか否かの事實

(免許證の様式)

第三條 薬剤師免許證の様式は、別記第一號様式の定めるところによる。

(免許證の更新)

第四條 法第六條第二項の規定により薬剤師免許證の更新を受けようとする者は、申請書(別記第三號様式)を、住所の都道府縣知事を経て厚生大臣に提出しなければならない。

2 厚生大臣は、前項に規定する申請書を受理したときは、薬剤師免許證登録證明書(別記第四號様式)を交付する

ものとする。

## 第二章 薬剤師國家試験

### (受験の申請)

**第五條** 薬剤師國家試験を受けようとする者は、受験願書（別記第五號様式）に左に掲げる書類を添えて、手數料金四百五十圓に相當する收入印紙を貼付して、薬事審議会委員長に提出しなければならない。

#### 一 履歴書（別記第六號様式）

二 法第十四條に規定する要件に關する當該學校長の證明書（外國において薬剤師免許を得た者については、その旨を證する書面）

#### 三 寫眞（脱帽、手札型半身像）

2 前項に規定する手數料は、學說試験と實地試験を分けて受けようとするときは、學說試験については百五十圓、實地試験については三百圓とする。

### (試験科目)

**第六條** 薬事審議會は、薬剤師國家試験の課目について試験を行う四月前までに厚生大臣に建議しなければならぬ。

い。

2 厚生大臣は、試験を行う三月前までに試験科目を公告するものとする。

### (合格證書)

**第七條** 薬事審議會委員長は、薬剤師國家試験に合格した者には、合格證書を交付しなければならない。

(合格證書の再交付)

**第八條** 合格證書を亡失又は毀損したときは、申請書に手數料金五十圓に相當する收入印紙を貼付してその再交付を出願することができる。

### 第三章 登録及び登録の更新

(薬局登録の申請)

**第九條** 法第二十條第一項の規定により薬局開設の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書（別記第七條様式）に手數料金五百圓を添えて申請者の履歴書（法人にあつては、定款又は寄附行爲）及びその薬局を管理する薬剤師の薬剤師免許登録證明書の寫を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）

二 名 称

三 開設の場所

四 構造設備の概要

五 管理薬剤師の氏名及び住所

六 常該薬局において、他の業務を併せ行うときは、その旨

(薬局登録票)

**第十條** 都道府縣知事は、登録を認めたときは、薬局登録簿に登録し、登録票（別記第八號様式）を交付するものとする。

（薬局登録簿の登録事項）

**第十一條** 薬局登録簿に登録すべき事項は、左の通りとする。

- 一 登録番號及び登録年月日
- 二 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）
- 三 名稱及び開設の場所
- 四 管理薬剤師の氏名及び住所
- 五 他の業務を併せ行うときは、その旨

（薬局登録の更新）

**第十二條** 法第二十條第二項の規定により薬局の登録の更新を受けようとする者は、申請書（別記第九號様式）に手數料金二百圓を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

（製造業登録の申請）

**第十三條** 法第一二六條第一項の規定により醫藥品、用具又は化粧品の製造業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書（別記第十號様式）に手數料金千圓に相當する收入印紙を貼付して申請者の履歴書（法人にあつては、定款又は寄附行為）並びに醫藥品の製造業にあつては、法第二十七條に規定する専任の薬剤師、技術者又は醫師その他細菌學的知識を有する者の履歴書及び専任の薬剤師の薬剤師免許證登録證明書、醫師免許證そ

の他資格を證する書面の寫を添えて製造所々在地の都道府縣知事を經て、厚生大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）

二 製造の品目

三 製造所の名稱及所在地

四 製造の設備及び施設の概要（簡単な圖面を添付すること）

五 法第二十七條に規定する専任の薬剤師その他の者の氏名及び住所

六 當該製造業の外、他の事業を併せ行うときは、その旨

（製造の登録票）

**第十四條** 厚生大臣は登録を認めたときは、医薬品、用具又は化粧品の製造業者登録簿に登録し、登録票（第十一號様式）を交付するものとする。

（製造業者の登録簿の登録事項）

**第十五條** 医薬品、用具又は化粧品の製造業者登録簿に登録すべき事項は左の通りとする。

- 一 登録番號及び登録年月日
- 二 製造業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）
- 三 製造所の名稱及び所在地
- 四 製造の品目
- 五 法第二十七條に規定する専任の薬剤師その他の者の氏名及び住所

六 當該製造業の外、他の事業を併せ行うときは、その旨

(製造業登録の更新)

**第十六條** 法第二十六條第二項に規定する醫藥品、用具又は化粧品の製造業の登録の更新を受けようとする者は、申請書（別記第十二號様式）に手數料金二百圓に相當する收入印紙を貼付して、製造所々在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に提出しなければならない。

(輸入販賣業の登録等)

**第十七條** 醫藥品、用具又は化粧品の輸入販賣業の登録に關しては、醫藥品、用具又は化粧品の製造業の登録に關する規定を準用する。但し、登録申請書、登録要及び登録更新申請書の様式は、夫々別記第十三號第十四號及び第十五號の様式の定めるところによる。

(販賣業登録の申請)

**第十八條** 法第二十九條第一項の規定により、醫藥品の販賣業の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書（別記第十六號様式）に手數料金五百圓を添えて、申請者の履歴書（法人にあつては、定款又は寄附行為）及び薬劑師を使用する者にあつては、薬剤師免許登録證明書の寫を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつてはその名稱及び主たる事務所々在地）
- 二 店舗の名稱及び所在地（配置販賣業にあつては營業の區域）
- 三 薬剤師を使用する者にあつては、その薬剤師の氏名及び住所（自ら薬剤師であるときは、その旨）

四 販賣しようとする醫藥品の範圍

(醫藥品販賣業の登録票)

第十九條 都道府縣知事は、登録を認めたときは、醫藥品の販賣業者登録簿に登録し、登録票(別記第十七號様式)を交付するものとする。

(醫藥品販賣業者登録簿の登録事項)

第二十條 醫藥品販賣業者登録簿に登録すべき事項は、左の通りとする。

一 登録番號及び登録年月日

二 店舗の名稱及び所在地(配置販賣業につては營業の區域)

三 販賣業者の氏名及び住所(法人につてはその名稱及び主たる事務所々在地)

四 薬劑師を使用する者にあつては、薬剤師の氏名及び住所(申請者自ら薬剤師であるときは、その旨)

五 販賣する醫藥品の範圍

(醫藥品販賣業登録の更新)

第二十一條 法第一十九條第二項の規定により醫藥品販賣業の登録の更新を受けようとする者は、申請書(別記第十  
八號様式)に手數料金二百圓を添えて、都道府縣知事に提出しなければならない。

第四章 製 造 許 可

(醫藥品の製造許可)

**第二十二條** 法第二十六條第三項の規定により公定書に收められていない醫藥品の製造の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

一 製造業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名稱及び主たる事務所々在地）並びに登録番號

二 製造所の名稱及び所在地

三 製造の品目

四 製造品目の成分及び分量並びに製造法、成分不明のときは、その本質及び製造法

五 用法用量及び効能

六 生物學的製劑及び抗菌性物質製劑にあつては、第四號及び第五號に掲げる事項の外、その貯藏法、有効期間及び検定法

七 第三十二條に規定する醫藥品については、厚生大臣の定める基準に適合した旨

(用具の製造許可)

**第二十三條** 法第二十六條第三項の規定により、用具の製造の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

一 製造業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名稱及び主たる事務所々在地）並びに登録番號

二 製造所の名稱及び所在地

三 製造品目の種類及び名稱

四 形狀及び大きさ

## 五 原料、材料

### 六 用法及び效能又は性能

#### (許可事項の變更申請)

第二十四條 醫藥品又は用具の製造業者が第二十二條第四號から第六號まで、若しくは前條第六號又は許可を受けた醫藥品若しくは用具の名稱を變更しようとするとときは、その製造所々在地の都道府縣知事を經て厚生大臣の許可を受けなければならない。

#### (見本品の提出)

第二十五條 厚生大臣は、前三條の許可について、必要と認めるときは、醫藥品、用具又はこれらの原料品の見本品を提出させることが出来る。

#### (輸入販賣業)

第二十六條 前四條の規定は、醫藥品又は用具の輸入販賣業に、これを準用する。

## 第五章 醫藥品、用具又は化粧品の取扱

#### (毒藥及び劇藥)

第二十七條 法第二條第十二項に規定する毒藥及び劇藥の品目は別記第一號表の通りとする。

#### (變質變敗し易い醫藥品の取扱)

第二十八條 公定書に收められた醫藥品であつて、公定書に貯藏方法その他注意事項について、定のあるものは、こ

れに從わなければならない。

(タール色素の證明)

**第二十九條** 法第四十條第一號ニ及び法第四十二條第五號の規定により證明されたタール色素は別記第一號表の通りとする。

2 前項以外のタール色素について、厚生大臣の證明を受けようとする者は、當該タール色素の名稱、醫藥品又は化粧品の含有するその分量又は割合を記載した申請書に見本品を添えて、その製造所々在地の都道府縣知事を經て、厚生大臣に提出しなければならない。

(指定醫藥品)

**第三十條** 法第四十四條第五號に規定する醫藥品は、別記第三號表の通りとする。

(醫藥品の譲渡記録)

**第三十一條** 藥局開設者及び醫藥品の販賣業者は、法第四十四條第七號の規定により法第四十一條第六號及び第七號に掲げる醫藥品を販賣し又は授與するときは、文書にその品名、數量、譲渡の年月日、處方せんを交付し、若しくは使用を指示した醫師、齒科醫師又は獸醫師の氏名及び住所並びに譲受人の氏名及び住所を記載しなければならぬ。

2 前項に規定する文書は、その日附の日から二年間、これを保存しなければならない。

(適用除外用具)

**第三十二條** 別記第四號表に掲げる用具以外の用具は、法第五十五條の規定により法の適用を除外する。

## 第六章 標示及び表示書

### (虚偽誤解を招く表示)

**第三十三條** 醫藥品、用具又は化粧品の表示書に記載されている事項で他の醫藥品、用具又は化粧品に關連して虚偽又は誤解を招く處があるものは、虚偽又は誤解を招く處がある表示とする。

**第三十四條** 二以上の有效成分を含有している醫藥品又は化粧品であつて、表示書中に記載されたその名稱が當該醫藥品又は化粧品が含有している全ての有效成分をあらわす名稱でなくて、單に成分中の一部をあらわしているに過ぎない場合には、表示書の他の部分に全ての有效成分が記載されていても、當該表示は虚偽又は誤解を招く處があるものとする。

### (内容量の表示)

**第三十五條** 醫藥品、用具又は化粧品の内容量を記載するときは、容器その他包装材料は、内容量にこれを含めてはならない。

**第三十六條** 醫藥品用具又は化粧品の内容量は、重量、容量若しくは個數又は個數と重量若しくは個數と容量の組合せにより、當該醫藥品用具又は化粧品を使用する者に読み易く、且つ、その内容量を正確にあらわす用語をもつて、これを記載しなければならない。

**第三十七條** 醫藥品、用具又は化粧品の内容量は、その容器又は被包に收められた醫藥品、用具又は化粧品についてその最小量又は平均量で、これを記載しなければならない。

2 前項の内容量が當該医薬品、用具又は化粧品の最少量を表示している旨の明記がないときは、平均量を示しているものとみなす。但し、アンブルに收められているものについては、この限りでない。

3 アンブルに收められている医薬品の内容量については、量少量でこれを記載しければならない。

**第三十八條** 医薬品、用具又は化粧品の内容量を最小量で表示している場合には、その内容量は表示以下であつてはならない。但し、その医薬品、用具又は化粧品の内容量を重量又は容量で表示している場合に、その内容量が通常取引の行われる間に、やむを得ず減少したときはこの限りでない。

2 医薬品、用具又は化粧品の内容量を最少量で表示した場合には、その内容量は表示に比し、不當に大であつてはならない。

**第三十九條** その内容量を最少量で表示していない医薬品、用具又は化粧品であつて、左の各號の一に該當するものは、法第四十一條第二號及び法第四十三條第二號に規定する内容量の正確な表示がない場合でも、これを不正表示医薬品、不正表示用具又は不正表示化粧品としない。

一 その内容量を重量又は容量で表示している医薬品、用具又は化粧品であつて、その内容量が通常取引の行われる間に、やむを得ず減少したもの

二 その内容量を重量容量又は個数で表示している医薬品、用具又は化粧品であつて、これを包装をする場合にやむを得ず計量上誤差の生じたもの

**第四十條** 左の各號の一に該當する医薬品、用具又は化粧品は、法第四十一條第二號及び法第四十三條第一號の規定により表示すべき内容量の表示はこれを要しない。

一 標示の面積が狭いため、第三十六條に規定する用語による内容量を見易い場所に明記できないもの

二 内容量を數量で表示することのできる医薬品又は用具であつて、その内容量が六個以下であり、且つ、包装を開かないで、容易にこれを知ることができるもの

三 化粧品であつて、内容量が十グラム又は十cc以下であるもの又は内容量が六個以下であり、且つ包装を開かないので容易にこれを知ることができるもの

(医薬品の名稱の表示)

第四十一條 公定書に收められている医薬品であつて、公定書で定める名稱と異なる名稱を表示する場合には、公定書で定められた名稱は、他の名稱に比し明瞭に、これを標示に表示しなければならない

(邦文記載)

第四十二條 標示又は表示書中に表示すべき事項については、邦文による表示がなければならない。但し、輸出する医薬品、用具又は化粧品については、この限りでない。

(外國語記載)

第四十三條 標示に外國語で表示する場合には、標示に表示すべきすべての事項について、當該外國語による表示がなければならない。

2 表示書に外國語で表示する場合には、標示又は表示に表示すべきすべての事項について、當該外國語による表示がなければならない。

(表示の適用除外)

**第四十四條** 醫藥品であつて、標示の面積が狭いため、當該標示に表示すべきすべての事項を読み易く、且つ、明瞭に表示することのできない場合には、法第四十一條第四號ロの規定により記載すべき事項の表示は、これを要しない。但し、内容量を省略することにより、法第四十一條第四號ロの規定により記載すべき事項を表示することのできる場合には、内容量の記載に代えてできるだけ明瞭に、これを表示しなければならない。

(アルカロイドを含有する醫藥品)

**第四十五條** ベラドンナ、ヒヨス葉ロート根、マンダラ葉その他の植物性物質又はこれらの製剤を含有する醫藥品であつて、これらの植物性物質又はこれらの製剤が含有するアトロビン、ヒヨスチン又はヒヨスチアミンを、夫々實用的に、且つ、正確に分析する方法のないときは、法第四十一條第四號ロに規定する事項の記載に代えて、これらの植物性物質又はこれらの製剤が含有する総アルカロイドの分量又は割合を記載しなければならない。

(使用上の注意の表示)

**第四十六條** 法第四十一條第八號イにいう「使用上の適當な注意」とは、主として左の各號に掲げる事項をいい、これららの事項中當該醫藥品又は用具の使用上必要な事項の全部又は一部の記載がないとき、又はこれらの事項が正確に記載されていないときは、これを不正表示醫藥品又は不正表示用具とする。

- 一 醫藥品又は用具であつて、その表示書に記載されたすべての適應に對する使用上の注意
- 二 使用量（年齢及び身體の狀況による使用量を含む）

- 三 使用の度數
- 四 使用の期間

五 使用の時期（食事の時期、病状等に關する使用の時期）

六 使用の順序又は方法

七 使用の準備（振とう、稀釋、溫度の調節その他の操作）

（醫師等の調剤醫藥品）

第四十七條 歯科醫師若しくは獸醫師が自ら調剤し、又はこれらの處方箋によつて調剤される醫藥品であつて、その標示に調剤年月日、調剤者の勤務場所及び氏名並びに當該醫師、歯科醫師又は獸醫師の氏名を記載する場合には、法第四十一條第二號及び第四號の規定により記載すべき事項の表示は、これを要しない。

（使用上の注意に關する適用除外）

第四十八條 左の各號の一に該當する醫藥品又は用具については、法第四十一條第八號に規定する事項の表示は、これを要しない。

一 日本薬局方に收められた醫藥品であつて、その使用方法が醫師、歯科醫師又は獸醫師に一般に知られているもの

二 主として醫師又は歯科醫師に使用される用具であつて、その使用方法が醫師又は歯科醫師に一般に知られているもの

三 他の醫藥品又は用具の製造用として販賣し、又は授與される醫藥品又は用具であつて、その標示に「製造専用」の表示のあるもの

## 第七章 薬事監視員

### (薬事監視員)

第四十九條 薬事監視員は、左の各號の一に該當する者でなければならぬ。

- 一 藥剤師
- 二 醫師、又は歯科醫師
- 三 前二號に掲げる者の外、藥事監視について必要な知識経験を有する者と厚生大臣又は都道府縣知事が認めた者  
(身分を示す證票)

第五十條 法第四十九條の規定により當該官吏又は吏員が携帶するを要する證票は別記第十九號様式の定めるところによる。

### (收去證)

第五十一條 法第四十九條の規定により、藥事監視員が醫藥品、用具若しくは化粧品又はこれらの原料材料を收去しようとするときは、被收去者に別記第二十號様式による收去證を交付しなければならない。

## 第八章 雜則

### (藥局調剤の適用除外)

第五十二條 天災事變その他特別の事由により、藥局において調剤することができない場合には、法第二十三條本文

の規定は、これを適用しない。

(配置販賣業)

**第五十三條** 配置販賣業者又はその配置員が醫藥品の配置販賣に從事するときは、都道府縣知事の發行する身分を示す證票を携帶しなければならない。

(登録票等の掲示)

**第五十四條** 藥劑師、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者は、有效な藥劑師免許證又は登録票を店頭その他業務所の見易い場所に掲示して置かなければならない。

(再交付申請等)

**第五十五條** 藥劑師、藥局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者が、その免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票を失し、又は毀損したときは、申請書にその理由を記載し手數料金百圓を添えて、毀損の場合には、その免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票を添えて、藥劑師醫藥品、用具又は化粧品の製造業者及び輸入販賣業者にあつては、夫々住所地又は製造所、(輸入販賣業者にあては營業所を含む。以下同じ)所在地の都道府縣知事を經て、厚生大臣に、藥局開設者又は醫藥品の販賣業者にあつては、その藥局又は店舗(配置販賣業にあつては營業の區域、以下同じ)所在地の都道府縣知事に、その再交付を申請しなければならない。

<sup>2</sup> 前項に規定する免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票の再交付を申請した後亡失した免許證、藥劑師免許證登録證明書又は登録票を發見したときは、すみやかに當該都道府縣知事を經て厚生大臣に、又は當該都道府縣知

事にこれを提出しなければならない。

(薬剤師の死亡その他による届出)

**第五十六條** 薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者（戸籍法の適用を受けない者にあつては、これに準する者）は、すみやかに免許證を添えて薬剤師の住所地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に届け出なければならない。

- 2 厚生大臣は薬剤師免許證の取消をしたとき、又は前項の届け出のあつたときは薬剤師名簿の登録を抹消する。  
(登録変更の申請)

**第五十七條** 薬剤師は第一條第二項に掲げる事項に變更のあつたときは免許證及び薬剤師免許證登録證明書の寫並びに戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書を添えて、すみやかに住所地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に登録の變更を申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、厚生大臣は、あらたに免許證、及び薬剤師免許證登録證明書を交付するものとする。

- 3 薬剤師は、その住所を他の都道府縣に移したときは、すみやかに前後の都道府縣知事に夫々届け出なければならない。

4 薬剤師が外國にその住所を移そうとするときは、豫め住所地の都道府縣知事に届け出なければならない。

- 第五十八條** 医薬品の製造業者又は輸入販賣業者が、その製造又は輸入販賣する醫藥品であつて公定書に收められたものの品目を變更しようとするときは、當該製造所々在地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に登録の變更を申請しなければならない。

- 2 醫藥品の製造業者又は輸入販賣業者が、法第二十七條に規定する専任の藥劑師、技術者、その他の者を變更しようとするときは、その者の履歴書及び藥劑師免許證登録證明書、醫師免許證その他資格を證する書面の寫を添えて製造所々在地の都道府縣知事を經て、厚生大臣に登録の變更を申請しなければならない。
- 3 醫藥品の販賣業者が、その販賣する醫藥品の範圍を變更しようとするとときは、都道府縣知事に登録の變更を申請しなければならない。

(届出)

**第五十九條** 藥局開設者が第十一條第二號、第四號若しくは第五號又は管理藥劑師若しくは藥局の名稱を變更したとき又は醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者が第十五條第二號、若しくは第五號又は製造所の名稱を變更したとき（第十七條において、醫藥品、用具又は化粧品の輸入販賣業に準用する場合を含む）又は醫藥品の販賣業者が第二十條第三號若しくは第四號又は店舗の名稱（配置販賣業者につては、營業の區域）又は藥劑師を使用する場合に、使用する藥劑師を變更したときは夫々製造所々在地の都道府縣知事を經て厚生大臣に又は藥局若しくは店舗所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

2 厚生大臣又は都道府縣知事は前項の届け出を受理したときは、登録票を書き換えて交付するものとする。

(都道府縣知事の意見具申)

**第六十條** 都道府縣知事は、藥劑師又は醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者又は輸入販賣業者について、法第四十六條の處分を必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

(免許の返納等)

## 第六十一條

法第四十六條第一項又は第二項の規定により免許取消の處分を受けた者は、すみやかに住所地の都道府

縣知事を経て免許證及び薬剤師免許證登録證明書を返納しなければならない。

- 2 法第四十六條第二項の規定により業務停止の處分を受けた者は、すみやかに免許證及び薬剤師免許證登録證明書を住所地の都道府縣知事を経て、厚生大臣に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、厚生大臣は、薬剤師免許證登録證明書及びその裏面に處分の要旨を記載した免許證を期間満了の後これを還付するものとする。

## 第六十二條

法第四十六條第三項の規定により登録の取消の處分を受けた者は製造所々在地の都道府縣知事を経て厚

生大臣に、又は薬局又は店舗所在地の都道府縣知事に、夫々登録票を返納しなければならない。

- 2 法第四十六條第三項の規定により業務停止の處分を受けた者は、製造所々在地の都道府縣知事を経て厚生大臣に又は薬局若しくは店舗所在地の都道府縣知事に、夫々登録票を提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、厚生大臣又は都道府縣知事は、登録票の裏面に處分の要旨を記載して、期間満了の後これを還付するものとする。

### (無効免許證等の提出)

## 第六十三條

薬剤師、薬局開設者、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者は、無効になつた薬剤師免許證、薬剤師免許證登録證明書又は登録票を、すみやかに都道府縣知事を経て厚生大臣に又は都道府縣知事に提出しなければならない。

附則

第六十四条 この省令は、公布の日から、これを施行する。

第六十五条 薬事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十號）は、これを廢止する。

第六十六条 生物學的製劑製造検定規則（昭和二十二年厚生省令第三十二號）及び抗菌性物質検定規則（昭和二十二年厚生省令第三十三號）は法第三十二条第二項の規定により制定されたものとみなす。

第六十七条 舊法第三章の規定により設立された日本薬剤師會及び都道府縣薬剤師會（以下單に薬剤師會といふ）の解散及び清算については夫々厚生大臣又は都道府縣知事がこれを監督する。

2 厚生大臣又は都道府縣知事は、薬剤師會の解散の後、すみやかに解散の告示をしなければならない。

3 法第六十四条第二項に規定する總會は、日本薬剤師會にあつては、都道府縣薬剤師會長の、都道府縣薬剤師會にあつては、會員又は總代の三分の一以上の出席がなければ會議を開くことが出来ない。但し、再度招集しても、なお定數に満たないときは、この限りでない。

4 總會の議事は出席者の過半數をもつて、これを決し可否同數のときは、議長の決するところによる。

5 清算が完了したときは、清算人は、日本薬剤師會にあつては、厚生大臣に、都道府縣薬剤師會にあつては、都道府縣知事に届け出なければならない。

6 厚生大臣又は都道府縣知事は、前項の届け出を受けたときは、薬剤師會の清算終了の旨を告示しなければならぬ。

7 民法第七十八條から第八十一條までの規定は薬剤師會の清算にこれを準用す。

第六十一条 毒物劇物營業取締法施行規則（昭和二十二年厚生省令第三十八號）中左の通り改める  
第二條第二項中「許可證」を「登錄票」に改める。

別記 第一號様式

印紙  
收入

藥劑師免許申請書

本籍  
住所

氏名

生年月日

資格取得の年月日

資格（薬剣評國家試験合格又は法第三條第二項第二號若しくは法第七十六條に該當する旨）

薬剣師免許を受けたいので薬事法施行規則第一條各號に掲げる書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日

右 氏名

印

厚生大臣 氏名 殿

備考

一、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）として墨又はインクをもつて記載すること

二、收入印紙は消印してはならない

三、この申請書提出の際には、都道府縣知事に資格證書を提示してその寫と對照を受けること

別記 第二號様式

藥劑師免許證

本籍縣名(國籍)

氏名

生年月日

昭和年月日  
昭和二十三年法律第一九七號藥事法により免許された薬剤師であることを證しこの免許證を授與する

厚生大臣 氏名

藥劑師名簿登録番號

別記 第三號様式

薬剤師免許證登録更新申請書

本籍

住所

所（住所に異動のあつたときは前住所を併記すること）

氏名

生年月日

薬剤師名簿登録番號

登録年月日

現に薬事に從事している場合は、その旨及び種類

薬事法第六條第二項の規定により薬剤師免許證の登録による更新を申請する。

年 月 日

右

氏名

厚生大臣 氏名 譲

（用紙 折上り日本標準規格B5）

薬剤師免許證登録證明書

昭和 年度

登録證明書番號

免許證番號

免許證發行年月日

氏名

生年月日

職業

薬事法第六條第二項の規定により登録による更新を受けた者であることを證する  
昭和 年 月 日

厚生大臣 氏

名

都道府縣知事 氏

名

\* この證明書は都道府縣知事の印がなければ無効とする

別記 第五號様式

印紙  
收入

藥劑師國家試驗願書

本籍  
住所

氏名

生年月日

試驗の種類  
受驗地

薬劑師國家試驗を受けたいので薬事法施行規則第五條各號に掲げる書類を添えて申請する

昭和年月日  
右  
氏名  
④

藥事審議會委員長殿

備考

- 一、試験の種類は、學說試験及び實地試験について受けようとする試験の種類を記入すること
- 二、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）とし、墨又はインクで記載すること
- 三、收入印紙は消印してはならない
- 四、添附すべき寫眞（手札型、脱帽、半身像）の裏面にけ、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること

履

歷

書

一、何年何月何中學校入學

一、何年何月同校卒業

一、何年何月何高等學校入學

一、何年何月同校卒業

一、何年何月何大學入學

一、何年何月同校卒業

右の通り相違ありません

年 月 日

右

氏

名

印

備 考

一、學校教育法（昭和二十三年法律第二十六號）施行以前の學校を卒業した者又は同法第七十六條により存續を認められた學校を卒業した者は、夫々の相當欄にその學校名を記入すること  
二、用紙は、折上り日本標準規格B5（横二五七耗、縦一八二耗）とし、墨及びインクで記載すること

別記 第七號様式

藥局開設登録申請書

薬事法第二十條第一項の規定により薬局開設の登録を申請する

年 月 日

氏名(法人にあつては名稱及び代表者の氏名)

都道府縣知事殿

住所

資格

氏名

年 月 日 生

藥局の名稱

藥局開設の場所

設備の概要  
及構造

所管理  
及藥劑師  
氏の名住

所管理 及藥劑師 氏の名住	設備の概要 及構造	藥局開設の場所	藥局の名稱	氏名	年 月 日 生	資格	氏名	住所
---------------------	--------------	---------	-------	----	---------	----	----	----

記載上の注意

一、住所欄には法人にあつては主たる事務所の所在地を記載すること

二、資格欄には、申請者が薬剤師であるときは薬剤師と記載すること  
その他の場合は、「薬剤師使用」と記載すること

三、氏名欄には、法人にあつてはその名稱及び代表者の氏名を記載すること

四、薬局の構造設備の概要欄には、薬局に必要な構造及設備について當該薬局の構造及び設備を記載すること

五、管理薬剤師の住所、氏名欄には申請者自ら管理薬剤師であるときは「申請者自身管理薬剤師」と記載すること

六、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七耗横一八二耗）を使用すること

七、申請者は一通提出すること

八、添附事項

一、申請者の履歴書、法人にあつては定款又は寄附行為

二、管理薬剤師免許證登録證明書の寫

昭和 年度

藥局登録票

藥局所在地

藥局の名稱

藥局開設者の氏名（法人にあつては名稱）

生年月日

登錄番號

薬事法第二十條第一項の規定により、登錄された薬局であることを證する

年 月 日

都道府縣知事 氏

名

## 別記 第九號様式

昭和 年度

## 藥局登録更新申請書

住所(法人にあつては、主たる事務所々在地)

氏名(法人にあつては名稱及び代表者名)

年月日

氏名

都道府縣知事 殿

藥局の名稱			
藥局の所在地			
登録番號及び登 録年月日	昭和	年、度	第 號
登録事項中變更 のあつた點			

藥事法第二十條第一項の規定により藥局の登録の更新を申請する

(備考)

- 一、「登録事項中變更のあつた點」欄には藥事法施行規則第十一條の登録事項で變更のあつた點を記入すること(朱書)
- 二、用紙は折上り日本標準規格B5(縦二五七耗横一八二耗)
- 三、この申請書は、一通提出すること

別記 第十號様式

收  
入  
印  
紙

醫藥品（用具、化粧品）製造業登録申請書

薬事法第二十六條第一項の規定により醫藥品製造業の登録を申請する

年      月      日

氏名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

㊞

厚生大臣殿

参考事項	兼營事業の概要	専任薬剤師及その他者の氏名	住所	氏名	住所	製品目	製造所の在地	製造所の概要	施設の概要	施設の概要	製造所の名稱及	氏名
------	---------	---------------	----	----	----	-----	--------	--------	-------	-------	---------	----

## 第十號様式中別紙様式

## 醫藥品の製造の設備施設の概要

氏 名	製 造 の 品 目	一月の生産能力	上記醫藥品製造に使用する主要機械	醫藥品の製造の設備施設の概要	
				設 備 及 び 施	設 備 檢 査
設 備 概 要					

## 記載上の注意

一、住所欄には、法人にあつては主たる事務所の所在地を、氏名欄には申請者の氏名（法人にあつては、その名稱）を、記載すること

## 二、製造の品目欄には、

(イ) 醫藥品にあつては公定書醫藥品と公定書外醫藥品とに大別し、公定書醫藥品は更に日本藥局方醫藥品と國民醫藥品集醫藥品とに區別し公定書で定められた名稱（別に販賣名があるときはその販賣名を併記しこれに括弧をつける）を記載すること

と

公定書外醫藥品については販賣名（一般的名稱のあるものについては、その一般的名稱を併記し、これに括弧をつける）を記載すること

（ロ）化粧品の場合は、品名を、用具の場合には第四號表による類別種類毎に區別して夫々の品名を記載すること

（ハ）品目はすべて五十音順に記載し夫々各番號をつけること

（ニ）品目が多數あるときは、本欄に「別紙の通り」と記載し品目を記載した別紙を添附すること

三、製造の施設及び設備の概要欄には、醫藥品の場合には、「別紙の通り」と記載し第十號様式の別紙の様式により別紙を添附すること

四、専任の薬剤師その他の者の氏名及び住所欄には、申請者自らこれに從事するときは、その旨記載すること、但し化粧品用具の場合には、この欄は抹消すること

五、兼營事業の概要欄には、當該製造所で併せ行う事業のあるときは、その事業名を記載すること

六、参考事項欄には、當該製造所の周邊の状況その他登録に當り参考となる事項を記載すること

七、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること

八、この申請書は正副二通提出すること

九、印紙は消印をしてはならない

別記 第十一號様式

昭和 年度

醫藥品（用具、化粧品）製造業登録票

住 所

氏名（法人にあつては名稱）

登 錄 番 號 生 年 月 日

薬事法第二十六條第一項の規定により登録された製造業者であることを證する

昭 和 年 月 日

厚 生 大 臣 氏

都道府縣知事 氏 名

\* 登録票に都道府縣知事の印のないものは無効とする

別記 第十二號様式

昭和 年度

印紙  
收入

醫藥品（用具、化粧品）製造業登録更新申請書

薬事法第二十六條第二項の規定により醫藥品（用具、化粧品）製造業の登録の更新を申請する

年 月 日

氏名（法人にあつては、名稱及び代表者の氏名）

登録番號

厚生大臣 殿

び 製 造 所 の 名 稱 及 地	氏 名	住 所
---	--------	--------

製品目造	製造設備	及び施設の概要	専任の薬剤師その他者の氏名 及び住所	兼営事業の概要	参考事項欄	記載上の注意

記載上の注意  
 薬品（用具、化粧品）製造業登録申請書の記載上の注意により記載のこと、但し、變更のあつた場合には参考事項欄に  
 その旨記載のこと（朱書）

別記 第十三號様式

印  
收  
入  
紙

醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業登録申請書

薬事法第二十八條において準用する同法第二十六條第一項の規定により醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業の登録を申請する

年      月      日

厚生大臣 殿

氏名（法人にあつては名稱及び代表者名）

㊞

氏名	住所
營業所の名稱及 び所在地	
營業所の設備及 び施設の概要	

輸入品目	輸入先	専任の薬剤師その他者の氏名と住所	兼営事業の概要	参考事項	参考事項

記載上の注意

一、住所欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地を、氏名欄には、申請者の氏名（法人にあつてはその名稱）を記載すること

二、輸入品目欄には、

（イ）醫藥品の場合には、公定書醫藥品と公定書外醫藥品とを大別し、公定書醫藥品は、更に日本藥局方醫藥品と國民醫藥品集に區別し、夫々、公定書で定められた名稱（別に販賣名あるときは、その販賣名を併記し、これに括弧をつける）を記載すること

公定書外醫藥品については、販賣名（一般的名稱あるものはその一般的名稱と併記し、これに括弧をつける）を記載する

こと

(ロ) 化粧品、用具の場合には、種類毎に區別して、夫々の品名を記載すること

但し用具は第四號表にある類別を記載しその下に商品名を記載すること

(ハ) 右品名は、すべて五十音順に記載し、夫々各品目毎に番號をつけること

(ニ) 品目が多數あるときは、本欄に「別紙の通り」と記載し、別紙に記載すること

三、構造設備の概要欄には、貯蔵設備その他當該醫藥品、用具又は化粧品の取扱上必要な設備について、記入すること

四、専任の薬劑師その他の者の住所、氏名欄には、申請者自らこれに從事するときはその旨記載すること

化粧品、用具の場合には、本欄は抹消すること

五、「兼營事業欄」には、當該營業所で併せ行う事業のあるときは、事業名を記載のこと

六、参考事項欄には、營業所の周邊の狀況その他登録に當り参考になる事項を記載すること

七、用紙は、折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横二八二耗）を使用すること

八、この申請書は正副二通を提出すること

九、印紙には、消印をしてはならない

別記 第十四號様式

昭和 年度

醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業登録票

登録番號

營業所々在地

營業所の名稱

氏 名（法人にあつては、その名稱及び代表者氏名）

薬事法第二十八條に於て準用する同法第二十六條第一項の規定により登録された醫藥品（用具、化粧品）の輸入販賣業者であることを證する

年 月 日

厚 生 大 臣 氏

名 印

都道府縣知事 氏

名 印

\* この登録票に都道府縣知事の印のないものは無効とする。

別記 第十五號様式

昭和 年度

收  
印  
紙

醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業登録更新申請書

薬事法第二十八條において準用する同法第二十六條第二項の規定により醫藥品（用具、化粧品）輸入販賣業の登録の更新を申請する

年  
月  
日

氏  
名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

登錄番號

厚  
生  
大  
臣  
殿

氏 名	住 所

營業所の名稱及び所在地	營業所の設備及び施設の概要	輸入品目	輸入先	専任の薬剤師その他者の氏名と住所	兼營事業の概要	参考事項	記載上の注意
							一、輸入販賣業登録の申請に従い記載のこと、但し、變更のあつた場合には参考事項欄にその旨記載すること（朱書）

別記 第十六號様式

醫藥品販賣業登録申請書

薬事法第二十九條第一項の規定により醫藥品の販賣業の登録を申請する

年 月 日

都道府縣知事殿 氏名（法人にあつては、名稱及び代表者氏名）  
⑩

住 所  
氏 名  
年 月 日 生

資 格

店舗の名稱

店舗の所在  
ては販賣業にあつては、  
区域にあつては、  
置

（注）

薬剤師を使用する者にあつては の住 所 氏 名	
販賣する醫藥品 範 囲	
年	月
日	生

### 記載上の注意

- 一、住所欄には、法人にあつては主たる事務所々在地を記載すること
- 二、資格欄には、申請者が薬剤師であるときは、薬剤師と記入すること
- 三、薬剤師を使用する者にあつては薬剤師使用と記入すること
- 四、薬剤師でなく薬剤師を使用しない者にあつては實務経験の種類及び期間その他必要事項を記入すること
- 五、「店舗の名稱」欄には、配置販賣業者にあつては、配置販賣と記入すること
- 六、「使用する薬剤師の氏名」欄には、申請者自ら薬剤師である場合は、その旨を記載すること
- 七、用紙は、折上り日本標準規格B<sub>2</sub>（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること

別記 第十七號様式

醫藥品販賣業登錄票

昭和年 度

店舗の所在地（及は營業區域）

登錄番號 店舗の名稱

販賣業種 氏 名（法人にあつてはその名稱及び代表者名）

薬事法第二十九條の規定により登録された醫藥品販賣業者であることを證する

年 月 日

都道府縣知事

別記 第十八號様式

醫藥品販賣業登録更新申請書

薬事法第二十九條第二項の規定により醫藥品販賣業の登録の更新を申請する

年 月 日

氏名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

登録番號

都道府縣知事殿

營業所在地の名稱及び 業者名	資格	氏名	住所
-------------------	----	----	----

事参考	薬品販賣する範囲	薬剤師にあつて使用する者

記載上の注意

醫藥品販賣業登錄申請書の記載上の注意事項により記載のこと

但し、變更のあつた場合には参考事項欄にその旨記載のこと（朱書）

別記 第十九號様式

8cm

12cm

表

寫眞貼附面

昭和年月日	生年月日	檢票	氏名	所屬廳	第號
藥事法第四十九條の規定による （一年間有効）					

裏

この證票を携帶する者は、薬事法第四十九條及び第五十條の規定により立入検査又は收去を行う職權を有するものである。

藥事法抜萃

第四十九條

(略)

第五十條

本文記載のこと

別記 第二十號様式

收去證控	收去證
住所又は營業所 氏名又は法人名 收品 所 去 場 數 量	番號   _____   住所又は營業所 氏名又は法人名 收品 名 數 量
契印	番號   _____
藥事法第四十九條の規定により検査 のため上記のように收去する	
年 月 日 收去者・職氏名 備考	年 月 日 藥事監視員 (職) (氏名) (印)

備考一、( )内は例示

二、用紙は日本標準規格A5

(縦一四八粂、横二二〇粂)

別記 第一號表

毒 薬

アコニチン、その鹽類及各製劑

アトロビン及びその鹽類

アボモルヒネ及びその鹽類

アレコリン及

びその鹽類

エゼリソ及びその鹽類

エビレナミン及びその鹽類

黄燐及

その製劑

萬年青配糖體

海葱配糖體

カンタリデン及びその化合物

コルヒチン及びその鹽類

シアノ化合物及びその製剤、但し、ベルリン青、黃血鹽、赤血鹽、ロダン化合物及びその各製剤並びに○・二以下  
のシアノ銀、シアノ水銀又はオキシアノ水銀を含有する各膏劑（硬膏、軟膏、漿劑又はバスター劑以下同じ）並びにそ  
の他のシアノ化合物の製剤であつてシアノ水素として○・二%以下を含有するものを除く。

水銀化合物及びその製剤、但し、朱、甘汞、黃色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、アセチルオキシメルクリベ  
ンゾール、エチルメルクリチオサルチル酸ナトリウム、ハロゲンオキシメルクリフルオレスセインナトリウム及びそ  
の各製剤並びに昇汞○・一%以下を含有しスカレット又はフロキシンを以て着色した水溶液並びに昇汞錠、昇汞ガラ  
ゼ、黃降汞軟膏、赤降汞軟膏並びにシアノ水銀又はオキシアノ水銀の○・二%以下を含有する各膏劑を除く。

スコボラミン及びその鹽類 鈴蘭配糖體  
蟾蜍及びその毒成分 チギタリス配糖體  
ニコキシン  
テバイン及びその鹽類  
ストリキニーネ及びその鹽類  
ストロフアンツス配糖體

蟾蜍及びその製劑 巴豆油

砒素、その化合物及びその各製剤、但し、砒素として○・○六%以下を含有するものを除く。

ヒヨスチアミン及びその鹽類 ピロカルビン及びその鹽類 福壽草配糖體 河豚毒成分及びその製劑

ペラトリン及びその鹽類 ホマトロビン及びその鹽類 メタオキシフェニルトリメチルアンモニウムメチルスルファートデメチルカルバマート

モルヒネ及びその化合物、但し、エチルモルヒネ、コデイン、チヒドロコデイン及びその各鹽類を除く。

### 劇 藥

亞鉛鹽類、但し、炭酸亞鉛を除く。

アコニチンを含有する生藥（鳥頭、附子、アコニットの根の類）及びその製剤  
亞硝酸鹽類

アセチルニリン、その鹽類及びその各製剤、

アセトアニリド及びその製剤、但し、一個（一丸

一錠、一アンブル、一カブセル又は一包以下同じ）中アセトアニリド〇・二五瓦以下を含有するもの及びアセトアニ

リド一五瓦以下を含有する牛馬用剤を除く。

アセトン、クロロホルム、

アトロビン、ヒヨスチアミン又は

「スコボラミン」を含有する生藥（ビヨス葉、草及び子、ロート葉、草及び根、ベラドンナ草及び根、マンダラ葉、草及び子、ヅボアシア葉の類）及び製剤、但し、膏劑、坐剤、煙霧剤（マジダラ葉を含有するものに限る）及び一個中ロートエキス〇・〇三瓦以下を含有するものを除く。

アボモルヒネを含有する製剤

アレコリンを含有する製剤

アンチビリン及びその化合物並びにアンチビリン又はその化合物の製剤、但し、一個中アミノビリン〇・二瓦、ブチルアンチビリン〇・三瓦又はアンチビリン、サリチル酸アンチビリン、スルビリン、トリクロルエチルウレタン、アミノビリン若しくはミグレン各〇・五瓦以下を含有するものを除く。

アンチモン化合物及びその製剤、但し、軟膏剤及び金硫黃を除く。

イソブロビルブロムブチルアミド及びその製剤、但し、一個中イソブロビルブロムブチルアミド〇・一瓦以下を含有するものを除く。　　印度大麻草及び印度大麻子を含有する製剤

エクゴニン及びその化合物並びにエクゴニン又はその化合物を含有する生薬（コカ）葉及び製剤

エゼリント含有する生薬（カラバル豆）及び製剤

エチルモルヒネ、コデイン、デヒドロコデイン及びその各鹽類並びにモルヒネ又はその化合物を含有する製剤、但し、阿片坐剤及び一個中燐酸コデイン、硫酸コデイン又は燐酸ヒドロコデイン〇・〇一五瓦以下を含有するもの並びに一日量中燐酸コデイン、硫酸コデイン又は燐酸ヒドロコデイン〇・〇五瓦以下を含有するシロツップ剤を除く。

エビレナミンを含有する製剤、但し、エビレナミンとして〇・一%以下を含有する外用剤を除く。

鹽酸及びその含有物、但し、鹽化水素一〇以%下を含有するものを除く。

鹽素酸カリ及びその製剤、但し、鹽素酸カリ一〇%以下を含有するものを除く。

鹽素酸カリ及びその製剤、但し、鹽素酸カリ一〇%以下を含有するもの及び一個中鹽素酸カリ二瓦以下を含有する外用剤を除く。

萬年青配糖剤を含有する製剤　　海藻及び海藻配糖體を含有する製剤

過酸化水素を含有する製剤、但し、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。

過酸化ソーダ及びその製剤、但し、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

苛性カリ及びその製剤、但し、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。

苛性ソーダ及びその製剤、但し、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

乾燥甲状腺及び甲狀腺ホルモン又はチロキシンを含有する製剤、但し、一個中乾燥甲状腺〇・〇二瓦以下を含有する

ものを除く。

カンタリス及びカンタリデン又はその化合物を含有する製剤、但し、弱発泡膏を除く。

揮發芥子油

金化合物

銀の無機酸鹽類及びその製剤、但し、ハロゲン銀及びその製剤並びに硝酸銀一%以下を含有する外用剤を除く。

グアヤコール及びその製剤、但し、グアヤコール一%以下を含有するもの及び一個中グアヤコール〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

クレオソート及びその製剤、但し、クレオソート一〇%以下を含有するもの及び一個中クレオソート〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

クロルエチル

クロロホルム及びその製剤、但し、クロロホルム擦剤及びクロロホルム油並びにクロロホルム二〇%以下を含有するものを除く。

グルゼミンを含有する生薬（グルゼミウム根）及び製劑

牽牛子脂及びその製剤、但し、複方大黃丸及び一個中牽牛子脂〇・〇五瓦以下を含有する

コカルニン及びその鹽類

コルヒチンを含有する生薬（コルヒクム根及び子）及び製剤コロシント質及びその製剤

サビナ油並びにサビナ油を含有する生薬（サビナ葉）及び製剤サントニン及びその製剤、但し、一個中サントニン〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

四鹽化炭素及びその製剤

修酸セリウム

硝酸及びその含有物、但し、純硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

商陸製剤

水銀化合物及びその製剤中甘汞、黃色ヨード汞、オイレン酸水銀、白降汞、アセチルオキシメルクリベンゾール、エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム、ハロゲンオキシメルクリフルオレスセインナトリウム及びその各製剤並に昇汞〇・一%以下を含有しスカレツト又はフロキシンを以て着色した水溶液、但し、膏劑及びアセチルオキシメルク

リベンゾール又はエチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム〇・二%以下を含有する外用薬、一個中ハロゲンオキシメルクリフルオレスセインナトリウム〇・一瓦以下を含有する外用薬及びハロゲンオキシメルクリフルオレスセインナトリウム二%以下を含有する水溶液を除く。 鈴蘭配糖體を含有する製剤

ストリキニーネを含有する生藥（ホミカ、イグナチウス子）及び製剤、但し、ストリキニーネ〇・〇三瓦以下を含有する製剤及び一日量中ホミカエキス〇・〇三瓦以下を含有するものを除く。

ストロファンツス配糖體を含有する生藥（ストロファンツス屬種子）及び製剤

スペルテイン、その鹽類及びその各製剤 スルファビリデン及びその製剤  
スルホナール及びメチルスルホナール並びにその各製剤

石炭酸及びその製剤、但し、純石炭酸五%以下を含有するものを除く。

セファランチン及びその製剤、但し、一錠中〇・〇〇〇一瓦以下を含有するものを除く。

蟾酥成分を含有する製剤、但し、一日量中蟾酥〇・〇〇五瓦以下を含有するものを除く。

デエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシキノリン及びその製剤、但し、一錠中デエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシキノリン〇・〇一瓦以下を含有するものを除く。

デエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシクロルアクリデン及びその鹽類、但し、一錠中デエチルアミノイソベンチルアミノメトオキシクロルアクリデン及びその鹽類〇・一瓦以下を含有するものを除く。

デギタリス配糖體を含有する生藥（デギタリス屬植物の葉及び子）及び製剤

デフエニルヒダントインナトリユム及びその製剤、但し、一個中デフエニルヒダントインナトリユム〇・一瓦以下を

含有するものを除く。

チフェニルプロビルエチルアミン及びその鹽類

注射用血清

注射用細菌類製剤

注射用蔵ホルモン製剤

チラミン及びその化合物

テバイン及びその化合物の各製剤

銅鹽類、コロイド銅及びその製剤

吐根及びエメチンを含有する製剤、但し、吐根1%以下を含有するもの及び吐根錠並びに一日量中吐根〇・〇六瓦以下を含有するものを除く。

トリクロル醋酸及びその製剤

トロバコカイイン、その鹽類及びその各製剤

鉛化合物及びその製剤中醋酸鉛、一酸化鉛並びに次醋酸鉛液麥角及びそのアルカロイドを含有する製剤

巴豆油を含有する生藥（巴豆）及び製剤

パパベリン及びその鹽類

バラフエネヂヂン化合物及びその製剤、但し、一個中フエナセチン又はラクチルフエネヂヂン〇・五瓦以下を含有するものを除く。

バリウム化合物、但し、硫酸バリウムを除く。

バルビツール酸化合物及びその製剤、但し、一個中ビラビタール又はバルビタールフエナセチン複合體〇・五瓦以下を含有するものを除く。

ハルマラアルカリオイド及びその鹽類

ピクリン酸及びその鹽類

砒素として〇・〇六%以下を含有する砒素及びその化合物の各製剤、但し、砒素として〇・〇〇三%以下を含有するものを除く。

ヒド拉斯チニン、その鹽類及びその各製剤

ヒド拉斯チニン、その鹽類及びヒド拉斯チニンを含有する製剤  
フェニルメチルアミノプロパンール、その鹽類及びその製剤、但し、一個中フェニルメチルアミルプロパンールとして〇・〇一二五瓦以下を含有するもの、一日量中フェニルメチルアミノプロパンールとして〇・五瓦以下を含有するシロップ剤及びフェニルメチルアミノプロパンールとして〇・三%以下を含有する點眼剤を除く。

フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及びその各鹽類並びにその各製剤、但し、一錠中フェニル

アミノプロパン又はフェニルメチルアミノプロパンとして〇・〇一瓦以下を含有するものを除く。

フェニルエチルヒグントイン、フェニルエチルヒグントインナトリウム及びその各製剤、但し、一個中フェニルヒグントイン又はフェニルエチルヒグントインナトリウム〇・一瓦以下を含有するものを除く。

フェニルデアニシルグアニデン及びその鹽類 フエノールフタレン 福壽草配糖體を含有する製剤

ブチルアミノベンゾイルデアルキルアミノエタノール〇・一%以下を含有する點眼劑を除く。

アルキルアミノエタノール〇・一%以下を含有する點眼劑を除く。

ブチルオキシシンコニン酸デエチルエチレンデアミド、その鹽類及びその各製剤、但し、ブチルオキシシンコニン酸

デエチルエチレンデフミドとして一%以下を有する外用劑を除く。

ブリニ化合物及びその製剤、但し、一個中カフェイン又はラオプロミニンとして〇・一二五瓦以下を含有するものを除く。

ブルチニ、その鹽類及びその各製剤 ブルボカブニン及びその鹽類

ブルカイン、その鹽類及びその各製剤、但し、鹽酸プロカイン五%以下を含有する外用劑を除く。

ブルム ブロムエチル ブロムカンブル ブロムデエチルアセチル尿素及びその製剤、但し、一個中ブ

ロムデエチルアセチル尿素〇・五瓦以下を含有するものを除く。

ブルムワレリル尿素及びその製剤、但し、一個中ブルムワレリル尿素〇・五瓦以下を含有するものを除く。

ブルモホルム ベタナフトール及びその製剤、但し、ベタナフトール五%以下を含有する外用劑を除く。

ヘノボデーム油及びその製剤

ペラトリンを含有する生薬（サバデルラ子、蘆根）及び製剤ペルリン青、黃血鹽、赤血鹽及びロダン化合物以外のシアン化合物の製剤であつてシアン水素として〇・二%以下を含有するもの、但し、シアン銀、シアン水銀及びオキシシアン水銀〇・二%以下を含有する膏剤及びシアン水素として〇・一%以下を含有する外用剤を除く。

ベンゾイルテトラメチルデアミノエチルイソプロピルアルコール及びその鹽類

ベンタエリトリツトテトラニトラート

泡水クロラール　ボドフィルム脂及びその製剤

ホマトロビン及びその鹽類の各製剤

ホルムアルデヒド含有物、但し、ホルマリン石鹼液及びホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

無水クロム酸

メタオキシフエニルトリメチルアンモニウムメチルスルファートデメチルカルバマート製剤

メタノール及びその製剤、但し、消毒用メタノール及びメタノールを含有する外用剤を除く。

メチレンクロリド　メチレンデオキシフエニルメチルメチレンデオキシイソキノリン及びその鹽類

メチレンデオキシベンチルメチシンデオキシイソキノリン及びメタノールを含有する外用剤を除く。

メトキシアリルフェノールデアリルアミノエチルエーテルその鹽類、及びその各製剤

メトオキシアリルフェニルデエチルアミノエチルエーテル、その鹽類及びその各製剤

綿馬根及びその成分を含有する製剤

ヤラツバ根、ヤラツバ脂及びその製剤、但し、ロカイヤラツバ丸、複方大黃丸、ヤラツバ石鹼及一個中ヤラツバ脂

〇・〇五瓦以下を含有するものを除く。

ヨード及びその製剤、但し、遊離ヨード三・二%以下を含有する外用剤を除く。

ヨードカリ及びその製剤、但し、ヨードカリ一〇%以下を含有するもの及び一個中ヨードカリ〇・三五瓦以下を含有するものを除く。 ヨードホルム ヨヒンビン、その鹽類及びその製剤

硫酸及びその含有物、但し、純硫酸一〇%以下を含有するものを除く。

ロベリンその鹽類並びにロベリンを含有する生薬（ロベリヤ草）及び製剤但し、ロベリヤ草を含有する燐煙剤を除く。

別記 第二號表

赤色タール色素

醫藥品及び化粧品用 赤色一號（ボンソーランス）1.ブソイドクミルアゾ 2.ナフトール 3.6.デスルホン酸のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用 赤色二號（アマランス）1.（4.スルホ1.ナフチルアゾ）2.ナフトール 3.6.デスルホン酸のナトリウム酸

醫藥品及び化粧品用 赤色三號（エリスロシン）6.オルトカルボキシフェニル 6.ヒドロオキシ 2.4.5.7.テトラヨード

3.イソキサントンのナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用 赤色四號（ボンソーランス）2.（5.スルホ2.4.キシリルアゾ）1.ナフトール 4.スルホン酸の

ナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用 赤色五號（オイルレツドXO）1.キシリルアゾ 2.ナフトール

醫藥品及び化粧品用 赤色一〇一號（ボンソーリ）1.キシリルアゾ 2.ナフトール 3.6.デスルホン酸のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用 赤色一〇二號（ニユーコクシン）1.4.スルホ 1.ナフチルアゾ 2.ナフトール 6.8.デスルホン酸のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用 赤色一〇三號（エオシン）2.4.5.7.テトラブロム 9.オルトカルボキシフェニル 6.ヒドロキシ 3.イソキサントンのナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用 赤色一〇四號（フロキシン）9.（3.6.デクロル、オルトカルボキシフェニル）6.ヒドロキシ 2.4.5.7.テトラブロム 3.イソキサントンのカリウム鹽

醫藥品及び化粧品用 赤色一〇五號（ローズベンガル）9.（3.6.デクロル、オルトカルボキシフェニル）6.ヒドロキシ 2.4.5.7.テトラヨード 3.イソキサントンのカリウム鹽

だいだい色タル色素

醫藥品及び化粧品用 だいだい色一號（オレンヂ）4.バラスルホフェニルアゾ 1.ナフトールのナトリウム鹽  
醫藥品及び化粧品用 だいだい色二號（オレンヂSS）1.オルトトリルアゾ 2.ナフトール

## 黄色タル色素

医薬品及び化粧品用 黄色一號（ナフトールイエローライト） 2.4.デニトロ、1.ナフトール、7.スルホン酸のアルカリ鹽

医薬品及び化粧品用 黄色二號（イエローライト） 1.フェニルアゾ 2.ナフチルアミン

医薬品及び化粧品用 黄色三號（イエローライト） 1.オルトリルアゾ 2.ナフチルアミン

医薬品及び化粧品用 黄色四號（タートラデン） 3.カルボキシ 5.ヒドロキシ 1.バラスルホフェニルアゾビラツオロンのナトリウム鹽

医薬品及び化粧品用 黄色五號（サンセツトイエローライト） 1.バラスルホフェニルアゾ 2.ナフトール 6.スルホン酸のナトリウム鹽

## 青色タル色素

医薬品及び化粧品用 青色一號（ブリリアントブルーFCF） 4.〔4.（Nエチルバラスルホベンチルアミノ）フェニル〕（2.スルホニウムフェニル）メチレン〕〔1.（NエチルNスルホベンチル）チクロヘキサジエンイミン〕のナトリウム鹽

医薬品及び化粧品用 青色二號（インヂゴカラミン） 5.5.インヂゴヂスルホン酸のナトリウム鹽

## 綠色タル色素

醫藥品及び化粧品用

綠色一號（ギネアグリーンB）4.「4.（Nエチルバラスルホベンチルアミノ）デフエニルメチ

醫藥品及び化粧品用

レン」「1.（Nエチル、Nバラスルホニウムベンチル）チクロヘキサデエンイミン」のナトリウム鹽  
綠色二號（ライトグリーンSF黃口）4.「（Nエチルバラスルホベンチルアミノ）フエニル」

（4.スルホニウムフェニル）メチレン」「1.（NエチルNバラスルホベンチル）チクロヘキサデ  
エンイミン」のナトリウム鹽

醫藥品及び化粧品用

綠色三號（ファストグリーンFCF）4.「4.（Nエチルバラスルホベンチルアミノ）フエニル」

（4.ヒドロキシ 2.スルホニウムフェニル）メチレン」「1.（Nエチル、Nバラスルホベンチル）  
チクロ（キサンチエンイミン）のナトリウム鹽

別記 第三號表（指定醫藥品）

亞硝酸アミル

アセタルゾール

アセチルタンニン

亞硫酸カリ液

アミノ安息香酸エチル

アミノコルヂン

アミノビリン

アルゼノベンゾール

アルゼノベンゾール

アルゼノベンゾールナトリウム

アンチビリン

鹽化亞鉛

鹽酸エメチ

鹽酸エドリン

鹽酸エドリン

鹽酸エドリン

鹽酸エドリン

鹽酸ビロカルビン

黃降汞

黃  
燐

鹽酸ブロカイン

オキシシアソ銀錠

還元鐵

甘  
汞

甘  
汞  
錠

乾燥甲状腺

カンタリスチンキ

含糖ペプシン

含糖ヨード鐵

キノヨヂン	杏仁水	強ネオアルゼノベンゾール	グアヤコール
クレオソート	クロラミン	クロルエチル	クロロホルム
コロイド銀	コロイド銀軟膏	サリチル酸アンチビリン	サリチル酸エゼリン
サリチル酸水銀	サントニン	次没食子酸ヨード蒼鉛	蒸水製甘汞
昇汞	昇汞ガーゼ	硝酸ストリキニーネ	硝酸スルホナール
硝酸銀	硝酸銀加硝酸	消毒用昇汞	生理食鹽水
ストロフアンツスチンキ	スルビリン	デギタリスチンキ	麻酔用クロロヘキシド
赤降汞	赤色ヨード汞	テオフイロール	テオフェリント <small>アセトアミノフェン</small>
デキクリス葉	テオフィリン	ノイホルム	バルビタール
吐根チンキ	ネオアルゼノベンゾール	吐根	エチルジメチルアミノ
麥角エキス	麦角流动エキス	豆油	マニカル
ヒヨスエキス	ビラビタール	巴豆油	マニカル
プロテイン銀	ブロム水素酸スコボラミン	巴豆油	マニカル
プロムワレリル尿素	ヘノボデム油	泡水クロラール	マニカル
ホミカチンキ	マーキュロクロム	麻酔用エーテル	マニカル
ミグレニン	メチルスルホナール	決菌ゼラチン液	マニカル
燐製硝酸銀	溶性バルビタール	麻酔用クロロホルム	マニカル
		綿馬エキス	マニカル
		ヨードカリ	マニカル

ヨードカリ錠

ヨード化油

ヨードチンキ

ヨード鐵シロツブ

ヨードホルム

硫酸アトロビン

硫酸エゼリン

リングエル液

レゾルシン

ロツク液

ロートエキス

ロートチンキ

指定醫藥品を含有する製劑であつて毒藥又は劇藥に屬するもの

## 別記 第四號 樣式

### 醫 療 器 械

印象及び咬合採取用器具類 銳匙類 X線裝置類 X線フィルム類 遠心沈澱器類 開創及び開口器類 カーテテル類  
ブージー類 鉗子類 穿孔器類 穿刺及び穿削器類 鏡類 計測器類 顯微鏡類 捲綿子類 鈎類 咬斷器類 骨接  
合器類 殺菌水用器具類 散粉器類 歯科用剔削用器具類 歯科用充填用器具類 歯科用ブローチ類(クレンザーを  
含む) 歯科用防湿用器具 歯科用練成器械器具類 手術用手袋 痘痘器具類 消息子及び探針類 消毒器類 照明器  
具類 蒸溜器類 蒸和用器械器具類 人口氣胸器類 鐵子類 剪刀類 舌壓子類 打診器類 治療臺及び手術臺類  
注射針及び縫合針類(貼薬針を含む) 注射筒及び洗滌器類 聽診器類 桧類 楊子類 電氣器械類(X線裝置を除  
く) 展伸器類 刀類 鋸類 鑿類 剝離子及び把手類 ハンドビース類 副木類 眼卵器類 縫合糸類 保持器類  
麻酔器類 ミクロトーム類 減菌用器具類 鏡類 輸血用器具 ユニット類

## 歯科材料

義歯床用材料類 歯科用印象材料 歯科用ガツタバーチヤー製品  
品類 歯科用セメント類 歯科用ワックス類 陶齒及びレデン歯々冠用合成樹脂材料

## 衛生用品

家庭用洗滌器類 性病豫防器具類 洗腸器類 月經處理用具類  
性具類 脱疾治療用具類 避妊用具類

## 薬事法施行に關する件

厚生次官通牒(厚生省發第一九九號)  
昭和二十三年八月十六日各都道府縣知事宛

首題の法律は、本年七月二十九日法律第一九七號をもつて公布、即日施行せられ、これが施行規則は八月十五日厚生省令第三十七號をもつて公布即日施行せられたのであるが、舊薬事法とは體系その他の根本的に異なるものであり、立法の精神を具體化し、所期の効果を達成する途は、かかつて施行に際して、法律の解釋を一定し、その運用の適切を圖ることにあると考えられる。

都道府縣においては、務めて事務處理の圓滑迅速を圖り、取締に當つては、公平を期することが最も肝要である。

よつて左の事項に留意の上部下吏員の指導監督につき、遺憾のないよう通牒する。

#### 第一 薬 剤 師

一 薬事法施行の際、舊法の規定により薬剤師免許を得た者は、薬事法第六十五條第二項の規定により三月以内にその住所地を管轄する都道府縣知事を經て厚生大臣に届け出ることに規定されているが、届出様式は別記第一號様式とし、その際同時に薬剤師免許證登録更新申請書を提出せしめること

二 都道府縣は、當該都道府縣に所在する薬剤師の名簿を作成し、記載事項欄は厚生省に備える薬剤師名簿に準ずるものとし、これに必要事項を記載すること

三 都道府縣は、一により届出及び申請のあつた者につき申請書及び届出書を取纏め集計表を添えて十一月末日までに厚生省に進達すること

四 厚生省は、本年末日までに届出及び申請のあつた者につき二十四年度に效力を有する薬剤師免許證及び薬剤師免許證登録更新證明書を都道府縣を經て本人に送付すること

五 薬剤師免許證の毎年の更新については、更新申請書を、十月末日までに都道府縣に提出せしめ、前二項に準じて取扱うこと

六 規則第五十七條第一項に規定する登録の變更申請については別記第二號様式に、規則第五十五條第一項に規定する再交付申請については、別記第三號様式によること

七 免許證の再交付申請については、その申請者、事由等について、調査し、以前に再交付の申請をした事實のある場合には、その年月日及び申請書提出の官公署名も記載させること

## 第二 薬局及び調剤

一 薬局開設の登録については、薬局開設者登録申請書の審査及び開設すべき薬局の實地調査等により當該申請薬局が別に定める薬局開設者登録基準に適合しているか否かを検討の上、基準に適合する者のみを登録すること

二 薬局開設者登録基準(三)に掲げる調剤及び薬事に関する試験に必要な設備、器具について、これは最低の基準であるので都道府縣において右以外必要な設備、器具を備えるよう指導することは差支えないこと、なお醫師歯科醫師又は獸醫師の調剤所に對しては、調剤に必要な設備器具について、右基準中適宜取捨の上、これを備えさせるよう指導すること

三 薬局開設者登録基準(一)に規定する「採光換氣」「設備が衛生的であること」等の諸點については、形式的に調査せずに實質的な點に留意すること

四 薬局登録更新申請書は、毎年十月末日までに、これを提出させるよう指導し、審査の上十二月末日までに翌年度に效力を有する登録票を交付すること、なお登録更新の申請をしなかつた者は、翌年一月一日から無登録薬局として法第五十七條により處罰の対象となるからこの點周知のこと

五 登録の更新を受けた薬局開設者は、前年度の登録表を一月末日までに、都道府縣に還付されること

六 法第六十六條に規定する「舊法の規定による薬局開設者」は、都道府縣の事務の便宜のため十一月末日までに新しい登録の申請をなさしめるよう指導すること

なおこの場合の登録票は昭和二十四年度のものとし、發行の日附は、昭和二十四年一月二十九日とすること

七 法第二十二條に規定する「自ら調剤し」とは、調剤の本質的實務例えは醫藥品の秤量、混合分割等は、本人以

外には、これをなさしめることであるので管下の醫師、歯科醫師及び獸醫師に周知徹底せしめること

八 法第二十三條の規定は、病院、診療所の調剤所における調剤は、これを含まない趣旨であること  
九 法第二十五條の處方せん保存規定は、非醫師の處方せんも含まれるので、この點に留意すること

### 第三 醫藥品の製造業

- 一 醫藥品の製造業の登録については、醫藥品製造業登録申請書の審査及び製造所の實地調査等により當該申請者が、別に定める醫藥品の製造業者登録基準に適合しているか否かを調査の上その結果を副申すること  
右調査のためには、保健所の機能をも充分に活用すること
- 二 登録基準(一)の各號に規定する事項、その他設備、器具等については、形式的に調査せずに實質的な點に留意すること
- 三 公定書に收められた醫藥品（以下公定書醫藥品という。）のみを製造しようとする者は、醫藥品製造業登録申請書を、公定書醫藥品と公定書に收められていない醫藥品（以下公定書外醫藥品という。）とをあわせて製造しようとする者は、醫藥品製造業登録申請書（品目欄には、製造しようとする品目をすべて記載のこと。）と公定書外醫藥品製造許可申請書（別記第四號様式）を同時に提出させること
- 四 公定書外醫藥品のみを製造しようとする者については、前項後段に準じた取扱をすること  
醫藥品製造業登録申請書に添付する定款、寄附行為、藥劑師免許證登録證明書、醫師免許證その他資格を證する書面等の寫は本證と照合の上、これに照會済みである旨を附記すること
- 五 申請書、届書は、すべて二通宛提出せしめ一通を厚生省に進達し他の一通は都道府縣の控とすること

六 都道府縣は、當該都道府縣に所在する醫藥品の製造業者の製造所別名簿を作成し、これに必要事項を記載すること

七 醫藥品の製造業の毎年の登録更新については、更新申請書は、毎年十月末日までに二通宛都道府縣に提出せしめ、當該都道府縣は、十一月末日までに一通を厚生省に進達し、他の一通は都道府縣の控とすること

厚生省は、前項の申請のあつた者につき、翌年度に效力を有する登録票を十二月末日までに都道府縣を経て本人に送付すること

八 法第六十六條に規定する「舊法により許可を受けた醫藥品の製造業者であつて、藥事法施行の際現にその業を營んでいる者の取扱に關しては、左によること

(一) 舊法第二十二條の規定により許可を受けた者で、昭和二十四年一月二十九日以後も引き續きその業を營もうとする者については、原則として昭和二十四年一月一日より同月二十八日までの間に昭和二十四年度に效力を有する登録票を交付することにより、手續その他について、最も簡便な方法を取る方針であるから、事務の都合もあり、本年十月末日までに三に準じた手續をさせること

右の手續の簡易化を圖るため特に規則第十三條に規定する左の添付書類は、これを省略する外公定書外醫藥品製造許可申請書は、別記第四號様式によらず臨時公定書外醫藥品製造許可申請書（第五號様式）によらせること、但し左記(一)について變更のあつた場合には、これを省略してはならない。

(イ) 申請者の履歴書（法人にあつては、定款又は寄附行爲）

(ロ) 製造の設備及び施設の概要並びに圖面

(ハ) 専任の薬剤師、技術者醫師又は細菌學的知識を有する者の履歴書及び専任の薬剤師の薬剤師免許證登録證明書、醫師免許證その他資格を證する書面の寫

(二) (一)の申請にあたり(一)(ハ)に關係のある事項を除く外舊法の規定による許可事項を變更して登録を申請しようとする者又は故意に舊法の許可事項を變更して申請しようとする者であると認められるものについては、(一)による省略は認めず、新しい登録の申請によらしめること

從つて、(一)による申請書の記載事項については、氏名、住所（法人にあつては名稱、主たる事務所の所在地）製造所の所在地、その名稱、製造の品目及び専任の薬剤師その他の者の氏名並びに住所については、特に舊法による許可事項と嚴密に對照し、誤りのないようにすること

(三) 昭和二十四年一月二十九日以前において、製造の品目の追加、許可内容の變更等の申請又は届出をしようとする場合は新たな登録を必要とするものでありこの場合は(一)に準じた申請書に公定書醫藥品の品目追加について、醫藥品製造業登録品目變更申請書（別記第六號様式）を公定書外醫藥品の品目追加又は許可内容の變更については、公定書外醫藥品製造許可申請書（別記第四號様式）又は公定書外醫藥品製造許可事項變更申請書（別記第七號様式）を、及び製造業者の氏名、住所、製造所名稱の變更について、醫藥品製造業登録事項變更届（別記第八號様式）を添付して提出させること

(四) 醫藥部外品等取締法第三條の規定により許可を受けた者については、(一)の前段により取扱うこと、但し從前都道府縣知事により許可を受けていた關係上、後段による手續の簡易化をすることなく、醫藥品製造業登録申請書及び臨時公定書外醫藥品製造業許可申請書（第五號様式）に當該品目につき、醫藥部外品等取締法に

より許可を受けた内容（品名、原料品名及びその分量、用法、用量、效能並びに效果、製造法について、既に許可を受けている場合には、その製造法）を記載した別紙を添付させること

右の場合申請書に添付する別紙の記載事項については、医薬部外品等取締法による許可の内容と相違のあるか否かを臺帳等と厳密に對照すること、但し、申請者の主たる営業所が製造所所在地以外の都道府県にあるため別紙の記載事項と許可内容とを對照することができない場合には、申請者をして許可を受けた都道府県知事から別紙の記載事項について許可の内容と相違ない旨を證する書面を受けさせて、これを添付させること  
なお舊法による医薬品の製造業者が從前医薬部外品であつたものを、他の医薬品と同時に申請する場合にもその許可内容を記載した別紙を添付させ、前記と同様に取扱うこと

九 舊法施行規則第九十六條に規定する医薬品の小分業は、本法では、これを医薬品の製造業として取扱うこと  
十 法第二十七條に規定する「専任の薬剤師を必要としない医薬品」とは、ガーゼ、脱脂綿、家庭用衛生綿及び從前医薬部外品として取扱われて來たねずみ、はえ、か、のみ類の驅除又は防止を目的とする医薬品を主とするものであつて厚生省の承認を受けたものとし、その製造を管理させるための専任の技術者としては、これらの製造に從事している者であつて、その製造につき必要な知識、技術、経験を充分に有するもの又はこれと同等以上の知識、技能を有すると認められるものについて承認を與える方針であること

十一 施行規則第五十八條第二項の規定により医薬品の製造業者が専任の薬剤師その他の者を變更しようとする場合には、別記第十一號様式によること

施行規則第五十五條に規定する医薬品の製造業登録票の再交付を申請する場合は、別記第十二號様式によるこ

と、この場合申請者、事由等について、調査し、以前に再交付の申請をした事實のある場合にはその年月日を記載させること

前項については、用具及び化粧品の製造業登録要再交付申請についても同様であること

#### 第四 用具の製造業

一 施行規則別記第四號表に掲げる用具以外の用具は、その製造業の登録及び製造品目についての許可は、不要であること

二 用具の製造業の登録については、用具製造業登録申請書の審査及び製造所の實地調査等により當該申請者が別に定める用具製造業者登録基準に適合しているか否かを調査の上、その結果を副申すること

三 登録基準(一)に規定する事項その他設備器具等については、形式的に調査せずに實質的な點に留意すること

四 用具の製造をしようとする者は、用具製造業登録申請書及び用具製造許可申請書(別記第九號様式)並びに製造業者の履歴書(法人につては、定款又は寄附行為)をそれぞれ二通宛提出せしめ一通を厚生省に進達し他の一通を都道府縣の控とすること

五 都道府縣は、當該都道府縣に所在する用具の製造業者の製造所別名簿を作成し、これに必要事項を記載すること

六 用具の製造業の毎年の登録更新については、更新申請書は、毎年十月末日までに二通宛都道府縣に提出せしめ當該都道府縣は、十一月末日までに一通を厚生省に進達し、他の一通は都道府縣の控とすること

厚生省は、前項の申請のあつた者につき、翌年度に效力を有する登録票を十二月末日までに都道府縣を経て本

人に送付すること

七 法第六十八條に規定する用具の製造業者は、昭和二十四年一月二十八日まで登録又は許可を受けた製造業者とみなされるのであるが、一月二十九日以後も引き続きその業を營もうとする者については、原則として昭和二十四年一月一日より同月二十八日までの間に昭和二十四年度に效力を有する登録要を交付することになるが、その手續については、事務の都合もあり本年十月末日までに四による手續をなさしめること

八 施行規則第二十四條に規定する用具の製造業の許可事項の變更申請については別記第十號様式により都道府縣に二通提出させること

なお施行規則第五十九條に規定する登録事項變更の届出に關しては、醫藥品製造業登録事項變更届（別記第八號様式）を準用すること

九 用具の登録基準の（三）に該當するものは左のようなものであること

歯科用セメント類、歯科用印象類材料（モデリングコムパウント）

歯科用ガツタバーチア製品（テンボラリーストッピング）

歯科用石膏類、月經處理用具類（例えはサンボン）

## 第五 化粧品の製造業

一 化粧品の製造業の登録については、第四の二及び三に準すること

二 化粧品の製造品目については、次の分類名及び品名を記載させること  
頭髮用化粧品類（何エローション）

化粧水類（ヘチマコロン）

白粉打粉類（何々白粉）

紅眉墨類（何々頬紅）

歯磨類（何々歯磨）

石鹼類（何々石鹼）

染毛劑類（何々毛染）

香水類（何々ローズ）

三 化粧品の製造をしようとする者は、化粧品製造業登録申請書及び製造業者の履歴書（法人にあつては、定款又は寄附行爲）をそれぞれ二通宛提出せしめ、内一通は、厚生省に進達し、他の一通はこれを都道府県の控とすること

四 都道府県は當該都道府県に所在する化粧品の製造業者の製造所別名簿を作成し、これに必要事項を記載すること

五 化粧品の製造業の毎年の登録更新については、更新申請書は、毎年十月末日までに二通都道府県に提出せしめ當該都道府県は、十一月末日までに一通を厚生省に進達し、他の一通は都道府県の控とすること

厚生省は、前項の申請のあつた者につき翌年度に效力を有する登録票を十二月末日までに都道府県を経て本人に送付すること

六 法第六十八條に規定する化粧品の製造業者は醫藥部外品等取締法の規定により主たる營業所所在地の都道府県

知事に届け出でその業を營んでいたのであるが、その取扱については第四用具の製造業の七に準じて取扱うこと  
七 施行規則第五十九條に規定する登録事項の變更届出に關しては、醫藥品製造業登録事項變更届（別記第八號様式）を準用すること

#### 第六 醫藥品、用具、化粧品の輸入販賣

登録の手續及び様式は施行規則別記様式に定める外醫藥品、用具又は化粧品の製造業に關する事項に準すること

#### 第七 醫藥品の販賣業

一 醫藥品の販賣業者の登録については、これをすべての品目を販賣する販賣業者指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者及び配置販賣業者の三種に區別し、申請者の有すべき設備、施設、資格等が別に定める醫藥品の販賣業者登録基準に適合するか否かを検討の上、基準に適合する者のみを登録すること

#### 二 醫藥品の販賣業者の登録基準については次のように運用すること

##### (一) ナベての品目を販賣する販賣業者

(イ) 登錄基準(一)に規定する「採光換氣」「設備が衛生的であること」等の諸點については、形式的にこれをなさずに實質的な點に留意すること

(ロ) 登錄基準(一)に規定する「薬事に關する試験に必要な設備器具について」は都道府縣の實情により必要なものについてなお整備するよう指導して差支えないこと

##### (二) 指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者

(イ) 登錄基準(一)に規定する都道府縣知事の適當と認める者に關しては、左の要領により都道府縣において

試験を行うことができる。

(學說)

(1) 藥事法規

(2) 醫藥品の性状、貯藏方法及び取扱上の注意事項

(實地)

醫藥品の實物鑑定及び取扱方法

(ロ) 登録基準(二)に規定する「採光換氣」「設備が衛生的であること」等の諸點については、「すべての品目を販賣する販賣業者」の場合に準ずること

(ハ) 登録基準(四)に該當する申請者に對しては、管理者の試験合格證の寫及び雇傭契約書の寫を申請書に添付せしめること

(三) 配置販賣業者

(イ) 配置販賣とは、行商の一種であるが販賣業者があらかじめ消費者に醫藥品を預けて置き消費者がこれを使用した後でなければ、代金請求権を生じないような販賣方法であつて、現金行商は含まれないこと

(ロ) 登録基準(一)に規定する醫藥品は、從來のいわゆる家庭藥の範圍に止めんとする趣旨であること

(ハ) 登録基準(二)に規定する都道府縣知事の適當と認める者に關しては、左の要領により都道府縣において試験を行うことができる

(1) 藥事法規

(2) 配置販賣業者の取扱い得る品目の範囲内において、醫薬品の性状、貯藏方法、用法、用量效能及び取扱い上の注意事項の概要

(四) 登録基準(三)に該當する申請者であつて都道府縣知事の行う試験に合格した者に管理させる場合には、管理者の試験合格證の寫及び雇傭契約書の寫を添付させること

三 法第六十六條に規定する醫藥品の販賣業者であつて、すべての品目を販賣する販賣業者、指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者又は配置販賣業者については、都道府縣の便宜のため十一月末日までに新しい登録の申請をなさしめるよう指導すること。なおこの場合の登録票は、昭和二十四年度のものとし、發行の日附は、昭和二十四年一月二十九日とすること

四 醫藥品の販賣業者登録更新申請書は、毎年十月末日までにこれを提出させるよう指導し、審査の上十二月末日までに翌年度に效力を有する登録票を交付すること

なお登録更新の申請をしなかつた者は、翌年一月一日から無登録の販賣業者として法第五十七條により處罰の対象となるからこの點周知の上取扱に留意すること

五 登録の更新を受けた販賣業者には、前年度の登録票を一月末日までに還付させること

六 規則第十八條の申請事項中第二號の配置販賣業の營業區域は、市郡區單位に記入させ、配置販賣業者以外の者については、「すべての品目」「指定醫藥品以外の品目」の別を記入させ、配置販賣業者及び舊法施行規則第七十條第三號の規定により品目を限つて販賣の許可を受けた者については、醫藥品の品名及び製造會社名を記載させること

七　舊法施行規則第十七條第三號の規定により品目を限つて販賣の許可を受けた者であつて、法第六十六條の規定により「從前の一例による」者は、四に準じて十二月末日までに新しい登録の申請をなさしめ、毎年の更新については、舊法施行規則第七十條第三號により許可を受けた品目を限つて登録の更新をなさしめること

八　醫藥部外品等取締法の規定による醫藥部外品であつて法第二條第四項の規定により醫藥品とせられたものを藥事法施行の際販賣している者は、舊法施行規則第七十條第三號の品目を限つて販賣する販賣業者とみなしあて登録並びに登録の更新をなさしめること

なお、今後あらたに品目を限つて販賣する販賣業者は、指定醫藥品以外の品目を販賣する販賣業者の外は、認められないこととなるので念の爲

九　規則第五十四條に規定する「身分を示す證票」は、販賣業者の住所地の都道府縣知事に左記書類を添付して證票の交付を申請せしめ、審査の上證票を交付すること

(イ) 配置販賣業者の登録票寫

(ロ) 配置員の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書

(ハ) 履歴契約書の寫

配置販賣業者自ら販賣に從事する場合の證票の交付申請書添付書類については、(ロ)、(ハ)は省略すること

十　施行規則第五十四條に規定する「身分を示す證票」は別記第十三號様式によること

十一　舊法施行規則第六十九條の規定により配置販賣業の協同組合であつて、許可を受けているものについては、登録の対象とができる。なお、今後あらたに配置販賣の協同組合が登録の対象となろうとする場合には

當該協同組合が内容的に配置販賣の實質を備えているものでなければならぬこと

## 第八 標示及び表示書

一 標示及び表示書に關する法及び施行規則の規定は、今後の運用及び具體的事實によつてその解釋が定められることとなるので疑義のあつた際は、厚生省宛照會することとし、一方的判断による運用を避けること

二 施行規則第三十三條は、他の醫藥品、用具又は化粧品の效能、效果又は名稱に關連して虚偽又は誤解を招く處があるものであること

三 施行規則第三十四條は、醫藥品の名稱に關して、アセトアニリドとアンチビリンを成分とする醫藥品をアンチビリン散と稱する如きものであること、なお有效成分とは、「標示又は表示書に記載してある效能」に對して有効な成分を指すものであること

右の場合、原則として主藥及び佐藥は有效成分であり賦形薬、矯正薬は有效成分とは考えられないこと

四 施行規則第三十八條第一項及び第三十九條第一號にいう通常取引の行わる間とは、製品が製造業者から最終購入者に移るまでの時間的の間隔を意味していること

五 施行規則第四十三條に規定する外國語とは、法又はこれに基く省令で表示するよう定められた醫藥品、用具又は化粧品の使用（成分、分量、使用方法、使用上の注意その他）に關して意味を持つ外國語を意味し、g.c.c等は含まれないこと

六 法第七十一條に規定する「現に存する醫藥品、用具又は化粧品の標示又は表示書」とは、製造業者が現に所有している標示又は表示書をいい、製造業者には、製造年月日を示又は標表示書に記載せしめるよう指導し、昭和

二十四年一月二十九日以後は製造年月日が一月二十八日以前のものについてのみ、その存續を認め、その他は現行薬事法により取締ること

#### 第九そ の 他

一 薬局開設者若しくは醫藥品、用具、化粧品の製造業者、若しくは輸入販賣業者又は醫藥品の販賣業者の登録の更新はすべて登録更新申請書をそれぞれの項において示した期日までに提出せしめ、十二月末日までに翌年度に效力を有する登録票を交付することとなつてゐるが、都道府縣において更新をするものにあつては、できる限りすみやかに處理し、厚生省において更新をするものについては、十一月末日までに申請書の外、夫々の業態について申請者數を一括して報告をし、申請書の進達が遅れる場合にあつても更新をする者の都道府縣別數をすみやかに報告すること、この場合厚生省は、登録票を都道府縣別申請數に應じて送付し、都道府縣において必要事項を記載の上すみやかに交付すること。

前項の場合でも、やむを得ない理由により提出期限以後に登録更新の申請書を提出する者に對しては、翌年度に效力を有する登録票を交付するものとし、一月一日以前に交付することのできない場合には、申請受理を證する書面を交付する等の手段によりその者の營業を繼續せしめることのできるよう措置すること

二 每年十二月三十一日までに登録更新の申請をしなかつた者は、あらたに登録を受けることとなるので、留意すること

三 法第六十六條の規定により「舊法により許可を受けた薬局開設者及び醫藥品の販賣業者であつて昭和二十四年一月二十八日まで從前の例による者」の登録に關しては、法第六十六條に規定する醫藥品の製造業の登録に關す

る取扱いに準じて添付書類を省略する等簡便な措置を講じて差支えないこと

四 無効になつた薬剤師免許證登録證明書、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業登録票又は醫藥品用具若しくは化粧品の輸入販賣業登録票は、毎年一月末日を以て都道府縣を経て厚生省に還付されること

別記 第一號様式

薬事法第六十五條の規定による届書

住 所

氏 名

生

年

月

日

薬事法第六十五條第二項の規定により左記のように届け出る

昭和二十三年 月 日

右

氏  
名  
印

厚 生 大 臣 殿

1	登 番 號	第 號
2	登 年 月 錄 日	明 治 正 和
3	資 格 反 得 年 月 日 及 資 格	明 治 大 正 昭 和
4	本 籍	六
5	氏 名	
6	生 年 月 日	明 治 大 正 昭
7	登 錄 後 再 交 付 を 受 け た こ と の 有 無	明 治 正 和 (理由) 無 有
8	藥事に關する實 務に從事してい る か 否 か	藥 局 一 管 理 藥 劑 師 製 造 業 者 — 專 任 藥 劑 師 無 有 販 賣 業 者 — 主 任 藥 劑 師 輸 入 販 賣 藥 者 — 專 任 藥 劑 師 勤 務 藥 劑 師 勤 務 藥 劑 師 勤 務 藥 劑 師 勤 務 藥 劑 師
9	免 許 證 所 持 の 有 無	無 有 再 付 申 請 中
10	備 考	

都  
道  
府  
縣

別記 第二號様式

薬劑師名登録事項變更申請書

一、新本籍村

一、舊本籍地

一、現住所

新舊

生氏

名名

年

月

日

職業

變更の事由及び年月日

右のように變更したので薬事法施行規則第五十七條第一項の規定により申請する

年 月 日

右

氏

名

印

厚生大臣殿

備考 一 用紙は折り上り日本標準規格B5(縦二五七耗、横一八二耗)として墨又はインクで記載すること

二 収入印紙は消印してはならない

三 免許證及び登録證明書の寫を添附すること

別記 第三號様式

薬剤師免許證（登録證明書）再交付申請書

改  
入  
印  
紙

本  
籍  
住  
所

氏  
生  
年  
月  
名  
日

一 資格取得年月日及び薬剤師名簿登録番號

一 資格（薬剤師國家試験又は法第三條第二項第一號若しくは第七十六條に該當する旨）

一 登録番號

一 再交付申請の事由

一 登録後登録事項の變更又は再交付申請の有無及び年月日

右の通り薬剤師免許證（登録證明書）の再交付を願いたく別紙亡失（き損）證明書を添えて申請する

年  
月  
日  
右  
氏  
名  
殿

厚  
生  
大  
臣  
殿

備考  
一、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）とし墨又はインクで記載すること  
二、収入印紙は消印してはならない  
三、登録番號は當該年度の登録番號によること

四、亡失（き損）證明書として引揚又は罹災證明書の寫を添附するときは、本證を提示して、その寫と對照を受けること

別記 第四號様式

公定書外醫藥品製造許可申請書

薬事法第二十六條第三項の規定により公定書外醫藥品の製造許可を申請する

年 月 日

住 所  
氏名(法人にあつては名稱及び代表者氏名) ㊞

製造業登録番號	年 度 第	號	厚 生 大 臣 殿	
			製造所所在地	名
製造の品目	販賣名	貯藏法	年度 第	
			一般的名稱	有效期間
又成 は分 本分 質量			製造	方法
規 定 方 法	檢 定 方 法	效 用 方 法	檢 定 方 法	規 定 方 法
關 規 定 三 十二 條 によ る 基 準 の 欄				

### 記載上の注意

- 一、本申請は一品目毎に用紙を改めること（同一成分であつても一、散剤と錠剤、二、重量の異なる錠剤、三、濃度の異なる注射剤等は夫々各別に申請すること）
- 二、登録番號欄には當該年度の登録番號を記載すること、但し醫藥品製造業登録申請と同時に本申請をする場合には記載を要しない。
- 三、一般的名稱欄には販賣名の外に一般に通用する名稱（慣例名、化學名のようなもの）がある場合に限り記入すること。
- 四、成分、分量又は本質欄に記載する成分が日本藥局方又は國民醫藥品集に收められているものであるときは、その旨附記すること（例　日本藥局方　國民醫藥品集　重炭酸ソーダ　ビタミンB 2 末）
- 五、製造法について特許がある場合には、製造法欄に特許年月日及び特許番號を附記しその特許要旨を記載した別紙を添付すること。
- 六、用法、用量、又は效能が一般に知られていないものについては相當の實驗成績を添附すること。
- 七、生物學的製剤及び抗菌性物質製剤であつてその製造法、検定方法、貯藏法、有效期間等が法第三十二條の規定による基準に適合するものについては該當欄に大々右基準による旨記載すれば詳細な記載を要しない。但し、右基準によらないものについては、合欄に詳細な記載をなし基準と異なる點及びその事由を該當欄に明記すること
- 八、検定方法欄及び次の欄は生物學的製剤、抗菌性物質製剤その他厚生大臣の指定する製剤以外の品目の場合は記載を要しない。
- 九、各欄は記載事項の多寡により適宜伸縮するか又は該當欄に別紙の通りと記載し當該事項を記載した別紙を添付してもよい。
- 一〇、用紙は折り上り日本標準規格B 5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること
- 一一、この申請書は二通提出すること

別記 第五號 様式

臨時公定書外醫藥品製造許可申請書

薬事法第二十六條第三項の規定により公定書外醫藥品の製造許可を申請する

年 月 日

氏 住 所  
名 (法人にあつては名稱及び代表者氏名)

(1)

厚 生 大 臣 殿

檢定方法	有效期間	貯藏方法	效能	用法用量	製造法	製造本分量	製造品目	製造所の所在地

### 記載上の注意

一、この申請書は現行の薬事法施行の際許可を得て現に醫藥品の製造業を營んでいた者が製造の品目（公定書外醫藥品）の許可を現行の薬事法の許可に切換えるために提出する臨時のなものである。

二、製造の品目欄には、七月二十九日現在で舊藥事法又は醫藥部外品等取締法により許可を受けていた品目（公定書外醫藥品）を販賣名で五十音順に列舉すること。

販賣名の外に一般的な名稱（一般に通用する名稱「慣用名、化學名のようなもの」）があるときは、販賣名と併記し括弧を附すこと。

品目が多數ある場合は、本欄に「別紙の通り」と記載し品目を本項に準じて記載した別紙を添付すること。

三、成分分量又は本質以下の各欄には七月二十九日現在で舊藥事法による許可を受けていた品目については「舊藥事法による許可通り」、醫藥部外品等取締法により許可を受けていた品目については「醫藥部外品等取締法による許可通り」と記載すれば足りること。

四、醫藥品と從來の醫藥部外品とを製造の品目欄に列記したときは從來の部外品名の上には○印を朱書し成分分量又は本質以下の各欄には「○印のないものは舊藥事法による許可通り」「○印は醫藥部外品等取締法による許可通り」と記載すること。

五、製造の品目欄に記載されている品目中の從來醫藥部外品であつたものについては、その品目につき、醫藥部外品等取締法による許可内容（品名、原料品名及びその分量、用法用量效能及び製造法についても既に記載し許可を受けている場合は、その製造法）を記載した別紙をこの申請書に添付すること。

六、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七糹、横一八二糹）を使用すること。

七、この申請書は二通提出すること。

別記 第六號様式

醫藥品製造業登録品目變更申請書

薬事法施行規則第五十八條第一項により登録品目の變更を申請する

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名）

印

厚 生 大 臣 殿

製造業登録番號	年 度	號
製造所の所在地 名 称		
變更しようとする 品 目		
參 考 事 項		

記載上の注意

- 一、この申請書は公定醫藥品の品目變更の場合に限り提出すること。
- 二、製造登録番號欄には當該年度の登録番號を記載すること。

三、變更しようとする品目欄には變更しようとする品目につき日本薬局方醫藥品と國民醫藥品集醫藥品とに分け夫々五十音順に記載し、且つ、その品目が追加であるか廢止であるかを附記すること。

公定書で定められた名稱以外に販賣名を附する場合は、その名稱を括弧書すること。

四、用紙は折上り日本標準規格B-5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。

五、この申請書は二通提出すること。

別記 第七號様式

公定書外醫藥品製造許可事項變更申請書

薬事法施行規則第二十四條の規定により公定書外醫藥品の許可事項の變更許可を申請する

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名） 印

厚 生 大 臣 殿

製 造 法	又成 は分 本分 質量	品 製 造 の 目	製 造 名 稱 在 所	製造業登録番號	年 度 第 號	許 可 番 號	年 第 號

用法用量	效能	検定方法	法第三十二条の規定による基準	規定期間
参考事項				

#### 記載上の注意

一、本申請は一品目毎に用紙を改めること。(例 同一成分であつても一、散剤と錠剤、二、重量の異なる錠剤、三、濃度の異なる注射剤等は夫々各別に申請すること。)

二、製造業登録番號欄には、當該年度の製造業登録番號を記載すること。

三、許可番號欄には、當該品目の現在の許可番號及び許可を受けた年を記載すること。(例 昭和二十三年版醫第九八七號)

四、一般的の名稱欄には、販賣名の外に、一般に通用する名稱(慣用名、化學名のようなもの)がある場合に限り記入すること。  
五、成分分量又は本質欄に記載する成分が日本藥局方又は國民醫藥品集に收められているものであるときは、その旨附記すること。(例 日本藥局方 國民醫藥品集 重炭酸ソーダ ビタミンB2末)

六、變更しようとする製造法について特許があるときは、製造法欄に記載する特許年月日及び特許番號を附記しその特許要旨を記載した別紙を添附すること。

七、用法用量又は效能が一般に知られていないものについては、相當の実験成績を添附すること。

八、生物學的製剤及び抗菌性物質製剤であつてその製造法、検定方法、貯藏法、有效期間等が法第三十二條の規定による基準に適合するものについては、該當欄に夫々右基準による旨記載すれば詳細な記載を要しない。但し右基準によらないものについては、各欄に詳細な記載をなし基準と異なる點及びその事由を該當欄に明記すること。

九、一部分のみの變更の場合であつても各欄の記載は、省略せず變更のない部分も全部記載すること（八による省略の場合を除く）。

一〇、検定方法欄及び次の欄は生物學的製剤、抗菌性物質製剤その他厚生大臣の指定する製剤以外の品目の場合は記載を要しない。

一一、参考事項欄には變更しようとする個所及びその事由について簡単な説明を記載すること。

一二、各欄は記載事項の多寡により適宜伸縮するか、又は當該欄に別紙の通りと記載し當該事項を記載した別紙を添附するも差支ない。

一三、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。

一四、この申請書は二通提出すること。

別記 第八號 樣式

薬事法施行規則第五十九條の規定により左の通り届出る

醫藥品製造業登錄事項變更届

年 月 日

住 所

氏名（法人にあつては名稱及び代表者氏名） 印

厚 生 大 臣 殿

製 造 登 錄 番 號  
年 度 第 號

氏 名 所

新 舊

新 舊

新 舊

住他所の  
専任業者  
氏者其の  
名の

製造所の名稱

記載上の注意

- 一、製造業登録番號欄には當該年度の登録番號を記載すること。
- 二、變更のあつたもののみについて記載し不要欄には記載しないこと。
- 三、この届書は製造業者が個人であつたものが會社を組織しその會社が事業を繼承しようとする場合若くは合名會社が株式會社になつたような場合又は製造所の所在地を移轉した場合等には提出してはならない。この場合にはすべて法第二十六條第一項の規定による登録申請をしなければならない。
- 四、専任薬剤師其の他のものについては單にその者の住所又は姓名に變更があつた場合にのみこの届書を提出し從前の者と全然異なるものに變更しようとするとときは規則第五十九條第二項の規定による申請をしなければならない。
- 五、用紙は折上り日本標準規格B-5(縦二五七耗、横一八二耗)を使用すること。
- 六、この届書は二通提出すること。

別記 第九號様式

用具製造許可申請書

事法第二十六條第三項の規定により用具の製造許可を申請する

年 月 日

住 所

氏名(法人にあつては名稱及び代表者氏名)

印

厚生大臣殿

一、登録番號	年度第 號
二、製造所の名 稱及び所在地	
三、製造品目の 種類	
四、形狀及び大 きさ	
五、原料 材料	

別記 第九號様式の一

七、参考事項	六、能用法及び能效
品目	製造所の名稱
形狀及大きさ	原料、材料
能用 又法 は及 性び 能效	參 考 事 項

別記 第九號様式の二

(3)		(2)			(1)
設備の略圖	主要機械名及數 設備の概要	從業員數		敷地坪數	製造所の名稱
		係關務事			
		計	女	男	坪
		名	名	名	工場延坪數
係關場工					
		計	女	男	延
		名	名	名	
數總					
		計	女	男	
		名	名	名	坪

記載上の注意  
一、製造品目の種類及名稱

規則第三十二條に基く別記第四號表の類別及び品名を記載すること、大日本醫科器械目錄D I cの最新版（以下D I cと記す）收載のものは、その品名を記載し、別に販賣名があればその販賣名を併記すること。

## 二、形狀及び大きさ

D I c收載のものは「D I cによる」と記載すればよい、記載されていないものについては形狀大きさを記すると共に、文字の記載のみで不明確のものは圖をつけること。

## 三、原料、材料

D I c記載のものは原料、材料の名稱のみを記すること、然らざるものは原料、材料名及使用箇所を明記すること。

## 四、用法及び效能又は性質

主として醫師、歯科醫師、薬剤師、助産婦が使用するもので、これ等のものがその用法效能又は性質を周知してゐる用具については記載しなくとも差支えない。右以外のものは詳細に記すること。

五、製造品目が多數あるときは、三、四、五、六、七の各欄には「別紙の通り」と記載し別記第九號様式の一の様式により別紙とし添付すること。

六、製造の設備の概要を別記第九號様式の二の様式により別紙とし添付すること。

七、效能又は性能につては、實證するに足る證明書を添付すること。

八、用紙は折上り日本標準規格B 5（縦二五七耗、櫻一八二耗）を使用すること

別記 第十號様式

用具製造許可事項變更申請書

薬事法施行規則第二十四條の規定により用具の許可事項の變更許可を申請する

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名） 印

厚 生 大 臣 殿

製造の種類 及び品目	製造業登録番號		年度 第 號	許 可	番 號	年 第 號
	新	舊				

用法及び效能又 は性能	舊
参考	新
事項	
参考	

備考

- 一、参考事項欄には變更しようとする個所につきその變更の事由を記載のこと。
- 二、許可番號の欄はその品目の製造許可の指令を記載すること。
- 三、一般名稱のあるものは一般名稱欄に記入すること。
- 四、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。

別記 第十一 號様式

醫藥品製造業專任管理者登錄變更申請書

薬事法施行規則第五十八條第二項の規定により専任の管理者の登錄變更を申請する

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては名稱及び代表者氏名） 印

厚 生 大 臣 殿

製造業登錄番號	年度 第		號
	新	舊	
姓 氏 資 任 管 理 者 名 格 所 住 住 事 項			

記載上の注意

- 一、登錄番號欄には當該年度の登錄番號を記入すること。
- 二、資格については氏名の上に薬剤師、醫師、其の他の技術者の別を明記のこと。
- 三、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）を使用すること。
- 四、この申請書は二通提出すること。

別記 第十二號様

印收入  
紙

醫藥品用具、化粧品製造業登録票再交付申請書

薬事法施行規則第五十五條の規定により醫藥品製造業登録票の再交付を申請する

年 月 日

住 所

氏 名（法人にあつては名稱及代表者氏名）

印

厚 生 大 臣 殿

製造業登録番號

年 度 第  
號

名 製 造 所々 在 地  
稱

申 請 理 由

月 請 登 錄 後 再 交 付  
日 有 無 及 び 年 申

記載上の注意

- 一、製造業登録番號欄には當該年度の登録番號を記載すること。
- 二、申請理由欄には再交付申請をする理由を記載すること。
- 三、き損の場合にはその免許證を添付すること。
- 四、用紙は折上り日本標準規格B5（縦二五七耗、横一八二耗）とすること。
- 五、この申請書は一通提出すればよろしい。
- 六、收入印紙は消印してはならない。

配置販賣業配置員身分證明書

配置販賣業者 登錄番號 登錄年月日

住 所（法人にあつては主たる事務所々在地）

氏 名（法人にあつては、その名稱）

營業の區域

登錄更新年度

配置員

本 住 簿  
氏 名 所

生

年

月

日

右は、配置販賣業登錄済の配置員であることを證明する

年 月 日

都

道

府

縣

廳印

# 申請書、届出書一覽表

## 提出者

### 書

### 類

### 備

### 考

- 1、薬剤師國家試験を受けようとする者
- 2、舊法による免許を受けた薬剤師
- 3、新に薬剤師にならうとする者

薬剤師國家試験願書(規則 第五號様式)添附書類  
1、履歴書 2、學校長の證明書 3、寫眞  
薬事法第六十五條の規定による届書(通牒別記第一號様式)

薬剤師免許證登録更新申請書(規則別記第三號様式)  
1、國家試験合格證明書の寫(その他資格を證する書面)

2、戸籍謄本戸籍抄本又は戸籍記載事項證明書

3、法第四條又は法第五條各號の一に該當することの有無を證する書面

4、法第七十六條に該當する場合は理由書

5、登録税千五百圓に相當する収入印紙

毎年十月末日までに都道府縣を經て提出し翌年一月

一日から十二月三十一日までに效力を有する薬剤師

免許證登録證明書が交付される  
本籍氏名に變更のあつた場合に提出

## 薬剤師

### 書

### 類

### 備

### 考

- 5、薬局を開設しようとする者

薬剤師免許證(登録證明書)再交付申請書

(註) 手數料百圓に相當する印紙貼付のこと

薬局登録申請書(規則別記第七號様式)添附書類  
(一)、申請者の履歴書 (二)、管理薬剤師の薬剤

申請者の履歴書は法人にあつては、定款又は寄附行  
爲(以下同じ)

亡失き損の場合再交付のための申請

## 6、薬局開設者

7、舊法により許可を受けた醫藥品の製造業者

師免許證登録證明書の寫 (三)、手數料金五百圓  
薬局登録更新申請書 (規則別記第九號様式)

(註) 手數料金三百圓

(一) 昭和二十四年一月二十四日までに舊法により  
許可を受けた事項を變更しない者

(1) 醫藥品製造登録申請書 (規則別記第十號様式)

(2) 公定書外醫藥品の製造業者は更に、臨時公  
定書外醫藥品製造許可申請書

(通牒別記第五號様式)

(3) 醫藥部外品製造業者 (1) (2) の外更に  
(イ) 申請者の履歴書 (法人にあつては、定款  
又は寄附行爲) (ロ) 製造設備及び施設の概要  
並びに圖面) (ハ) 専任の藥劑師技術者、醫師  
又は細菌學的知識を有する者の履歴書及び專任  
の藥劑師の藥劑師免許證登録證明書、醫師免許  
證その他資格を有する書面の寫の添附を要す

(4) 醫藥部外品の製造業者は、その製造する醫  
藥部外品の許可を受けた内容を記載した別紙を  
添附すること。尙、製造業者が醫藥部外品製造  
許可を他の都道府縣知事より得ていたものは、  
その都道府縣知事より、この別紙について證明  
書を必要とすること

(5) 手數料金千圓に相當する收入印紙貼付のこ  
と

(二) 昭和二十四年一月二十四日以前に舊法により  
許可を受けた事項を變更しようとする者

(1) 「醫藥品の製造業を行おうとする者」と同一

舊法により薬局開設の許可を受けている者は昭和二十三年十月末日までに上に準じて都道府縣知事に提出すれば二十四年度の薬局登録票が交付される  
毎年十月末日までに薬局所在地の都道府縣知事に提出し、翌年度の登録票が交付される再交付、登録事項  
變更の申請又は届出の様式は都道府縣が定める

(一) 申請書類は、二通提出のこと

(二) この申請書類は昭和二十三年十月末日までに  
製造所々在地の都道府縣知事を經て厚生大臣に提出  
すること

(三) (3) に掲げた (イ) (ロ) (ハ) の書類は、  
舊業事法により許可を受けた醫藥品製造業者は、  
省略し得ること、但し、(ハ) の事項について變  
更のあつた者は、省略し得ざること

(四) 厚生大臣は、この申請を受けたときは昭和二十四年度の登録票を交付する

手續を要すること

(2) 公定書外醫藥品の品目追加の場合は、醫藥品製造登録品目變更申請書(通牒別記第六號様式)

(3) 公定書外醫藥品の品目追加又は許可内容の變更の場合は、公定書外醫藥品製造許可申請書(通牒別記第四號様式)又は公定書外醫藥品製造許可事項變更申請書(通牒別記第七號様式)

(三) 製造業者の氏名、住所、製造所の名稱の變更の場合は醫藥品製造業登錄事項變更届(通牒別記第八號様式)

醫藥品製造業登錄更新申請書(規則別記第十二號様式)

## 8、醫藥品の製造 業者

手數料金二百圓に相當する收入印紙貼付のこと

公定書外醫藥品製造許可申請書(通牒別記第四號様式)

醫藥品製造業登錄品目變更申請書(通牒別記第六號様式)

醫藥品製造業登錄更新申請書(通牒別記第八號様式)

醫藥品製造業専任管理者登錄變更申請書

(通牒別記第十一號様式)

醫藥品製造業登錄再交付申請書(通牒別記第十二號様式)

製造業登錄申請書規則(別記第十一號様式)

用具製造許可申請書(通牒別記第九號様式)

用具(化粧品)製造業登錄更新申請書(規則別記第十號様式)

申請者の履歴書

用具製造許可申請書(通牒別記第九號様式)

用具製造許可事項變更申請書(通牒別記第十號様式)

この申請をした者は、更に昭和二十三年十二月末日までに、登錄更新申請書の提出を要すること

毎年十月末日までに製造所々在地の都道府縣知事經由厚生大臣に提出、厚生大臣は、翌年度に效力を有する登錄票を交付する

それ／＼の變更のあつた都度提出のこと

化粧品については製造許可申請不要  
用具化粧品の場合從前業を行なっていたものは、10の書類を二十三年十月末日までに提出、翌年度の登錄票交付を受ける  
毎年十月末日までに提出翌年度の登錄票交付

必要的都度提出

11、醫藥品、用具、化粧品の輸入販賣業を行おうとする者

用具、化粧品製造業登録票再交付申請書  
醫藥品用具化粧品輸入販賣業登録申請書  
(規則別記第十三號様式)

申請者の履歴書、専任の薬剤師その他の者の履歴書

用具、化粧品にあつては専任の薬剤師その他の者の履歴書

12、醫藥品、用具、化粧品の輸入販賣業者

醫藥品、用具化粧品の輸入販賣業登録更新申請書  
(規則別記第十五號様式)

その他の登録事項變更申請等は製造業に準ずる

毎年十月末日までに申請、翌年度の登録票交付

13、醫藥品の販賣業者

醫藥品販賣業登録申請書(規則別記第十六號様式)申請者の履歴書、薬剤師免許證登録證明書の寫、手數料金五百圓

醫藥品販賣業登録更新申請書(規則別記第十八號様式)手數料金二百圓

舊法により許可を受けた醫藥品の販賣業者は14に準じて二十三年十月末日まで提出翌年度の登録票交付  
添附書類省略その他は都道府縣知事の定めるところによる

毎年十月末日までに提出、翌年度に效力を有する登録票交付登録事項變更その他の様式は都道府縣知事が定める

14、醫藥品の販賣業者

(註) この表中、規則とあるのは、薬事法施行規則昭和二十三年八月十五日厚生省令第三十七號、通牒とあるは、昭和二十三年八月十六日厚生省薬發第十九號をいう。

以上は、業種別の登録、登録更新等の手續に要する書類の一覽表であるが、詳細は施行通牒の夫々の欄に記載するところによられない。

## 薬事法施行に關する件

厚生省藥務局長通牒（薬發第五四號昭和二十三年十月十九日）各都道府縣知事宛

本年八月十六日厚生省藥發第十九號（以下次官通牒といふ。）をもつて薬事法及び同法施行規則の施行について通牒したのであるが、なお實施上萬全を期するため次のように通牒する。

### 第一 一般的事項について

一、藥劑師免許申請書、醫藥品、用具又は化粧品製造業登録申請書等に貼附せられた收入印紙の消印は、都道府縣において、これを行うこと。

二、都道府縣において備うべき、藥劑師名簿、醫藥品、用具、化粧品製造業者製造所別名簿の様式については、別紙の通り様式を添付するから参考とせられたいこと。

三、製造業登録申請書の進達に際しては、左の通り取扱うこと。

（イ）醫藥品、用具又は化粧品の製造業登録申請書は、それぞれ區別して一括すること

（ロ）明年一月二十八日以前に登録を要するもの（明年一月二十八日以前に醫藥品の新規製造、品目變更等をしようとするもの）と法第六十六條の規定による來年度の登録申請とは區別し、前者には一件毎に副申を付すること

四、用具、化粧品の製造業登録申請書添付書類として施行規則別記第十號様式中別紙様式は、必要であること。

## 第二 薬剤師免許等について

一、あらたに薬剤師免許を受けた者に對しては、薬剤師免許證の外に、薬剤師免許證登録證明書を同時に交付するものであること。

二、薬剤師が免許證の更新を怠り、その後免許證を必要とする場合には、薬剤師免許證の更新申請の手續によるものであつて、再交付申請によるものではないこと。

三、法第二十二條に規定する「醫師……が自ら調剤し」に關しては次官通牒第一の七において指示したのであるが、病院、診療所において從來行わってきた、所謂豫製剤との關係については、次のように、解釋を一定するものであること。

(イ) 病院、診療所において、處方に基く調剤の豫備行爲として醫藥品を調合して置くことは差支えないこと

(ロ) 前記の醫藥品を患者に交付するときには、必ず特定人に對する處方による調剤の過程を経なければならぬこと(即ちこの場合秤量、分割、混合について醫師又は薬剤師が自ら、これを行ふべきものであること)

三、施行規則第二十九條のタール色素の證明については、今後無害のタール色素の品目を追加することにより、同條第二項の證明申請が、實際上不要となるよう準備中であること。

四、次官通牒第三の九において指示した小分業の取扱は具體的には、次のような趣旨であること。

(イ) 小分を專業とする者は、當然醫藥品の製造業であること

(ロ) 醫藥品の販賣業者であつて、小分を業とする者(零賣を除く)も製造業の登録が必要であること。但し、醫藥品等配給規則による、中央販賣業者又は地方販賣業者であつて、配給上止むを得ず、小分をするものにつ

いては、差當り製造業の登録に不要であること。但し、この場合小分した容器又は被包にその氏名及び住所を記載せしめること。

### 五、配置販賣業の配置員身分證明書（次官通牒別記第十三號様式）は、別表三のように改めること

#### 第三 登録基準について

（註）本條については藥事委員會に於て決定された

薬局、醫藥品、用具若しくは化粧品の製造業並びに同輸入販賣業及び醫藥品の販賣業の登録の基準に關しては、さきに次官通牒をもつて、法第五十二條の規定により藥事委員會の建議に基き決定されるに至るまでの暫定案を指示したのであるが、これは諸般の情況により法的手續を取ることが困難な事情があるので差當り、申請のあるものについて、次のように取扱れたいこと。

一、新に醫藥品、用具及び化粧品の製造業を申請する者については、さきに藥務課長會議において指示した事項について、調査の上その結果を具し、すみやかに當省に進達すること。

二、醫藥品、用具及び化粧品の輸入販賣業については、舊法により許可を受けた者が新法により登録を申請する場合の外、あらたに登録申請があつたときは、その設備、施設等について調査の上、その結果を具し、すみやかに當省に進達すること。

右の場合、品目欄には、輸入販賣しようとする品目を記載せしめること

なお、輸入販賣業の登録は、政府の輸入した醫藥品を國內に販賣させるために行う業者別の割當には無關係であること。

三、薬局及び店舗を有する販賣業の設備については、さきに指示した器具のすべては、これを要しないこと。但し指導によつて舊法による薬局に備うべき器具は、これを備えしめるようによること。

四、指定薬品以外の品目を販賣する販賣業者及び配置販賣業者の登録の資格については、試験を行うことができる旨指示したのであるが、これは都道府縣知事が適當なりや、否やを認定するための一つの手段であつて、右以外客觀的認定（一定の學校卒業者又は講習會の受講者）であつても差支えないこと。

五、前記の資格の中、販賣に關する實務經驗については、實際に從事するも信障なしと信用し得る者であることを要するのであつて必ずしも一年又は三年以上でなければならない趣旨ではないこと。

六、舊法施行規則第七十條第二號の許可をうけた者であつて、途中營業を休止していた者が、新藥事法施行後あらたに、指定薬品以外の品目の販賣業者になろうとする場合には、過去における許可の事實をもつて、資格あるものとしても差支えないこと。但し、この場合資格があるとされるのは、許可を受けた當該都道府縣においてであつて、他の都道府縣にわたるものではないこと。

#### 第四 薬業部外品等について

一、薬業部外品等取締法の規定により、薬業部外品の取扱を受けていたものであつて、新藥事法による薬品として又は化粧品として、何れの取扱を受けるか限界の不明瞭なものについては、そのものの主たる目的が藥事法第一條第四項又は第七項の何れにあるかを本質的に検討の上、更に社會的通念によつて決定すべきものであるが、差當り、次のような取扱によるものであること。

(イ) 薬業品として取扱うもの

1、體臭の防止（わきがの薬）毛生え、除毛を主目的とするもの

2、飲酒、喫煙その他習慣の矯正を目的とするもの

3、ねずみ、はえ、か、のみ類の駆除又は防止を目的とするもの

(ロ) その限界が、やや疑問と思われるものであつても、化粧品として取扱うもの

1、皮膚組織の変更（しみ、そばかすの除去、日やけの防止、皮膚の色を白くする等）を目的とし、小賣包装、使用方法、使用の目的等から見て、化粧品に準じてゐるもの

2、脱毛の防止（毛髪の栄養、ふけの除去及び防止を含む。）を目的とするもの

3、染毛を目的とするもの

## 第五 取締その他について

一、医薬品、用具及び化粧品の誇大廣告、宣傳及び表示書の取締について、次のような方針であること。

### (イ) 医薬品及び用具の取締範囲

(一) 医薬品又は用具の效能、效果若しくは性能又は使用方法については、左に掲げる事項以外の宣傳又はこれら的事項の説明の範囲を越えるものは、不可とすること

1、公定書医薬品にあつては、一般に知られている效能、效果又は使用方法

2、公定書外医薬品又は用具にあつては、許可を受けた事項

(二) 左に掲げるような用語による廣告、宣傳は不可とすること

1、效力一〇〇%、根治、妙薬又はこれらに類似する用語

2、例えばペニシリソより良く效く（醫藥品又は用具によつては事實限られた範囲で、既成醫藥品又は用具より效能、效果又は性能のすぐれている場合に眞實を記載してあるものは差支えない。）

3、全ての症狀に良く效く

4、實驗報告を記載する場合マイナス的結果を除外し、好結果のみを集計してあるもの及び副作用のあるものについて、これが記載を全く缺くもの

5、厚生省推薦その他、かかる事實なく厚生省又は都道府縣の名を冠したもの

#### （ロ）化粧品の取締範圍

左に掲げる範圍を越えた薬效的效果を覗う用語例による廣告、宣傳をするものは不可とすること

##### （一）頭髮用化粧品類

- 1、赤毛、裂毛、抜毛を防ぐ
- 2、フケ、カニミがよくとれる
- 3、頭髮に栄養を與える

##### （二）化粧水類

- 1、肌荒れを防ぐ、キメを整える、日やけを防ぐ
- 2、肌をひきしめる、清淨にする、色を白くする
- 3、小皺を防ぐ、皮膚に栄養を與える

##### （三）タリーム類

1、肌荒れを防ぐ、キメを整える、日やけを防ぐ

2、肌に滲透する、シミ、ソバカスを防ぐ

3、肌をひきしめる、清淨にする、色を白くする

4、小皺を防ぐ、皮膚に栄養を與える

(四) 白粉、打粉類

1、日やけを防ぐ、荒れを防ぐ(打粉)

(五) 紅、眉墨類

1、荒れを防ぐ、キメを整える

2、皮膚に栄養を與える

(六) 歯磨類

1、ムシ歯を防ぐ、歯を白くする、強くする

2、口中を淨化、爽快にする

3、口臭を防ぐ、歯のやにを取る

4、歯石の沈着を防ぐ

(七) 石鹼類

1、毛髪をいためない

2、皮膚を荒らさない

き、キメをこまかにする

(ハ) 以上の用語の外、薬剤の配合を表示することは、差支えないこと但し、薬剤の效能を表示することによりその化粧品が、醫薬品的效能を有するような誤解を生ずる虞のあるものは、認めないこと

二、標示及び表示書に關しては、次官通牒によるの外、次のように取扱うものであること。

(イ) 二cc以下のアンプル又は救命丸のような小形の容器を使用するものはその記載事項を規定通り記載することが、相當困難があるので目下省令改正の準備中であつてその案としては、直接の容器又は直接の被包に名稱「毒、劇」、「注意—習慣性あり」又は「醫師の處方箋又は指示により使用すべし」を記載すれば足りるようになる見込であること

(ロ) 施行規則第四十三條の外國語記載については、左によること

(一) 標示に表示すべき事項であつても名稱、製造業者の住所、氏名（法人にあつては、主たる事務所所在地名稱）メートル法に記載する諸單位の略字（例えば g m cc 等）、外國語にて記載するタブレット、アンブル、及び化學名に使用される記號（QB 等）等を外國語又は外國文字で記載する場合に限り、施行規則第四十三條の規定は、これを適用しない方針であること

但し、名稱、製造業者の住所及び氏名については、施行規則第四十二條の規定により邦文による記載は當然必要であること

前項の名稱を外國語で表示する場合、外國語により、インヂュクション、パウダー等の記載をしても、その文字が「…注射液」「…末」という公定書名又は製造許可を受けた名稱の外國語譯である場合には、

これを名稱の一部と見なし、その使用に關し、意味を持つ外國語であるとは見なさないものであること

(二) 輸出する醫藥品については、その標示及び表示書に關する藥事法の規定は適用されないと、但し、そのものが國內にも販賣される場合は、當然藥事法の適用があるものであること

(三) 生物學的製劑製造検定規則により一定の事項の英文を併記する場合であつても、すべての事項を外國語に記載することはこれを要しないこと

(四) 法令により標示に表示すべき事項以外の事項を單に裝飾的に模様として外國文字で記載することは差支えないこと

(ハ) 醫藥品にあつては、容器の側面又は上面とし、底面であつてはならないこと、外國語で表示する場合も右に準ずるものであること公定書の名稱の外に商品名を記載する場合その大きさについて、公定書の名稱は商品名と同等以上の明瞭さを持つものであること、但し、同一平面であることは法令の定めるところではないが、名稱を併記する場合には、なるべく同一平面に記載するようすること

(ニ) 化粧品にあつては、頭髮用化粧品類、化粧水類、クリーム類等の直接の容器の下面に標示するものが多いのであるが、これは側面の見易い場所に標示するようにし、白粉、打粉類は、容器の下面に記載することが、通常慣習となつてゐる事例が多いので、これは認めるものであること

眉墨、頬紅類は容器の下面又は見易い場所に、細紐（紙、テープ等）をもつて標示するよう指導すること

#### 第六 國民醫藥品集について

國民醫藥品集は、昭和二十三年八月二十一日厚生省告示第七十三號をもつて公布されたのであるが、これは都道府

際に送付したものと正本とし、常時閲覧に供すること

一 本集の内容は、第一部と第二部に分れ、第一部は舊法の公定醫藥品を、第二部は舊法施行規則第五十二條による別記第一號表醫藥品を掲げたのである。但し、舊法の公定醫藥品との相違は、左の通りであること。

除外したもの

スルファビリデン注、

カタマリン散、

カタマリン錠、

カタマリン液、

マイヂン液、

マイヂン散、

マイヂン錠、

改正したもの

アセトスルファミン注射液一號及び二號、

スルファチアゾール注射液一號及び二號、

キノホルミン錠

あらたに收載したもの

サルファダイアヂンB錠、

サルファメラヂン及び錠、

ホモスルファミン

及び錠、

純マファゾール、

マファルゾール一號及び二號並びに集團用、

ヘキシルレゾルシン錠及び

丸、

ノルマルアミルレゾルシン錠及び丸、

衛生家庭綿

第七 標示に記載する製造年月日について

次官通牒「第八、標示及び表示書の六」にいふ製造年月日の記載方法については、昭和二十三年十月一日製造の場合1・10・23又は1・01・23のように、算用數字を逆に記載するような方法をとるよう指導すること。但し、舊法において適法であつたものであつて、新法においても適法であるものについては製造年月日の記載は不要とすること。

## 別紙(一)

番 號	登 明 書 錄 行 月 日	登 明 書 錄 發 行 月 日	登 明 書 錄 行 月 日	登 明 書 錄 發 行 月 日
第 號	藥 劑 師 名 號	藥 劑 師 名 號	第 號	藥 劑 師 名 號
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
六				
月 年	日 月 年	日 · 月 年	年	年
年			年	
月		月	月	
町(村) 區(町) 市(郡)	町(町) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)
町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)	町(村) 區(町) 市(郡)
月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年	日 月 年

(注  
意)

薬事法施行規則第二條第四號の「取消又は業務の停止並びにその事由、期間及び年月日」、第六號の「抹消の事由及び年月日」は記事欄に記入のこと。

(表)

登録證明書番號		薬事に從事 發行年度番號	氏名	生年月日	資格	年月	
24.	第 號						
25.	第 號			薬剤師名簿 登録番號	第 號		
26.	第 號			登録年月日	年 月 日		
27.	第 號			本籍地	1. 2. 3.		
28.	第 號			現住所	1. 2. 3. 4. 5.		
29.	第 號						
30.	第 號						

(裏)

	記 事 欄
--	-------------

## ○ 薬剤師名簿作製上の注意

別紙(一)(二)は参考資料であつて、地方の實情に應じて帳簿式別紙(一)でもカード式(別紙(二))でもよい。

別表（三）

（別記第十三號様式）

都道府縣別發行番號 第

號

記載上の注

配置販賣業配置員身分證明書

配置販賣業者

住所（法人にあつては主たる事務所々在地）

氏名（法人にあつては、名稱）

登録番號

配置員

本籍

住所

氏名

營業の區域

右は配置販賣業登録済みの配置員であることを證する

年 月 日

都道府縣

一、用紙日本標準規格B5

（縦一五〇耗  
横一二八耗）

二、配置員の營業區域欄には、配置員が實際に配置販賣する區域を記入のこと。

三、この身分證明書は毎年配置販賣業登録更新の際に更新するものであること。



## 指定生産資材申請手續等について

生産業者が生産資材を入手するにはどうすればよいか、又工場の擴張補修等のために建築をしたい時はどうすればよいか、以下概略を述べて詳しく述べる。

天然資源の尠い我國が戦争によつて受けた打撃のために、なお一層生産資材の不足を告げたことは當然の歸結である。この尠い資材を重點產業に割當て、我國經濟の再建を一日も早からんことを目的として政府は昭和二十一年臨時物資需給調製法を公布し、これに基いて十一月には内閣訓令を以て指定生産資材割當手續規定を定めたのである。この規定は爾後經本訓令第七號第二十一號によつて改正されている。指定生産資材として擧げられている品目は、現状において缺乏している重要な生産資材であるが、これは手續規定を見られたい。

さて、これ等の指定生産資材を入手しない需用者は、その割當期間の二ヶ月前までに割當申請書を主務官廳に提出する。この様式は昭和二十三年十月各省告示第一號の通りである。この申請書に基いて主務官廳は別に定められた割當基準により資材割當をして需用者割當證明書を發給するのである。證明書を入手したなら之を指定生産資材取扱店で現物化すればよい。現物化したら現物化報告書を主務官廳に提出しなければならない。この報告事項の内容は指定生産資材割當規則の第二十條の項目である。なお割當申請をするには一件について五十圓以下、現物化した場合には譲渡總價格の百分の一の手數料を徵收し得ることが法律第百五十二號（物資の割當に關する手數料等の徵收に關する

法律)に規定されている。

次に資材の割當基準であるが、これは公正で、且つ無差別な割當を基礎としているが、資材の總量に餘裕がないものが多々、合理的な生産を確保しなければならないため必要な制限を行うものもある。指定生産資材割當手續規定の第四條第三項には割當基準として考慮すべき條件を擧げてある。

1、指定生産資材の使用効率

2、生産物の品質

3、生産物の正規の系路による出荷實績

4、當該需要部門の全體の合理的な生産を確保するために特に考慮すべき事項

以上のやうであるが經濟九原則の實施に伴い豫約文制の方式を探ることとなつた。然しながら療品業界におけるやうに品目が多種多様に涉っている部門においては之を急速に實施するのは事實上困難な問題がある。それ故漸進的にこの方式を探るための過渡的方法として、出荷實績と受註量を併せた別紙割當基準を割當基準審議會の答申に基き經濟安定本部において決安したのである。

# 衛生用品用指定生産資材割當基準

昭和二十四年二月二日

方針

衛生用品指定生産資材の需要者別割當は、國民保健衛生の維持増進を目途として、適正且つ公平を期するため、次の基準により、これを行う。

## 一、醫藥品製造用指定生産資材割當基準

醫藥品製造用指定生産資材（以下資材といふ。）の需要者別割當は次の基準による。

(一) 企業者別に生産目標量を示した品目については、その目標量を達成するための資材を重點的に割り當てる。この目標量の決定は、別紙基準による。

(二) 企業者別に生産目標量を示さない品目についての割當は、次の基準による。

- 1、資材枠の七〇%を當該割當期の前々四半期における消費實績の比率により、按分して割り當てる。
- 2、資材枠の一〇%を當該割當期における各企業者の生産計畫に基く資材所要量の比率により、按分して割り當

てる。

3、資材枠の一〇%を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。

(II) 不良醫藥品を製造した企業者に對しては、當該割當期又は次期以後の割當期間における割當の停止又は削減を行う。

### 企業者別生産目標量決定基準

企業者別生産目標量の決定は、次の基準による。

#### (イ) 割當基準

(A) 次の計算で得た數値で、品目別生産目標量を按分して算定する。

##### (a) 指定配給醫藥品の場合

(前期生産目標量×30%) + (前期供出實質×40%) + (前期生産實質×30%)

##### (b) (a)以外の品目の場合

(前期生産目標量×30%) + (前期生産實質×70%)

(B) (A)で算出した生産目標量が、當該業者の實稼動能力を超える場合は、その超えた量はこれを切捨てる。

(C) 企業者が生産目標量を辭退した場合の外次の場合においては、生産目標量を削減し又は生産目標量の指示を停止することがある。

生産、検定合格、供出等の実績及び資材の使用効率についていちぢるしく成績不良であつた場合。

(D) (B)(C)によつて生産目標量を切捨てた場合は、その切捨てた量を他の企業者に割り當てることゝし、その割當基準は(A)、(B)による。

(E) 新たに生産しようとする企業者に對しては、當該品目の前期生産目標量の最低の量をとり、生産實績、供出實績を零として(A)の(a)又は(b)の算定により割り當てる。

但し、特に優秀な生産能力を有する場合は、別途これを考慮する。

(ロ) (イ)の基準によることが不適當であるか又は不適當であると認められるに至つた品目については、概ね次の事項を基準として、別途基準を定める。

(A) 従來の生産實績又は能率

(検定を要する品目にあつては、更に検定合格の實績)

(B) 従來の受註及販賣實績

(指定配給醫藥品にあつては供出實績)

(C) 生産原單位効率

(D) 製品の品質

(E) 生産稼動能力

## 二、醫療用具製造用指定生産資材割當基準

醫療用具（醫療器械、歯科器械、歯科材料）製造用指定生産資材（以下資材といふ。）の需要者別割當は、品目別に次の基準による。

(一) 資材枠の七五%を當該割當期の二ヶ月前より遡つて六ヶ月間における出荷実績の比率により、按分して割り當てる。

(二) 資材枠の一五%を一企業者に對する購入希望者數の比率により、按分して割り當てる。

(三) 資材枠の一〇%を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。

## 三、衛生材料製造用指定生産資材割當基準

衛生材料製造用指定生産資材（以下資材といふ。）の需要者別割當は、次の基準による。

(一) 資材枠の六〇%を當該割當期の前々四半期における出荷実績の比率により、按分して割り當てる。

(二) 資材枠の三〇%を受注量の比率により、按分して割り當てる。

(三) (一) の基準により算定した割當量が當該企業者の實稼動能力を超える場合は、その超えた量はこれを切捨てる。

なお、その切捨てた量はこれを他の企業者に（二）の基準により割り當てる。

（四） 新規企業者に對しては、資材枠の一〇%を一應割當量と定め、生産能力等を調査の上、既存企業者に對する

（一）、（二）の基準による割當量の最小量に相當する量を一企業者當りの限度とし、その範圍内において、割り當てる。

（五） （四）の基準により割り當て、なお残量があるときは、既存企業者に對して（一）、（二）の基準により割り當てる。

#### 四、醫療衛生用品製造用指定生産資材割當基準

醫療衛生用品製造用指定生産資材（以下資材といふ。）の需要者別割當は、品目別に次の基準による。

（一） 資材枠の七〇%を當該割當期の二ヶ月前より遡つて六ヶ月間における出荷實績の比率により、按分して割り當てる。

（二） 資材枠の一〇%を一企業者に對する購入希望者數の比率により、按分して割り當てる。

（三） 資材枠の一〇%を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。

#### 五、義肢製用指定生産資材割當基準

義肢製造用指定生産資材（以下資材といふ。）の需要者別割當は、次の基準による。

(一) 資材枠の四五%を當該割當期の二ヶ月前より遡つて六ヶ月間における出荷實績の比率により、按分して割り當てる。

(二) 資材枠の四五%を申請時における註文料の比率により、按分して割り當てる。

(三) 資材枠の一〇%を生産能力等の諸事情を勘案調整の上割り當てる。

## 指定生産資材割當申請について



生産資材の中重要にして輸入に俟つもの等は臨時物資需給調整法により指定生産資材として品目を定められる。これらの資材を必要とする場合は右法に基く指定生産資材割當規則第三條第一項により主務官廳たる厚生省の業務局宛に割當期の二ヶ月前迄に申請書を提出すること、なおこの場合薬事法による用具に指定されたものについては登録がなければ製造することが出来ないので登録後に申請することである。どちらも申請書には「物資の割當に關する手數料等の徵收に關する規則」第一條第三項により印紙欄に手數料として五拾圓の收入印紙を貼付すること。  
なお割當基準については經濟安定本部において九原則の實施に伴う諸情勢の變化に適應すべく現行の指定生産資材割當手續規程に基く割當方針即ち實績を中心とする公平主義を廢して能率生産主義（豫約注文制）を極力擴大する方針にて目下改正案を準備中である。

次に参考法規を掲載する。

- 1、指定生産資材割當規則（抜萃）
- 2、指定生産資材割當手續規程
- 3、醫藥品等の生産に要する指定生産資材割當實施要領
- 4、指定生産資材の割當方式の改善に關する件

5、物資の割當に關する手數料等の徵收に關する法律

6、輸出品生產用資材等確保要領

## 指定生產資材割當規則（抜萃）

第一條 この命令で指定生產資材とは、附表第一で商工大臣又は農林大臣が指定する物資をいう。

第二條 この命令で需要者とは、自己の使用に供するため指定生產資材を需要する者（國の機關又は地方公共團體を含む。）をいい、微量需要者とは、需要者のうち毎割當期間において商工大臣又は農林大臣の定める數量の範圍内において、自己の生活の用に供するため指定生產資材を需要する者をいい、販賣業者とは、自己の名及び自己の計算において指定生產資材の販賣を業とする者（公團その他國の機關を含む）をいい、又生產業者とは、指定生產資材の生産（加工及修理を含む。以下同様である。）を業とする者及び指定生產資材を生産する者で商工大臣又は農林大臣の指定する者（國の機關又は地方公共團體を含む。）をいう。

この命令で主務官廳とは、附表第二で産業又は物資の需要部門別に掲げる行政官廳をいい、又物資の所管官廳とは、當該指定生產資材の生産を所管する行政官廳をいう。

第二條 指定生產資材の需要者（微量需要者を除く。以下同様である。）に對する割當は、經濟安定本部總裁の定める需要部門別の割當の範圍内において、經濟安定本部總裁の承認を受けた割當基準に基き、且つ割當る指定生產資材

を使用する事業の種類、使用場所及び用途（生産品の種類、規格及び数量等）に關する條件を附して主務官廳がこれを行う。

2 物資の所管官廳は、經濟安定本部總裁の定める微量需要者割當の範圍内において、微量需要者用指定生産資材の都道府縣別割當を行う。

第三條 指定生産資材の割當を受けようとする需要者は、割當を受けようとする指定生産資材の割當期間の二箇月前までに、指定生産資材割當申請書を主務官廳に提出しなければならない。

2 繼續して指定生産資材の割當を受けようとする需要者は、前項の指定生産資材割當申請書に代えて、一年を超えない期間の各割當期間に通する指定生産資材割當申請書を提出することができる。

3 天災事變その他やむを得ない事由によつて、指定生産資材の割當を受けようとする需要者は、第一項に規定する期間経過後であつても、第一項の指定生産資材割當申請書を提出することができる。

4 第一項及び第二項の指定生産資材割當申請書の様式及び提出先その他必要な事項は、主務官廳が、經濟安定本部總裁の承認を受けて告示をもつてこれを定める。

第四條 主務官廳が、需要者に對して指定生産資材の割當を行い、割當の結果を當該物資の所管官廳に通知したときは、當該需要者に對して、附表第三で商工大臣又は農林大臣の定める様式による指定生産資材の需要者割當證明書（以下需要者割當證明書といふ。）を交付する。

2 經濟安定本部總裁が、指定生産資材の需給調整上特に必要があると認め指示したときは、これに基き商工大臣又は農林大臣は、主務官廳が前項、需要者割當證明書を交付すべき期限を定めることができる。

第六條 指定生産資材の取引上必要があるときは、需要者又は販賣業者は、主務官廳又は物資の所管官廳に對して、  
需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書の分割、併合又は書換を請求することができる。

2 主務官廳又は物資の所管官廳が前項の請求を受けたときは、商工大臣又は農林大臣が經濟安定本部總裁の承認を  
受けて定める手續に従い、分割、併合又は書換を請求された需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書と引換に、  
需要者に對しては需要者割當證明書を、販賣業者に對しては販賣業者割當證明書を交付する。

第七條 主務官廳若しくは物資の所管官廳又は都道府縣知事は、需要者又は販賣業者に對する指定生産資材の割當の  
結果を公表しなければならない。

2 第四條の場合において、需要者が自己に對する割當について不服があるとき又は第五條の場合において販賣業者  
が割當を受けなかつたときは、その者は、自己が割當を受け又は割當を受けなかつたことを知つてから二十日以内  
に、自己に對する割當に關する不服を經濟安定本部總裁に申し出ることができる。この場合において、その者は、  
その文書の寫を當該指定生産資材について割當の權限のある主務官廳若しくは物資の所管官廳又は都道府縣知事に  
提出しなければならない。

3 經濟安定本部總裁が前項の申出を受けたときは、その申出を受けた日から三十日以内にその申出を審査した結果  
を公表するものとする。

第八條 指定生産資材は、左に掲げる場合を除く外、何人もこれを譲り渡してはならない。

一 指定生産資材を所有する者（需要者を除く）が、需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書の記載するところ  
に従い、且つこれと引換に譲り渡す場合

- 二 第五條の規定により割當を受けた販賣業者が、その割當範圍内において、商工大臣又は農林大臣が、經濟安定本部總裁の承認を受けて定める手續に従い、微量需要者に譲り渡す場合
- 三 需要者が、經濟安定本部總裁の定める方策に基く主務官廳の許可を受けて譲り渡す場合
- 四 臨時物資需給調整法又はこの命令その他同法に基く命令の規定により、又はこれらの法令に基く主務官廳の命令又は許可を受けて譲り渡す場合
- 第九條 指定生産資材は、左に掲げる場合を除く外、何人もこれを譲り受けはならない。
- 一 販賣業者が、販賣の目的をもつて、需要者割當證明書又は販賣業者割當、證明書の記載するところに従い、且つこれと引換に譲り受ける場合
- 二 需要者が、需要者割當證明書の記載するところに従い、且つこれと引換に譲り受ける場合
- 三 微量需要者が、商工大臣又は農林大臣が經濟安定本部總裁の承認を受けて定める手續に従い、販賣業者から譲り受ける場合
- 四 需要者が、前條第三號の規定により、主務官廳の許可を受けた者から譲り受ける場合
- 五 臨時物資需給調整法又はこの命令その他同法に基く命令の規定により、又はこれらの法令の規定に基く主務官廳の命令又は許可を受けて譲り受ける場合
- 第六十一条 生産業者は、毎月二十日までに、前月中に指定生産資材と引換に受けた需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書を、當該物資の所管官廳に差し出さなければならない。
- 2 第五條の規定により、販賣業者割當證明書の交付を受けた販賣業者は、その販賣業者割當證明書と引換に譲り受

けた指定生産資材を譲り渡したときは、前月中に當該指定生産資材と引換に受けた需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書を、毎月二十日までに當該物資の所管官廳に差し出さなければならない。但し、商工大臣又は農林大臣が、經濟安定本部總裁の定める方策に従い、物資の需給調整上必要があると認め、當該販賣業者割當證明書を交付するとき指示した場合は、この限りでない。

3 前二項に掲げる場合を除く外、需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書と引換に指定生産資材を譲り渡した者（販賣業者を除く。）は、その譲り渡しの時から二十日以内に當該割當證明書を、その發行廳に差し出さなければならない。

第十三條 商工大臣又は農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて附表第五で需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書をもつて需要者又は販賣業者が、販賣業者又は生産業者から當該指定生産資材を譲り受けることができる期限を定めるものとする。

2 前項の規定により、商工大臣又は農林大臣の定めた期限経過後は、當該需要者割當證明書又は當該販賣業者割當證明書は、これを無効とする。

3 前項の規定により、無効となつた需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書は、第一項の期限経過後二十日以内に、これを當該證明書の發行廳に差し出さなければならない。

第十六條 主務官廳又は物資の所管官廳が、需要者又は販賣業者に指定生産資材の割當を行つた場合、當該指定生産資材又は當該指定生産資材を使用して生産した生産品の需給調整上必要があると認めるときは、當該主務官廳又は當該物資の所管官廳は、割當を行つた當該指定生産資材につき、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて、當該指

定生産資材の割當に關し左の條件を附することができる。

- 一 割當を受けた指定生産資材の購入地域又は購入先の制限
  - 二 割當を受けた指定生産資材の譲渡先の制限
  - 三 割當を受けた指定生産資材をもつて生産した生産品の譲渡先の制限
  - 2 需要者又は販賣業者が第二條第一項又は前項の條件を附した割當を受けたときは、その條件に従わなければならぬ。但し、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて、主務官廳又は物資の所管官廳が行う許可を受けた場合は、この限りでない。
- 第十七條 物資の所管官廳は、供給の特に不足する指定生産資材の需給調整上その必要があると認めたときは、經濟安定本部總裁の定める方策に基いて生産業者又は販賣業者その他の者に對して指定生産資材の種類を指定してその譲渡し若しくは譲受けを禁止又は制限し、數量、時期、地域又は譲渡し先を指定して、指定生産資材の譲渡し又は出荷を命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令を受けた者は、これに従わなければならぬ。
- 第二十條 需要者は、左に掲げる事項が常に明確に判明するよう關係書類を整備しておかなければならない。
- 一 謙り受けた指定生産資材の種類別の數量及び譲受けの年月日
  - 二 指定生産資材の使用狀況及び指定生産資材を使用して生産した生産品の種類別の生産數量
  - 三 需要者割當證明書の發行官廳、割當期、割當番號、割當數量（品種、規格別）
  - 四 割當に關して附された條件

第二十二条　主務官廳は、必要があると認めたときは、需要者に對して需要者が第二十條の規定により關係書類を整備すべき事項に關して、所要の報告を命ずることができる。

2　前項の命令を受けた需要者は、これに従わなければならぬ。

第二十四条　主務官廳又は物資の所管官廳は、需要者又は販賣業者がこの命令の規定に従わない事實があると認めるときは、當該需要者又は販賣業者に對する當該期又は次期以後の割當期間における割當を停止し又は削減することができる。

第二十六條　昭和二十二年法律第五十四號第二十四條に掲げる要件を備え、且つ法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合會を除く。）の構成員が、指定生産資材を需要する場合、その組合は、この命令の適用に關しては、需要者とみなす。

2　前項の組合が、この命令の規定に従つて取得した指定生産資材を、その構成員に譲り渡す場合には、第八條の規定による主務官廳の許可是、これを受けたものとみなす。

#### 附 則

1　この命令は、公布の日から、これを施行する。

6　指定生産資材の需要者割當申請書及び販賣業者割當申請書の様式及び提出先は、第三條第四項及び第五條第三項の規定にかかわらず、當分の間なお從前の例による。

7　指定生産資材の需要者割當證明書及び販賣業者割當證明書の様式は、附表第三及び第四の規定にかかわらず、當分の間なお從前の例による。

附表第一

一、石炭（煙ちゅう房用石炭を除く。） イ、原料炭 ロ、發生爐用炭 ハ、一般用炭 ニ、無煙  
炭及び燐石

二、亜炭（配炭公團法別表第一に掲げる亜炭） 三、コーカス 四、再生コーカス

五、石油 イ、原油

ロ、石油製品

1、アスファルト

2、石油製品

3、バラフイン

六、銑鐵

七、鑄鐵管

八、普通鋼（中間鋼を含む。） イ、鋼塊 ロ、半製品（ブルーム、ビレット、シートバー、ティンバー、スケルプ）

ハ、壓延鋼材 1、（厚板三ミリ以上）

2、薄板（三ミリ未満）

3、ブリキ板

4、高級仕上鋼板

5、線材

6、ガス管

7、罐用鋼管

8、一般用鋼管

9、その他鋼管

10、軌條及び

その附屬品

11、形鋼

12、棒鋼

13、帶鋼

14、その他壓延鋼材

九、硅素鋼板

一〇、鐵鋼二次製品

イ、釘

ロ、釘金

ハ、鐵線

ニ、硬鋼線

ホ、鋼索

ヘ、亞鉛鐵板

一一、鐵屑（艦艇、商船及び兵器の解體により発生したものに限る。）

一二、鋼屑（艦艇、商船及び兵器の解體により発生したものに限る。）

一三、重要非鐵金屬

イ、銅 ロ、故銅

ハ、鉛

ニ、故鉛 ホ、亞鉛

ヘ、錫

ト、アンチモン

チ、ニッケル リ、アルミニウム ヌ、アルミニウム屑及び同合金屑（アルミニウム及び同合金の再生塊を含む。）

ル、水銀 ヲ、カドミウム ワ、コバルト

一四、硫化鐵鑑 一五、亞ひ酸 一六、硫黃

一七、重要非鐵金屬製品 イ、電線 ロ、伸銅品 ハ、機械用銅合金鑄物（銅鑄物を含む。） ニ、鉛管  
及び鉛板 ホ、減塵合金 ヘ、半田 ト、亞鉛板 チ、輕金屬延壓品 リ、機械用輕金屬鑄物

一八、重要化學製品

イ、鹽及びその誘導物

1、鹽（食料鹽を除く。） 2、ソーダ灰 3、か性ソーダ 4、鹽酸 5、晒粉

6、液體鹽素 7、重曹

ロ、重要タール製品

1、純ベンゾール 2、ソルベントベンゾール（九〇%ベンゾール、モーターベンゾール及びソルベントオフタ） 3、トルオール 4、コールタール 5、クレオソート油 6、フェノール油  
ハ、セメント

1、ボルトランドセメントクリンカー（白色セメントクリンカーを除く。） 2、ボルトランドセメント（白色セメントを除く。） 3、高爐セメント 4、珪酸質混合セメント 5、雜用セメント及び塗裝用セメント（ボルトランドセメントクリンカーを含むものに限る。）

ニ、セメント製品

1、高壓コンクリート管 2、石綿高壓管 3、石綿スレート 4、厚型スレート 5、木毛  
セメント板

ホ、耐火煉瓦 ヘ、板硝子

ト、アンモニア及びその誘導物 1、アンモニア（液體アンモニア及びアンモニア水を含む。）

酸 3、塩化アンモニウム

4、尿素

チ、硫酸

リ、カーバイト

ヌ、カリ鹽類

1、塩化カリ

2、硫酸カリ

3、か性カリ

4、炭酸カリ

5、過マンガン酸カリ

6、硝酸カリ

7、重クローム酸カリ

ル、燐鑪石

ヲ、工業火薬類

1、爆薬（火薬を含む。）

2、雷管

3、導火線（導爆線を含む。）

ワ、重要無機藥品

1、重クロム酸ソーダ

2、無水クロム酸

3、亞鉛華

4、クロールズルフオン酸

5、ほ

う砂

6、ほう酸

7、ぼう硝

8、鉛丹

9、リサージ

10、活性炭

11、鹽

化亞鉛

12、硫化ソーダ

カ、合成樹脂（フェノール系及び尿素系のもの。）

ヨ、黒鉛（國產品を除く。）

タ、電極

レ、ビツチコーキス

ソ、アルコール（アルコール分九〇度以上のもの。但し、局方アルコールを除く。）

ツ、エーテル

一九、油脂及び重要製品

イ、工業用油脂

ロ、重要油脂製品

1、硬化油

2、硬化蠟

3、脂肪酸

4、グリセリン水（石けん廢液を含む。）

5、粗製グリセリン

6、精製グリセリン

7、塗料

8、油劑（農業用及び工業用石けんを含む。）

二〇、ゴム（合成ゴムを含む。）

イ、生ゴム（インディアンラバー、バララバー、ラテックス、ジロトン、バラグ及びガタバーチヤを含む。）

ロ、再生ゴム

ハ、屑ゴム（エボナイト屑を除く。）

二一、ゴム製品

イ、ベルト

ロ、ホース

ハ、タイヤ及びチューブ（新車用のもの。）

ニ、ゴム引布

二二、皮革

イ、原皮（にべ及びとこを含む。）

1、牛皮

2、馬皮

3、山めん羊皮

4、豚皮

ロ、革（屑革を含む。）

1、牛革

2、馬革

3、山めん羊革

3、豚革

二三、革ベルト

二四、タンニン（漁業者の使用すべき漁網用タンニンを除く。）

二五、膠及びゼラチン

二六、漆（原料生漆及び精製漆）

二七、織維

イ、綿花

ロ、ステーブルファイベー

ハ、羊毛及びその他の獸毛

ニ、副蠶糸

ホ、絹短纖

維

ヘ、亞麻

ト、ちよ麻（野生ちよ麻については開織したもの。）

チ、大麻（線麻を含む。）

リ、黃麻（市皮、青麻及びぼつ麻を含む。）

ヌ、マニラ麻

ル、サイザル麻（マゲーを含む。）

ワ、桑皮（開織したもの。）

カ、屑纖維（輸入纖維の空包装及び屑纖維の反毛したものを含み國內故纖維に

ついては選別したもの。）

二八、纖維製品（衣料品を除く。）

イ、糸

1、綿糸（漁具糸を除く。）

2、スフ糸

3、毛糸

4、人絹糸

5、生糸（漁具糸を除く。）

6、絹紡糸

7、絹紡細糸

8、亞麻糸（漁具糸を除く。）

9、ちよ麻糸（漁具糸を除く。）

10、黃麻糸

11、大麻糸（漁具糸を除く。）

12、屑紡糸

13、右に掲げる糸に該當しないもので二

七に掲げる纖維を使用した糸

ロ、織物

1、綿織物

2、スフ織物

3、毛織物

4、絹織物

5、人絹織物

6、麻織物

7、肩紡織物

8、二八のイの13に掲げる糸を使用した織物

ハ、その他の纖維製品

1、メリヤス

2、羊毛フェルト及び獸毛フェルト

3、網（漁網を除く。）

4、網（漁業用網を除く。）

除く。)

5、細幅織物

6、ひも

7、レース

8、ホース

二九、紙

イ、洋紙

1、新聞用紙

2、クラフト紙

3、一般用紙

ロ、板紙

ハ、和紙

ニ、クラフト紙袋

ホ、ロール三號紙袋

三〇、バルブ

イ、人絹バルブ

ロ、製紙バルブ

三一、木材

イ、一般用材

ロ、杭木

ハ、枕木

ニ、電柱

ホ、バルブ用材

ヘ、造船用材

ト、車りよう用材

チ、農機器用材

リ、腕木

ヌ、腕木用材

ル、マツチ用材

材 ワ、合板

カ、合板用材

ヨ、床板

タ、床板用材

レ、たる丸

ソ、和た

る用材

ツ、仕組板

三二、建築用資材

イ、普通煉瓦

ロ、ルーフィングベーパー（ルーフィングクロースを含む。）

ハ、臺

ニ、建具

三三、標準電氣機械

イ、單相誘導電動機

（三五ワット以上のものに限り且つ商工大臣の指定するものを除く。）

ロ、三相誘導電動機（四〇〇ワット以上七五キロワット以下のものに限り且つ商工大臣の指定するものを除く。）

ハ、變壓器（容量一キロボルトアンペア以上、二〇〇キロボルトアンペア以下のものに限り、且つ商工大臣の指定するものを除く。）

### 三四、熱絶縁材料

イ、炭化コルク板

ロ、生壓搾コルク板

衛生用品

医療用品

厚生省

附表 第五

名

有效期限

當該四半期限り

一、石炭

同右

二、亞炭

同右

三、コークス

同右

四、再生コークス

同右

五、石油

割當當月限り

當該四半期終了後一箇月

當該四半期の翌期の末日限り

八、普通銅管

同右

七、鑄鐵管

當該四半期終了後一箇月

當該四半期の翌期の末日限り

九、硅素鋼板

一〇、鐵鋼二次製品

一一、銑屑

一二、鋼屑

一三、重要非鐵金屬

一四、硫化鐵礦

一五、亞ひ酸

一六、硫黃

一七、重要非鐵金屬製品

但し、電線

同右

當該四半期終了後一箇月

當該四半期限り

當該四半期終了後二箇月

當該四半期の翌期の末日限り

當該四半期の翌期の半ば限り

當該四半期の翌期終了後一箇月

當該四半期の末日限り

同右

一六、硫黃

一五、亞ひ酸

一七、重要非鐵金屬製品

但し、卷線

同右

當該四半期の翌期末日の限り

當該四半期終了後二箇月

但し、卷線

動力ケーブル

通信ケーブル

東京ゴム線

當該四半期の翌期の末日限り

當該四半期終了後二箇月

同右

一八、重要化學製品

但し、ソーダ灰

か性ソーダ

當該四半期の翌期の末日限り

當該四半期終了後二箇月

硫酸

カーバイト

アルコール

エーテル

同 右

當該四半期限り

一九、油脂及び重要油脂製品

二〇、ゴム

二一、ゴム製品

二二、皮革

二三、革ベルト

二四、タンニン

二五、膠及ゼラチン

二六、漆

二七、織維

原料織維(屑織維を含む。)

生糸及び糸以外の糸

毛糸

當該四半期限り

當該四半期終了後一箇月

當該四半期限り

當該四半期終了後二箇月

當該四半期の翌期の半ば限り

## 二八、織維製品

絹以外の織物メリヤス雑品(生地)

當該四半期の翌期終了後二箇月

同 右(糸染)

當該四半期の翌期終了後二箇月

絹の織物メリヤス雑品(生地)

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期の翌期の末日限り

同 右(糸染)

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期の翌期の末日限り

右(後染及び整理)

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期の翌期の末日限り

羊毛フエルト及び獸毛フエルト

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿網及び麻網

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿 網

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿 綱

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿 綱

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿 綱

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿縫糸

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿縫糸

當該四半期の翌期終了後二箇月  
當該四半期終了後二箇月

綿撚糸及び麻撚糸

當該四半期終了後二箇月

綿 撥糸

當該四半期終了後二箇月

二九、紙

三〇、パルプ

三一、木 材

三二、建築用資材

三三、標準電氣機械

三四、熱絶縁材料

同 右

當該四半期終了後一箇月

當該四半期の翌期の末日限り

當該四半期の翌期終了後一箇月

當該四半期の翌期の末日限り

總理廳、大藏省、法務廳、文部省、厚生省、農林省、建設省、

商工省、運輸省、遞信省、勞働省、告示第一號（昭和二十三年十月一日）

指定生產資材割當規則（昭和二十三年總理廳令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、遞信省令、勞働省令（第一號）第三條第四項の規定により、指定生產資材需要者割當申請書の様式を次のように定める。

指 定 生 产 资 材 制 当 申 請 書

申 請 者 の 住 所 氏 名 又 是 名 種	日 附	昭 和 年	月 日	印 紙 欄
1. 主 務 官 隸 名 (厚生省職務局製品課)				制當期
2. 生 产 資 材 を 使 用 し て 生 产 す る 製 品 の 种類				(關 係 係 名)
3. 指 定 生 产 資 材 (生産業以外の事業については其の事業の種類)				
4. 生 产 高 (生産業以外の事業については事業額)				現四半期生産額定高
5. 製 品 の 种類 及 び 規 格				申請四半期生産額定高
6. 生 产 高 又 是 出 荷 高				主 務 官 隸 查 定 高
7. 指 定 生 产 資 材 の 使 用 場 所				
8. 指 定 生 产 資 材 必 要 高				
9. 指 定 生 产 資 材 制 当 上 参 考 と な る 事 項				
備 考 (仕上製品用途その他資材制當上参考となる事項)				
9. 此の申請書は眞實に相違ありません 昭 和 年 月 日				申 請 者 の 氏 名 又 是 名 種 及 び 印

備 考 (1) この申請書は、毎四半期開始の二箇月前までに主務官隸に三部(主務官隸の別に指示した場合は二部)提出すること。  
 (2) この申請書は、査定の上主務官隸の官印を押捺して申請者に返戻される、そのときは、この申請書の3.4.の『主務官隸査定高』5.及び7.の欄に記載された事項は、これを指定生産資材制當規則第二條第一項に規定する割合併せるとみなす。  
 (3) 「生産高又は出荷高」の欄には、主務官隸の示す期間における生産高又は出荷高を記載すること。  
 (4) 生産業以外の事業である販賣業、土木、建築業等においては販賣数量、工事費量等を生産業に準じて相當欄に記載すること。  
 (5) 月別割當に係る指定生産資材については、申請書に(四半期)あるのは(月)に譲り替えること。

## 別 表

資 種 類	規 格	材 単 位	前 期	材 消 費	高 度	資 本 手 持 保 有	高 度	申請四半期の請求高及び査定高			
								今期(推定)	前 期	末 今期末(推定)	請 求 高

申請者の氏名又は名稱

## 指定生産資材割當手續規程

(昭和二十一年十一月二十日)  
内閣調令第十一號)

改正 (昭和二十三年六月二十六日經本調令第七七號)  
(昭和二十三年四月二十日經本調令第二十一號)

第一條 別表に指定する生産資材（以下指定生産資材と稱する。）の割當は、日本經濟再建を目途として公正な分配を確保するため、本規定に従い實施する。

第二條 指定生産資材の割當は、臨時物資需給調整法及び他の割當に関する法令に基いて實施する。

第三條 經濟安定本部は、指定生産資材の割當方針を策定すると共に、需要部門毎に指定生産資材の用途又は製品の種類を指定して、その割當を行う。

第四條 前條の需要部門が割當内において、指定生産資材の用途別需要割當を行う権限ある官廳（以下主務官廳と稱する。）は、毎四半期開始一ヶ月前迄にその期間中の需要部門別生産資材需要表を經濟安定本部に提出することを要する。

第五條 主務官廳は、指定生産資材の割當を要求する所管需要部門の表を本規定施行後十日以内に經濟安定本部に提出の上、その承認を受けることを要する。

第六條 第四條の二、主務官廳は、その所管する各需要部門における需用者別割當の基準を定めて經濟安定本部に提出の上、

その承認を受けることを要する。

主務官廳の行う需要者割當の一般的基準は左の通りとする。

一、同一需要部門内の各需要者に對する指定生産資材の割當は公正、公平且つ無差別な基礎の上になされなければならない。

主務官廳が産業團體に割當に關する事務を委託している場合にはその割當が無差別な基礎の上になされられることを保證するよう特に注意しなければならない。

二、當該需要部門に對する指定生産資材の割當の總量に餘裕がなく當該需要部門の全體の合理的生産を確保するため必要な制限をしなければならない場合を除きすべて新規企業に對しても既存企業と同様公正な割當基準に基いて指定生産資材の割當を行わなければならない。但し、右の制限は新規企業の發生を不當に抑制する爲に利用されることがあつてはならない。

三、指定生産資材の割當は、企業の設備の實稼動能力を考慮して過去の一定期間における生産を基礎として行わなければならぬ。但し、需要部門の特性に應じて左の要素を考慮しなければならない。

#### 1、指定生産資材の使用效率

#### 2、生産物の品質

#### 3、生産物の正規の系路による出荷實績

#### 4、當該需要部門の全體の合理的生産を確保するために特に考慮すべき事情

指定生産資材の割當を受けた需要者が當該指定生産資材を使用して生産した生産物を正規の系路以外の系路に

出荷した場合には、主務官廳は昭和二十二年四月十四日内閣訓令第五號「臨時物資需給調整法の命令違反に對して執るべき措置に關する件」に從つて當該需要者に對する指定生産資材の割當を停止又は減少することができるのである。

主務官廳は、指定生産資材の割當に當つては、需要者に必要なすべての資材、動力及び労力の總合的な活用を考慮しなければならない。

第五條 主務官廳は、經濟安定本部の定めた方針に從つて第三條の需要部門別割當内における指定生産資材の用途別割當及び經濟安定本部の定めた基準に適合する需要者に對する割當を行ふ。

主務官廳は、前項の割當の結果を公表することを要する。

主務官廳は、經濟安定本部の同意の下に、第一項の割當に關し、諮詢委員を指名することが出来る。諮詢委員は、廣く且つ民主的に當該需要部門を代表するものであることを要する。

主務官廳に對し指定生産資材の割當申請をした者で、その割當措置に不服ある者は、經濟安定本部に、割當の公示のあつた日から二十日以内に不服の申立をすることができる。この場合において、その文書の寫を主務官廳に提出しなければならない。

經濟安定本部が前項の申出を受けたときには、その申立を受けた日から三十日以内に、その申出を審査して結果を公表するものとする。

第六條 指定生産資材の所管官廳は、次の規則を定め、これを施行することを要する。

一、主務官廳（販賣業者については當該販賣業の所管官廳）又は政府機關の發行する割當證明書、購入切符、購入

通帳、その他同種の公文書を提示する場合を除いては、如何なる者も指定生産資材を譲り渡し又は譲り受けることは出來ない。

二、販賣用として、指定生産資材を所有する者は、前號の公文書を提示する者に對して、これを販賣することを要する。その販賣は公定價格で且つ公正な條件で行うことを要する。

第一號の公文書は一定の經路を經て主務官廳に返還することを要する。

三、指定生産資材は第一號の公文書に記載された入手目的及び諸條件に従つてのみこれを使用することが出來る。

第七條 指定生産資材の割當實施の狀況に鑑み、これを重要でない用途に轉用することを防止する必要があると認められる場合には、經濟安定本部は、主務官廳に對し臨時物資需給調整法に基き、特定物資の生産の禁止若しくは制限又は指定生産資材の使用の禁止若しくは制限の命令を發するよう指令する。

第八條 指定生産資材の需要者は、豫め別に定める需要申請書を主務官廳に提出することなくしては、その割當をうけることが出來ない。

#### 附 則

本則に抵觸する現行の省令其の他の規程については、關係各廳において、所要の改廢手續をとることを要する。この訓令は公布の日からこれを施行する。

經濟安定本部訓令第十一號

各

廳

昭和二十一年内閣訓令第十號（指定生産資材割當手續規程）の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

經濟安定本部總裁

吉 田 茂

茂

別表中「普通鋼（中間鋼を含む。）」の項中「ハ壓延鋼材」の項を次のように改める。

ハ、壓延鋼材

1、薄板 2、ブリキ板 3、線材 4、一般壓延鋼材

「重要非鐵金屬」の項を次のように改める。

重要非鐵金屬

イ、銅 ロ、鉛 ハ、故銅 ニ、亞鉛 ホ、錫 ヘ、アンチモン ト、ニッケル

チ、アルミニウム（新地金） リ、コバルト ヌ、亞砒酸 ル、硫化鐵鋼 ヲ、硫酸

「重要非鐵金屬製品」の項中「ト、亞鉛板」「チ、輕金屬壓延品」及び「リ、輕金屬鑄物（鍋、釜を除く。）」を削除する。

「重要化學製品」の項中「イ、鹽及び同誘導物」の中より「4、鹽酸」「5、硝粉」「6、液體鹽素」及び「7、重曹」を削除する。

削除し「ロ、重要タール製品」中「2ソルヘントベンゾール」を「2ソルベントベンゾール（九〇%ベンゾール及び四〇%ベンゾール）」に改め、「ル、セメント」の項を「ル、セメント（雑用セメント及び塗装用セメントを除く。）」に改め、

「ナ、重要無機薬品」の項中「11鹽化亞鉛」を削除し「12硫化ソーダ」を「11硫化ソーダ」に改め、「ラ、合成樹脂（フェノール系、尿素系）」の項を「ラ、合成樹脂（フェノール系）」に改め、「1エーテル」を削除する。

「油脂及び重要油脂製品」の項中「ロ、重要油脂製品」中「7塗料」を「7塗料（水性及び無機質塗料を除く。）」に改める。

「ゴム製品」の項中「ニ、ゴム引布」を削除する。

「標準電氣機械」の項中「イ、單相誘導電動機（三五ワット以上）」及び「ロ、三相誘導電動機（四〇〇ワット—七五キロワット）」を削除し「ハ」を「イ」に改める。  
以 上

### 總理廳令他十一省令、第二號

昭和二十四年總理廳令、外務省令、內務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、遞信省令、労働省令、第一號

重要物資輸送證明規則の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣他一大臣

別表第四號 「石油製品」の行を次のように改める。

品	目	出荷證明書發給機關名	出荷證明書分割併合機關名	出	荷	證明
石 油 製 品	商工省、商工局又は需要者の主務官廳	商工省、商工局、貿易廳又は石炭廳	同上	返	荷	證明 右先書

## 醫藥品の生産に要する指定生産資材割當實施要領

(昭和二十二年九月四日)  
厚生省醫務局

### 第一、割當の責任

割當の實施については厚生省が割當の決定を行い且つその責任を負う。

### 第二、割當主任官

割當は厚生物資調整官が行う。

### 第三、割當の方法

一、經濟安定本部の定める需要部門別割當の範圍内において第四號の割當基準により業種別用途別及び製造業者販賣業者又は製造所販賣所別に割當を行う。

二、團體申請及び團體割當は原則としてこれを行わない。

#### 第四、割當基準

資材の需給状況及び手持状況を考慮して左の基準によつて割當を行う。

一、資材はこれを先づ次の業種別に割當て次に業種内需要者別に割當る。

1、医薬品製造業及び販賣業（医薬部外品製造業販賣業を含む）

2、衛生材料製造業及び販賣業

3、醫療衛生用品製造業及び販賣業

4、医科器械製造業及び販賣業

5、歯科材料製造業及び販賣業

6、歯科器械製造業及び販賣業

7、義肢製造業及び販賣業

二、資材は別に定め重要医薬品等の生産に優先的に割當る。

三、重要医薬品等についてはその緊要度を考慮して割當を行う。

四、製造業者製造所についてはその設備、技術、生産能力、供出実績等を考慮して割當を行う。

#### 第五、割當の公表

厚生省醫務局に割當臺帳を備え、割當を行つた時は直に割當臺帳に記入して關係者の閲覽に供する。

#### 第六、割當需要申請

需要者は指定生産資材割當規則第三條所定の様式に従い所定の期間内に割當需要申請書を厚生省醫務局又は所

厚生省衛生物資調整事務所に提出する。

第七、需要者割當證明書

一、需要者割當證明書は指定生産資材割當規則第四條所定の様式に従い厚生省醫務局において發行交付する。

二、需要者割當證明書は原則として製造業者販賣業者又は製造所販賣所別に發行する。

第八、割當實施の查察

割當の適正を確保するとともに割當實施及びその現物化の實情を把握するため當時查察を行う。

## 指定生産資材の割當方式の改善に關する件

(閣議決定 二三、四、一六)

從來政府は生産用資材中主要なるものを、臨時物資需給調整法に基き指定生産資材として指定し主務官廳に於て割當を實施せしめて居るが、今回割當方式の改善を圖る爲

(一) 割當基準を定め政府自らの責任の下に公平且つ妥當なる資材割當を行うと共に

(二) 割當諮問審議會を設置し、民意と企業の實體に即した割當が圓滑に行われるよう措置を講ずる

第一、割當基準

一、主務官廳は、その所管する各需要部門における需要者別割當の基準を定めて經濟安定本部に提出の上、その承

認を受けることを要する。

主務官廳の行う需要者別割當の一般的基準は左の通りとする。

(一) 同一需要部門内の各需要者に對する指定生産資材の割當は公正公平且つ無差別な基礎の上になされなければならない。

主務官廳が産業團體に割當に關する事務を委託している場合には、その割當が無差別な基礎の上になされるとを保證するよう、特に注意しなければならない。

(二) 當該需要部門に對する指定生産資材の割當數量に餘裕がなく當該需要部門の全體の合理的生産を確保するため必要な制限をしなければならない場合を除き、すべて新規企業に對しても既存企業と同様、公正な割當基準に基いて、指定生産資材の割當を行わなければならない。但し、右の制限は新規企業の發生を不當に抑制するために利用されることがあつてはならない。

(三) 指定生産資材の割當は企業の設備の實稼働能力を考慮して、過去の一定期間における生産を基礎として行わなければならぬ。

但し需要部門の特性に應じて左の要素を考慮しなければならない。

#### 1、指定生産資材の使用效率

#### 2、生産物の品質

#### 3、生産物の正規の系路による出荷實績

#### 4、當該需要部門、全體の合理的生産を確保するために特に考慮すべき事項

指定生産資材の割當を受けた需要者が當該指定生産資材を使用して生産した生産物を正規の系路以外の系路に出荷した場合には、主務官廳は昭和二十二年四月十四日内閣訓令第五號「臨時物資需給調整法の命令違反に對して執るべき措置に關する件」に従つて、當該需要者に對する指定生産資材の割當を停止し又は減少することができる。

主務官廳は、指定生産資材の割當に當つては、需要者に必要なすべての資材、動力及び労力の総合的な活用を考慮しなければならない。

二、主務官廳に對し指定生産資材の割當申請をした者でその割當措置に不服ある者は、經濟安定本部に割當の公表のあつた日から二十日以内に不服を申立することが出来る。

この場合においては、その文書の寫を主務官廳に提出しなければならない。

經濟安定本部が前項の申出を受けたときには、その申出を受けた日から三十日以内に、その申出を審査した結果を公表するものとする。

## 第二、割當諸問審議會の設置

各主務官廳は、割當基準の策定又は需要者別割當その他割當に關する事項を決定するに當り充分民間業界又は知識經驗者その他の者の意見を參照するため、昭和二十二年經濟安定本部訓令第三號に基き速かに産業部門別又は産業部門を通じて割當諸問審議會を設置する、なお本審議會設置に要する経費については必要なる措置を講ずる。

# 物資の割當に關する手數料等の徵收に關する法律

(申請手數料及び割當料の徵收)

(法律第百五十一號)  
昭和二十三年七月一二日公布)

第一條 主務大臣は、臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二號）に基く命令（以下割當規則といふ。）の規定による物資の割當を行う場合において、物資の割當の申請手數料及び割當料を徵收することができる。

第二項の申請手數料及び割當料は、これを一般會計の所屬とする。

第三項の申請手數料及び割當料の金額は次に定めるところによる。

一、指定生産資材の割當の申請をする場合において、割當申請書一件につき五十圓を超えない金額の範囲内で、命令で定める金額

二、指定生産資材の割當を受けた者當該物資を譲り受ける場合において、割當に係る物資の價格の統制額（譲受價格が統制額よりも低い場合又は統制額のない場合には譲受價格）に割當數量（割當數量の一部の數量に相當する物資を譲り受ける場合においてはその數量）を乗じて得た額の百分の一に相當する金額（當該金額に一圓未満の端數があるときは、その端數を切り捨てた金額）

四 第一項の申請手數料及び割當料は割當申請書又は割當規則に基いて發行された割當證明書その他の割當に關する公文書（以下割當公文書といふ。）に收入印紙をはつて納めなければならない。

(消印義務)

第二條 物資の割當を受けた者に對し物資を譲り渡す者は、前條第四項の規定により割當公文書にはられた收入印紙が割當料の金額に相當することを確認して、これに消印を押さなければならぬ。

(割當申請書の不受理)

第三條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより申請手數料を徴収する場合において、割當の申請をする者が同條第四項の規定にかかわらず收入印紙をはらない割當申請書を行政機關に提出したときは當該行政機關はこれを受理しない。

(割當公文書の無効)

第四條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより割當料を徴収する場合において割當を受けた者が同條第四項の規定にかかわらず割當公文書に收入印紙をはらなかつたときは當該割當公文書はこれを無効とする。

2 物資を譲り渡す者が、物資の割當を受けた者に對し割當に係る物資を譲り渡す場合において第二條の規定にかかるうす割當公文書にはられた收入印紙に消印を押さなかつたときは當該割當公文書は、その取引においては、これを無効とする。

(罰則)

第五條 前條第一項の場合において、當該命令に違反して割當料を納めなかつた者は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

2 前條の場合において、納付しなかつた割當料の金額は直ちに國稅徵收法（明治三十年法律第二十一號）の例により、これを徵收する。但し、先取特權の順位は國稅に次ぐものとする。

第六條 第二條の規定に違反した者は割當公文書五百圓以下の罰金に處する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に關して前二條の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

#### 附 則

この法律は公布の日からこれを施行する。

内閣總理大臣 芦田均  
大藏大臣 北村德太郎  
法務總裁 鈴木義男

指定物資の割當に關する手數料等徵收規則

#### 一、物資の割當に關する手數料等徵收規則

##### （定義）

第一條 この命令において「物資」とは、指定生産資材割當規則（昭和二十三年第一號）總理廳令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、遞信省令、勞働省令、建設省令による、以下割當規則といふ。第一條第一項の指定生産資材（以下指定生産資材といふ）及び石油製品配給規則（昭和二十二年第一號）

總理廳令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、遞信省令、勞働省令（以下配給規則といふ。）第一條第一項の石油製品（日常生活における燈火の用にする燈油を除く。以下石油製品というをいふ。）

2 この命令において「需要者」「主務行政機關」及び「所管行政機關」とは、それぞれ割當規則第一條及び配給規則第一條の需要者（割當規則第二十六條において需要者とみなされる組合を含み、國、特別調達廳及び毎割當期内において商工大臣又は農林大臣の定める數量の範圍内において自己の生活の用に供するため物資を需要する者を除く。）主務官廳及び物資の所管官廳をいう。

（申請手數料の納付）

第二條 指定生産資材の割當の申請をする需要者は、物資の割當に關する手數料等の徵收に關する法律（昭和二十三年法律五百五十二號以下法といふ。）第一條第三項第一號に規定する申請手數料を納付しなければならない。但し、當該申請に係る指定生産資材の申請當時における價格の統制額が千圓未滿の場合又は價格の統制額のない指定生産資材については當該物資の生産を所管する大臣が大藏大臣と協議して定める數量未滿の場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請手數料の金額は、割當申請書一件につき五十圓とする。

3 臨時建築制限規則（昭和二十三年建設省令第二號）第九條第二項の規定により指定生産資材の割當を受けようとする者の申請手數料の納付については、同條第二項に規定する所要の事項を記載した申請書をもつて、法第一條第四項の割當申請書とみなす。

注意事項、物資の價格計算については申請手數料の場合は取引高税を含めない價格とする。

(割當料の納付)

第三條 物資の割當を受けた需要者は、當該物資を譲り受ける場合には、法第一條第三項第二号に規定する割當料を納付しなければならない。但し、當該物資の譲受價格が千圓に満たない場合は、この限りでない。

注意 譲受價格の價格は取引高税を含めて計算する。

(物資を譲り渡す者の確認及び消印義務)

第四條 物資の割當を受けた需要者（前條但書の規定により割當料の納付を要しない者を除く）に對し物資を譲り渡す者は法第一條第四項の規定により割當公文書にはられた収入印紙の額が割當料の金額に相當することを確認して、これに消印を押さなければならない。

(消印の方法)

第五條 前條の規定により消印する場合においては、割當公文書の紙面と収入印紙の形紋とにかけて、消印義務者の印章又は署名をもつて、判明にこれを消さなければならない。

(申請手數料徵收實績報告書)

第六條 主務行政機關又は所管行政機關は前月中に提出せられた割當公文書について様式第二の割當料徵收實績報告書を作成し、毎月十五日までに、これを當該行政機關を所轄する主務大臣に送付しなければならない。

(割當料徵收實績報告書)

第七條 主務行政機關又は所管行政機關は、前月中に提出せられた割當公文書について様式第二の割當料徵收實績報告書を作成し、毎月十五日までに、これを當該行政機關を所轄する主務大臣に送付しなければならない。

（告發及び未納割當料の徵收）

第八條　主務行政機關又は所管行政機關は、前條の規定により割當料徵收實績報告書を作成する場合において割當料の全額又は一部に相當する金額の收入印紙をはつてない割當公文書又は法第二條の規定による消印を押していない收入印紙を發見したときは、直ちにこれを告發し、未納割當料の金額は直ちに國稅徵收法の例によりこれを徵收しなければならない。

（割當料等徵收實績報告書）

第九條　主務大臣は第六條及び第七條の規定により送付せられた申請手數料徵收實績報告書及び割當料徵收實績報告書により、様式第三の割當料等徵收實績總報告書を作成し、毎月二十五日までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

附　　則

- 1、この命令は昭和二十三年十月一日から、これを施行する。但し、割當料は昭和二十三年十月以後の分に係る物資の割當から、これを徵收する。
- 2、この命令の施行前郵便によつて、提出した指定生産資材の割當申請書が、この命令施行後主務行政機關に到達したときは、當該割當申請書は、申請手數料の納付に關しては發信の日に主務行政機關に提出されたものとする。

## 輸出品生産用資材等確保要領

（昭和二十四年 經本訓令第七號）

第一條 この要領は、我國經濟の現状に鑑み、輸出の特段の振興を圖るため、輸出品の生産に必要な資材及び動力の迅速適切な割當を行い、且つ、その現物化を確保することを目的とする。

第二條 輸出品の生産に必要な資材及び動力は、他の需要に優先してこれを割當なければならない。

第三條 經濟安定本部は、毎期の物資需給計畫に定める「輸出用」の大枠の中ににおいて、計畫的生産を要する輸出品（基礎的生産資材、船舶、車輛、大型機械、織維等の如く輸出品生産のために大量の資材を要し、或いは國內向品の生産との關係上特に綜合的な生産計畫を必要とするものをいう。）及び右以外の輸出品の内期前にその輸出が確實と見透されるものの所要資材割當量を特掲し、且つこれと均衡のとれた石炭及び電力の割當計畫を組むとともに、その他の輸出品（當該割當期の進行中において新に輸出が確定したものを含む。）の所要資材については、輸出確定次第その残量の中から隨時割當を行い、且つ石炭及び電力もこれに應じて「輸出用保留」の枠からの機動的操縦を行つて、輸出契約の遂行に努めるものとする。

前項によるものなお資材の不足を生じたときは、經濟安定本部は、輸出品生産業者の主務官廳（以下主務官廳といふ。）の要求に應じ、毎割當期毎に各資材及び動力につき別に定める數量の限度内において、當初の輸出用割當の枠

を超えて隨時追加割當を行い、以て輸出品生産の圓滑化を圖るものとする。この場合の追加割當分については、次期の割當において、これを調整する。

第四條 前條による各産業別割當の範囲内において、主務官廳が當該輸出品生産業者に對して行う資材及び動力の割當は、貿易廳から輸出確定通知があり次第、原則として左の各號に従つてこれを行わなければならない。

一、當該輸出品の發註者が特定の生産業者の製品を希望するときは、その生産業者の生産能力を超えない限り全面的にこれに割り當てる。

二、當該輸出品の發註者において、生産業者につき特別の希望がない場合においては、製品の品質とその生産原價を特に考慮し、契約價格の範囲内で良質の製品を生産することが可能な生産業者に對して集中的に割當を行う。

第五條 主務官廳は、必要がある場合には、經濟安定本部の承認を得た基準に従い、輸出品生産用の主要資材につき、工場別割當によらず企業別の割當をすることができる。

第六條 前二條により輸出品生産業者が割當られた資材及び動力の現物化を確保するため、需給關係の逼迫している資材及び動力で經濟安定本部が別に指示するものについては、輸出品生産用のものは最優先註文として取扱い、當該資材又は動力の生産業者又は販賣業者は、他の註文又は豫約に先行してこれを出荷することを要するものとするとともに、又當該資材及び動力の割當證明書の有效期限についても、現物化を阻む特別の事情があるときには、簡易な手續でこれを伸長し得るように改めるものとする。

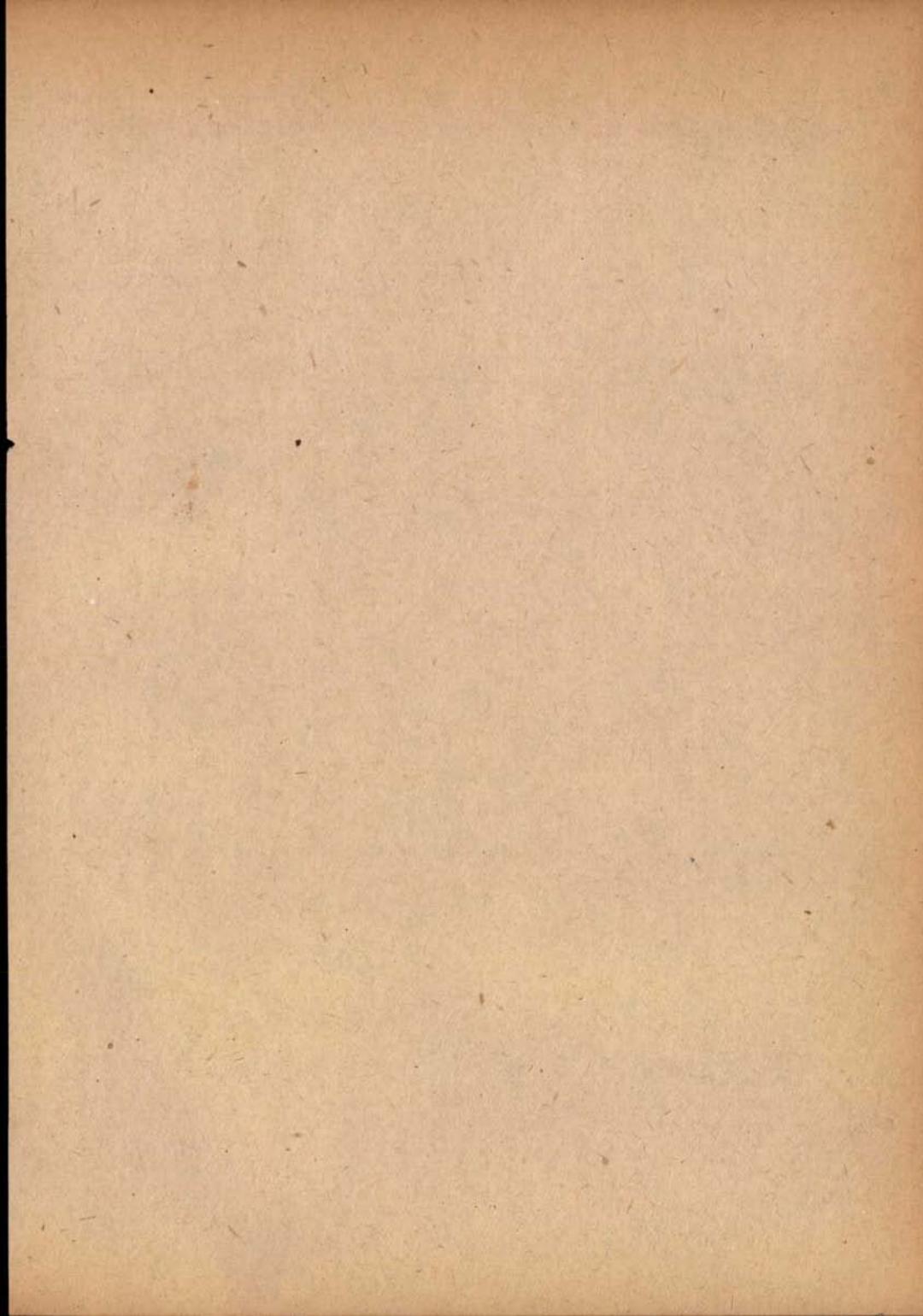
前項の措置を實施するため、主務官廳は、所要の法令を制定することを要する。

第七條 關係官廳は、輸出品生産業者が輸出品生産用として入手した資材及び動力を適正有效地に使用するよう指導監

督するとともに、不正不當の使用に對しては、厳格な匡正措置を講じなければならない。

第八條　主務官廳は、輸出品生産業者の資材及び動力の割當現物化實績、輸出品の生産及び出荷實績等資材及び動力の割當後における入手使用的狀況を常に明確に把握し、經濟安定本部の指示するところに従い、貿易廳を經由してこれを經濟安定本部に報告しなければならない。

前項の措置を實施するため必要あるときは、主務官廳は、所要の法令的措置をとるものとする。





## 配給統制について

### 一 衛生材料配給について

衛生材料は原料が總て輸入品によるものであつてその數量に限度がある。この現状においてこれを自由販賣とするときは一人當りの平均入手量は實に微々たるものでその使用價値は殆んど零に等しい。それ故需要度の高いもので醫療並びに保健衛生上緊要缺くことのできないものに對しては絶對に原料を確保し、これを重點的且つ優先的に配給の要があるのでこの萬全を期するため臨時物資需給調整法に基く別記厚生省令第三〇號醫藥品等配給規則により配給統制を實施している。

## 醫藥品等配給規則

改正 善和二十二年十一月 厚生省令第三〇號  
改正 善和二十三年七月 厚生省令第二五號  
改正 善和二十三年十二月 厚生省令第五九號  
改正 善和二十三年十二月 厚生省令第六〇號

第一條 醫藥品その他の衛生用物資（以下醫藥品等といふ）で厚生大臣の指定するもの（以下指定配給品といふ。）の配給については、この省令の定めるところによる。

第二條 この省令において取扱者とは、病院、診療所、家畜診療所、藥局、醫藥品等の小賣業者その他業務上醫藥品等を使用するもので、都道府縣知事の指定するものをいう。

指定消費者とは、指定配給品中厚生大臣が、保健衛生上特に必要があると認めて指定する品目（以下指定品といふ。）を消費する者で、都道府縣知事が指定する者をいう。

販賣業者とは、指定配給品の販賣を業とする者をいう。

販賣業者を分けて、指定品小賣業者、地方販賣業者及び中央販賣業者とする。指定品小賣業者とは、その營業の區域が、その營業所所在地の都道府縣を區域とし指定品を指定消費者に販賣する者をいい、地方販賣業者とは、その營業の區域が、その營業所所在地の都道府縣區域とし、取扱者又は指定消費者に指定配給品を販賣する者をいい、中央販賣業者とは、指定配給品を地方販賣業者又は他の中央販賣業者に販賣する者をいい、製造業者又は輸入業者とは、指定配給品の製造又は輸入を業とする者をいう。

第三條 都道府縣知事は、指定消費者に對しては、その指定消費者が指定品小賣業者又は地方販賣業者から、指定品

を購入するための購入切符（指定品小賣業者が地方販賣業者から、指定品を購入するための豫約券を含む、以下同じ。）を、取扱者に對しては、その取扱者が地方販賣業者から指定配給品を購入するための購入通帳を、地方販賣業者に對しては、その地方販賣業者が中央販賣業者から指定配給品を購入するための購入割當證明書を發給する。

厚生大臣は、指定配給品を原料とする醫藥品製造業者、中央販賣業者、又は第四項に規定する場合において特に必要があると認める者に對して、これ等の者が、製造業者、輸入業者又は中央販賣業者から指定配給品を購入するための購入割當證明書を發給する。

製造業者指定配給品を原料とする醫藥品製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者は、前二項の購入通帳、購入切符又は購入割當證明書（以下配給割當公文書といふ。）の記載するところに從ひ、これと引換え（購入通帳においては提示及び記入を含む。この場合地方販賣業者は、その譲渡に際し購入者に對して譲渡しの證明を求めることができる。以下同じ。）でなければ、指定配給品を譲り渡し又は譲り受けることができない。

厚生大臣は、指定配給品の配給上特に必要がある場合において、經濟安定本部總裁の承認を得て指定配給品の配給方法の變更その他必要な措置を採ることができる。

第四條 配給割當公文書の様式、有效期間及び有效區域その他必要な事項は、別記第一號、第二號、第四號及び第五號様式の定めるところによる。

第五條 配給割當公文書は、これを他に譲り渡し又は他から譲り受けることができない。

第六條 製造業者、輸入業者又は販賣業者は、配給割當公文書と引換えに指定配給品の譲り受けの申込があつたときは、當該指定配給品を所有しない場合その他正當な事由がある場合を除き、統制價格で且つ公正な條件でこれを譲

り渡さなければならない。

前項の正當な事由及び公正な條件は、いずれも經濟安定本部總裁の認めるところのものでなければならぬ。

製造業者は、指定配給品を自製の醫藥品その他の原料に供しようとするときは、豫めその品目及び數量について厚生大臣の許可を受けなければならぬ。

輸入業者又は販賣業者は、販賣の目的をもつて輸入又は譲り受けた指定配給品を販賣以外の用途に供してはならない。

第七條 購入通帳又は購入切符による指定配給品の購入可能數量又はその基準は、厚生大臣又は厚生大臣の承認を得て都道府縣知事が、これを定める。

購入割當證明書による指定配給品の購入可能數量は、その販賣業者が、配給割當公文書と引き換えに譲り渡した數量を基礎として、第十一條に規定する配給許可數量の範圍内において、中央販賣業者に對しては厚生大臣が、地方販賣業者に對しては、都道府縣知事がこれを定める。

この省令に基いて指定配給品の配給を實施する當初の場合又はあらたに販賣を業としまるとする者に對する場合の購入割當證明書による購入可能數量は、前項の規定によらず第十一條に規定する配給許可數量の範圍内において、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを定める。

第八條 製造業者、輸入業者及び販賣業者は、指定配給品と引き換えた配給割當公文書を速やかに、製造業者、輸入業者及び中央販賣業者にあつては厚生大臣に、地方販賣業者及び指定品小賣業者にあつては都道府縣知事に提出しなければならない。

取扱者及び指定消費者は、效力を失つた、配給割當公文書を、速やかに、都道府縣知事に提出しなければならない。

第九條 指定配給品の製造、輸入又は中央販賣を業としようとする者は厚生大臣に指定配給品の地方販賣を業としようとする者は、その營業所所在地を管轄する都道府縣知事に、製造業者及び輸入業者においては營業の種類について、販賣業者（指定品小賣業者を除く。）においては、中央販賣、地方販賣の別及び營業の區域について登録を申請し、登録を受けなければならない。但し、醫藥品については、藥事法第二十六條第一項若しくは第二項又は同法第二十九條第一項若しくは第二項の規定による醫藥品の製造業又は販賣業の登録又は登録の更新（同法第二十八條において醫藥品の輸入販賣業に準用する場合を含む。）を受けた者でなければ、登録を申請することができない。

前項の登録を受けた者は、厚生大臣又は都道府縣知事の交付する登録票その他厚生大臣又は都道府縣知事の指示する事項を、店頭その他の見易い場所に表示しなければならない。

厚生大臣又は都道府縣知事は、第一項の登録の申請を受けたときその者の營業の能力が、厚生大臣が經濟安定本部總裁の承認を得て定める基準に達しない場合又は配給許可數量の割當をする餘裕がない場合に於ては、登録を拒むことができる。

厚生大臣又は都道府縣知事は、この省令施行後一箇年を経過することに、第一項の販賣業者の登録の更新をすることができる。

第十條 厚生大臣は、經濟安定本部總裁の承認を得て定める供給計畫總量に基き、指定配給品の都道府縣別の配給割當數量を決定する。但し、必要により都道府縣内の細地域別又は經濟安定本部總裁の承認を得て消費部門別の配給

割當數量を決定することが出来る。

第十一條 厚生大臣は、中央販賣業者に對して、都道府縣知事は、前條の都道府縣別、細地域別又は消費部門別配給割當數量の範圍内において、地方販賣業者に對して、その營業の區域及び能力等を基礎として、指定配給品の配給許可數量の割當を行ふ。

厚生大臣又は都道府縣知事は、前項の割當を行つたときは、これを公表する。

第十二條 第九條第三項の規定により登録を受けられなかつた者又は販賣業者の登録を受けた者で、配給許可數量の割當を受けなかつた者は、經濟安定本部總裁にそれぞれの決定のあつた日から二週間以内に、文書により不服の申立てをすることができる。

この場合において、その者は、厚生大臣又は都道府縣知事に、その文書の寫を提出しなければならない。

第十三條 厚生大臣又は都道府縣知事は、販賣業者の登録を受けた者が、厚生大臣の指示する期日において有する指定配給品の在庫數量が、その者に對して割當てられた配給許可數量を超える場合は、當該超過分の配給によつて引き換えた配給割當公文書に對しては、購入割當證明書を發給しない。

前項の超過分に相當する配給割當公文書は、速かに厚生大臣又は都道府縣知事に提出しなければならない。

第十四條 厚生大臣は、指定配給品の配給上特に必要があると認めるときは、經濟安定本部總裁の承認を得て、製造業者、輸入業者又は販賣業者に對して品目、數量、時期及び地域を指定して指定配給品の出荷を命ずることが出来る。

第十五條 厚生大臣は、指定配給品の供給が著しく少く又は變質、變敗し易いものである場合その他必要があると認

める場合においては配給割當公文書による購入について經濟安定本部總裁の承認を得て購入の地域又は購入すべき取引段階を制限又は變更することができる。

第十六條 製造業者、輸入業者及び販賣業者は、指定配給品の製造、輸入又は販賣等配給の業務に關する帳簿を備えて、指定配給品の製造數量、輸入數量又は受拂については、その受拂い先別品目別數量及び受拂い月日を正確に記入して、これを保存しなければならない。

製造業者、輸入業者及び販賣業者は、その販賣する日における販賣可能數量を、店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第十七條 製造業者は、厚生大臣に對して、指定配給品について左に掲げる事項中、第一號については當該期の、二箇月前までに、第二號乃至第四號については毎月十日までに報告しなければならない。

- 一 次期四半期における製造豫定品目別數量及び自製の醫藥品その他の原料に供しようとする豫定品目別數量
- 二 前月中に製造した品目別數量
- 三 前月中に譲り渡し先別品目數量
- 四 前月中に自製し醫藥品その他の原料に供した品目別數量

輸入業者及び中央販賣業者は、毎月十日までに厚生大臣に對して、指定配給品について前月中に受け拂いした譲り受け譲り渡し先別品目別數量を報告しなければならない。

第十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、との省令に違反した者に對して、登録の取消、配給割當公文書の發給の停止、その他必要な措置を採ることができる。

附 則。

第十九條 この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第三條、第五條、第六條、第七條、第八條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條の施行期日は、別にこれを定める。

第二十條 醫藥品等統制規則により指定された中央又は地方の配給統制機關は、第九條の規定による中央又は地方販賣業者としてこの省令施行後二箇月を限り登録を受けたものとみなす。

第二十一條 この省令施行の際、現に指定配給品の販賣を業とする者で第十九條但書の施行期日までに第九條の規定による販賣業者の登録を受けなかつた者は、その所有する指定配給品を厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者に譲り渡さなければならない。

第二十二條 この省令施行の際、醫藥品等統制規則第十四條及び第十五條の規定により發行された購入券は、第十九條但書の施行期日より二箇月間、第三條の規定により發給せられた配給割當公文書とみなす。

第二十三條 醫藥品等統制規則は、第十九條但書の施行期日から、これを廢止する。

附 則  
(昭和二十三年七月二十日厚生省令第二十五號)

この省令は公布の日から、これを施行する。

この省令施行の際、現に發給せられている配給割當公文書は、なお從前の規定による。

附 則  
(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第五十九號)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際、現に發給されている購入通帳の有效期間は、なお、從前の例による。

附

則

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十號)

この省令は、公布の日から施行する。但し、医薬品等配給規則第九條の規定により現に登録を受けている者については、昭和二十四年一月二十八日まで、なお、従前の例による。

## 指定医薬品等購入通帳

有効 昭和年月日より  
期間 参ヶ月 昭和年月日まで

有効 発給都道府県  
区域  
発給都道府県知事名

印

住所	番地
業種別	
氏名	印

取扱要領(この購入通帳は医薬品等配給規則に基いて發給せられたものである)

## △取扱者

- (1) 取扱者は地方販賣業者に提示して必要事項を記入の上でなければ譲受けができない。(規則第三條)
- (2) 割り當てられた數量以上を譲受けことはできない。
- (3) この通帳は他に譲り渡すことはできない。(規則第五條)

## △地方販賣業者

- (1) この通帳を提示して指定配給品の譲受けの申込があつたときは當該品目欄に譲渡しの數量を記入してなつ印するのでなければこれを譲渡すことができない。(規則第三條)
- (2) この通帳を提示して譲受けの申込があつたときは當該品目を所有しない場合その他正當な事由がある場合を除き譲渡さなければならない。(規則第六條)
- (3) この通帳が無効となつたときはすみやかに都道府県知事に提出しなければならない。(規則第八條)

△指定医薬品特別購入票の使用については都道府県知事の指示によるものとする。

指定配給品名	割當數量	地方販賣業者の記入欄

## 指定医薬品特別購入票

品名	品名	品名			
3	2	1			
數量	數量	數量			
取扱者	印	取扱者	印	取扱者	印

指定配給品名	割當數量	地方販賣業者の記入欄

販賣業者氏名	販賣業者氏名	販賣業者氏名
印	印	印
注意事項	注意事項	注意事項
品名數量は都道府縣	品名數量は都道府縣	品名數量は都道府縣
知事の指示により取扱	知事の指示により取扱	知事の指示により取扱
者これを記入すること	者これを記入すること	者これを記入すること

出產用衛生材料購入切符

別記第二號様式(表面)

予 約 券		引 換 券		有効期間 三ヶ月 昭和 年 月 日まで
脱脂綿 瓦		脱脂綿 瓦		
カーゼ 米		ガーゼ 米		
<p>消費者有効期間一ヶ月 昭和 年 月 日まで</p> <p>小賣業者有効期間二ヶ月 昭和 年 月 日まで</p> <p>有効區域 発給都道府縣</p>				
消費 者	住所			有効區域 発給都道府縣
	氏名	㊞		
指定業 品者 小	住所			有効期間 三ヶ月 昭和 年 月 日まで
	氏名	㊞		
地方販賣 業者 氏名	㊞		地方販賣 業者 氏名	㊞
<p>予約券は指定品小賣業者から購入する場合のみ使用するものとする。</p> <p>發給都道府縣名</p>				
發給都道府縣知事名		一		

取扱要領	この切符は医薬品等 配給規則に基いて發 給せられたものであ る。	△地方販賣業者 (1) 氏名を記入してなつ印しなけれ ばならない。 (2) 消費者から直接譲受けの申込が あつたときは、引換券のみに氏 名を記入しなつ印しなければな らない。この場合予約券は切り とつてはいけない。 (3) 指定品小賣業者から譲受けの申 込があつたときは、予約券と引 換えに現品を譲渡さなければな らない。 (4) この切符をもつて譲受けの申込 があつたとき、正當な事由があ る場合を除き、譲渡さなければ ならない。(規則第六條) (5) この切符は引換後すみやかに都 道府縣知事に提出しなければな らない。(規則第八條)	(裏面)

購入割當證明申請書

中央販賣業者の別  
地方販賣業者

登録番號

住 所

氏 名

印

昭 和 年 月 日

厚生大臣  
都道府縣知事

殿

醫薬品等配給規則第三條の規定による購入割當證明書を別記の品目及び數量について發給せられたい。

醫薬品等配給規則第三條の規定による別記の品目及び數量について證明する。

昭 和 年 月 日

厚生大臣  
都道府縣知事

印

別 記

品 目	數 量	品 目	數 量

△厚生省令第一號

昭和二十三年一月十五日

昭和二十二年十一月厚生省令第三十號醫藥品等配給規則第三條、第五條、第六條、第七條、第八條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條及び第十八條の規定は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

### 醫藥品等配給規則中一部改正について

厚生省藥務局長通牒（昭和二十四年二月八日）各都道府縣知事宛  
（藥發第一九九號）

標記については昨年十二月二十九日厚生省令第五十九號、同第六十號をもつて公布、即日實施することとしたので、左記事項御了知の上貴都道府縣下各關係方面に周知徹底せしめられると共に、これが實施に遺憾なきよう御配意願いたい。

#### 記

##### 一、改正の要點

- (1) 別記第三號様式（乳幼兒治療劑購入切符）を削除了。
- (2) 別記第一號様式（指定醫藥品等購入通帳）中有效期間五ヶ月を三ヶ月に短縮した。
- (3) 新藥事法の實施に伴い、醫藥品等配給規則に基く製造業者、輸入業者及び販賣業者の登録資格條件を改めた。  
二、改正條項について  
(1) 第四條について

イ、同條中「第三號」を削り、別記第三號様式を削除せる理由は、從來指定品として取扱はれていた乳幼兒治療劑（滋養糖、マルソエキス、粉末重湯）が、昨年十二月二十九日公布せられた厚生省告示第一〇九號により指定品目から削除せられ、指定配給品として取扱はれることになり、藥局、小賣業者から消費者に對し譲り渡す部面において乳幼兒治療劑購入切符が不必要となつたことによる。従つて規則上末端における統制は行はれないこととなつた。

ロ、指定配給品等購入通帳の有效期間を三ヶ月に短縮せる理由は、從來の五ヶ月をもつてしては、當該四半期における割當量の現物化が遅れ、配給操作は圓滑を缺き、ために業者にとつても現金化が遅延するのみならず、配給計畫實施に當り實狀把握に困難を來たすためによるものである。従つて今後購入通帳は一、四半期毎に新たにせられることとなるのであるが、特にその有效期間については當該四半期頭初より當該四半期末をもつて完了するよう取計はれると共に期間内において可及的速かに現物化するよう關係方面に周知徹底せられたい。

なお、昨年十二月二十九日以前に發給されている購入通帳の有效期間は從前通り五ヶ月であるが、今後の購入通帳發給にあたつては、未使用的購入通帳を便宜三ヶ月に訂正の上、有效に使用せられたきことを申添へる。

## (2) 第九條第一項但書について

從來、醫藥品等配給規則に基く製造業者、輸入業者及び販賣業者の登録資格條件は舊藥事法の「第二十二條又は第二十三條の許可を受けた者」とせられていてが、新藥事法の實施に伴い、舊法の許可制度は、登録制度に改められたため、必然的に舊法第二十二條又は第二十三條の許可は、新法第二十六條第一項若しくは第二項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による醫藥品の製造業又は販賣業の登録又は登録の更新（舊法第

二十二條第四項の規定が新法により第二十八條となりたるため、新薬事法第二十八條における醫藥品の輸入販賣業に準用する場合を含むべき旨を追加し、輸入業者としての登録資格條件として、新法による第二十六條第一項若しくは第二項の規定に準じ登録又は登録の更新を受けた者でなければならぬべきことを明記した。」に改められた。従つて今後は新薬事法に基く登録を受けた者及びその登録の更新を毎年末に行つた者のみが、配給規則の登録対象となり得る譯である。故に新薬事法による登録票を所持するか否かの審査を充分實施せられたい。

### 醫藥品等配給規則中一部改正について

△厚生省令第二十五號

昭和二十四年六月二十五日

醫藥品配給規則（昭和二十三年  
厚生省令第三十號）の一部を次のように改正する。

第九條の二 製造業者、輸入業者又は販賣業者が登録の取消を受けようとするときは、登録票を添え、事由、當該製造業者、輸入業者又は販賣業者が申請の日に所有する指定配給品の品名及び數量を書き厚生大臣又は都道府縣知事に申請しなければならない。

2 製造業者、輸入業者又は販賣業者が死亡又は解散したときは、相續人（相續人のあることが明らかでないときは、相續財産の管理人。）又は清算人は、登録票を添え當該製造業者、輸入業者又は販賣業者が死亡又は解散の日に所

有していた指定配給品の品名及び數量をすみやかに厚生大臣又は都道府縣知事に届け出なければならない。

3 第一項の申請又は前項の届出のあつたときは、厚生大臣又は都道府縣知事はその登録をまつ消する。

第十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者がこの省令の規定に違反したときは、その者に對する指定配給品又は配給許可數量の割當を削減し、若しくは停止し、又は製造業者、輸入業者若しくは販賣業者については、その登録を受けた業務を停止し、若しくは當該業務につき登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により處分を受けた製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者は、その定める期間中、店頭その他見やすい場所に、處分を受けた旨を別記第六號様式の定めるところに従い、表示しなければならない。  
第十八條の二 厚生大臣又は都道府縣知事は、製造業者、輸入業者、販賣業者又は取扱者に對し、前條第一項の處分を行つた場合には、割當又は配給される指定配給品を當該製造業者、輸入業者、販賣業者又は取扱者から購入している者が、他の製造業者、輸入業者、販賣業者又は取扱者から引き續き購入しうるよう必要な措置をとるものとする。

第十八條の三 第九條第四項の規定により登録の更新を行つたときに、販賣業の登録を受けなかつた者、又は第九條の二第三項若しくは第十八條第一項の規定により登録をまつ消又は取り消された者が指定配給品を所有している場合には、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する譲渡先、時期及び方法に従つて、その指定配給品を譲り渡さなければならない。

第十八條の四 厚生大臣又は都道府縣知事は、第十八條第一項の處分を行うに先だつて、當該製造業者、輸入業者、

販賣業者、取扱者若しくは指定消費者又はこれらの代理人の出頭を求める、又は當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者若しくは指定消費者から辯明書の提出を求めてその事情を調問するものとする。但し、違反の事實が明瞭であり、且つ、處分が急施を要する場合には、事情を調問するに先だつて、處分を行うことができる。

第十八條の五 厚生大臣又は都道府縣知事は、前條の規定により調問を行う場合には出頭の日時及び場所又は辯明書提出の日時を、少くともその日の十日前までに、當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者に通告するものとする。但し、前條但書の場合においては、處分と同時に、當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者に通告するものとする。この場合において、出頭又は辯明書提出の期日は處分通告發送の後十日以上二十日以内とする。

2 前項の通告をする場合には、處分の根據に關する書類及び處分の原因たる違反事實の調査に當つた取締廳の擔當者が署名なつ印した違反事實に關する書類を通告に添えて送付するものとする。

3 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要と認める場合には、調問を行つたのち更に當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者若しくは第二項の取締廳に對して期日を指定して證據の提出を求めることができる。

第十八條の六 厚生大臣又は都道府縣知事は、前二條の規定により事情を調問したのち十日以内に、前條第三項の規定に従つて證據の提出を求めた場合には指定の日から十日以内に處分を行うか否か、又は處分を取り消すか否かを決定し、同時に當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者に通告するものとする。但し、當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者若しくはこれらの代理人が指定された日に出願せず、又は辯明書を提出しなかつた場合には、指定の日から五日以後十日以内に厚生大臣又は都道府縣知事は、その認定に従つ

て處分を行ふことができる。

第十八条の七 諸條の決定について通告を受けた製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者であつて、その處分を不服とする者は、決定を知つた日から二十日以内に、經濟安定本部總裁に對して文書をもつて不服の申立をなすことができる。この場合において、申立人は、申立書の寫を、厚生大臣又は處分を行つた都道府縣知事に提出しなければならない。

2 前項の規定に基いて、經濟安定本部總裁に對し、不服の申立がなされた場合には、厚生大臣又は處分を行つた都道府縣知事は、第十八条の五第二項の違反事實に關する書類の寫、處分を受けた當該製造業者、輸入業者、販賣業者、取扱者又は指定消費者の陳述若しくは辯明書、その他必要な關係書類を經濟安定本部總裁に送付するものとする。

3 第一項の規定により經濟安定本部總裁に對する不服の申立が行われた場合においても、厚生大臣又は都道府縣知事の行つた處分は、その效力を有する。

第十八条の八 前條第一項の規定に基く不服の申立がなされた場合において、申立書受理の日から五十日以内に、經濟安定本部總裁の決定が行われた場合には、厚生大臣又は當該都道府縣知事は、その決定に基いて、必要な措置をとるものとする。

2 前項の期間内に經濟安定本部總裁の決定が行われない場合には、厚生大臣又は當該都道府縣知事は、不服の申立が正當と認められたものとして、必要な措置をとるものとする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記第六號様式 用紙B4

(業種別)

住所(所在地)

氏名(名稱)

條の規定に違反したため、厚生大臣(○○都道府縣

右の者は、醫藥品等規則(昭和二十二年厚生省令第三十號)第  
知事により、左記の處分を受けたものである。

記

一、指定配給品又は配給許可數量の割當削減

一、指定配給品又は配給許可數量の割當停止(自昭和

至昭和

年年

月月

日日

一、登録を受けた業務の停止(自昭和

至昭和

年年

月月

日日

一、登録取消

昭和 年 月 日

厚生大臣(○○都道府縣知事) 氏

名 印

(表示期間) 自昭和 年 月 日

(註) 處分事項の記載は、該當せるもののみを書くこと。

## 二 歯科用貴金属の配給について

貴金属については、昭和二十年勅令第五百四十二号（ボツダム宣言受諾に伴い發する命令に基く勅令）を基とした昭和二十年勅令第五百七十七号（金、銀又は白金等の取引等取締に關する件）によつて、「大藏大臣の許可を受けなければその取引行爲及び使用等の行爲は行うことが出來ない」のである。

この許可は連合軍司令部の放出許可に關する覺書によつて大藏大臣が行うのである。

歯科用貴金属は特殊事情によつて、免除規定が設けられ、連合軍司令部の放出許可のあつた貴金属の種類及び數量について、別記厚生省告示第七號歯科用貴金属配給手續規程により加工を施こし配給を行つてゐるのである。

昭和二十三年二月二十日大藏省令第十七號

昭和二十年大藏省令第八十七號（昭和二十年勅令第五百七十七号金銀若しくは白金等の取引等に關する件の施行に關する省令）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年二月二十日

大藏大臣 栗栖 赴夫

第三條 左ニ掲グル取引又ハ行爲ニ關シテハ昭和二十年勅令第五百七十七号第一條第一項ノ規定ニ依ル大藏大臣ノ許可ヲ免除スル

## 一、略

二、大藏大臣ガ歯科ノ診療用トシテ割當ヲ爲ス金銀若クハ白金等ノ地金又ハ合金ヲ厚生大臣ノ定ムル手續ニ依リ  
歯科診療ニ從事スル病院診療所又ハ歯科醫學校ニ於テ正當ニ取得シ之ヲ歯科診療用ニ供スル場合ノ行爲並ビニ  
之ニ關聯スル取引又ハ行爲

## 歯科用貴金属配給手續規程について

厚生省醫務局長通牒（昭和二十三年二月二十四日）都道府縣知事宛  
(醫發第 九一號)

昭和二十三年二月二十日付大藏省令第十七號で昭和二十年大藏省令第八十七號（昭和二十年勅令第五七七號、金、銀若しくは白金等の取引等の取締に關する件の施行に關する省令）の一部改正が公布せられ更にこれが手續上の必要から昭和二十三年二月二十四日付厚生省告示第七號で歯科用貴金属配給手續規定が公布施行せられたから本規定の實施運營については別記各項を充分留意の上萬遗漏のないよう格別の御配慮を願ひたい、追つて本規定に違反した場合は昭和二十年勅令第五七七號（ボツタム宣言受諾に伴う勅令）及び大藏省令第八十七號によつて處罰されることになるから念のため申添へる。

## △厚生省告示第七號

昭和二十年十月十五日大藏省令第八十七號第三條第一號に規程する歯科診療用金、銀、若しくは白金等地金又は

合金の配給等の手續に関する規程を次のように定める。

昭和二十三年二月二十四日

厚生大臣一松定吉

### 歯科用貴金属配給手續規程

第一條 この規程で、指定貴金属とは別表に掲げる貴金属をいう。

この規程で使用者とは、歯科診療に從事する病院、診療所及び指定貴金属を使用する歯科醫學校をいう。

この規程で販賣業者とは、都、道、府、縣知事の登録を受け、指定貴金属を使用者に販賣することを業とする者をいう。

この規程で、製造業者とは、販賣の目的で厚生大臣の登録を受け金、銀又は白金等を小分し又は加工することを業とする者をいう。

第二條 厚生大臣は、指定貴金属の都、道、府、縣別配給割當數量を定める。但し、別表六、以下の指定貴金属については配給割當をしないことがある。

第三條 都、道、府、縣知事は、前條の規程による配給割當數量に基きその範圍内で使用者に對しては使用者が販賣業者から指定貴金属を購入するための購入券を發給し販賣業者に對しては販賣業者が製造業者から指定貴金属を購入するための購入券と證明書を發給する。但し別表六、以下の指定貴金属については、厚生大臣の定める封緘のあるものに限り都、道、府、縣知事は、購入券を發給しないことがある。

第四條 厚生大臣は、製造業者に對してその製造能力を基準として大蔵大臣の許可した金、銀又は白金等について指定貴金属別の製造割當數量を定める。

第五條 製造業者、販賣業者又は使用者は、購入券又は購入割當證明書の記載するところに從い、これと引換えでなければ指定貴金属を譲り渡し又は譲り受けることができない。但し第三條但書の場合においては、この限りでない。

第六條 製造業者又は販賣業者は、購入券又は購入割當證明書と引換えに指定貴金属の譲り受けの申込みがあつたときは、當該指定貴金属を所有しない場合その他正當な事由がある場合を除き統制價格で且つ正當な條件で譲り渡さなければならない。

第七條 購入券及び購入割當證明書の様式は、別記第一號第二號及び第三號による。購入券及び購入割當證明書は、これを他に譲り渡し、又は他から譲り受けることができない。

第八條 指定貴金属の販賣業を營もうとする者は、營業所所在地の都、道、府、縣知事に登録を申請し登録を受けなければならない。

第九條 指定貴金属の製造業を營もうとする者は、厚生大臣に登録を申請し登録を受けなければならない。

第十條 製造業者及び販賣業者は、製造又は販賣の業務に關する帳簿を備えて小分、加工、合金、減耗、加工殘地金、未加工地金の數量並びに指定貴金属別の受拂先別の數量及び受拂年月日を正確に記入して、これを保存しなければならない。

第十一條 製造業者は、大蔵大臣及び厚生大臣に對して、金、銀又は白金等について、毎月五日迄に左に掲げる事項

を報告しなければならない。

一、前月初における地金の手持數量（前月繰越量）

二、前月中の地金の譲受數量

三、前月中の小分、加工、合金、減耗、加工残地金、未加工地金の數量並びに指定貴金屬別の製造數量及びその含有量

四、前月末における地金の手持數量（翌月繰越量）

五、前月初における指定貴金屬別の手持數量（前月繰越量）

六、前月中における指定貴金屬別の譲渡先別數量

七、前月末における指定貴金屬別の手持數量（翌月持越量）

第十二條 販賣業者は都、道、府、縣知事に指定貴金屬について毎月五日迄に左に掲げる事項を報告しなければならない。

一、前月初における指定貴金屬別の手持數量

別  
表

一、歯科醫療用金地金（純金五瓦銅）

二、歯科醫療用白金地金（〇、五瓦銅）

三、歯科醫療用銀地金（純銀二五瓦銅）

四、歯科醫療用金箔

五、歯科醫療用白金加金

六、歯科醫療用非鑄造用銀合金

七、歯科醫療用鑄造用銀合金

八、歯科醫療用純銀鐵

九、歯科醫療用銀合金鐵

一〇、歯科醫療用ニッケルクローム合金鐵

一一、歯科醫療用カラットメタル

一二、歯科醫療用ソルダーメタル

一三、歯科醫療用銀錫アマルガム合金

株式会社 | 紙

申込券 歯科用指定貴金属購入			
昭和年 度	購入券番號	第號	購入券番號
支付月日	明和年月日	支受付月日	昭和年月日
第期分	有効期限	第期分	有効期限
品種			
使用者 氏名又は名稱	住 所	使用者 氏名又は名稱	住 所
取扱者 氏名又は名稱	住 所	取扱者 氏名又は名稱	住 所
證券主任官 官職名	印	證券主任官 官職名	印
證券官職名	印	證券官職名	印
備考		備考	

歯科用指定貴金属購入(引換券)			
昭和年 度	購入券番號	第號	購入券番號
申込受付月日	明和年月日	支受付月日	昭和年月日
第期分	有効期限	第期分	有効期限
品種			
使用者 氏名又は名稱	住 所	使用者 氏名又は名稱	住 所
取扱者 氏名又は名稱	住 所	取扱者 氏名又は名稱	住 所
證券主任官 官職名	印	證券主任官 官職名	印
證券官職名	印	證券官職名	印
備考		備考	

枠内 10cm × 8

## 塙川總

## (都道府縣名) 歯科用指定貴金屬購入割當證明書

割當てら れた者 の姓 氏名 又へ 名稱	住 所	割 常 期		昭和 年第	年 度 第 期 分 號
		割 當 番 號	有 効 期 限		
製 品 名	單 位	數 量			

發券年月日 昭和 年 月 日

10cm × 15

割當主任官  
官職氏名印  
地方官廳名印

規程各條項について指示事項

1、第一條第三項の「登録」について

指示事項（6）を参照

2、第二條第一項の「指定貴金属の都道府縣別配給割當量」について  
配給割當は左の基準による

（イ）歯科診療に從事する歯科醫師數

（ロ）歯科醫學校の所在する都道府縣における歯科醫學校の數及び學校の機構

（ハ）前記期における天災その他特殊事情による取得貴金属の喪失量

3、第三條第一項の「購入券及購入割當證明書」について

（イ）都道府縣知事は管下の使用者に對し當該都道府縣に割當てられた數量の範圍内で購入券を發給する。

（ロ）購入券發給の際（販賣業者）取扱者欄を除き各欄に夫々記載の上發給する。

（ハ）購入券は各指定貴金属一品種一單位毎に發給する。

（ニ）購入割當證明書は販賣業者が提出した購入割當證明申請書に基いて相當欄に夫々記入して發給する。

（ホ）第三條但書の場合の製品に對しては製造業者の註文引受書を徵して購入割當證明書を發給する。

（ヘ）購入券及購入割當證明書の有效期限は一ヶ月とする。

4、第四條の「指定貴金属の製造割當數量」について

厚生省醫務局藥務課に製造割當公表簿を常置する。

5、第五條の購入券又は購入割當證明書と引換えに指定貴金屬の受渡をする事について

(イ) 使用者は購入券を希望する販賣業者(取扱者)に提示し取扱者の住所氏名の記載捺印を受けた上申込券を販賣業者(取扱者)に差置き現品を譲受の際引換券を販賣業者(取扱者)に提出する。

(ロ) 販賣業者(取扱者)は購入割當證明申請書に指定貴金屬名、數量其他を記入し購入(申込)券を一括相添へ都道府縣知事に提出し、購入割當證明書の交付を受け、それと引換えに希望する製造業者から證明書記載の指定貴金屬を取得す。

(ハ) 第五條の但書は使用者が第三條但書に規定する指定貴金屬を購入する場合の取扱をいう。

6、第八條の「登録の申請」について

(イ) 販賣業者は登録申請書(別表様式)二通を都道府縣知事に提出する。

(ロ) 都道府縣知事は登録の完了後登録申請書の内一通を厚生省醫務局長宛提出する。

登録については製品の性質上完全な保管の場所、保管の責任者、業務能力等の申請をさせる。

7、第十條の業務に關する帳簿(別表様式)について

帳簿の保存期限五ヶ年とする。

8、第十一條及第十二條の「報告」について

報告書の様式は別表様式による。

9、「規程別表第六以下の指定貴金屬」について

別表六以下の指定貴金屬に對し昭和二十三年度第一、四半期においては都道府縣別割當書及購入券の發給をしない。  
(別表を省略する)

歯科用指定貴金属製造業者登録申請書

歯科用貴金属配給手續規程第八條の規定により製造業者として登録せられたいので別記に申請する。

昭和年月日

住所

申請者商號又は氏名

工場責任者氏名

報告責任者氏名

厚生大臣

宛

別  
記

一、營業所所在地

一、工場所在地

一、工場敷

一、人員（工員）數

一、製造品目

工場建坪

歯科用指定貴金属販賣業者登録申請書

第八條の規定に依り歯科用指定貴金属販賣業者として登録せられ度いので別記に依り申請する。

昭和 年 月 日

申 請 者

住 所

氏 名（法人の場合は稱號及代表者）

何

某

印

報告責任者  
氏 名

何

某

印

都 道 府 縣 知 事

殿

瓦葺平家建 建坪

坪

合

間口

何間

奥行

何間

其他

一、店舗の概略

坪

合

二、保管の方法

三、經營の責任者

某

四、報告の責任者

何

某

據付金庫何号型の設備を利用す

## 指 定 貴 金 屬 製 造 報 告 書

昭 和 年 月 日

貴 金 屬 地 金 名 四 半 期 分

住 所  
商號又へ氏名  
工場責任者氏名  
報告責任者氏名

厚 生 大 臣

下記の通り報告致します

月初の地金の手持数量	
月中の地金の譲受数量	
月中の地金の消費数量	
加工減耗量	
未加工残地金量	
翌月～繰越量	

月 中 の 製 造 明 細 表

製品名	商品名	個数	製品總量	含有量比率	含有量	總量	加工減量	備考

## 指定貴金属販賣報告書

昭和年月日

厚生大臣殿

住 所	
商號又は氏名	(イ)
工場責任者氏名	(イ)
報告責任者氏名	(イ)

別記の通り購入割當證明書相添え報告致します。

製品名
-----

摘要	製品生産量		備考
	個数	数量	
前月総越數量			
當月の製造数量			
當月の販賣数量			
翌月総越數量			

製品別

## 月販賣明細表

製品名

月日	販賣名		數量	個數	備考
	府縣名	商店名			

## 歯科用指定貴金属販賣報告書

(年・月分)

販賣責任者住所

氏名

報告責任者

県知事 誰

貴 金 屬 別 量 數	金 地 金	白 金 地 金	銀 地 金	金 箔	白 金 加 金	銀 合 金	鎔 造 用 銀	ニ ク 合 金	純 銀	カ ラ ツ メ ト ル	ソ メ ダ リ	銀 マ ル ガ 金
月初に於ける 手持數量												
月中における指 定貴金属受 数量												
月中における指 定貴金属譲 渡数量												
月末に於ける 手持數量												

齒科用指定貴金屬販賣報告書

(年月分)

販賣責任者住所

縣  
處  
段

氏名

報告責任者

貨金量	數量										

月中に於ける指定貴金属別の譲受先別内譜

貴 金 屬 類 別 先 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
合 計													

月中に於ける指定賣金屬別の譲渡先別内譜

賣 金 屬 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
合 計													

貴金属使用及び消費に關する事項調

(昭二三、八、二八、)

區 分	業者(使用又は加工業者)	所 管 省	大 藏 省
一、貴金属四 半期割當	1、四半期開始前九十日前までに所要の申請書を所管省に提出 2、申請書は左の二種とする (イ) 和文申請書……昭和二十年勅令第五百七十七號 附屬申請様式 (ロ) 英文申請書……關係方面の審議に必要なもの (用紙規格は縦八時横十時)	1、業者提出申請書を審査して適當と認めたものののみを四半期の開始前八十日前までに大藏省へ提出する 2、申請書は和、英文共各一通を控として保存する 3、内容の適否、所要量の是否の査定審査は生産原局の責任である 4、許可内容は大藏省からGHQの許可メモの送付を受ける	1、所管省提出申請書を審査して、和文申請書は許可用として保存し英文申請書を取り纏め大藏省涉外部を経て連絡調整事務局(C.L.C.O.)を經由して四半期開始前六十日前までにC.P.C.(GHQ)に到着する様提出する 2、GHQの許可メモに基いて各業者に直接許可證を交付する
3、英文申請書中の商社名は總てヘボン式ローマ字とすること但し、商號中英文字を使用した商社例へば「日本ピクター株式會社」の場合はその英字「」と記することが出来る	3、各省に對し、GHQ許可メモを通知する 4、造幣局に對し地金拂下方依頼する 5、金資金保有地金を造幣局に賣却方日本銀行に令達する	3、各省に對し、GHQ許可メモを通知する 4、造幣局に對し地金拂下方依頼する 5、金資金保有地金を造幣局に賣却方日本銀行に令達する	3、各省に對し、GHQ許可メモを通知する 4、造幣局に對し地金拂下方依頼する 5、金資金保有地金を造幣局に賣却方日本銀行に令達する
又、會社名稱區分は株式會			

三、輸出用割當	二、例外割當	社は合名會社は資會社はと記すこと 4、許可證は直接大藏省から直接實需者に交付する 5、使用期間は原則として三ヶ月間である 6、特別の場合は大藏省の使用期間延長の許可を得ることができる 7、地金は大藏省の指示に基いて造幣局に大藏大臣の許可證を提示して配給される
		1、右に準する 2、申請時期は隨時できるか この場合は事案について所管廳を通じてG H Q 擔當部局の事前に非公式承認を得たものでなければならない
1、輸出準備申請をする場合に所要の申請書を貿易廳輸出局に提出 2、申請書は左の二種とする	1、業者の申出に基いてG H Q の擔當部局の非公式承認を得たものに關して提出された申請書を右一に準じて大藏省に提出する 2、この場合申請書（和英兩申請書共）に承認を與へたG H Q の擔當官氏名及承認年月日を附記すること	1、業者の申出に基いてG H Q の擔當部局の非公式承認を得たものに關して提出された申請書を右一に準じて大藏省に提出する 2、他は右一に準する
		1、所管廳提出申請書を其の都度G H Q に提出する 2、他は右一に準する
英兩文申請書を業者提出輸出準備申請書及資料換算表添貿易廳提出英文申請書に添	1、貿易廳提出申請書を審査して適當なものに對し貴金属消費申請證明書を發行し	1、貿易廳提出申請書を審査して適當なものに對し貴金属消費申請證明書を發行し
		貿易廳提出英文申請書に添

	四、C·P·O 用割當	(イ) 和文申請書……右一に準する (ロ) 英文申請書……關係方面の審議に必要なもの、(用紙規格は右一に準ずる、大藏省の證明する貴金属消費申請證明書用紙を添加すること。) 他は右二に準する
1、E·S·Sに對し、C·P·O (貿易廳輸出局特殊貿易課以下同じ) が承認申請をする場合に所要の申請をC·P·Oに提出する。 2、他は右輸出用割當の場合に準する	1、C·P·Oに對し、C·P·O (E·S·S) に對し、C·P·O (貿易廳輸出局特殊貿易課以下同じ) が承認申請をする場合に所要の申請をC·P·Oに提出する。 2、他は右二に準する	1、GHQ(F·T)に提出する 2、大藏省から貴金属消費申請證明書を添附した英文申請書を返付された場合に輸出準備申請書と共にこれを提出する 3、業者提出申請書中英文の貴金属使用申請書を左項に提出する (イ) 外務省特殊財產局第四課(福田事務官)一部 (ロ) E·S·S原料課ガースト氏四部 4、他は右二に準する
1、貿易廳輸出局特殊貿易課(C·P·C)は業者提出申請書を審査して所要の手續完了後和英兩文申請書に業者提出資料換算表及び購買モモ(P·O·M)添附して大藏省に提出 2、大藏省から貴金属消費申請證明書を添附した英文申請書を返付された場合にP	1、貿易廳提出申請書を審査して適當なものに對し貴金属消費申請證明書を發行し貿易廳提出英文申請書に添附し貿易廳に返付する 2、他は右輸出用割當の場合に準する	1、貿易廳提出申請書を審査して適當なものに對し貴金属消費申請證明書を發行し貿易廳提出英文申請書に添附し貿易廳に返付する 2、他は右二に準する

		五、修理改造 關係	Oと共にE・S・Sに提出する る 3、他は右輸出用の割當の場合に準する
七、残地金	六、押地金	1、私有財產 2、その他	1、和文申請書(三通)を所管省に提出する 2、許可證は大藏省から交付を受ける 3、大藏省が許可したときは其の旨通知を受ける 4、大藏省からG H Qの許可を申請した場合はメモの寫を送付される
原則としては押地金若しくは修理改造の増地金として使用を認められるがその場合に	1、原則として加工業者が保有を許可される 2、修理改造用及見本製作用としての使用を認められるがこの場合は右五に準する	1、和文申請書二通を大藏省に提出する 2、大藏省が許可したときは其の旨通知を受ける	1、審査の上直接業者に許可する 2、許可したときは其の旨所管省に通知する 3、私有財産の場合でも過去に配給された地金(残地金を除く)を消費し又は改造修理の爲に代替地金を要求する場合は更めてG H Qの許可を得る必要がある 4、G H Qの許可があれば右に準する
同 右			1、上記申請に依り許可する 2、許可した時は其の旨を所管省に通知する
同 右			

右五に準ずる

八、ブール

1、政府保管の箔粉、金液、含金繪具の年間  
所要量を豫定し、これをブル生産させ  
る爲申請を大蔵省に提出する

箔粉、金液、含金繪具の年間  
所要量を豫定し、これをブル生産させ  
る爲申請を大蔵省に提出する

1、所管省からの申請に基いて審査の上C・P・Oに提出  
し、許可メモに依り適宜生  
産させる

2、放出は原則として輸出用  
C・P・O用として放出する  
ものとし、放出についても  
大蔵大臣が許可する

箔粉、金液、含金繪具の年間  
所要量を豫定し、これをブル生産させ  
る爲申請を大蔵省に提出する

2、ブルされた分の放出は  
四半期割當又は輸出用許可  
メモに依り放出許可を出す  
(註)

3、例外として四半期割當中使  
用許可された者に充當する

箔粉、金液、含金繪具の年間  
所要量を豫定し、これをブル生産させ  
る爲申請を大蔵省に提出する

3、例外として四半期割當中使  
用許可された者に充當する

4、申請手續は右五に準ずる

箔粉、金液、含金繪具の年間  
所要量を豫定し、これをブル生産させ  
る爲申請を大蔵省に提出する

4、申請手續は右五に準ずる

九、解除代替  
地金引渡  
一〇、経過規  
定

造幣局は代替地金引渡については造幣局品位(九九九以上)の塊状のものとし各地毎に和英  
兩文併記の特定證明書(別紙三)(八時一一時縦打とすること)四通宛添附すること。

1、輸出、C・P・O用は既發承認(輸出用はバリディシヨン、C・P・O/P・O)分について  
は一括して從來通りの取扱をする

1、輸出、C・P・O用は既發承認(輸出用はバリディシヨン、C・P・O/P・O)分について  
は一括して從來通りの取扱をする

2、未發分目下手續中のものはこの新方法による

2、未發分目下手續中のものはこの新方法による

2、未發分目下手續中のものはこの新方法による

(理管) 昭二三、八、二三

貴金属の地金等(金、銀、白金屬の地金又は合金地金若しくは、これらの地金から作られた箔、粉、液、繪具)を國內消費として各四半期割當申請する場合及び輸出

向製品又はC.P.C納入品の製造用として割當を申請する場合の手續について

、國內消費用四半期割當

(一) 通常申請

A、一部期限……各四半期分の使用量に對し四半期(歷年に依る)の始まる九十日前までに申請書を提出すること。

B、申請書提出先……使用せんとする業務の管轄官廳(中央官廳)に提出すること。

C、申請書の種類及び様式所要部數並びに記入の上注意は左記(一)を參照のこと。

、許可及び地金等の配給……許可證は大藏大臣名義にて大藏省から各需要者に直接郵送又は手交する。地金は造幣局から右大藏大臣の許可證に依り配給する(許可を受けた者はこの許可證を造幣局に提示すること)。尙箔、粉、液、繪具についてはこれらの生産者が右の地金の配給を受けて生産し、これを政府の管理廳に「ブール保管して」居るものであるから、この箔、粉、液、繪具(轉寫紙を使用する者を除く)を使用するものは大藏大臣の許可證によりこれら生産者のブールから配給を受けることとなる。又繪具を轉寫紙にして陶磁器に繪付する場合は繪具を轉寫紙の生産業者が右に依り配給を受け、轉寫紙に生産し、これを鑄工品貿易公團名古屋支部の管理下に「ブール保管」させて居るものであるから、名古屋公團支部の指示に従い配

給を受けること。

(轉寫紙の購入、使用については大蔵大臣の許可は不要であるが名古屋公團の輸出用CPO用の許可を受けた者以外には配給しない。)

(二) 臨時申請……通常申請後緊急を要するものについては臨時申請も受理されるがこの場合は所管官廳を經由してGHQの擔當官の事前了解を得たものであり、其の點を大蔵省で確認できるものでなければならぬ。

(A) 申請時期……條件に副うものであれば、隨時できる。

(B) 其の他は(一)の通常申請の例に準する。

## 二、輸出向製品割當

A、申請時期……貿易廳から司令部に輸出準備申請書を提出するとき。

B、申請書提出先……

C、貿易廳輸出局。申請書の種類及び様式所要部數並びに記入上の注意は左記(二)を参照のこと。

D、許可及び地金等の配給……一、のDに依る國內消費用四半期割當の合の例に準する。

## 三、CPO納品割當

A、申請時期……CPOからESSに承認申請を提出するとき。

B、申請書提出先……貿易廳輸出局特殊貿易課(CPO駐在員)

C、申請書の種類及び様式、所要部數並びに記入上の注意は左記(三)を参照のこと。

D、許可及び地金等の配給……一、の、Dに依る國內消費用四半期割當の場合の例に準する。

左記

(一) 國内消費用貴金屬四半期割當に關する申請書

1、種類

A、和文申請書……昭和二十年十月十五日大藏省令第八十七號（金、銀又は白金等の取引等の取締に關する勅令の施行省令）に基くもの。

使用申請書取引申請書（行爲）申請書（註）加工取引を一申請することが出来る。

B、英文申請書……關係方面の審議に必要なもの。

2、所要部數

申 請 書	大 藏 省 必 要 部 數	所 管 廳 必 要 部 數	合 計 (申 請 者 作 成 所 管 廳 提 出 部 數)
和文申請書 (使用取引加工にて各別)	二	一	三
英 文 申 請 書 (G · H · Q 提出入)	二	一四	

3 様式及記入の注意

A、様式——社文下記A及B

B、記入上の注意

(1) 和文申請書の宛名……大藏大臣宛とすること。

英文下記A

(2) 英文申請書の商社名……ヘボン式ローマ字とし會社區分の略稱は株式會社はKK合資會社はGoh KK  
合名會社はGomi KKとする事。

但し日本ビクター株式會社の様に商號中英語文字を用いたものは其の英字を使用しても可(例  
ter KK)

(3) プール放出の場合の英文申請書……加工業者名欄に加工業者名の外プールから放出方を記入すること。  
C、用紙寸法……和文半紙判英文は縦八時横十一時とし必ず横書にする。

(1) 輸出向製品割當に關する申請書

1、種類

- A、和文申請書……國內消費用四半期割當の場合と同様。  
B、英文申請書……關係方面の審議に必要なもの。  
C、参照として左記書類を添附すること。

イ、輸出準備申請書(AP)  
ロ、資材換算表(M·C·L)

貿易廳の擔當者の署名あるものに限る。

2、所要部數

申 請 書	大 藏 省 必 要 部 數	貿 易 廳 必 要 部 數	合 計 (申請者 作成貿易廳に 提出部數)
F T 提 出	E S S 提 出	外 務 省 必 要 部 數	其 の 他

(和文申請書 について各別)	二	二	〇	
(英文申請證明書 （消費申請證明書に 添附する）こと	二	九	四	〇
参考書類輸出 準備申請書	二	九	一	〇
資材換算表	二	〇	四	一
	九	〇	一	二〇
		五	四	一
		一六	二〇	五

註 大蔵省は必要部數各書類二通を受領し英文申請書のF.T.提出用（九部）E.S.S.提出用（四部）及び貿易廳控（四部）合計大蔵省受領分共十九通に對し添附された消費申請證明書にサインし大蔵省受領分を除き十七通を貿易廳に返付し貿易廳から所定の所に提出する。

### 3、様式及び記入上の注意

A、様式——和文——國內消費用四半期割當の場合と同様

英文——下記 b (消費申請證明書様式は下記)

B、記入上の注意及び用紙寸法——國內消費用四半期割當の場合と同様。

### (三) C.P.O.納品割當に關する申請書

### 1、種類

A、和文申請書……國內消費用四半期割當の場合と同様。

B、英文申請書……輸出向製品割當の場合と同様。

C、参照として左記書類を添附すること。

イ、C·P·O買入注文書(寫)

ロ、資材換算表(M·C·L)

## 2、所要部數

申 ・ 請 書  和文 申請書 (使 用取 引加 工各 別)  英文 申請書 (消 費申 請證 明書 書用 紙を 添附 する こと)	大藏省必要部數		貿易廳(特殊貿易課)必要部數		ESS承認申請 ESS提出 外務省必要部數 其の他	合計(申請者 作成貿易廳に 提出部數)
	E SS承認申請 ESS提出 外務省必要部數 其の他	二	○	○		
P C 資 材 換 算 表	P M 寫	二	六	四	○	二
	PO	六	○	一	○	一
		六	○	一	○	一
		○	○	四	PO	四
		二	○	一	PO	一
		二	PO	八	PO	八
		二	一三	一	一	一

註 大藏省は必要部數各書類二通を受領し英文申請書のESS承認申請書(六通)ESS提出用及び貿易廳控(二通)合計大藏省受領分共十四通に對し添附された消費申請證明書にサインして大藏省受領分を除き十二通を

貿易廳輸出局特殊貿易課に返付し同課から所定の所に提出する。

3、様式及び記入上の注意

A、様式——和文、英文共に輸出向製品割當の場合と同様。

B、記入上の注意及び用紙寸法——輸出向製品割當の場合と同様。

○ 申請書様式及び消費申請證明書様式

一、和文申請書様式（昭和二十年十月十五日大藏省令第八十七號附屬様式）

A、使用許可申請様式

金、銀又は白金等の地金又は合金の使用に關する許可申請書

大藏大臣殿

年 月 日

申請する地金種類を記

入すること

申請者の住所

職業氏名又は商號

電話番號

實際貴金属を使用する

者から申請すること

標題の件左の通り許可相成度申請致します。

一、使用すべき地金又は合金の純量及價額。

二、使用の目的。

三、使用の豫定時期及期間。

四、地金の入手方法並に入手の豫定時期。

(入手方法—原則として造幣局から買入、線板等に加工を他に依頼する場合其の加工業者が造幣局から代理買入れ、加工の上入手する場合は其の加工業者名を記すこと)

五、最近一ヶ年間に於ける同種の地金又は合金の使用實績

六、使用の場所及び使用者。

實際使用する場所及使用者例えは工場……

所在地……を記すこと。

七、製造すべき製品の種類、數量及び價額。

(最終完成製品の名稱、種類、數量、價額を記すこと)

八、地金又は合金の手持現在高。

九、其の他参考となるべき事項。

(1) 輸出用に於ける申請の場合は輸出準備申請書の番號を記入すること。

(2) 申請者即ち使用者が他人の注文に依り使用する場合例えは輸出用の場合「サプライヤー」からの注文に依り生産者が使用者として申請する場合「サプライヤー」を記入すること。

B、取引又は加工(行爲)許可申請様式

金、銀又は白金等の地金又は合金の取引又は行爲に關する許可申請書

使用的の許可を受けた者がその使用すべき地金の入手に關する取引又は入手した地金を他に加工依頼する場合にこの申請書を使用すること。但し加工取引を一連のものとして買入加工として申請書とすることも出来る。

又取引及加工等の行爲については關係者双方共許可を受ける必要がある。

大藏大臣 殿

年 月 日

申請者の住所

職業氏名又は商號

電話番號

分地金區  
分を記すこと

標題の件左の通り許可相成度申請致します

一、取引又は行爲を爲すべき地金又は合金の純量及價額

二、取引又は行爲の種類 (買入、賣却、加工其の他の區分)

三、取引又は行爲を爲すべき豫定時期

四、取引の相手方

五、取引又は行爲の目的

六、其他参考となるべき事項

英文申請書（關係方面の審議の爲必要なもの）

**A. 國内消費用四半期割當申請様式**

イ、地金放出申請分

Application for "Quarterly Allocation of precious Metals" in the —— th Quarter of 1948.

Competent authorities

所管省承認欄

Sign of the person in charge — 指當者の Sign

Tel. No.

電話番號

Metals	Allocation (grams)				Product			Remarks	
	Processor	Amt., of end prod	Manufacturer	Amt.	Processor	No.	Final goods	No.	
所要地金の 區分を記す こと	地金の加工業者 を記すこと	地金所要 量を記す こと	製品製造者を記 すこと	製品製造 用地金量 を記すこと	地金から加工す るもの例えば線 板合金地金等を 記すこと	加工品 の數量 を記すこと	製造品名を記 すこと	製品數 量を記す事 を記すこと	参考事項 を記す事
(イ) K. K.									
Gold	Tokuriku Shoten (ロ)	100grs	Okura Shoten	100grs	(イ) Gold Plate (ロ)	50Pcs (100 gs)	(イ) CS Contact point for electric Communication	10.0 00 Pcs	
	Tanaka Kikinzo- ku K kyo K. K. (ハ)				Silver Solid				
Silver	Ishikoku Kinzo- ku Kokyo K.K.								

政府管理下の箔・粉・液・繪具のペール放出申請分

Application for Release of "pooled Relouse" under custody by the J. G. for the "Quarterly Allocation of precious Metals" in the — Quarter of 1948.

Competent authority \_\_\_\_\_ 所管省の承認欄

Sign of the person in charge \_\_\_\_\_

Tel. No. \_\_\_\_\_

Manufacturer of final goods	Amount		Final Goods	Amount	Remarks
	Items	Contents Grams			
製品の製造業者名を 記すこと	所要資材の區分 (粉・液・繪具) 及 数量を記すこと	含有量を記すこと	製造する製品名 こと	製品数量を記す こと	参考事項を記すこと
(1) Okura Shoten	(1) Gold dust 100 grms	(1) Gold Contents 100 grms	(1) L. cqueg ware	100 Pcs	
(2) Liquid Gold 100 grms	(2) Gold Conte t 5 grms	(2) Porcelain ware		100 dgs	

B. 輸出向製品及びCPCO商品割當申請様式

APPLICATION FOR RELEASE OF PRECIOUS METALS

Precious Metals Used and Amou- nt Required in Grs.	Name of Processor	Name of Manufacturer	Form and wt. in Grs. of Metal Us- ed in Making F- inal Products	Name and No. of Final Products a- nd wt. in Grs. of Pre. Met Cont	Export order Authority NO. and Remarks
所要地金の區分及 び数量を記すこと を記すことと 但しアーレ放Hの 場合は(ロ)の如 (記す)	地金の加工業者名 こゝ は参照として指 眞書きすること	實際生産者を記す ものを記すこと 例えは純板金荷役 等を記すこと	地金から加工する ものを記すこと 例えは純板金荷役 等を記すこと	製造品名及び製造 含有貴金属数量を 記すこと	輸出用の場合は輸 出準備申請書の番 號COTE番號を記 すこと
Gold 100g grs (イ) Tanska Kikinzo- ku Koogyo K. K.	Okura Shoten	Silver Plate 100 grs	(イ) Silver ware Table ware 500 dzn	T P 20563	
Silver 100 g rms 又 (レ) (ロ) Nippon Kineki K. K (From Pooled Releise)	(Supplier Tokyo Boeki K. K.)	(ロ) Liquid Gold 5,200 grms	Contents Silver 100 grs		

貿易廳總務局調整課擔當官の Sign

三

貴金屬消費申請證明書樣式

Certificate

No 1. —————— 1 —————— Date 18 / u . • 1948

I hereby assure you that the Ministry of Finance has approved the use of the following precious metals required in manufacturing the export goods itemized in the present application and that the approval of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers for the use of proper Amount of Precious metals is hereby requested,

- a. Kind and form : Liquid Gold 100.00 grs  
b. Amount : (Contents Au 9.55 grms

Pigment

355 grs (Au 13.0 grs)  
(Au 245.09 grs)

For the Ministry of Finance

Hideo One

---

Exchange Control Section Financial Bureau  
Ministry of Finance.

### 三 医療用紙製品の配給について

医療用紙製品たる薬包紙、薬袋、カルテ、温度表、診療録、請求簿、診断書は從來自由販賣品として取扱つて來たが、そのため地域的に病院、診療所、薬局等需要者の入手が困難なるため保健醫療上支障を生ずるやうになつたので昨年十月商工省と打合せの結果別記の取扱い方針を定めたのである。

これは指定生産資材割當規則の譲渡先の制限を運用し、需要者になるべく公平に入手出来ることを主旨としている。

#### 医療用「紙製品」取扱方針について

厚生省薬務局長 通牒（昭和二十三年十月二十九日）  
商工省生活物資局長 通牒（昭和二十三年五月二十九日）  
都道府縣知事宛

医療用「紙製品」については從來自由販賣品として取扱つて來たが、病院、診療所、保健所、薬局等において製品の現物化が困難なる地域もあるよう聞知しているので、今般別紙の通り取扱方針を決定したから左記要領により運營の圓滑を期するよう取計われたく通牒する。

記

- 一、実施期日は第四・四半期より実施の豫定なること
  - 二、各都道府縣は地方取扱業者を決定の上十二月末日までに厚生省に進達のこと
  - 三、地方取扱業者はその都道府縣に割當てられた數量の範圍で取引きは製造業者又は中間販賣者を通じて自由に購入することが可能であり、又そのものの販賣については自由販賣なるにつき、少數需要者にて多量の買占めをせざるよう都道府縣は指導すること
- 尙、需要者についても四半期毎の需要者一人當り數量を周知せしめ地方取扱業者より各期において購入するよう指導すること。

醫療用「紙製品」取扱方針

一、方針

指定生産資材割當規則に基き厚生省の生産計畫に基き生産された醫療用「紙製品」を需要者に公平に配分することを方針とする。

二、品目

醫療用「紙製品」（以下指定品といふ）は左記品目とする。

左記

藥包紙  
藥袋  
診斷書  
カルテ

溫 度 表 健康保險診療錄 健康保險請求簿

三、需 要 者

病院、診療所、藥局、保健所等醫療機關で指定品を使用するものをいう。

四、取 扱 機 關

(一) 地方取扱業者

指定品を需要者に販賣しようとするもので都道府縣に届出したものをいう。

(二) 製造業者

經濟安定本部の計畫に基いて商工省（下部機關を含む）より生産用原紙の割當を受け指定品の製造をするものをいう。

五、取 扱 方 法

(一) 厚生省は指定品の都道府縣別割當數量を決定し商工省並びに都道府縣に通知する。

(二) 都道府縣は指定品の地方取扱業者を決定し厚生省に申達する。

(三) 商工省は厚生省の通知により製造業者に對して指定生産資材割當規則第十六條第一項第三號に基き譲渡先

都道府縣別品目數量を通知すると共に都道府縣にも通知する。

(四) 製造業者は販賣先都道府縣の地方取扱業者へ直接譲渡するばかりでなく、地方取扱業者の代行機關たる中間販賣業者（卸業者等）を通じて商工省より決定せられた販賣先都道府縣へ販賣することが出来る。

六、報 告

- (一) 地方取扱業者は毎期都道府縣知事に指定品の譲渡譲受状況を報告すること
- (二) 都道府縣知事は毎期終了後の翌期末迄に(一)項による報告をとりまとめ厚生省に報告のこと
- (三) 製造業者は商工省及び厚生省に對し毎期終了後二ヶ月以内に原紙の現物化品目數量と指定品の品目別、生産數量及び府縣別譲渡先別數量を報告すること

様 式 (一)

都道府縣知事殿

醫 品 用(紙製品)譲 受 報 告 書 (四半期割當分)

地 方 取 扱 業 者	整 理 番 號
住 所	
讓 受 先	品 目
備 考	

樣 式 (二)

都道府縣知事殿

醫療用(紙製品)謹慎報告書 (四半期割當分)

地 方 取扱業者							整 理番號
住 所							
謹 態 先 品 目							
備 考							

別紙様式(三)

製造所名

(四半期分)

原紙		指定品	
品目規格	割當數量	品目規格	生産數量
現物化數量			
府			
縣			
別			
讓			
渡			
先			
品			
目			
數			
量			



## 療品生産状況

療品課關係部門の生産状況を大別して述べれば昭和二十三年度の年間生産金額は次の様である。

醫科器械	五八三、一八六、一三四圓
齒科器械	一八二、七二九、五四三圓
齒科材料	一二七、二〇〇、二七〇圓
衛生材料	一、一四九、四一六、四五四圓
衛生用品	二五〇、三三五、五九一圓
合計	二、三八二、九六七、九九二圓

さて右について概略の説明を加えれば

(一) 衛生材料の工場數は一八五工場で小分業四九四計六七九工場であるから一工場平均月產約一五三、三四〇圓である。

(二) 醫科器械中には義肢、注射筒、注射針、醫療革具が含まれその工場數は醫科器械は三八〇、注射筒は九〇、注射針は六七、醫療革具は三八、義肢は九二で計六六七工場である。それ故一工場平均月產約七一、八四四圓となる。

(三) 歯科器械の工場は七九であるから一工場平均月產約一九一、七五二圓である。

(四) 歯科材料工場中には歯科用貴金属専門工場一四軒が含まれて合計七一工場である。その生産額は貴金属一四工場の生産額を別にして、一工場平均月産約一七一、三四五圓である。

(五) 衛生用品の工場數は四三工場であるから一工場月産約四八五、一四六圓である。

尙療品生産關係に從事する従業員數は左記の通りである。

事務職員 一、三五六人

技術職員 三四〇人

工 員 八、九二二人

計 一〇、六一八人

右の數からして従業員一人當りの生産額を見ると平均生産額を一人平均約二三四、四二七圓となる。別表において都道府縣の業種別工場表と月間生産金額とを添付して参考に供する。

次に輸出について見ると昭和二十三年度輸出實績は

(一) 醫科器械は約一億圓で仕向地は印度、北米、カナダ、南米等である。

(二) 歯科器械は約二千二百萬圓で大物類が七〇%小物類は三〇%である。その仕向地はフイリッピン、蘭印、印度、シヤム、及び南米、中米の一部である。

(三) 歯科材料は約三七五萬圓で主に陶齒であり仕向地は印度、フイリッピン、蘭印、シヤム及び南米、中米の一部である。

衛生材料、衛生用品等は昭和二十三年までは具體的に輸出されたものはないが、二十四年度においては相當活潑な

輸出貿易が行われるものと推定される。現在既に沖繩及びパキスタンとの間に輸出契約も成立し、近々終戦後初めての積出が行われる運びとなつてゐる。

東京品課所管医療品生産金額一覧表

(昭和 23 年度) (単位圓)

品目別	衛 生 材 料	醫 科 器 械	齒 科 器 械	齒 科 材 料	衛 生 用 品 (=ム製品)	合 計
月別						
1	10,743,960	23,270,286	9,567,689	7,540,385	12,875,882	63,998,202
2	14,832,289	29,601,068	15,119,439	6,765,114	11,959,912	78,277,822
3	33,029,225	34,249,578	16,405,688	10,409,544	11,692,355	105,696,390
4	55,251,858	34,581,862	17,184,603	8,977,069	16,697,222	132,692,614
5	95,864,573	50,647,200	18,540,857	9,722,734	21,195,299	195,970,663
6	86,823,413	42,975,200	13,885,207	10,532,417	13,241,452	167,457,689
7	125,610,107	48,986,040	16,431,309	6,244,970	26,244,659	223,517,085
8	159,116,279	56,657,050	11,578,221	9,261,273	27,961,835	264,574,158
9	67,527,556	50,080,430	17,133,844	10,387,953	23,953,575	178,083,361
10	234,360,906	60,971,630	15,899,055	7,489,818	24,022,497	342,743,901
11	183,366,014	68,318,570	15,201,900	15,467,129	25,410,134	*307,763,747
12	182,890,274	73,947,220	15,782,331	14,401,866	35,170,769	322,192,460
合 計	1,249,416,454	583,286,134	182,729,143	117,200,270	250,335,091	2,382,967,092

療品課所管工場數都道府縣別調査表

(一三、四、三〇現在)

府縣別 係別	北青岩宮秋福栢群墳東神新富石奈川道森手城田形島木城馬玉葉京川鴻山川山
醫科器械	七二一
醫療草具 義	一一三三三三
足肢注射 注	五三一五二二三五三二
筒注射針 射針	六一六二八一九
齒科器械 齒科材料	二二一三六三五三四二
衛生用品	一三一九二二四八
衛生材料 製造小分	一
合計	一一一三八七一六四一三二九八〇二八六八三七一三八七一六四一三

愛香德山廣岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福  
歌

媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井

二一 ——<sup>二三</sup>〇六一二九二二六一一

一一一 一二

一 二二 一二一〇九 三一 三

一 一

一一 一四 二 一

六二 一二一

一一 二六四 一四一 二

一 一四一 四二

一 二一九七 五四四〇六 四三九三四二

二 七二 二五四〇七 一六三二一二一

一一三二二二 八二二二七二九四五七八六三

府縣別	係別	三〇	二〇	一〇	八二	七二	六四	五	一六	三三	二九	一〇	二四	七	三二	一〇	八	合計
醫科器械	醫療革具																	
義足肢	注射針																	
注射筒	齒科器械																	
齒科材料	衛生材料																	
(二三、四、三〇現在)	(單位人)																	

鹿宮大熊長佐福高 計兒	島崎分木崎賀岡知	三六〇	二一	二	三八	九二	六	九〇	六七	七九	七一	一	一	一	四四	一八計五三	二	一〇二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四二六八二	一、三〇八	三	二	一〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五	二四	一一四五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千崎群柄茨福  
奈

庫阪都賀重知圖阜野梨井川山渴川京葉玉馬木城島

四〇五〇三〇七〇二〇五〇三〇一〇五〇九〇二〇五〇四〇三〇三〇三〇五〇一〇八〇三〇三〇二〇一〇五〇

二八二 二二 二 二二八七五 一三

六七 一三 八 六 六五八 一八三一三

三 二六 三 三〇七二三 五二六〇二七三三八

二 五 八〇三五 二三六

三五 一九 二三 二二 一 三〇一 一一 二二 二四

二九〇 一二 四八八六 五三二 四五八

二八九 一三 一二二六七八四六 二一〇 八三五 一八〇 二二三四

二九二 九九二 七六 一二二七八三九〇 六 五二三 三六七八 二二二 五二九 五一

四〇四三三九〇 三四三二 一四三三九〇 四二一八五七九〇 一五七一 二三九 二四〇 八九八六 四八一 五九〇 三三九 二〇八 三六四 七

鹿宮大熊長佐福高愛香德山廣岡島鳥和奈  
計兒

歌

島崎分本崎賀岡知媛川島白島根取山良

五〇四二 五一 二〇 二七

一七二

五三九 四六 四 五六 一三

七七九

一四一九

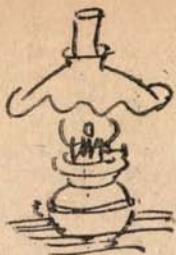
一一七五 六 八

一〇四六 八五 九一四

五五九五 四九 二二五一 八四二〇二二五 一五六八〇

八四七三七 二六 九五三 一二 三三 九一四

二四二一 二二一七五四 四六三〇七八 一五九七



## 輸出貿易について

現下の國情においては、輸出貿易を最大限に増大することにより我が國經濟復興に寄與することが強く要望せられているのである。輸出貿易の主流となすと豫想せられる民間貿易においても、昨年八月十五日輸出手續の簡素化が實施せられることにより一段と躍進を示したのであるが、今なお種々の惡條件の存在により順調な實績を挙げているとは云い得ないのである。

醫藥品及び醫療用機械、器具その他衛生用品についても、單一爲替レート決定に基く價格の問題とか、市場性の問題とか、或は資材、金融の問題とか、國內的にも國外的にも幾多の隘路が存在し、このため輸出振興が防げられていることが多いのであるが、これ等の惡條件も關係方面の積極的な努力により急速な解決が圖られるものと見られ、今後活潑な輸出貿易が展開せられるものと豫想せられるのである。

なお政府としても輸出品製造用原材料の優先配當、貿易金融面における融資等便宜の措置が講じられているのである。

次に民間貿易輸出手續と輸出品取締法について、主として醫藥品、療品關係の面からその概要を取纏めて参考にしたい。

## 一、民間貿易輸出手續

## 1 契約が成立するまで

輸出業者は所定の輸出手續に従つて外國バイヤーと自由に商談することができるのであるから、先づ買手を見つけて商談を成立させることが先決問題である。

これは輸出業者にとつて最も労力を要することではあるが、坐して買手を俟つよりでは到底輸出の實現は困難である。

買手を見つける方法としては次の二つの方法がある。一つは在日バイヤーと直接交渉することであり、他は在外バイヤーとの交渉である。この場合商品の性質により取引市場の探究と取引先の選定を充分考慮して仕向地は何處がよいか、輸出が可能かどうか等の見當をつけた上、できれば商品見本と明細書を送付して交渉をするのである。商談が成立すればバイヤーと自分のサイン入りのセールス・コントラクトを結んで次の輸出手續に入るのである。

## 2 輸出許可申請書（E 202）の提出要領

所定の書式に従つて所要事項を記載（七通）して、資材割當を希望する場合は資材換算表（MOL）を各通に添附し、セールス・コントラクト（七通）と共に貿易廳へ提出する。これによつて申請商品の生産許可と輸出許可が同時に得られることとなり又MOLによつて必要な資材の割當を申請することになる。

貿易廳へ提出してから手續が完了するまでは日時を短縮するため輸出業者が書類を持廻りする必要がある、申請書の持廻り先は次の通りである。

貿易廳輸出局（商品擔當課）→生産主務官廳（厚生省準務課）→貿易廳總務局（調整課）→貿易廳輸出局（商品擔當課）

### 3 輸出の承認

貿易廳が右の結果適當と認めた場合にはこれを許可して司令部に提出するのであるが、(E 202) 又はセールス・コンラクトが司令部で承認せられて始めて輸出ができることになるのである。

### 4 船積申請書

船腹は通常バイヤー又はバイヤーのエーザントが手配することになつてゐるから、バイヤーから船名の通知があつた場合輸出業者は船積申請書（七通）を司令部より承認せられた(E 202) の正本と共に日本側爲替取引銀行に提出するのである。

### 5 資材と金融について

輸出品製造用原材料については優先的に割当を受けるよう考慮せられており、(E 202) が司令部より承認せられたときは、添附書類である資材換算表によつて貿易廳から生産原局に連絡し、商品の資材については生産主務官廳（厚生省）から、包装用資材については貿易廳から發券を受けることになつてゐる。

輸出品に対する圓價の支拂いについては、(E 202) が承認せられれば業者はバイヤーに對して契約の内容に従つて

信用状（L/C）を開設させているので實際支拂を受けるのは船積一週間乃至二週間で現金化せられるようである。  
輸出金融については、セールス・コントラクト及び（E<sup>1</sup>202）が司令部によつて承認せられた場合には、貿易廳の證明によつて金融機関から貿易手形による金融を受けることができる。

## 6 提出すべき關係書類

以上極めて簡単に要點のみを記したのであるが、輸出のために業者の提出すべき關係書類と部數は次のようなものである。

輸出許可申請書（七）

資材換算表（七）

セールス・コントラクト（七）

賣買契約報告書（三）

貨物船積申請書（七）

輸出資金認證書（二）

なお、括弧内の部數は最少必要部數であるが、申請書については他に必要なこともあると思われる所以實際は數通餘部を作成せられておくと便利である。

又書類にはそれぞれ所定の書式が定められており、これらは貿易廳日本貿易館で發賣せられているからそれを利用せられるとよい。

## 二、輸出品取締法

輸出の増大を圖ることは種々の具體策があるであらうが、その根柢をなすものは輸出品そのものの聲價の向上と品質の改善を圖ることであり、それによつて始めて健全な輸出貿易の發達が期せられるのである。

この目的のために新らたに公布せられたのが輸出品取締法（昭和二十三年七月十二日法律第二百五十三條）であつて、貿易振興の急務が叫ばれており、今日洵に時機を得たものと云えよう。

なお、同法に伴う施行規則（昭和二十四年一月四日厚生、農林、商工省令第一號）等も制定せられて昭和二十四年三月十五日から實施せられており、これに違反すると輸出ができないばかりでなく所罰を受けるから、輸出業者は次の點に充分注意をせられたい。

### 1 同法と輸出醫療用具等の關係について

（イ）現在までに第三條輸出品（通常そのようにいう。）として指定せられているものは次の商品であつて、これらの輸出については同法の適用を受けることになつている。

理化醫療用ガラス器、注射筒、アンプル、水まくら並びに同圓座、醫療用ゴムシート及同製品、冰のう、手術用ゴム手袋、衛生サック、乳首、點眼用スポット

### （ロ）等級とその標準

第三條輸出品として指定せられてゐる右商品の名々については、それぞれ一乃至三等級に區別せられ各等級の標準が定められてゐる。(詳細は日本輸出規格J.E.O.1051-1-10及び同一六〇を参照せられたゞ)

#### (イ) 表示方法

輸出業者は第三條輸出品が輸出品として特定したときは、當該輸出品に自己の責任において、標準に適合する等級を次の定められた用語、大要に従つて正しく場所に附すことになつてさう。

#### 醫療用器具等の表示用語及び表示場所

(品目)

(等級の用語)

(表示場所)

1. ガラス製品	理化試験用ガラス器	射筒	アスピル	2. ゴム製品	ゴム製湯タンボ 及び同水マクラ	ゴム製圓座	醫療用薄ゴムシート	シ製水の
一級品は GRADE A 低級品は GRADE B	同	上	上	一級品は GRADE A 二級品は GRADE B 低級品は GRADE C	同	上	同	同
内装箱の表面(但し内装箱を用いないものは毎品見易い所)	内装箱の表面	空氣瓶附近	一隅部	内装箱の表面(但し内装箱を用いない所)	同	上	同	最小包装單位に封緘狀又は毎品見易い所 最小包装單位に封緘狀
口元部	空氣瓶附近	同	同	口元部	同	上	上	上

## 2

同上  
手術用ゴム手袋  
衛生サック  
乳首點眼用スポット

お表示の大きさについて文字の高さは五粋以上とすること。

同上  
同上  
同上  
手術用ゴム手袋  
衛生サック  
乳首點眼用スポット

同上  
同上  
同上

(イ) 醫薬品（脱脂綿、ガーゼを含む。）は第四條輸出品となつており、これらの輸出については同法の適用を受けることになつてゐる。

(ロ) 最低標準と包装條件が定められてゐる。第四條輸出品である醫薬品の最低標準について、脱脂綿、ガーゼは公定書で定められた基準によることになつており、包装條件は日本輸出規格（J E S H H ）による。

(ハ) 表示方法

第三條輸出品の場合と同様に、自己の責任において一品目ごとに最低標準と包装條件に達していない旨の表示を附することになつてゐる。

醫薬品の表示用語、大きさ及び表示場所

(1) 用語

標準に達している旨の用語  
包装條件に達している旨の用語

EXPORT STANDARD  
EXPORT PACKING

(2) 大きさ

文字の高さは五粋（外装に表示する場合は二〇粋）以上とすること。

(3) 表示場所

(最低標準の場所)

- (イ) 内装化粧箱を用いるものはその蓋の左上隅
- (ロ) 内装ダンボールサックを用いるものはその側面の中央部
- (ハ) 内装紙袋を用いるものはその表面の中央部
- (ニ) 内装紙力繩を用いるものはその側面の中央部
- (ホ) 内装を施さないものは外装側面の上部

(包装條件の場合)

- (イ) 外装木箱の場合は棊板
- (ロ) 木箱以外の場合は外装側面上部

3 検査について

(イ) 第三條輸出品及び第四條輸出品を輸出する場合は、前記の如く自己の責任において検査を行い等級或は標準、條件に適合してあることを確認した上表示をするのであるが、更に主務大臣が必要と認めるときは國の検査機關で検査を行うことがある。

(ロ) 検査機關

醫薬品、療品關係品の検査機關は次の通りである。

(検査機關名)

(所在地)

(検査品目)

(厚生省) 東京衛生試験所

東京都世田谷區玉川用賀町二ノ二〇三

なお、注射筒を除く療品關係の輸出商品については、東京都豊谷區幡ヶ谷本町一丁目、日用品検査所で検査を行うことになつてゐる。

# 資 金 に つ い て

疗品課所管の品目（医科器械、歯科器械用品及衛生材料）の生産は最近とみに上昇してきたが戦争による設備の破壊と損耗のため、未だ國內需要を満すに至っていないものが多い。品質も改善の一途を辿つてはいるがなお一層の努力を要する過程にある。

然るに國民保健の現状から見るとこれらの生産設備の充實は喫緊を要するものであり、輸出の振興をはかるにも絶対必要で、此問題を解決するのはなんといつても資金である。

疗品業界の業種は大半は中小工業に属しているものと思はれる。では疗品關係の工業の属している中小工業とはどの程度をいふか、又資金についてはどんな工合になつてゐるかといふと、資本金、設備、雇傭人數という點から考へられると思ふが、復興金融金庫の中小事業部では、資本金二〇〇萬圓（拂込）以下、使用人數一〇〇人未満の工場と一應限界をつけてゐる。そして使用人數五人以下のものは中小工業以下の零細工業とみてゐる様である。併し一般の金融機關では今少し範囲を廣めて、資本金三〇〇萬圓以下、使用人數二〇〇人以下を中小工業として取扱つてゐるやうであり、又借入申込額も三〇〇萬圓迄となつてゐる。政府も中小工業を育成發展させなければならぬとの見地から中小企業廳を設け、更に中小企業専門の金融機關を作らねばならないことを考へて近い將來「中小企業金融金庫」と云うやうなもの、設置を目論んでゐるやうである。

疗品業界も統制時代や、商に從屬していた間は資金と云うことの苦勞はなかつたが、今日ではいよいよ金詰りとな

つてきて、扱て借金をと云う段になつても、從來銀行との取引のあつたものは少いので銀行に關係がないと遂に闇金融に走り勝となるから、益々金詰りとなる。銀行も大工業を相手として中小工業の世話を伸々して呉れないことも原因ではあるが業者自身も積極的に働きかけなかつたことも悪い。銀行に馴れてないと時間的に又審査に要する資料提出などにも非常に面倒を感じるらしいが銀行と取引を望むものは平素からその銀行とできるだけ密接な連絡をしていることが必至である。

金融機關にも復金、興銀、勵銀、市中銀行、地方銀行と種々な銀行がある。これらの機關は資金融通準則に依つて財政資金に向けた残りを産業資金に貸出している。一般の銀行では預金を貸すので短期のものでないと難かしいが興銀は債券を出しているので長期のものもみている。商工組合中央金庫は協同組合とその加盟単位を對象として貸出しをしており、復金は産業復興の設立趣旨から長期のものを融資している。しかしインフレの先の見透しがむづかしいので期間はせいゞ二年一三年位で餘程のもので五年位のやうである。又日本銀行の融資斡旋部は一般銀行の負擔が難しい場合の相談をして呉れている。

これらの金融機關はどんな方向に貸出をしているかと云ふと、産業資金貸出優先順位表により、各産業毎に甲、乙丙の三段階を設け設備なら甲、運轉なら乙、或は設備は乙、運轉は甲と云う風に、表にしてある。此順序で貸出をしているが、丙の場合は輸出産業を除いては實際上難かしい。ただ運轉資金の場合、製造については、正式契約の出来たものでは貿易手形の發行により、それを割引くという方法があるが、見込の場合は充分納得して貰はねばならないが、何んといつても本人の信用が第一である。

産業別貸出優先順位表

(昭和二四・一・一〇決定)

部門	業別	細目別	設備資金	運轉資金
			甲 乙 丙	甲 乙 丙
機械器具製造業	(二五) 薬療防疫用機器製造業	(7) 薬療用品		
化學工業	(二〇) ネム製品製造業	(1) 指定配給品		
其の他の工業	(四四) 衛生材料品製造業	(2) 其の他		
物品販賣業	(1) 指定配給品配給業務(小賣を含まない)			

次の手形による資金の融通は甲とする

日本銀行再割引の適格ある商業手形及びこれに準ずる優良な手形で日本銀行の承認するもの

日本再建の上からどうしても必要なものについては、所管官廳の資金需要證明などによつて順位を繰上げて面倒をみて貰うこともある。

設備資金とは工場の建物、倉庫等の建築、或は機械の購入、修理等の資金を云い、運轉資金とは資材の購入や労務賃等を云うのである。

復金では大工業若くは三〇〇萬以上の借入には融資部で扱つているが、中小工業に對しては中小事業部で扱つてい  
る。昨秋からそれも三〇〇萬から二〇〇萬迄の融資だけ扱い、二〇〇萬以下は興銀、勵銀、北海道拓殖及び商工組合  
中央金庫に代理貸をさせている。又損失補償貸付と云ふのがあつて市中銀行の營利資金を貸して、若し回収不能の場  
合復金が三割を補償すると云ふこともやつてゐる。これは二〇〇萬圓以下で運轉資金を対象としてゐる。

復金の対象は、はじめ國家の緊要な産業と認めれば、療品關係の工業にも相當貸出していてくれたが、經濟九原則

により融資方針が變り一月十三日の暫定方針で鐵鋼、石炭、電氣及び重要な輸出産業に限られて丁いこれは益々強化される一方である。中小事業も代理貸や市中の保證貸の制度は從前通り行はれているが非常に嚴選されてきた。このまゝでは療品關係の融資は貿易を除いては道が絶たれるので、保健衛生上の見地から不可缺のものについては興銀等に依頼して極力融資の道を開くようにする考へである。

經營者も今後は益々信用第一になるからその點をよく考へなければいけない。次に自己資本の調達である。借入金にのみ頼るのは近來の惡弊で企業の健全化と云ふ點から融資を希望する場合には自己資金で少くも三割位調達することが望ましい。増資等により安定した金を集めその不足分を銀行に頼ると云ふ方法が一番健全である。とに角中小工業者が信用を獲得することは仲々の努力がいる。擔保があればいいやうなものゝ何んと云つても經營者の信用が第一である。それに療品業界の仕事の重要性を理解して貰うこと必要であるから、銀行に足を運ぶこと、預金をすること、そして金を借りても返済期に返へせばいいと云う考へ方でなく絶えず自己の事業の情勢を知らせること、これが次への金融の信用を得て行く道である。

なお、療品關係の資金については業務課に資金係があつて局の資金關係事務はこゝで處理している、先づ此處へ相談して貰ふ。それから所管課と協議して取上げることになれば三〇〇萬以上のものについては安本の枠からとつてゆく。三〇〇萬以下のものについては資金計畫に入れる。それにはなんの仕事をするために資金が必要なのか、事業の沿革と經營者の経歴、信用、資金狀態、設備の概要、流動資産、原材料借入金の額、生産能力、原價計算と云うやうなことをしつかり納得して貰う。銀行へ借入申込の時提出する書類は何が必要か参考に後掲しておいたが、この書類を銀行へ出して申込みをする、それから審査に入るるのである。

第一に事業の沿革と經營者の信用、第二に製品及設備能力、第三に生産の状態、第四に販賣の状態、第五に收支、第六に財政状態を調査され、申込の金の使途が適當かどうかが決まるわけである。

審査の結果取上げて貰えなかつたもので最も多いのは經營者の缺陷で、次が、製造販賣上の缺陷、次が資產状態の缺陷となつてゐる。療品關係で二十三年一月から十二月迄に設備資金で融資を受けたものをあげると復金（代理貸を含む）の融資成立額は、四、五一二萬圓である。これを業種別に分けると

件數  
金額(單位千圓)

醫科器械 一三 二八、二二〇

齒科器械 四 四、六五〇

齒科材料 三 八、二〇〇

衛生材料 二 四、〇五〇

復金融資の申込みを希望した件數は九一件、書類が提出され検討採用した數は四三件、成立數二三件となつてゐる。又現在四、四半期で審査にかゝつているものが數件ある。この他に復金で運轉資金をみて貰つたものに防疫器械があり、日銀の融資斡旋部の世話になつたものが齒科材料關係と衛生材料の關係に夫々數件あつた。

さて、經濟九原則により今後の金融機關の融資は我國の經濟の復興に寄與する基礎產業と貿易關係のものに對してのみに制限されるので、益々辛くなるものと思はれるが、療品關係の廿四年度の計畫は醫科器械についてみると、二十三年に於ける生産金額は六九九百萬圓であり、厚生省の生産計畫七五〇百萬圓に對し、九三%に達しているが、尙國內需要に對しては七六%の生産に過ぎないので二十四年度生産計畫は八五〇百萬圓で、一七%の増産を必要として

いる。輸出についても過去の實績と現在の受注に鑑み早急に工場の整備が要求されるのである。

歯科關係についても二十三年の生産金額は機械一八〇百萬圓、材料一一七百萬圓で豫定金額の機械二二〇百萬圓、材料一二九百萬圓に達しない。二十四年度の計畫は機械二三六百萬圓、材料一三七百萬圓でこれを達成するには一三%増産を必要とし、又輸出についても相當の要求がある。

衛生材料については、國內需要に對しては現在の設備能力で概ね最低限度の需要を賄える豫定であるが、輸出に對しては工場整備の要がある状態である。

以上の様な見地から二十四年度の資金計畫を考へてゐるが、復金の前途がはつきりしない今日、これらの企業に対する金融はむづかしくなる一方なので、企業の組織化、協同化を圖り組織の力によつて強化することが大切だと思はれる。又今考へられている中小企業金融金庫の設置が絶対に望まれるわけである。

# 借入申込書及添付書類

借入申込書

工本會  
場社名  
住 所

電話番號

## 會社要領

(年月日現在)

一、會社設立年月日

一、事業の目的（主製品目を併記のこと）

一、資本金

一、從業員數 職員 工員を男女別にすること

一、經營者

一、株式關係 總株式數 株主數 大株主名及所有株數

## 事業概要

一、沿革（大要）

一、經營者略歷

一、主要設備及其能力 年全生產額の大略

一、事業設備新設（擴張改良）計畫明細書

3 2 1  
一、新設（擴張、改良）を爲さんとする事由

事業設備の新設（擴張、改良）に關する計畫の明細

設備計畫名（例へば○○工場、○○製造設備新設）

場所

○○府 郡 ○○市 ○○町 ○○村 ○○番地

(1) 土地  
購入地

用途	所在地番	地目	地積	單價	買入價格	整地費	買入先	備考
計								

(2) 借地

用途	所在地番	地目	地積	整地費	借入先	賃貸價格	備考	
計								

(3) 所有地

用途	所在地番	地目	地積	整地費	備考
計					

(備考)

- 一、用途は○○工場敷地、倉庫敷地、事務所敷地等に區別すること。
- 二、地目は現況により田、畠、宅地、山林、原野に區分すること。

三、買入價額に付ては分割拂なるときは其時期並に金額を附記すること。  
四、借地に付ては今後借入るるもの、現在借入中のものの區別を特記すること。

(二) 建物其他工作物

(1) 新規建設分(現有分並に賃借分の改良修繕等を含む)

種別 計	構造 棟數	延坪 面積	單價	建設費	備考	
					新規建設、改築等の區別を明かならしむこと。	請負人氏名等記載のこと
建物附帶工事						
其他工作物						
合計						
(2) 既存買収分						
購入先記載の事			買收價額		備考	
建物附帶工事						
其他工作物						

買収建物に關する  
移轉改築費

合

計

(3) 資材關係

四半期別	資材名	使途別	規格			使用數量	手 持 數量	内 要割當 割當 額	譯 摘要 要 金額
			品種	寸法等	数量				
計									

(備考)

イ、本表は指定生産資材割當規則及び臨時建築等制限規則で指定する資材について列舉の上割當申請中又は割當済の如く摘要欄に記載すること

ロ、使途別欄には例えば工場用事務所用又は附帶施設用といふ如く記載すること

ハ、手持資材については指定生産資材在庫調整規則による制限内數量であるかどうかを摘要欄に記載すること

(三) 機械

(1) 新規擴充分(改修を含む)

(3) 資材關係（作製改修据付等の場合で資材を必要とするとき記入のこと）

(2) 既存買収分										機械名	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考	
合計	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考								
合計	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考	原動機械	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考	
移轉据付費	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考	移轉据付費	原動機械	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考
器具	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考	器具	原動機械	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考
其の他機械装置	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考	其の他機械装置	原動機械	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考
製造又は加工用機械	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考	製造又は加工用機械	原動機械	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考
計	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考	計	原動機械	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考
合計	原動機械	器具	機器名	型式機能數	量單	價値	額買入先	定納時期豫	備考	合計	原動機械	型式機能數	量單	價値	額買入先又は經路	定納時期豫	備考

四半期別	資材名	使途別	規格		使用数量	内 数量	手持 数量	要割當 数量	割 額 金額	摘要
			品種	寸法等						
計										

(備考)

イ、本表の記載は建築の場合に準すること  
ロ、使途別欄には例えば○○機械作製又は○○装置据付といふ如く記載すること  
ハ、機械装置作成に要する資材については完成品にて割當を受けるものを除き、その作製するに必要な素材（指定生産資材）の數量に換算し記載すること  
但し完成品は割當を受くるもの（例へば鑄鐵管釘等）についてはその旨記載すること

#### (四) 生産高又は加工高收入高

##### (1) 現在の生産能力並に實際生産高（一ヶ年）

製品名	生産能力		最近一ヶ年間の實際生産高	最近の四半期(自〇〇月三ヶ月)間の實際生産高	主 要 納 入 先
	数量	金額			
計	数量	金額	数量	金額	

(2) 設備の新設（擴張改良）による増加生産能力並に生産豫想高（一ヶ年）（増加分のみ記載のこと）

製品名	生産量	生産能力	生産豫想高	主 要 納 入 先	
				金額	数量
計					

### (五) 所要運轉資材

#### (1) 現在の所要運轉資材

資材名	數量	單價	價額	入手先又は入手経路	現在保有總量	
					數量	金額
計						

(2) 設備の新設（擴張・改良）による増加運轉資材（一ヶ月）（増加分のみ）

資材名	數量	單價	價額	入手先又は入手経路	備考	
					備	考
計						

(備考)

一、資材名欄には原材料の外操業に要する電力、ガス、石炭等の助力に付て記入のこと  
二、各月の所要運轉資材に著しき増減ある場合には其事情を附記すること

(六) 着工及竣工の時期並に操業開始の時期

但し設備の完了に先だち一部運轉開始をなすものある場合には當該設備の種類、生産品名、並に其時期等を併記すること

三、本件計畫豫算の大要並に資金調達方法

支出區分	總額	自 己 費 金		借入金	其の他 (第二回以後の拂 込政府補助金等)	備 考
		(自由豫資金等を含む)	封鎖預金等			
昭和〇〇年 第一〇四半期						
計						

(備  
考)

- 一、封鎖預金特殊預金等に付ては其預け先預貯金種類等を備考欄に記入のこと
- 二、借入金に付ても借入先等備考欄に記入のこと
- 三、自己資金及借入金に依り賄うものゝ内、將來増資、第二回以後の株金拂込、社債發行等に振替豫定のものは其の豫定時期及金額等記入のこと

一、定款

一、最近二ヶ年の毎期營業報告書

一、最近の貸借對照表又は月末殘高試算表（科目の内譯を添附のこと）

一、主要製品別製造及販賣高

一、最近各期の損益計算書及其明細

一、製品原價計算表

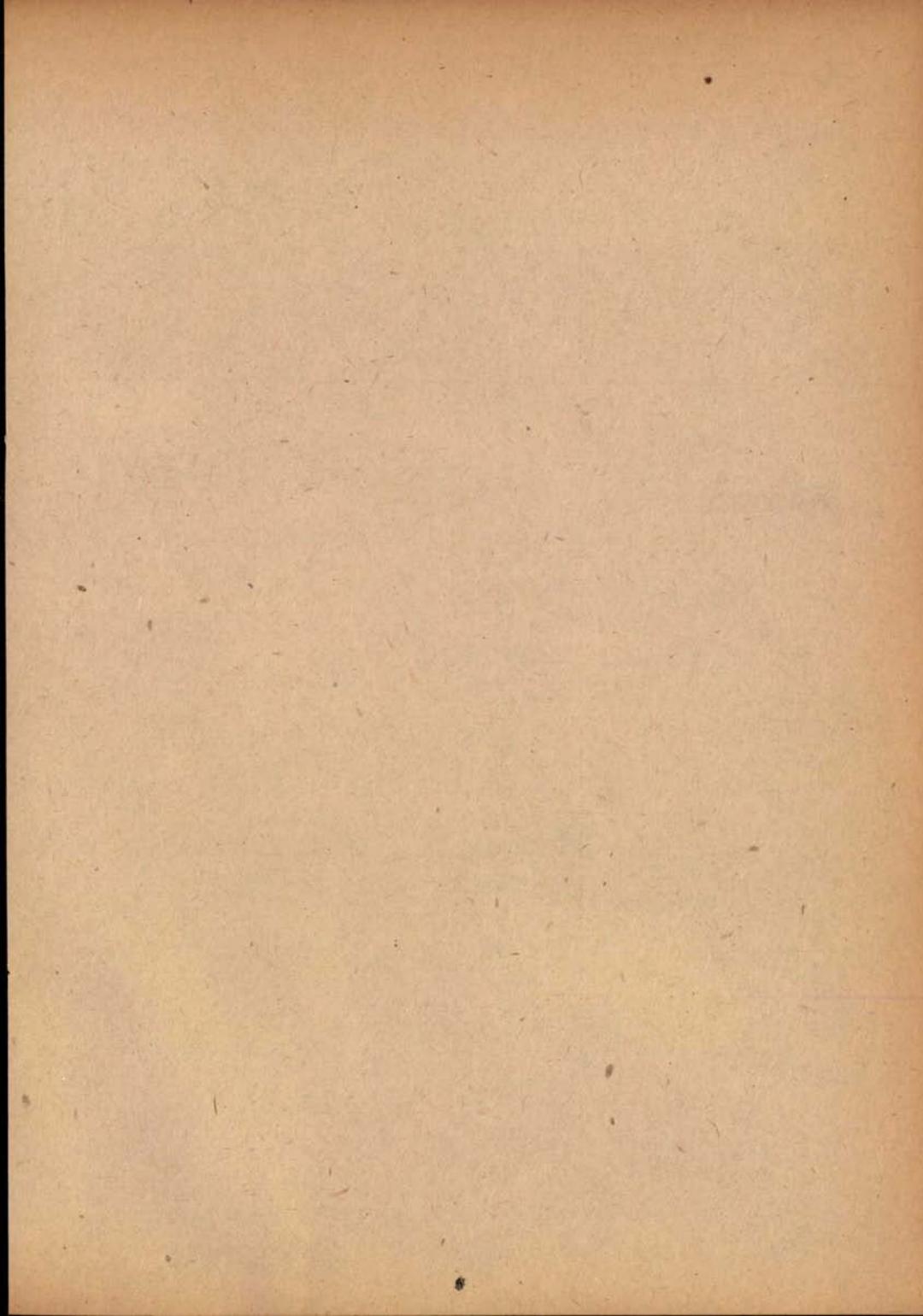
一、收支目論見書

一、計畫土地附近略圖及工場擴充計畫要圖

一、棚卸資產内譯、預金現在高預け先種類等内譯

一、工事見積書、賣買契約書、發注書等

一、制限會社、賠償工場關係の許可認可を要すべき場合は其の許可認可書寫



## 建築許可並に資材の申請について



療品課關係の業者であつて其の施設を建築しようとする場合に、その建築資材の割當を必要とする者は、工事に着手しようとする當該四半期の開始二ヶ月前迄に、築造計畫書を業務局長宛に提出しなければ所要の資材の割當が出來ない。提出の二ヶ月後資材割當の期間内に臨時建築制限規則による許可申請書を所管の知事に提出すればよいのである。

### 臨時建築制限規則

(定義)

(昭和二十三年八月三十一日  
建設省令第二號)

第一條 この省令で建築物とは、土地に定着し屋根及び柱又は壁體を有する工作物、門、戸、塔、物干、物見臺、煙突、鳥居、形像等の工作物、廣告、展覽、觀覽等のための工作物、及び地下又は高架工作物内に設ける、事務所、店舗、倉庫の類をいい、建築物に附帶する設備とは、建築物に附帶する電氣、ガス、給水、排水、換氣、暖房、冷房、給湯、浴槽、水洗廻所、淨化槽、調理及昇降の設備をいう。

2 この省令で築造とは、新築、増築、改築、移築、修繕又は變更をいう。

(築造及び用途變更の禁止)

第二條 左に掲げる用途に供する建築物を築造し、又は既存の建築物をあらたに左に掲げる用途に供してはならぬ

い。但し法令に基く行政廳の處分により、築造を必要とする場合災害によつて滅失した場合、その他これらに準ずるやむを得ない事由のある場合で、建設大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

料 球店 特殊飲食店 待合 貸席 舞踏場 映畫館 劇場その他の興行場  
(建設大臣の許可を要する建築物等)

第三條 左に掲げる建築物又は建築物に附帶する設備（以下建築物等といふ）を築造（第一號及び第三號に該當するものの修繕及び變更を除く）しようとする者は、建設大臣の許可を受けなければならぬ。但し、經濟安定本部總裁が認證した公共事業に係るもの及び建設大臣が豫め、都道府縣知事に對して築造の計畫を指示したものについてはこの限りでない。

一、床面積三百三十平方メートル以上の建築物

二、左に掲げるもののうち一以上に該當する資材をもつて築造する建築物等

木材四百石（素材） セメント五噸 普通鋼々材一噸

### 三、旅 館

集會場 マーケット 飲食店（外食券食堂及び床面積）六十平方メートル以下のものを除く  
遊技場（床面積六十平方メートル以下のものを除く）

四、建設大臣の指示したもの（都道府縣知事の許可を要する建築物等）

第四條 第二條但書又は第三條の規定により建設大臣の許可を要する場合を除き、建築物等を築造しようとする者は都道府縣知事の許可を受けなければならない。

(既存の建築物の用途変更)

第五條 臨時建築等制限規則（昭和二十二年閣令第六號）施行前に築造した建築物（住宅を除く）をあらたに旅館集會場、飲食店又は遊技場に供しようとする者、又は同規則施行前に築造した住宅を住宅以外の用途に供しようとする者は、都道府縣知事の許可を受けなければならぬ。

(許可を要しない場合)

第六條 左の各號の一に該當する場合は、前四條の規定にかかるらず許可を受けることを要しない。

一、指定生産資材割當規則（昭和二十三年總理廳令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、遞信省令、労働省令第一號）第一條により指定された指定生産資材（以下指定資材といふ）のうち左の資材を使用する建築物等を築造しようとする場合。

三百七十五瓦以下の釘 五メートル以下の電線 二十五匁以下のセメント 十五平方尺以下の板硝子

二石以下の木材 五坪以下の合板

二、外線からメータ一までの電氣配線工事をしようとする場合

三、ガスマーテーの新設又は取替のため工事をしようとする場合

四、延長五メートル以内の鐵管を使用して、ガス管を修理しようとする場合

五、延長五メートル以内の鐵管を使用して水道管を修理しようとする場合

六、本管から止水栓までの給水管工事をしようとする場合

七、指定資材以外の資材を使用して建築物等を修繕又は變更しようとする場合

八、工事用の假設建築物を當該工事現場に築造しようとする場合

九、二週間以内の存續期間で興行等の假設建築物を築造しようとする場合

十、臨時燈を設けようとする場合

十一、電氣事業者の業務に供する鐵塔、變壓器塔、屋外鐵構等の工作物を築造しようとする場合

十二、臨時炭礦勞務者住宅等建設規則（昭和二十一年閣令第二號）によつて許可を受けた場合

十三、建設大臣の指定した場合

（あらたに築造した建築物の用途の變更）

第七條 第二條、第三條、第四條又は臨時建築等制限規則の規定による許可を受けて築造した建築物は、これを第九條第一項の申請書に記載した用途以外の用途に供してはならない、但し第二條に掲げる用途に供する場合を除き都道府縣知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

（都道府縣知事がする許可の規準）

第八條 都道府縣知事が第四條、第五條又は前條但書の規定による許可をするときは、建設大臣の定める規準によらなければならない。

（申請書の提出）

第九條 この省令による許可を受けようとする者は、別記様式一による申請書正副二通を、建設大臣又は建築物の所在地を管轄する都道府縣知事に提出しなければならない。

2 前項の許可も同時に指定資材の割當を受けようとするものは指定生産資材割當規則第三條による申請に代え前

項申請書に所要の事項を記載するものとする。

3 建設大臣又は都道府縣知事は第一項の申請書の提出があつた場合において必要のあるときは、所要の書類の提出を命ずることが出来る。

(指定資材の割當)

第十條 建設大臣又は都道府縣知事は前項第一項の申請書の提出があつた場合において、その指定資材の割當を決定したときは、申請者に對し指定生産資材割當規則による需要者割當證明書（以下割當證明書といふ）を交付する（着工届）

第十一條 築造主及びその工事の施工者はその工事に着手したときは滞滯なく、連絡で、別記様式二による届出書を都道府縣知事に提出しなければならない、但し第六條第一號から第十一號までに該當する場合はこの限りでない。（標札の掲示）

第十二條 築造主及び施工者は、その工事現場の見易い所に連名で別記様式三による標札を掲げなければならない。（無許可建築物等の施工禁止）

第十三條 何人も、築造の許可を必要とする建築物で、築造の許可のないものの築造工事を施行してはならない。（竣工届、工事取止届及び建築物竣工票）

第十四條 築造主及び施工者は、その工事を完了したときは、滞滯なく連名で別記様式四による届出書を都道府縣知事に提出しなければならない。但し第六條第一號から第十一號までに該當する場合はこの限りでない。  
2 築造主がその工事を取り止めたときもまた同様とする。

3 都道府縣知事は第一項の届出書を受理したときは別記様式五による建築物竣工票を築造主に交付する。

4 築造主は、建築物竣工票を築造した建築見易い所に掲げて置かなければならない。

(都道府縣知事がすべき報告)

第十五條 都道府縣知事は左に掲げるものについて建設大臣の定める様式により毎月報告書を作り、これを翌月十五日までに建設大臣に報告しなければならない。

一、都道府縣知事がなした築造の許可

二、第十條の規定により都道府縣知事が割當證明書を交付して割當て六指定資材の數量

三、第十一條の規定による着工届

四、第十四條の規定による竣工届及び工事取止届

五、第十六條の規定による築造の許可の失效

六、建設大臣の指示したもの

(築造許可の失效)

第十六條 築造主が築造の許可があつた日から三箇月以内にその工事に着手しない場合には築造の許可是その效力を失う。

(指定資材の使用及び處分)

第十七條 第十條の規定により割當を受けた指定資材は、第九條第一項の申請書に記載した工事以外に使用し又は處分してはならない。但し、建設大臣が割當證明書を交付した場合には建設大臣の、都道府縣知事が割當證明書を交

付した場合には、都道府縣知事の指示があつた場合又はその承認を受けた場合はこの限りでない。

(未使用の割當證明書及び指定資材の處分)

第十八條 指定資材の割當を受けた者は左の各號の一に該當する場合において、また使用していない割當證明書があるときは、これを建設大臣が交付した割當證明書にあつては、建設大臣に、都道府縣知事が交付した割當證明書にあつては都道府縣知事に返還しなければならない。又割當を受けた指定資材でまだ使用していないものがあるときは、その處分につき前段の區別により、建設大臣又は都道府縣知事の指示を受けなければならない。

一、工事の完了したとき

二、工事も取り止めたとき

三、築造の許可を取り消されたとき

四、第十六條の規定により築造の許可が失效したとき

2 建設大臣又は、都道府縣知事は正當の理由なくして築造の工事の完了がその豫定期日より著しく遅れている場合に、指定資材の割當を受けたものに對しその割當を受けた資材でまた使用していらないものの處分につき、必要な指示をなすことができる。

(報告、臨檢及び検査)

第十九條 建設大臣は都道府縣知事は左に掲げる事項につき築造主、建築物の用途を變更した者、又は施工者から報告をすることが出来る。この場合において報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、建設大臣又は都道府縣知事は當該官吏又は吏員に建築物等を臨檢し必要な物件を検査させることができる。

### 一、指定資材の使用

### 二、工事の施工

### 三、建築物等の状況

2 前項の規定により當該官吏又は吏員が臨檢する場合には、建設大臣又は都道府縣知事が發行したその身分を示す證票を携帶し、且つ關係者の求めに應じて、これを示さなければならない。

(違反建築物等に對する行政處分)

第二十條 建設大臣又は都道府縣知事は、この省令又はこの省令に基いてなす處分に違反して建築物等を築造し、又は建築物の用途を變更した者に對し、その建築物等の改築、用途の變更、工事の中止その他必要な措置を命じ又はその使用を制限若しくは禁止することができる。

(取締の權限の委任)

第二十一條 都道府縣知事は、建設大臣の指示があるときは、前二條の規定による建設大臣の權限の一部を行使することができる。

(書類の經由)

第二十二條 この省令により建設大臣に提出する書類は、建築物等の築造又は用途の變更の行われる場所を管轄する都道府縣知事を經由しなければならない。

(不服の申立)

第二十三條 この省令による處分に對して不服のある者は、書面を以てその理由を明かにして、經濟安定本部總裁に

これを申し出ることが出来る。この場合において、その者は、その書面の寫を建設大臣の處分に對して不服のある者は建設大臣に、都道府縣知事の處分に對して不服のある者は、建設大臣及び都道府縣知事に送付しなければならない。

#### 附 則

- 1 この省令は、昭和二十三年九月一日からこれを施行する。
- 2 臨時建築等制限規則はこれを廢止する。但し、臨時建築等制限規則第四條及び第五條の規定並びに同規則第六條、第十條、第十一條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條（建設省の都道府縣ごとの出張所」とあるのは「都道府縣知事」と讀み替えるものとする）第二十二條及び第二十三條の規定は織維機械装置に關しては、當分の間なおその效力を有する。
- 3 この省令施行前になされた行爲に對する罰則の適用及び臨時建築等制限規則第十九條の規定による處分については、臨時建築等制限規則はこの省令施行後も、なお、その效力を有する。
- 4 臨時建築等制限規則に基いてなした許否の處分は、この省令に基いてなされたものとみなす。
- 5 臨時建築等制限規則第二條但書の規定による建設大臣の指定で別に規定せられないときは、この省令の第六條第十三號の規定による建設大臣の指定とみなす。
- 6 臨時建築等制限規則第十條第一項の申請書、第十二條の着工届第十五條の竣工届又は工事取止届は、この省令の第九條第一項の申請書第十一條の着工届、第十四條第一項の竣工届又は同條第二項の工事取止届とみなす。

## 別記様式1

## 臨時建築制限規則による（許可及び資材割當）申請書

1. 申請者の住所氏名又は名稱							収入印紙添付欄	建設省受付
2. 建築物又は設備の製造又は使用の場所								
3. 建設省受付建築物又は設備の主要用途及び利用目的（例えは住宅なら〇〇工場労務者住宅のよう記載すること）								都道府縣受付
4. この申請を必要とする詳細な理由								
5. 建築物申請事項 (該當文字を○で囲むこと) 新築 増築 改築 移築 修繕 變更 用途變更								市區役所地方事務所受付
6. 建築物の内容	棟數	戸數	建築面積	延面積	工事費概算額	用途變更の場合 は從前の用途		
申請部分			平方米	平方米	千圓			
口	棟數	戸數	建築面積	延面積	ヘ イロの 合計	建築面積	延面積	町村役場受付
申請以外の既存部 分			平方米	平方米		平方米	平方米	

註 この申請書は2通作り（資材割當の申請をする場合はそのうち1通に50圓の収入印紙をはること）都道府縣知事の指定した機関を經由して建設大臣又は都道府縣知事に提出する。そのうち1通は許可の際その認明として責任官公吏が署名捺印の上申請者に交付する

申 請 部 分 の 内 課	用 途 別	申 請 事 項 別	階 數	建築面積延面積構造概要					
				平 方 米	平 方 米	基 礎	柱	外 壁	床
7. 建築工事に必要な資材									
資 材 名	使 途 別	品 種 (規格) (寸法)	使 用 數 量	同 上	内 謄	査定(官公廳記載額)	品 種	割 當 數 量	
8. 設備申請事項(該當文字を○で囲むこと)設置 改造									
9. 設備の内容									
設 備 名	型 式	數 量	能 力	容 量 等	構 造	其 他 の 事 項			
10. 設備の製造等に必要な資材									

資材名	用途別	品種 (規格) 等	使用数量	同上	内譜	査定(官公廳記載欄)
				手持數量	割當申請数量	品種 割當數量
11. 許可の日より竣功までの期間	箇月					
12. この申請に係る建築物又は設備に關し 他の法令による申請をしたものがあれば その提出先提出期日及びその結果(許認可割當等)並びに日附						
13. 上記の通り臨時建築制限規則による許可(及び資材割當)を申請します。 本申請書に記載の事項は事實に相違ありません。 申請者の氏名印又は名稱 代理人又は代表者の肩書氏名印						
建設大臣殿 嘱託 事務						
許可 年 月 日	署 印 蓋 捺	この申請者は臨時建築制限規則により建築物 設備の裝置及び第七項 第十項検定欄に記載の資材の取得を許可されたことを證明しこの申請書を許可證とする 建設大臣 都道府縣知事				
		責任官吏官職氏名印				

## 別記様式2

建築物建築工事着手届					
1. 建造許可番號	日 附 年 月 日	官 受付 號	工事に着手したときは直ちにこの届出書を建築許可申請をしたときと同じ機關を経由して都道府縣知事宛に提出すること		
2. 着工期日	年 月 日	公 聞 年 月 日			
3. 建造許可を受けた者の住所及び氏名又は名稱		欄 號			
4. 建造の場所					
5. 用途又は設置名 工事種別 建築物の構造	棟 戸 數 數	建築面積 延面積 年 月 日	平方米 平方米		
6. 上記の通り建築工事に着手したからお届けする 建築主の氏名印又は名稱及び代表者の氏名印 工事施工者の氏名印又は名稱及び代表者の氏名印 知事殿		年 月 日			
經由駅名 受付日	年 月 日	年 月 日			

別記様式三

(縦三〇粂以上横二五粂以上の木板を使用すること)

建築物築造許可済

許可日附

年

月

日

許可番號

第

號

用途

築造許可延面積

平方米

許可官公廳及び責任官公吏(官公廳名  
官公職氏名)

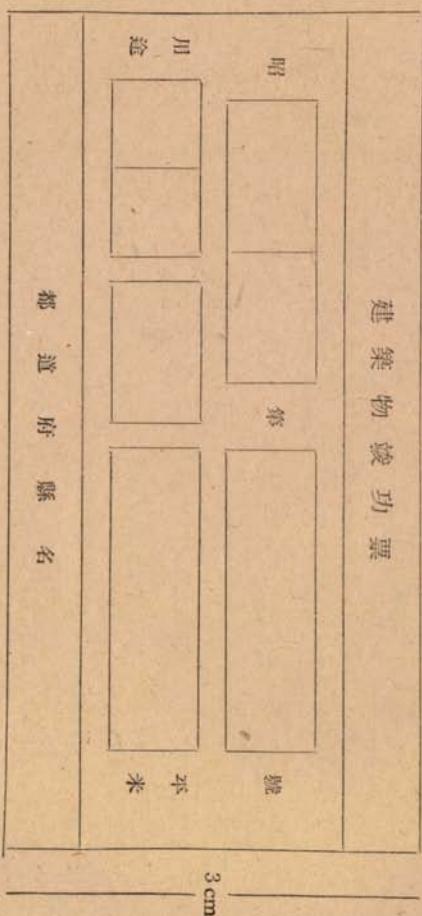
築造主(住所氏名又は名稱及び代表者の氏名)  
施工主(住所氏名又は名稱及び代表者の氏名)

## 別記様式4

## 建築物建築工事竣工(取止)届

1. 建造許可番號	日附	年	月	日	官署	受付第	工事を完了したとき又は取り止めたときは直ちにこの届出書を都道府県知事宛に提出すること。割當證明書の未使用のものは下欄に記入してこの届と同時に返還すること。又餘った資材も下欄に記入してその處分方法につき指示を受けること。			
2. 竣工(取止)期日					年 月 日					
3. 建造許可を受けた者の住所及び氏名又は名稱										
4. 建造の場所										
5. 用途又は設備名 工事種別 建築物の構造 工事事務	棟 戸 建築面積 延面積	數 數 平方米 平方米	資材名	品種	割當量	當初残量	資材名	品種	割當量	當初残量
6. 上記の通り建築物の建築工事を竣工(取止)したからお届けする 建築主の氏名又は名稱及び代表者の氏名印 工事施工者の氏名印又は名稱及び代表者の氏名印	年 月 日									
經由處名 交付日	年 月 日									

5dm



建設省告示第七十一號

## 臨時建築制限規則（昭和二十三年建設省令第二號）

第三條第四號の規定により建設大臣の許可を要する建築物及び建築物に附帶する設備を次のように指定する

昭和二十三年九月七日

建設大臣 一 松 定 吉

- 一、公、私立の大學生（舊制高等學校及び専門學校を含む。）並びにこれに附屬する學校及び諸施設
- 二、寄附工事による文部省の直轄する教育學術及び文化施設
- 三、公需に屬する都道府縣所有の建築物（消防訓練所を含む。）で床面積百平方メートル以上のもの
- 四、衛生用品の製造の用に供する建築物で床面積百平方メートル以上のもの

## 臨時建築制限規則等に基く厚生省特定

### 部門の取扱について

建設省建築局長通牒  
厚生省官房總務課長通牒  
厚生省藥務局長通牒  
(昭和二十三年九月二十八日)  
(建發第十九一二號) 各都道府縣知事宛

臨時建築制限規則の施行に伴い厚生省關係特定部門の取扱に付いて別紙の通り處理する事としたから此れが取扱に遺憾のない様せられたい。

尙從來の厚生省關係特定部門の取扱に關する通牒は之を廢止する。

厚生省關係特定部門取扱要領

一、衛生保健施設及び社會救護施設

以下省略

二、衛生用品製造施設

(一) 衛生用品の製造の用に供する床面積一〇〇平方メートル約三十坪以上の建築物並びに規則第三條第一號及び第二號に該當する場合建設大臣の許可を要し中央扱とする

1 資材の枠は厚生省に於て保有する

2 都道府縣知事は左の方式に依り厚生省資材と査定の上申請書を提出する



3 割當證明書は建設大臣が發券する。但し必要に應じて知事に委任する

(二) 前項以外の許可申請に付いては都道府縣知事の許可として地方扱とする

- 1 資材枠を知事に一括移管する。但し必要に應じて資材の割當につき指示する事がある
- 2 建築主管課は衛生主管課と協議の上處理する

3 知事は處理したものに就いて毎期終了後二ヶ月以内に別紙様式(一)により厚生省薬務局長に報告する

(三) 衛生用品の製造及び販賣業者にして建築物並に附帶設備等を建築せんとする場合は毎割當期の一ヶ月前迄に別紙様式(一)による書類を厚生省薬務局長宛二部提出し、二ヶ月以後その割當期内に申請書を提出する  
尙書類提出後計畫に變更を生じた場合は直ちに薬務局長宛報告すること

### 三、公共事業として

以下省略

別紙(二)

衛生用品部門の建築狀況報告

都道府縣名

決定

申請書  
氏住所  
名所

事業別

施設名

工事内容

資材關係

摘要

要

可許

不許可

備考	申請者名 法人の場合は法人の名稱	事業別は業種別 製造販賣醫藥品にありては統制 藥麻藥等別記入	施設名は工場倉庫等の別	工事内容は増築 改築補修等の別	資材關係は資材の割當をしたその(第何期手持 不要のもの)別 記入)
----	---------------------	--------------------------------------	-------------	--------------------	---

臨時建築制限規則による築造計畫書様式  
一部訂正方について

厚生省薬務局長通牒

(昭和二十四年二月十日)  
(第21-10號)

各都道府縣知事宛

昭和二十三年九月二十八日附建發第九二二號通牒による厚生省特定部門の取扱要項中第三項別紙(一)を左記様式の通り訂正をしたから御承知の上處理せられたい。

(衛生品) 臨時建築制限規則による築造計畫書

都道府縣名	申請者 氏名印
會社工場商店名	同上 所在地
事業別	施設の目的となる 製品或は販賣種目 (新造改修等の別)
施設名及棟數	工事内容 (自費借入の別)
床面積又は延長	着工豫定時期
臨時建築制限規則の申請書提出期 定期	
所費材名 要 單 資 材 數	木 材 鋼 セメント 板 砖 子 亞鉛鐵板 普 通 鋼 鋁 薄 板 電 線 其 の 他 素 材 石 延 延 延 延 延 延

## 衛生用品部門の建築並に補修用板硝子

### 取扱要領について

厚生省薬務局長通牒（昭和二十四年三月八日）  
（藥發第一五四號）各産業團體宛

標記については從來當局に於て毎四半期建設省より通知を受けた件の範囲内で府縣別割當計畫を策定し建設省へ通知すると共に最終需要者割當表を各都道府縣へ送付し、個々の需要者には割當通知書を交付していたが昭和二十四年度第一四半期より各都道府縣知事が夫々産業の實體、需要の緊急度等を勘案し出先機關等の意見を徵し割當を決定することとなつたから爾今標記板硝子の申請書はそれを使用する場所を所管する都道府縣知事に提出せられると共に衛生部所管課及び建築關係の所管課に充分連絡せられる様至急組合員に通知せられたい。なお第一四半期分として當局に提出済みの需要申請書は夫々衛生部宛送付しておいたから念の爲め申添える。

## 衛生用品部門の建築並に補修用板硝子

### 取扱要領について

厚生省薬務局資材課長通牒（昭和二十四年三月八日）  
（藥發第一五四號）各都道府縣衛生部長宛

指定生産資材中「建築用板硝子取扱要領について」は昭和二十四年二月二十五日附發築第二〇號建設次官通牒並に同

日附建發第五〇〇號建築局長通牒の通り取扱はれることになつたから當局所管の標記板硝子についても從來の扱を變更し各都道府縣に一任することとしたから貴管下關係業者の當該資材需要狀況をよく把握しその業者の實情に應じ又施設の重要性緊急度等を勘案して建築關係の所管部課が行ふ割當に對し積極的に協力し遺憾のないようせられたい。なお現在當局に提出せられている第一、四半期分需要申請については別紙を返還するから至急關係部課へ連絡せられたい。

## 特定部門の建築中衛生用品關係の細部

### 取扱について

建築局監督課長（昭和二十三年九月三十日）  
藥務局資材課長（藥資發第二十號）各都道府縣知事宛

標記については、昭和二十三年度第三、四半期より九月二十八日附建發第九一三號の通牒の通り取扱ふこととなつたが詳細につき左記のように致したいから關係の向も緊密に連絡するとともに貴管下組合員業者にこれが趣旨の徹底をはかられたい。

### 記

一、衛生用品關係の業者にして其の施設の建築をしようとするものは工事を着手しようとする當該四半期二ヶ月の開始二ヶ月前迄に通牒様式別紙（一）により厚生省藥務局長（資材課）宛計畫書二部を提出すること  
豫めこの計畫書の提出なき建築の許可申請に對しては、所要資材の割當が出來ない。

但し資材の割當を必要としない築造の許可申請には必要がない。

二、築造主は前項の計畫書を提出した二ヶ月後其の割當期内に臨時建築制限規則による許可申請書を築造場所を所管する都道府縣知事（建築所管課）に提出すること

計畫書提出後其の計畫に變更を生じた場合は遅延なく厚生省藥務局長宛報告すること

三、前項の申請書を受理した都道府縣建築所管課は中央扱に相當するものについては必要事項審査した後厚生省藥務局長に廻送し地方扱に相當するものについては衛生部所管課に合議すること

四、藥務局長は中央扱分については通牒の通り許否の意見並に所要資材の移管書を付して建設大臣に進達する

地方扱分については毎四半期の部門別資材割當量が決定次第其の範圍内で前記計畫書により資材を一括し都道府縣知事（衛生部所管課）宛移管する、其の際申請者より提出せられた計畫書を添付する

五、衛生部所管課は移管せられた資材の範圍内で登録關係及資金調達關係其の他施設の重要性緊急度等に従つて許否の意見を付し需要者別資材配分を行ひ建築所管課え廻付する（移管せられた資材數量の範圍内で一定期間内に處理出来ないものの内重要なものについては次期廻しとし申請者に通知すること）

六、前項の處理を行つた衛生部所管課は毎四半期終了後二ヶ月以内に其の期に處理した事項につき通牒様式別紙（二）により藥務局長（資材課）宛報告すること

#### 備考

臨時建築制限規則に該當しない製造の設備等に要する資材については從來通り指定生産資材需要申請書を毎期の二ヶ月前迄に規定の手數料添付の上厚生省へ提出すること。

但し「セメント」については二ヶ月半前迄に薬務局へ到着するよう提出せられたい。

## 参考

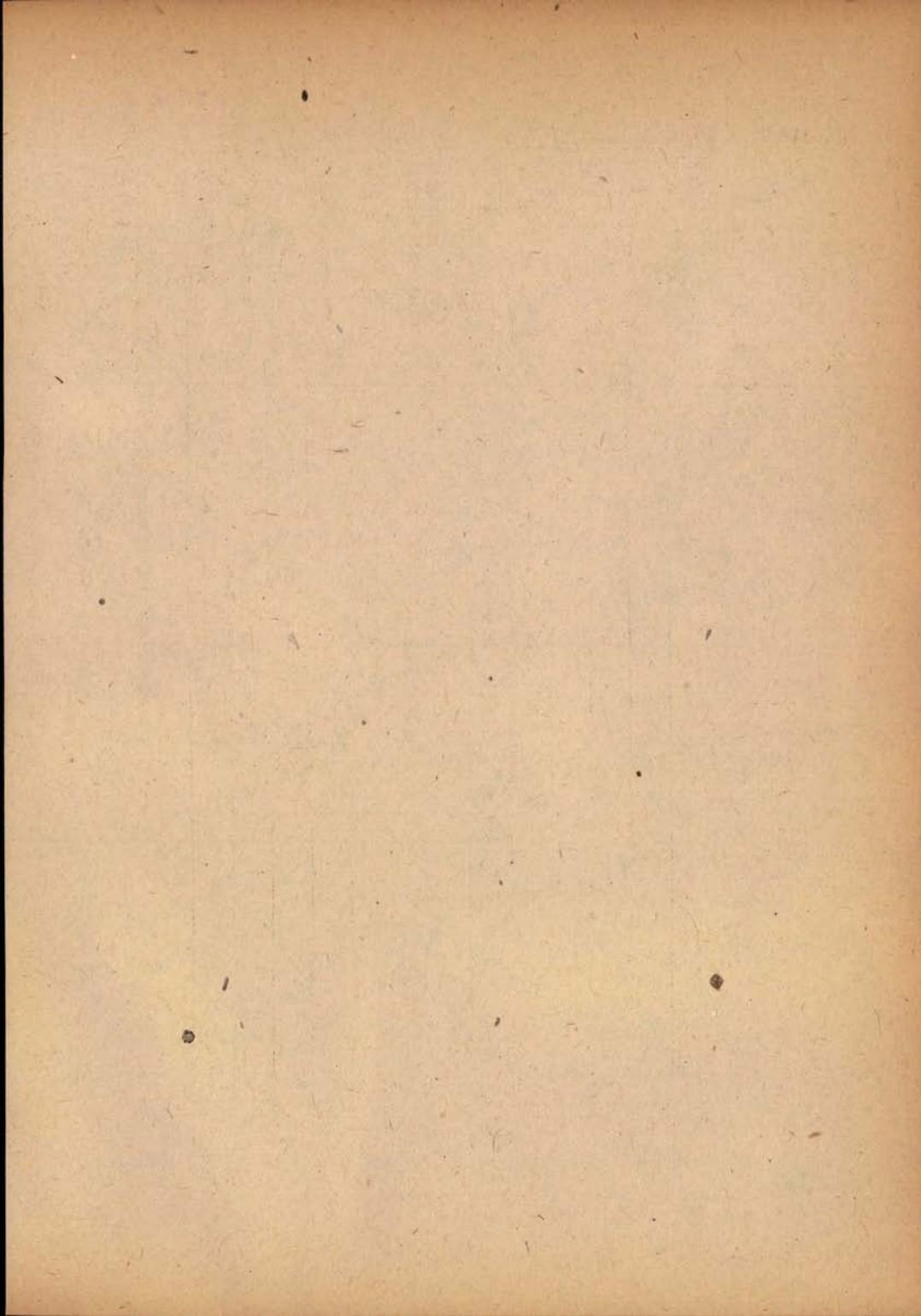
### 第三、四半期分の取扱について

- (一) 臨時建築制限規則による申請書が既に薬務局長宛廻送せられてゐるものにつき、中央扱分は從來通り處理する地方扱分は資材移管書を付して、都道府縣知事(衛生部所管課)宛送付する
- (二) 都道府縣知事より建築資材について既に薬務局長宛申請しているものについては此の期に限り計畫書と同様に取扱ひ資材を移管する
- (三) 現在各都道府縣に受理せられてゐる申請書中地方扱に相當するものがあれば(衛生部所管課は建築所管課に連絡し)至急通牒様式別紙(一)に準するリストを作成し十月末日迄に薬務局長(資材課)宛提出せられるなら、此の期に限り計畫書と同様に取扱ひ資材を移管する。

(衛生用) 臨時建築制限規則による築造計畫書

都道府縣名		申請者 氏 名 印		
工場商店名	業別	同上所在地		
施設名及棟數		施設の目的となる 製品或は販賣種目		
面積又は延長		工事内容 (新增改修變の別)		
建築制限規則の申請書提出豫定時期		工事費 (自費借入の別)		
着工豫定時期				
資材名 所 單 位	木 材 釘 セメント 板 砂 子 亞鉛鐵板 棒 銅 薄 板	普 通 鋼 材 板	電 線	其 他
規 格 數 量	延 延 平 方 吋 延 延 延	延 延 延	延 延 延	

昭和 年 月 日



## 新薬事法実施についての質疑應答



關係法規は充分に了解せねばならないところであるが、手續をする時とか問題が起きたとき初めて頁を繰る様な状態で、日常餘り必要がなく又解釋にもやつかいであり一般に頁を繰ることが少いと思はれるので、こゝでは法規をめくらす一應一般的に疑議があると思はれるものを質疑應答の形として採り上げたのである。

### 備考

質疑應答の中に法とあるのは薬事法を、規則とあるは薬事法施行規則をいう。

### 問 標示とはなんですか。

答 標示とはガーゼ、歯科用セメント、注射針、衛生サック、クリーム等を製造した場合に容器に詰め又は被包する

のが普通であります、この場合の容器なり被包記載された文字及び圖形。例をクリームにとればその容器に書かれている文字、何々クリーム何々堂、定價何圓、肌荒れを防ぐ、キメを整える等の記載されている一切の文字及び圖案等一切のものを言ふのであります。(法第二條第十項)

問 標示に記載しなければならないのけどんなことですか。

答 標示に記載すべき事項は製造業者の氏名、住所（法人の場合は名稱と主たる事務所の所在地）と内容量が必要であります。但し化粧品などで一〇cc又は一〇瓦以下のものは内容量記載の必要はありません。（法第四十一條第一號第四十三條第二號規則第四十條第三號）

問 標示に發賣元の氏名、住所を記載して差支えありませんか。

答 差支えありません。

問 醫療器械の如きは大體むき出しで陳列され、實際販賣した時店頭で包装紙又は有り合せの紙で包んで渡すのが、この場合標示を必要としますか。

答 標示は直接の容器又は直接の被包のある場合に必要なのでありますて、賣つた時に包んで渡すのは販賣上のサービスであり標示を要しません。

問 標示して販賣される注射針の如きものをバラ賣りする場合に標示を必要としますか。

答 一定數量（一ダース）を單位として包装販賣されるのが通例であるから、バラ賣りの場合には標示の必要はありません。

問 衛生サックはダース箱にだけ標示すれば個々の袋に標示の必要はありませんか。

答 慣習上衛生サックは從來より一個賣りも出来るように包装されているので、この様なものは標示をするよう指導しています。

問 化粧品には種々な容器がありますが、實際問題として標示の場所を具體的にお示し下さい。

答 標示の場所は原則として見易い場所ということになつて居るが、化粧品は特に意匠、體裁、形狀が重要視され又

容器の形も多種多様なので表示の困難なものについては慣習を尊重し、「平型容器のものは底」「立型容器のものは側面」又「棒型のものにあつては底貼り、又はテープ類の巻きつけ」等により標示するよう指導します。(法第四十一條第五號第四十三條第三號)

問 表示書とは何でありますか、又何を書くのですか。

答 標示をも含んだ一切の書かれたもの、印刷されたもの、添付されたものゝ文字、圖形等の全部を指すのです。なほ法規上表示書に記載しなければならないものは使用上の注意であります。然し用具であつて主として醫師、歯科醫師に使用されその使用方法が知られているものはこの必要がないが、衛生サック等一般に使用されるものは、使用を誤ると保健上害があるから使用上の注意は必要であります。それから又警示されていることは虚偽の事項又は誤解を招く虞れがある事項を記載することであります。(法第二條第十一項第四十一條第一項及第八號第四十三條第一號及規則第四十八條)

問 標示及び表示書の外國語の使用とはどういう場合を指すのですか。

答 輸出品を除き標示又は標示書中に表示すべき事項は必ず邦文によらなければならないのですか、外國語で書くとき例えは英語で表示する場合、今言つた表示すべき事項はすべて英語で表示しなければいけないといふのです。これは外國語の使用を禁止するものではなく、邦文の表示すべき事項の中に部分的に外國語を使用することによつて生ずる解釋上の誤解等をなからしめるためです。又外國語と言つても意味のあるものを指しているので、化粧品によく用いられるところの名稱などは意味のある外國語とは見做さない。

會社名のローマ字の後の Co. L. T. D. の如きは意味のあるものは見做さず Chemical industry Co. L. T. D.

となれば外國語となり、こうなると他の標示に表示すべき事項も、その國の文字によらなければならぬのであります。（規則第四十二條第四十三條）

問 化粧品の表示書及び廣告は如何なる限度までの表示が可能ですか。

答 標示に必要で原則的な事項の外に面積がある限りは自由に記載は出来るのですか、この場合も法令により禁止されていることは記載ができない。化粧品については次の範囲内のこととは虚偽又は誇大廣告とはなりません。（法第三十七條）

(1) 頭髮用化粧品類

A、赤毛 裂毛 拔毛を防ぐ

B、フケカニミがよく取れる 頭髮に栄養を與える

(2) 化粧水類

A、肌荒れを防ぐ キメを整える 日やけを防ぐ

B、肌をひきしめる 清潔にする 色を白くする

C、小皺を防ぐ 皮膚に栄養を與える

(3) クリーム類

A、肌荒れを防ぐ キメを整える 日やけを防ぐ

B、肌に滲透する シミソバカスを防ぐ

C、肌をひ

きしめる 清淨にする 色を白くする

D、小皺を防ぐ 皮膚に栄養を與える

(4) 白粉打粉類

A、日やけを防ぐ 荒れを防ぐ（打粉）

(5) 紅眉墨類

A、荒れを防ぐ キメを整える B、皮膚に栄養を與える

(6) 歯磨粉

A、むし歯を防ぐ 歯を白くする 強くする B、口中を淨化爽快にする C、口臭を防ぐ 歯のやにを取る D、歯石の沈着を防ぐ

(7) 石鹼類

A、毛髪を痛めない B、皮膚を荒らさない C、キメをこまかにする

問 廣告中に厚生省又は公共團體等の名稱を使用してよろしいでせうか。

答 實際に名稱使用を願出でて許されたものは差支えありませんが、登録又は許可があつた場合應々宣傳のため「厚生省指定」とか推薦の文字を表示書又は廣告中に入れる人がありますが、これは表示してはいけないのでありますから特に御注意下さい。(法第三十四條第二號)

問 内容量はどんな単位で記入しなければなりませんか。

答 内容量は重量、容器又は個數、個數と重量、個數と容量の組合せによつて正確にあらわせばよい。但しこの場合容器とか包裝材料は内容量に含みません。例えば歯科材料に於ては、重量を表す場合はg、陶齒等は何本といふ如く記入しなければなりません。注射針の場合はダースで記入しなければなりません。

ガーゼは幅と長さを米で表はし脱脂綿、衛生家庭綿はgで記入しなければなりません。(法第四十一條第二號規則第三十五條第三十六條)

(尙藥事法の適要以外の製品ではあるけれども、綿帶の場合に於ても公定價格があるので規格は巾及長さを米で

表はす様になつています)

問 「使用上の注意」はどんなものに必要ですか、又必要であればどんな事を書くのですか。

答 「使用上の注意」は醫薬品及用具であつて厚生大臣が保健上の見地から必要でないと認めたもの以外は必要なものであります。必要でないものは主として醫師又は歯科醫師に使用されるものであつてその使用方法が醫師又は歯科醫師に一般に知られているものと又他のものゝ製造用として販賣し又は寄與されるものであります。では次に「使用上の注意」が必要であります。では次に「使用上の注意」にどんな事を書くかと言いますと、次のような事項であります。

一、用具の表示書に記載されたすべての適應に對する使用上の注意

二、使用量

三、使用の度數

四、使用の期間

五、使用の時期

六、使用の順序又は方法

七、使用の準備 (規則第四十六條及第四十八條)

問

染毛剤にはどんな事を注意書に書かなくてはいけませんか。

答 染毛剤については「毒、劇物取締規則」の適用を受けるので、醫藥用外劇物として取扱うことが必要であり、且つ含有しているものが特異體質の人に思はぬ危害を及ぼす場合もあるので、その試験方法を記入し、又「要習慣

性あり」等の注意書が必要であります。

問 登録をしなければならない用具とはどんなものですか、又無登録で製造した時はどうなりますか。

答 登録をしなければならない用具とは「法規並参考例規」の項の規則別記第四號表（参照）に記載されている品目をいうのです。これを製造せんとする場合は製造業の登録を受け、且つ品目ごとの許可を受け登録を受けないで製造をした場合は、法第五十六條により三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處せられます。（法第二十六條 第一項第二項第三項規則第十三條第二十三條）

問 半製品のみを作る工場は登録を必要としますか。

答 完成品を作る製造工場が法の対象となるので、一部半製品を作る工場は登録の必要はありません。

問 下請工場の登録はどうなりますか。

答 下請工場の場合、その工場において完成品を製造していなければ登録の必要はないが、完成品を製造しておれば登録をしなければいけません。この場合独立に登録するか親工場の分工場として登録するかどちらかであります  
が、兩者相談の上どちらで登録してもよろしいです。

問 用具のセット業者例えば「小外科器具」を仕入れて詰合せて販賣するのですが、これは製造業としての登録を必要としますか。

答 其の場合「小外科器具」とか「注射器の各種」セットを作るのは、使用に便なるための詰合せであるので、製造業とは認められず、従つて登録の必要はないのですが、例えば「人工氣胸器」とか「血沈測定器」の様にガラス管、板ゴム管、計量器等を一組にして初めて一個の完全なる機能を發揮するところのものを作る場合には、用具

の製造業となるので登録の要があります。

問 用具を作る設備と能力があるので製造業の登録をしたいと思いますが、どんな方法で手續をすればよいのですか、又登録費はどこから交付されるのですか。

答 登録の申請は「薬事法によつてしなければならない諸手續」の項の製造業登録申請書の様式で記入して、手數料として千圓の收入印紙を貼付の上工場所在地の都道府縣衛生部薬務課に提出すれば、その府縣では實際に設備基準の適合を調査の上副申を附して厚生大臣に申請書を送付します。厚生省にては調査の上決裁を受けて直ちに登録簿に登録の上、登録票をその府縣經由にて申請者に交付します。

問 歯科材料中、歯科用合金類製造業者の小分業とは如何なるものを言うのですか。

答 例えば壓延した長物鋏（ゴム巻）を買入れ、鋏刃に切つて包装の上、自己の責任において販賣する場合、これは小分業です。

問 登録した後で用具の新製品を作りたいのですが、追加は如何にしたらよろしいのですか。

答 用具の製造は品目の許可がいるので追加の場合には、その新製品について「法規並に参考例規」の項の次官通牒別記第九號様式により製造許可申請をして許可があれば製造することが出来ます。（規則第二十三條）

問 同一人が數工場を經營する場合は、各工場別に登録を必要としますか。

答 製造業の登録は製造所ごとに登録を受けなければいけないので、經營が同一人であつても各工場ごとに登録の必要があります。この場合の申請者は各工場の長ではなく經營の代表者である同一人の名義で申請すればよいのです。なお申請書は製造所所在地の府縣を經由するので當該府縣へ申請書をお出し下さい。（規則第十三條）

問

綿帶、リント布、三角巾、手術用腹帶の製造業者は登録が必要ですか。

答

これらのものは配給統制品ではあるが、現在の規定では医薬品でもなく、用具でもないから登録の必要はありません。

問

製造工場番号は如何なる理由にて入れるのですか。

答

用具のうち、小物類は慣習上包装しないで賣買されるのが實情でありますので、この場合は標示の必要はありません。然し薬事法の根本精神が用具、化粧品の品質向上にあるので、出来るだけ製造に對する責任を明確にするためマークに對し工場番号を與え、製品の見易い所に必ずその番号を入れることとなつたのであります。なおこの場合マークのあるマークはマークを使用して差支えありません。

問

用具中衛生用品とはどういうものを含みますか。

答

規則の別記第四號様式に記載されている家庭用洗滌器類、性病豫防器具類、浣腸器類、月經處理用器具類（月經帶を除く）性具類、脱疾治療器具類、避妊用具類の七種に大別され、これらの類に屬すと認められるものは全部含まれるのであります。これは國民保健上の見地から厚生大臣が必要と認めたものであります。（規則第三十二條）

問

歯科用貴金属類中には黃色合金は含まれますか。

問

現在歯科界に於ては黃色合金の使用は推奨されていないので一應含まないことにしています。

問

歯科用電氣エンヂンとはどの部分をさしますか。

答

ベルトアーム、モータ、抵抗器、コントローラーを含む全體の總稱であります。ハンドビースはこの場合は除かれます。

問 化粧石鹼の定義をお訊ねします。

答 これは非常にむづかしい問題であります。化粧石鹼とは洗濯石鹼に對する概念でありまして浴用石鹼も含めての呼稱であります。規格については、昭和十年十二月四日決定の日本標準規格J E S 第三一九號に定められていましたが、現在の處商工省に於てはこれらの化粧石鹼としての原料配給はしていないので、自下市販されている石鹼は浴用及洗濯石鹼を兼用する一號家庭用配給石鹼であります。然し化粧石鹼と稱して現に販賣される様な場合は薬事法の適用を受けるわけです。

問 薬品となる化粧品と普通の化粧品との區別はどうですか。

答 明らかに區別されるものは問題ではないが、限界の不明のものも非常に多く、差當つて考えられるものについて述べますと次の様です。

・ 薬品として扱うものは次の事を目的とするもの

- (1) 體臭の防止（わきがの薬）毛生え、除毛
- (2) 飲酒、喫煙、その他の習慣の矯正
- (3) ねずみ、はえ、か、のみ類の驅除又は防止

・ 化粧品として扱うものは次の事を目的とするもの

- (1) 皮膚、組織の變更（しみ、そばかすの除去、日やけの防止、皮膚の色を白くする等）等を目的とし、包装、使用方法、使用の目的からみて化粧品に準じているもの
- (2) 脱毛の防止（毛髪の營養、ふけの除去及防止）を目的とするもの

(3) 染毛を目的とするもの

等である。要するに限界の不明なものについてはその主な目的が法の第二條第四項又は第七項のどれにあるのか本質的に検討の上、更に一般の社會通念によつて定まる問題であると思います。

問 バーマネントエープ用アルカリ水溶液（ソリューション）は薬品ですか、それとも化粧品ですか。

答 化粧品であります。

問 化粧品を容器に詰めた時は内容量分の五〇グラムを入れたのですが、使用者が入手した時に減少していた場合不正表示化粧品となりますか。

答 製造者が平均量五〇グラムを詰めたのに係らず、取引過程に於て止むを得ず減少したものは不正表示とはなりません。（規則第三十九條第一號）

問 薬事法で脱脂綿、ガーゼ、繡帶の小分業の今後の在り方をお訊ねします。

答 これらの小分業は一部を除き大體に於て家庭の片隅に小分加工場と稱し小分するのが多い現状ですが、今後はこれら最終品たる醫藥品の小分をするには、速かに施設の衛生的改善と更に工場形態の移行が望ましいのであり、又近き將來には何等かの措置を必要とするので、かかる場合厚生省告示第十八號によつて示されている登録基準に適合している事が必要であります。

なお登録基準は最低限度の線を示しているのですからより以上の設備條件が望ましいことです。

問 個人經營を會社組織にした場合名稱變更届をすればよいのですか。

答 個人經營であつたものが會社を組織して、その會社が事業を繼承しようとする場合には、新規製造業者として法

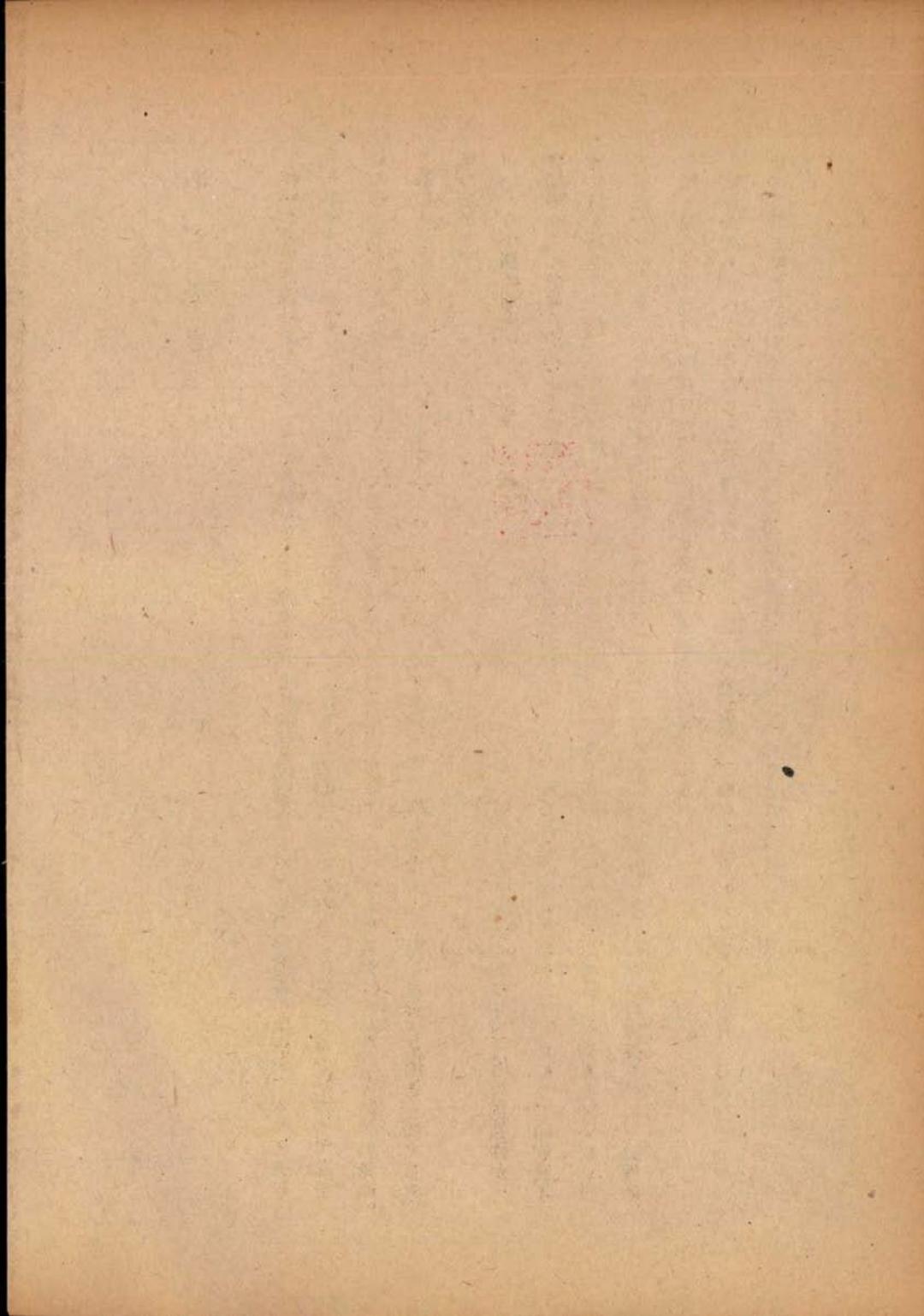
第二十條第一項の規定により、登録申請をしなければなりません。名稱變更届ですむのは、例えば富士KKが櫻  
KKと組織を變更せずに單に名稱のみを變えた場合等です。

## あとがき

昨年七月療品課の誕生このかたの念願であつた療品業界並に關係事務擔當者のための参考書の出版が、本年三月に至り梨波書房の好意によつて「療品」として實現することとなり、本書を完全なる手引となすべく希望を持つて着手したのである。處が編輯途次において行政整理で藥務局の廢止問題が起きその存立も危ぶまれたが、幸いに業界並に一般の人々の力強い御支持により無事局の存置が決定した。各位の御認識と御盡力とに對し敬意と感謝とを捧ぐる次第であります。

かかる時期に遭遇して「療品」の編集も一時中止の状態になつたが、局の存置の決定によつて刊行の有意義性が一晉痛感せられ急速に上梓を企てたのである。何分執務の傍らであり、限られた時間の餘暇を以てしたので、印刷後不備な點も見受けられ、こうすればよかつたといふ不満もあり、誤りも亦尠くないことを思はれるが御寛恕願いたい。又本書の上梓に當つて、懇切なる序を賜つた慶松薬務局長、業界に具體的な指針を示された中村課長を始め、御援助を與えられた業界並に關係官の方々に對して衷心より感謝の意を表します。

なおお断りせねばならぬことは、最初の企畫に反し、本篇附錄の二冊になりましたこと、G・H・Qのアッシャー氏の「我が療品界に對する希望」の箇が諸種の事情で頂けなかつたことです。



昭和二十四年七月三十一日 印 刷

療 品(本文・附錄共)

昭和二十四年八月一日 發 行

定 價 八 百 圓

編輯者

厚生省藥務局療品課

發行人

飯 塚 隆 久

東京都中央區銀座六丁目  
交詢ビル六〇四號

印刷人

吉 田 寅 次 郎

東京都板橋區志村二ノ二二

發行所

翠 波 書 房

東京都中央區銀座六丁目  
交詢ビル六〇四號



20

指

定

生

產

生産品目

醫療用投藥袋、藥包紙、健康保險力ル子  
健康保險請求簿、溫度表、診斷書、處方箋

本社

大阪市東區南新町二丁目一三 電話東④3092.1775

光星紙業株式會社

第一工場

大阪市東區南新町二丁目一三

第二工場

大阪市東區南新町二丁目六

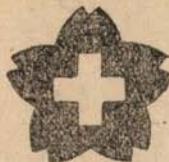
東京出張所

東京都中野区下馬町三丁目二八

東京連絡所

東京都中央区日本橋大伝馬町二丁目二

櫻+



字印

衛生材料  
脱脂綿・ガーゼ・繩帶

衛生材料中央販売業者  
衛生材料製造業者

石川工業株式会社

本社・工場

東京都豊島区高田南町三丁目七〇一  
電話九段(33) 0983・2564

# 衛生杖料

登録商標



衛 生 杖 料 製 造 業 者  
輸 入 杖 料 中 央 販 売 業 者

Akikusa & Co.,  
TAKATA, MINAMICHO TOSHIMAKU, TOKYO  
秋艸繻帶杖料株式會社  
東京都豊島區高田南町二丁目

良心的製品  
イシクラの



脱脂綿  
ガゼ帶  
繻  
其ノ他衛生材料一般

衛生材料製造並中央販賣業者

(製造業者登録 東醫第75號)  
(中央販賣業者登録衛第60號)

石倉繻帶材料株式會社

東京都中央區日本橋大傳馬町一丁目一番地  
電話茅場町 (66) 3900 • 3901 番

工 場 東京都新宿區下落合一丁目 20  
電話落合 (95) 4082 番  
織布工場 新潟縣北蒲原郡葛塚町 3466



東十字製品

脫脂綿  
大判綿  
衛生材料

衛生材料・製造販賣

合名會社

東製精綿工場 筑紫商店

東京都豊島区高田南町3,700

電話 九段(33) 1664-3203

代表社員 筑紫敏男

TRADE



MARK

脱脂綿  
医療用  
綿療  
力衛用  
一ゼ  
生紙  
繃材  
製品  
帶料  
造

衛生材料中央販売業者登録店

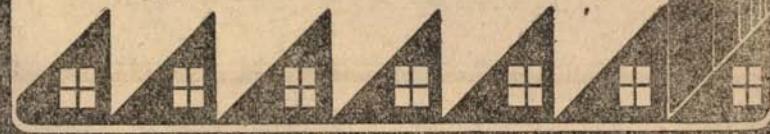
合資会社

開新舎

代表社員 金子昉

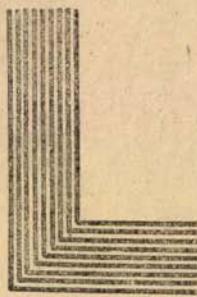
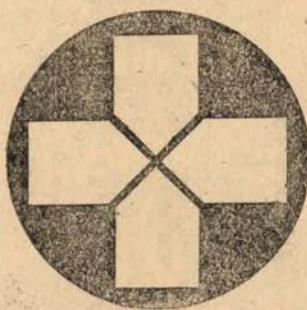
本社立工場 東京都豊島区高田南町一丁目二〇六  
電話九段(33) 3421・4539

神田営業所 東京都千代田区神田維屋町一五  
電話茅場町(66) 7164



四十字印

ガーゼ・織 織  
院脂綿・衛生材料品



株式会社 正金

本社・東京都豊島区高田南町2 ★ 営業所・東京都中央区日本橋大傳馬町3

衛生材料製造

衛生材料製造業登錄店  
衛生材料中央販賣業登錄店  
衛生材料輸入販賣業登錄店

登  
錄

株式會社

指田精製所

商標

名

本社並第一工場

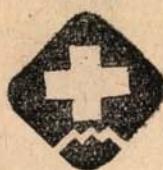
東京都新宿區下落合一丁目三五  
電話落合長崎(95)二五〇一四三三七

振替口座東京三六一八〇

第二工場

東京都新宿區下落合一丁目三八  
電話落合長崎(95)三四五四

SANITARY GOODS &  
DRUG GOODS



株式  
會社

山本善弘商舗

電話赤羽(80)二九六七・二九八三  
練馬北町二九番

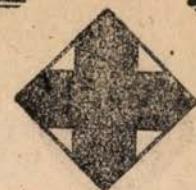
東京都板橋區志村蓮根町一五〇〇番地

衛生材料製造業者・衛生材料中央販賣業者



Z. YAMAMOTO SHOKAI  
No. 1500 HASUNECHO  
SHIMURA ITABASHIKU TOKYO

印字十劍



目品業營

綿ゼ一  
脂力繩

新興株式会社

東京都板橋區舟渡 1-8

電話赤羽 (80) 2085

衛生材料製造販賣卸業者



株式  
會社

日進商會

取締役社長

原

啓

藏

本社

營業所

第一工場

第二工場

電名電話池上(05)大田庄内一久通八ヶ原八ノ五、一四三四七一九、七六六番六番地  
東京都西區内(53)内一久通八ヶ原八ノ五、一四三四七一九、七六六番六番地  
東京都西區内(53)内一久通八ヶ原八ノ五、一四三四七一九、七六六番六番地  
木挽町内(57)新宿區西四四〇八八  
淀橋(37)ヶ谷本町二三一ノ五、三五〇八八  
雪木銀座(37)ヶ谷本町二三一ノ五、三五〇八八  
東京都中央區木挽町六番地  
電話

脫脂綿ガーゼ  
綿繻帶

其他衛生材料一式

支店



脱脂綿  
かわいぜ  
繩

羽衣印

帶

鳳凰印

製造販賣

# 三立工業有限公司

代表取締役

志

村

尙

憲

本社

東京都中央區日本橋本町二ノ六

電話茅場町（66）四七八五・五一五〇  
五二一

工場

埼玉縣北足立郡谷塚町瀬崎五七五

電話草加 四一

印十鳩



脱脂綿その他衛生材料一式製造  
精練漂白加工並に販売

衛生材料中央販賣業者登録店

輸入医薬品販賣業者

有限公司  
蕨綿業社

取締役社長 永井秀吉

専務取締役 田口退之

本社址

埼玉縣北足立郡戸田町下戸田二二八二

工場

電話(川口)四〇七〇(蕨)二五七

営業所

埼玉縣北足立郡蕨町田一〇一七

電話(川口)四〇六九(蕨)一七五

衛生材料製造業者登録店  
地方販賣業者登錄店

營業品目 (脱脂綿・ガーゼ・綿帶製造  
外製綿一切)

力 合名会社 菅野精製綿工場

代表社員

菅 野

菅 野 元

明 進

管理薬剤師

東京都新宿区戸塚町三一七。

衛生材料中央販賣業登錄店

# ミユキ商事株式會社

營業所

東京都中央區日本橋本町四丁目一五

電話 日本橋(24)四五九八

TOBU

# 衛生材料



厚生省登録  
中央販売業

東京都府登録  
地方販売業

## 東部衛生材料株式會社

社長 塩野三

東京都中央区日本橋本町3-10

電話茅場町(66) 4711

取引銀行

{ 第一銀行飯田橋支店  
大和銀行東京支店  
三和銀行東京支店  
千代田銀行大傳馬町支店

# 東部衛生材料株式會社

東京都中央區日本橋本町三丁目十番地

所屬製產者

大	鳥	早	伊	岩	岡	鶴	石	中	岩	出	小	稻	市	鹽
羽	川	崎	守	東	都	新	宿	下	落	合	一	ノ	五	四
田	野	東	京	都	文	京	區	一	品	川	町	五	八	三
鋸	東	京	都	文	京	區	湯	鳥	二	ノ	二	正	守	三
東	京	都	豐	島	區	高	田	南	町	三	フ	七	八	七
都	港	區	南	佐	久	間	町	一	四	九				

勝	三	東京都文京區駒込坂下町一六三
沼	山	東京都豊島區長崎町六ノ二一
山	田	東京都豊島區春木町三ノ三五
村	村	東京都文京區弓町一ノ二五
村	村	東京都墨田區石原町四ノ二四
角	柿	東京都墨田區太田郎一郎
兼	柿	東京都中央區日本橋小傳馬町一ノ二
中	中	東京都中央區高田南町二ノ六二七
中	中	東京都世田ヶ谷區若林町六三
中	中	東京都杉並區高圓寺七ノ九〇三
内	内	東京都太田區調布千鳥町六七五
内	内	東京都葛飾區金町四ノ一八
内	内	東京都臺東區谷中初音町三ノ一九
内	内	東京都豊島區巢鴨五ノ一、一六五
木	木	東京都板橋區板橋町一〇ノ二九一四
木	木	東京都豊島區雑司ヶ谷町六ノ八八五
木	木	東京都板橋區板橋町七ノ二四七
木	木	東京都板橋區練馬貫井町四四六

# 衛生材料は品質本位の

株主一同（順不同）

厚生省中央販賣業者登録第九號

## 中央衛生材料販賣株式會社

本社

電話

中野

(38)

四六四

番

營業所

東京都

中央區

日本橋本町

一ノ八

電話

日本橋

(24)

二四二四

番

取締役社長

專務取締役

常務取締役

取締役

常任監査役

監査役

取締役

常任監査役

監査役

取締役

常任監査役

監査役

取締役

常任監査役

監査役

取締役顧問

取締役相談役

野 阿 河 堀 瀬 玉 菅 野 吉 大 黒 比 川  
澤 部 合 田 端 村 野 江 場 田 護 源  
政 興 三 豊 三 元 宗 次 専 次  
喜 吉 郎 喜 郎 郎 明 健 德 郎 龍 寿 郎

川邊源次郎 羽石長雄 川合吉三郎  
比護專壽 伊井うみ 宮下幸太郎  
黒田市右衛門 塚原兵藏 山崎平吉郎  
阿部與吉 佐藤辰之助 菅野元明  
上村禮三 久保田梅太郎 紅林梅太郎  
大場吉次郎 重田カクジ 原田重次郎  
新田 静野澤一雄 濑端甚三郎  
姿衛材社 田口彌堀田豊喜  
稻好照子 岩田清一郎 金安傳次  
河合三郎 岩岡忠治 岩月庄五郎  
玉村吉三郎 野田齊野中  
吉江宗德 小林運治 金子衛材工業  
恩田寅次郎 羽山賢司 報徳紡株式会社

平和十字

衛生材料製造一般

株式會社  
康生舍

取締役社長

長谷川勇次郎

(工場) 東京都新宿區下落合二丁目 + 三一  
電話落合(95) 四六一〇番

衛生材料製造業  
販賣及輸出 —— 輸入衛生材料  
—— 團醫療衛生用品  
其  
他

醫藥品製造業登錄店登錄第六九號  
中央販賣業登錄店登錄第十八號



# 國華衛生材料合資會社

代表社員 國枝八十郎

本社工場 名古屋市北區金田町五丁目二十二番地  
連絡所 電話 東(4)二〇九一一番  
名古屋市中村區廣井町二丁目五四番地(驛前)

中央產業株式會社內  
電話西(53)二〇八八番・三一〇五番

マツホシ印繡帶材料製造本舗



# 松村衛生材料工業株式會社

取締役社長 松村鹿之助  
専務取締役 小西信

本社 工場

名古屋市西區西菊井町三ノ一二二  
電話西(53)一三五五番

知多工場

愛知縣知多郡西浦町樽水  
電話常滑二七〇番

東部出張所

神奈川縣足柄下郡溫河原町宮下  
電話吉濱一〇八番

登 錄 商 標

衛生材料中央販賣業者



名古屋市西區兒玉町二五七番地

名古屋衛生材料株式會社

取締役社長

平 松 種 義

義

電話 西局(53)一七一三番  
振替 名古屋一一五八番  
製造工場 名古屋市西區兒玉町二七二番地  
平松衛生材料工場

品營  
日業

衛生材料製造並販賣

(衛生材料中央販賣業者登錄店)

松英精綿株式會社



取締役社長 松前勝助  
取締役 伊奈英一

本社並工場

名古屋市西區西志賀町一九〇六〇  
(伊奈工場) 電話西(53)二七四七〇六〇  
(松前工場) 電話西(53)一六〇六七〇五五

衛生材生  
中央販賣業  
製造業  
登録店



# 富士衛生材料株式會社

取締役社長 安井富松  
専務取締役 渡邊登

本社工場 名古屋市西區淨心本通三ノ二〇  
電話西(53)〇三八四番  
製綿工場 名古屋市北區清水町八ノ三〇



印字十廣未



印 球 地

衛 材料製造業  
中央販賣業

…□…

輸入衛生材料  
醫療衛生用品  
其 他

# 國際衛生材料株式會社

本 社 長 松 本 啓 治  
專 務 渡 邊 正 茂

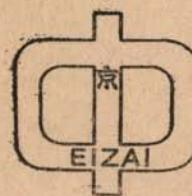
本  
製藥工場

名古屋市西區鳥見町三丁目三六番地  
松本衛生材料製造所  
電話西(58)一三五三番

精綿工場  
渡邊精綿工場  
名古屋市熱田區明野町六ノ十七  
電話南(32)三二二九番

營業品目

衛生材料製造並販賣  
中央販賣業登錄店登錄第四一號



# 中京衛生材料株式會社

代表取締役

木

村

元

平

取締役

松

浦

弘

見

野

田

良

一

本社・營業所

製綿工場

製藥工場

全

名古屋市中村區龜島町二ノ二三  
各古屋市中村區龜島町二一二四三番  
電話本局(2)三二四三番  
名古屋市西區庄内通り一ノ八(松浦工場)  
電話西局(53)二二一六番  
名古屋市西區白堀町二ノ二〇三番  
電話西局(53)二二一六番  
西局(53)二二一六番  
七番  
番

營業品目

衛生材料製造販賣



# 大同衛生材料株式會社

專務取締役 松原英俊

本社  
營業所  
名古屋市中區東田町二丁目二二二  
八百津工場  
名古屋市東區平田町二三七  
電話  
岐阜縣加茂郡八百津町二八九  
電話  
古屋市西區香吞町六一七  
電話  
(53) 四二三三番九番七  
庄内工場  
名古屋市西區香吞町六一七  
番九番七  
番九番七

【衛生材料中央販賣業者登錄店】

龜 築 堂 綿 行

代表者 坂 田 鐵 男

石川縣金澤市長田本町への十八  
電話 金澤 六七三九番

衛生材料製造

衛生材料中央販賣

# 中部衛生材料株式會社

取締役社長

山田善四郎

専務取締役

鈴木清春

營業所

名古屋市西區新福寺二九八  
電話西局(53)二二六六二番

第一工場

名古屋市西區鳥見町三ノ一四二  
電話西局(53)五三一一番

第二工場

名古屋市西區新福寺二九八  
電話西局(53)二二六三番

第三工場

衛 生 材 料 製 造  
衛生材料中央販賣業



合資  
會社

# 加藤精製社

本社・工場

名古屋市西區深井町五四

電 話 西

(53) 一六一〇二七八八〇番番

矢田工場

名古屋市東區矢田町八ノ三五

電 話 千 種 (73)

○ 六二七番

REGISTESED



TRADE MARK

營業品目

脱脂綿・ガーゼ・繩帶其他衛生材料一式

衛生材料中央販賣業登錄店

# トモナリ衛生材料製作所

友 齊 昌 三

名古屋市東區茅野町一ノ一二  
電話 東(4)六七四八番

【衛生材料中央販賣業者登錄店】

# 平和衛生材料株式會社

取締役社長

河

野

得

常務取締役

神

谷

太

取締役

友

龜

次

監査役

篠

倉

武

久

郎 郎 三

名古屋市中區門前町三ノ三  
電話 東一〇八三番

營業品目

衛生材料製造業…輸入衛生材料

中央販賣業…◆醫療衛生用品



# 東海精綿株式會社

取締役會長

取締役社長

專務取締役

本社營業所

製綿工場

製藥工場

大橋光敏命師  
元川敏二  
野川元  
河谷長  
橋光

名古屋市西區上名古屋町字西江向五九番地

電話西(53)○四六二一

番地

名古屋市西區上名古屋町字西江向五八番地

電話西(53)○八九七

番地

愛知製綿工場

電話西(53)○八八九

番地

名古屋市西區又德町六丁目八八九番地

長谷川工場

電話西(53)一六五二

番地

名古屋市西區兒玉町三丁目六一二二番地

大橋第一工場

電話西(53)一一二七〇番地

名古屋市西區笠取町四丁目四八四番地

大橋第二工場

電話西(53)二七六六番地

全 全

衛生材料中央販賣業者登錄店

木間製藥所

木

間

隆

靜岡縣濱名郡可美村東若林七八〇番地

電話 增樂局 一四九番

營業品目 衛生材料一般

衛生材料中央販賣業登錄店

厚生省登錄番號衛第一號

# 靜岡衛材株式會社

本社

靜岡市八幡本町二丁目六番地

電話

三

二

四

六

番

出張所

沼津市上土町上土一四五

電話

一

二

〇

〇

番

愛知縣海部郡彌富町飼浦中六町一一二

衛生材料製造  
中央販賣業

# 愛三精綿株式會社

取締役社長 淺井角太郎

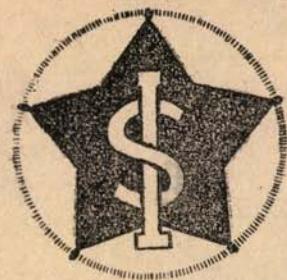
専務取締役 丹羽豊一

第一工場 愛知縣海部郡彌富町飼浦  
電話 (彌富) 一〇八番  
第二工場 三重縣桑名市大字矢田三三六  
電話 (桑名) 九二番

第三工場 三重縣桑名市相川町東  
電話 (桑名) 八〇五番  
第四工場 三重縣四日市市東富田八〇七  
電話 (富田) 二一九番

衛生材料製造

中央販賣業



石田俊一商店

名古屋市東區小川町六一

電話 東一四九二三番

營業品目  
衛生材料製造  
衛生材料中央販賣業

# 旭 製

## 綿

代表社員

## 合

## 名

## 會

## 社

本社  
堺工場  
電話  
大阪府堺市出馬町二丁目一八四五四三  
名古屋市西區堀端町三九〇三五八七二  
電話

繡ガ脱脂綿  
一ゼは品質  
帶量目共に正確な

# 南海衛生材料株式會社

大阪市東淀川區紫島町二四八

電話 一 豊崎七五八番  
吹田七四三番

衛生家庭綿造製並販賣

登錄商標



青松印製綿本舗

# 川本繩帶材料株式會社

取締役社長 川本新之助  
事務取締役 泉谷良喬  
常務取締役 佐々木英藏

本社

大阪市東區瓦町二丁目二十四番地  
電話北濱(23)一六四七三一一番

分室

大阪市東區安土町二丁目二十六番地  
電話新町(53)四七三三三番  
大阪府泉北郡忠岡町忠岡五八八番地  
電話(泉大津)七二番・四三五番

大津川工場  
第二工場  
第三工場

大阪府岸和田市中井町四〇七番地  
大阪府泉州北郡忠岡町北出四十八番地

櫻

地

球

印

印

世

界

一

印

醫

療

衛

生

材

料

製

造

元

合  
名  
會  
社

大  
和  
工  
場

大阪市東淀川區三國町一一六〇

電話 豊國崎 一一五  
一六一  
九一  
番番

衛生材料製造並輸出

衛生材料中央販賣業者登錄店

# 西浦精練工業株式會社

取締役社長 西 浦 久 藏

本社並工場

奈良縣生駒郡斑鳩町大字龍田一一五番地

電話 龍田五番一七番

營業科目 日本藥局方  
力一ゼ脱脂綿  
衛生材料全般  
製造業  
中央販賣業

太

大桑衛材株式會社

取締役社長 大桑弘治  
専務取締役 吉寅雄

本社 大阪市東區般越町二丁目二三番地  
鳳工場 電話東三四六八番・三四六九番  
堺工場 堺市鳳東町二丁目一六三番地  
電話鳳一  
電話鳳一  
電話鳳一  
電話鳳一  
名古屋工場 名古屋市西區天塚町一丁目一五四四番地  
電話西五  
電話西五  
電話西五  
番地番地番地

衛生材料製造業

衛生材料中央販賣業

大優衛生材料株式會社

大阪市阿部野區天王寺町三一二四

衛生材料製造並販賣業



# 今永商事株式會社

取締役社長 今永禮吉

營業所 大阪市東區道修町二丁目三八  
今里工場 電話北濱(23)一一六六番  
鳳工場 電話東(94)三八五五一  
堺市毛穴町三十七番地

衛生材料製造業登録店  
衛生材料中央販賣業登録店

花菱印  
桔梗印  
衛生材料製造元



醫療器械  
衛生用品  
ゴム製品

# 土岐淺太郎商店

工場

池田市玉阪町二十一番地  
電話石橋二六番  
兵庫縣川邊郡川西町小花宮之前八番地  
電話池田八九九番

小賣部 川西藥局

衛生材料製造販賣

# 大阪衛材工業協同組合

事務所

大阪市住野區猪飼野東二丁目三十四番地  
電話天王寺(77)三五九六番

監理事長  
監理事長  
監理事長  
監理事長

北下 北村 森 松 杉 平 平 木 岡 明

村川嶋 井 萬 川 山田 山 村 部 平  
政 次 次 重 泰 長 德 初 弘  
常 米 喜 之

男作一郎 郎茂久 生治 助 承 信

TRADE



MARK

*Shinko*

# 新興商會

東野富三

大阪市東淀川區小松北通一丁目18

電話 吹田 942.558番

---

## 營業種目

衛生材料地方販賣業者登錄店

脱脂綿・ガーセ・織帶

衛生家庭綿

衛生用品一般

*Shinko* 御産フトン

*Shinko* リント

# 近畿脫脂綿同志會

製造品目 脱脂綿・ガーゼ・綿帶

## 高村綿帶材料製造工場

高村幸之助

京都市伏見區桃山町丹下八番地

京都市東山區本町一町目五四番地  
電話祇園(6)一五一八番

製造品目 精製綿・精製ガーゼ

## 株式會社 實業製綿所

代表取締役 井上喜太郎

京都市伏見區桃山町丹下八番地  
電話伏見三六六・九六七

製造品目 脱脂綿衛生材料各種製綿

## 堀内綿帶材料製脂綿工場

堀内彦勝

福知山市内記二丁目四六

和歌山市新堀二丁目五  
和歌山一〇四四・一五四五

## 大林精製綿工場

大林義一

製造品目 日本藥局方脱脂綿

奈良縣北葛城郡王寺町王寺

## 力木二衛材工場

紀山重郎

製造品目 脱脂綿・衛生材料

楠本久藏

和歌山市納定四四番地

## 夕楠本綿業所

上田庄太郎

製造品目 局方精製脱脂綿・局方脱脂綿

奈良縣生駒郡山町南鐵治二四番地

製造品目 日本藥局方醫藥品・精良脱脂綿  
脱脂綿

## 合資會社 上田製綿所

衛 生 材 料 製 造 業

衛生材料中央販賣業登錄店



# 森 清 緜 業 株 式 會 社

取締役社長

森

清

助

本 社

本町營業所

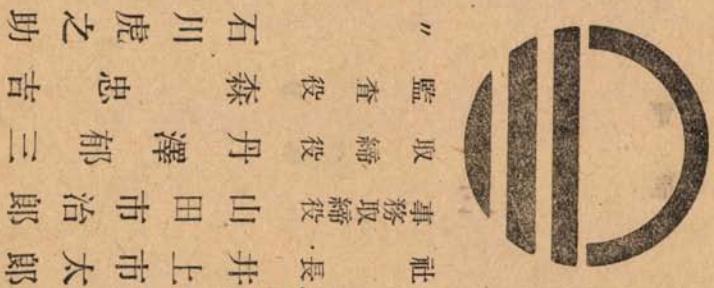
第一工場

電大和和電和和電  
話阪府山和市和歌市  
尾泉南郡野山市本町  
崎崎三野山一野崎  
一崎一〇二丁目一八番  
三町〇六一八番  
三二九七番  
番五地番地番地

# 芦屋衛材工業株式會社

衛生材料中央販賣業

衛生材料製造



社長 井上市太郎  
事務取締役 山田市治郎  
取締役 丹澤郁三  
監査役 森忠吉  
”

本社並工場 芦屋市津知町八四番地

電話 芦屋三八一・三八二・二六九五

商事部 芦屋市業平町一九

出張營業所 神戸市長田區監物町三三三  
電話 滾川四九八四

衛 生 材 料 製 造 業

三

宅

綿

行

三

宅

廣

次

兵庫縣加古郡一色五二一  
電話別府一〇五番

# 品質とサービスの店

衛生材料製造業

衛生材料中央販賣業

## 姫路衛材工業株式會社

姫路市飾磨區妻鹿町八六七

電話妻鹿七番・一三五番

社長柳田久一

標商錄登

衛生材料製造業並中央販賣業  
中入綿蒲團綿特殊紡績販賣業



# 藤野綿業株會式社

取締役社長 藤野 勇八

本社 廣島

東蟹屋町百參拾番地

電話 2 中〇五三四・一八九三・四二六四番

支店大分

市田室町

電話 二二二

二二二

二二二

番

出張所 福岡市住吉管絃町

電話 東一四二五番

一四二五番

一四二五番

番

衛生材料製造業

山陽醫材株式會社

取締役社長

常務取締役

常務取締役

三 三 田

田 榮

辰 吉

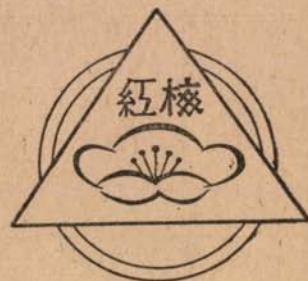
巳 良

本社並工場

廣島市尾長町三八四

電話廣島中(2)六五七番

優 良  
衛生材料のマーク

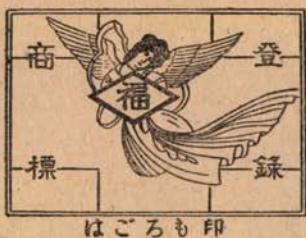


衛生材料製造元

大山盛幸堂

吳市阿賀町大坪谷

吳 TEL 3498  
阿賀 TEL 104



はごろも綿・脱脂綿製造元

衛生材料中央販賣業者

# 大里製綿株式會社

門司市大里  
電話三一六  
取引銀行第一銀行門司支店  
振替口座福岡八二一三  
山口縣下關市長府松小  
大分合同銀行大里出張所  
電話(長府)三〇三番里

衛生材料製造業者  
衛生材料中央販賣業者



福岡市比恵明治町二四八番地

おたふく産業株式會社

電話東(3)五二三一・一二番

脱脂綿、衛生家庭綿  
製綿、特殊紡績製造

衛生材料中央販賣業者登録店

製綿指定工場

イ

力 ク イ わ た 本 舗

# 山形屋産業合名會社

代表社員 岩 本 慶

同 岩 本 健 吉

鹿兒島市郡元町九二七番地  
電話 九一七〇〇番

日本藥局方脫脂綿製造

神山製綿合名會社

神奈川縣足柄上郡松田町神山五

振替口座 東京 39359番

電話 松田（長）23番

鍵和田勝治

白鳥印衛生材料 一般  
治療用補助品

衛生材料製造業者登録店



三木村工業有限會社

東京都板橋區板橋町六丁目三四四〇番地

電話 板橋（96）一一〇六番

振替 東京一三三七七九番

電略（ミキム）又ハ（キム）

衛生材料一般

株式会社 葵 衛材社

本社営業所 東京豊島池袋3-1415

電話 大塚(86)3771

出張所 東京豊島椎名町5-2164

電話 落合(95)4332

登録商標



衛生材料中央販賣業

神原商事株式會社

東京都中央區日本橋小傳馬町一丁目一番地

電話 茅場町(66)4340—4341番

振替口座 東京90番

取引銀行 第一銀行本店

工場 豊島區高田南町一丁目一〇一一番地

玉

衛生材料

星王印



衛生材料中央販賣業者

株式会社

玉川商店

東京神田東紺屋町

衛生材料製造業者  
衛生材料中央販賣業者



富士十字印衛王材料

日本衛生興業株式會社

取締役社長 推貝日郎

營業品目

局方脱脂綿

ガ一セ

ホータイ

本社及工場

東京都豊島區高田町一ノ矢  
電話九段(33)二一二九

出張所

宇都宮市東塙田町七八



衛 生 材 料  
醫 料 衛 生 用 品 製 造

# 傍 島 製 綜 合 資 會 社

代表社員

傍 島 誠

一

本社並工場

名古屋市西區笠取町三丁目四十五番地

電話 (53) 一四四九番

電話 ソヤ (又ハ) ソ

中央販賣業者登錄店

地方販賣業者登錄店

醫藥品等(衛生材料)

# 東 洋 衛 生 合 資 會 社

代表社員

川 加 傍 藤 口

司 助 郎

代表社員

島 彌 亮 一 之

次 郎

營業所

藤 得 一

番 地

電話

名古屋市西區笠取町三丁目四十五番地

番

(53) 一四四九

衛生材料製造販賣

地方販賣業者

高

田

商

店

全營業所

電多名古屋市西區押切町一ノ一  
治電話西(53)三四四番六  
見市御幸町二二五番六

高田銀二郎

横井亮商店

登錄商標



衛生材料製造販賣  
地方販賣業者

名古屋市西區南押切町四ノ一三  
電話西(53)〇五七四番

衛生材料製販賣業  
愛知縣地方販賣業

伊藤清一商

伊

藤

清

名古屋市西區新屋敷町五番地  
電話西局(53)二三三五番

衛生材料製造販賣業  
愛知縣地方販賣業

榮綿

飼行

眞

一

商

店

工營名  
業 古屋市  
場 所 西區  
電 白堀  
話 西局  
局 町  
(53) 一一  
〇二丁  
八〇目  
一二一  
六七番  
番地

衛生材料製造販賣業  
愛知縣地方販賣業

大

崎

照

正

商

店

名古屋市西區菊井通り二丁目九番地  
電話西局(53)〇五九八八番

衛生材料製造販賣

地方販賣業者

旭 緬 材 店

代表者 桑原美津

名古屋市西區堀詰町二ノ一六

電話西(53)三五七三番

衛生材料製造

西 尾 鍵 一

名古屋市西區兒玉町七三八

衛生材料製造

前 野 茂 三 郎

名古屋市中村區榮生町二ノ三五

衛生材料製造

城 山 繁 太 郎

名古屋市西區上仲町二ノ一〇

衛生材料製造

共 和 藥 品 商 會

代表者 武田時雄

名古屋市東區中市場三ノ一九  
電話東(4)四七二九番

鈴 木 豊 造

豊橋市松葉町二ノ一四七

厚生省登錄第拾參號

衛生材料中央販賣業者

## 中國衛材株式會社

岡山市東田町八十二番地

電話五五三五番

取締役社長

專務取締役

常務取締役

取締役

常任監查役

常任顧問

林 藤 小 藤 伊 石 仲 橫  
澤 野 原 達 黒 一 孝  
源 忠 荒 誠 英  
十一 太 一 博 郎 史  
郎 郎 郎 郎 次 博 郎 史

衛生材料中央販賣業者

## 近畿衛生材料株式會社

取締役社長 樋口重雄

京都市中京區室町通御池下ル

電話本局(2)三六七九番

義務印安產具發賣元

衛生材料製造加工

地方販登業登錄

株式  
會社

# 厚 生 舍

【舊】  
山 長

大阪市東成區大今里町二ノ一一二一  
電話 東一四一九番

看 帽 印

醫療衛生材料製造業



# 高村國盛館

藥劑師 高村幸之助

本店

京都市東山區本町一丁目  
電話祇園(6)一五一八番

工場

京都市伏見區向島庚申町  
電話伏見一六八五番

衛生材料中央販賣業

# 五味衛生材料興業所

五味五兵衛

兵庫縣芦屋市三條町一三五番地

電話 芦屋二九五一番



マンボシ印

萬谷宗三商店

登録商標

マンボシ印

衛生材料製造業者  
衛生材料地方販賣業者 登錄店

大阪市東住吉區北田邊町八二八番地  
振替口座 大阪五七八五二番

取引銀行 第一銀行 大阪支店

正直と正確



終始一貫

醫藥品等【中央・地方】販賣業者  
醫療用紙製品販賣業者

# 大阪衛材株式會社

大阪市東區道修町一丁目一八

電話北濱(23)四一一六・五二〇八番

衛生材料製造販賣

厚生省登録

阪醫第五十一號 衛生材料製造業者

第六十三號 衛生材料中央販賣業者

株式會社

西衛商會

大阪市東區北濱二丁目七二番地

電話 土佐堀 二四一二番

北濱 七一七番

二四一六番

衛生材料製造加工

衛生材料中央販賣



ORIENTAL

SANITARY MATERIAL CO., INC.

オリエンタル サニタリー マテリアル 株式會社

取締役社長 森下清吉

本社 大阪市東區北久太郎町二丁目三二

電話 北濱(23) 5844番

工場 大阪市東淀川區小松町七七一

電話 吹田942番

營業品目

衛生材料・ゴム製品

醫療衛生用品

衛生材料中央販賣業

西部衛生材料株式會社

代表取締役 嶋田國太郎

大阪市東區道修町一丁目十八番地

電話 北濱(23) 4116番

取引銀行 帝國銀行大阪支店

衛生材料 製造

子供

# 飯野衛生材料加工所

飯野登喜雄

印 路



大阪市東區釣鐘町二丁目二十五

衛生材料製造業



# 北川生治

大阪市北區河内町一丁目三十一番地

營業品目 衛生材料 醫藥品  
醫療用衛生品、ゴム製品  
再製ガーゼ繩帶漂白加工業

衛生材料製造業

大阪府醫藥品等地方販賣業

醫療用紙製品地方取扱業

合資 會社 福西工場

上田貞次郎

大阪府布施市長堂三丁目三八番地

電話 布施五〇九番

振替口座大阪五六三八七番

取引銀行 大和銀行 布施支店  
三和銀行 布施支店

力ネニ印衛生材料製造元  
製綿。印刷。和洋帳簿類。製造

三 力ネニ興業株式會社

取締役社長 紀重郎

本社 奈良縣王寺町王寺  
電話王寺 { 八八番番 (甲)  
振替大阪八〇四三〇番番 (乙)  
工場 製綿部・漂白部・印刷部

登錄番號厚生省第七一號

衛生材料中央販賣業

登錄番號坂醫第二九號  
衛生材料製造業

# 浪速商會

大橋寅吉

大阪市東區備後町  
壹丁目拾壹番地

# 浪速衛生材料加工場

大橋茂治

大阪府南河内郡日置莊村  
字西一〇八七番地  
(南海高野線初芝驛前)

電話金田五二番  
振替大阪三四一三七番

製造品目

日本藥局方

精製脱脂綿。脱脂綿

兵庫縣姫路市船橋町五丁目七

日本藥局方

精製脱脂綿。脱脂綿製造

株式  
會社

穂積綿行

取締役社長 穂積莊三郎

株式  
會社

澤田棉行

取締役社長

澤田藤一郎

營業所 姫路市吉田町參番地

電話 姫路二四三番

工場 姫路市宮西町參丁目

電話 姫路

九四五・一四五

一八四三・二四五一

• 製造品目 •

精製脱脂綿・脱脂綿

兵庫縣加古郡荒井村小松原三八八



大山口・棉行

山口公一

電話高砂二七二番

衛生材料中央販賣業

株會式社明治商會

東京都中央區日本橋本町三丁目九番地

電話日本橋(24)2723・3736・3446

衛生材料製造業者

## 三協衛生材料株式會社

岡山市難波町六十一番地

電話七二三三番

取締役社長 小野荒太郎  
専務取締役 横田邦仲  
常務取締役 仲新一郎  
取締役 田孝史郎  
監同川上與平  
查役 仲次郎

厚生省登録

衛生材料製造業  
衛生材料中央販賣業



兵庫縣衛生材料株式會社

取締役社長

小西義雄

本社

神戶市兵庫區水木通六丁目五  
電話湊川(5)二五四八一九一

支店

兵庫縣姫路市野里大野町五〇  
電話姫路八一二番

取引銀行

富士銀行  
大阪銀行  
湊川支店  
神戶銀行  
兵庫支店

イカリトンボ印 衛生材料製造

地方販賣業者登録店

西浦松吉商店

奈良縣斑鳩町龍田三〇八五

電話 龍・田 二八

日之出地球印  
日の丸十字印

衛生材料製造販賣

烟衛生材料興業所

所長 烟半三郎

堺市神保通一丁目一番地  
電話 (堺) 一三二三五五九

振替 大阪  
支店 帝國銀行  
支店 大和銀行  
支店 堀川銀行  
支店 三和銀行  
支店 堀川銀行  
支店 堀川銀行  
支店 堀川銀行  
支店 堀川銀行

衛生材料製造並販賣

厚生省登録工場

關西繩帶材料製造所

取締役社長 嶋田國太郎

大阪市東成區大今里本町一丁目六八六番  
電話 南局 (75) 三二三一  
三大和阪銀銀行行  
今今里里支  
店店番



登商標

厚生省登録東醫第三十四號

衛生材料製造業者

醫療衛生用品販賣

富士商店

日本薬局方

登録商標 オービシ印

谷田敬壽

東京都中央區日本橋本町

四丁目十五番地

電話日本橋(24)四五九八番

其脱脂綿・ガーゼ・繻帶一  
ノ他衛生材料一式一  
特許繻帶發賣元  
衛生材料製造業者登記店  
輸入衛生材料中央販賣業者登記店  
材料販賣業者登記店

岩月紡帶材料工業合名會社  
代表社員 岩月庄五郎

彌東京工場

新潟縣西蒲原郡志村町二丁目一六番地  
電話赤羽(80)三三八三番

東京都中央區日本橋本町三八三番地  
電話茅場町(66)四五三三九番地

包裝工場



鈴リボン印

鈴木佐一郎

東京都豊島區巢鴨五ノ一、一六五  
電話大塚(86)三三三一一番

東京都港區芝白金臺町二ノ一

厚生省登錄第一號衛生材料製造業  
東京都登錄第十二號衛生材料地方販賣業



太田商事有限會社

東京都中央區日本橋  
本町四丁目十五番地  
電話日本橋(24)二五六三番

厚生省登錄東醫第三十一號  
衛生材料製造業者  
醫療衛生用品販賣

厚生省衛生材料製造業者登録店

・營業品目・脱脂綿・製綿製造

## 栃木縣東部製綿工業株式會社

(元綿万 水井万吉商店)

代表者 水井勇一郎

宇都宮市今泉町一〇九五

電話 宇都宮四一〇九番

脱脂綿・衛生材料製造

製綿指定工場

## 田邊製綿所

營業所  
並工場

埼玉縣北埼玉郡加須町  
電話 加須一一五  
番振替 東京二一七六番

國民醫藥品集

醫療器 醫藥品

衛生材料卸小賣のテパート

醫藥品等中央販賣業登録店  
醫藥品等地方販賣業登録店

## 共和醫療商事株式會社

東京都千代田區神田銀治町二ノ八  
電話 神田(25)〇八四九・三二六六

神田驛前今川學校前  
振替 東京八四七三〇

(カタログ要廿五圓)

忠實勉強な

醫療用品と

藥の卸問屋

國民醫藥品集

## 昭和醫療器株式會社

東京都千代田區神田北乘物町八番地  
電話 茅場町(66)〇八五三八番  
八六二五番

國民醫藥品集

衛生材料製造業

## 富士衛生材料製造所

大阪府泉佐野市車町四八六四

國民醫藥品集

衛生材料製造業

## 綱屋平岡邦三

營業所 京都市上京區河原町通荒神口下ル

工場 京都市伏見區桃山町丹下八番地

電話 伏見三六六・九六七番

電話 上三七四五番

衛生材料製造業

## 京都衛生材料株式會社

取締役社長 大池竹次郎

專務取締役 宇野昇

本社

京都市中京區室町通三條上ル  
電話 本局三九八六番

衛生材料

醫療器械 販賣

衛生用品

## 板東忠七

京都市中央區二條通烏丸東八

衛生材料製造業

大阪府醫藥品等地方販賣業

## 德田靜夫商店

大阪市西成區松田町一丁目一五  
電話天下茶屋三五八七番

衛生材料製造業  
衛生材料地方販賣業

## 六車商店

六車初次

大阪市大淀區大仁元町一丁目五一番地

衛生材料製造業

衛生材料地方販賣業

## 合資丸岡商店

衛生材料中央販賣業者

登録商標  
マルタ力印

## 植田正雄商店

大阪府中河内郡柏原町法善寺  
電話柏原三三三番  
振替口座大阪一〇九八一一番

大阪市東區道修町三丁目五番地  
電話北濱(23)二七四四番

衛生材料製造業

## 大森衛生材料製造所

大阪市東成區南之町二丁目

繩帶材料  
衛生用品  
醫療器械  
醫療ゴム  
計量器



株式會社

## 新喬商會

營業所  
大阪市東區安土町二丁目二十六番地  
電話新町(53)四五七三〇三番

標商登



代表者 後藤 芳雄

大阪市東區平野町一丁目四番地  
電話南(25)五六六四番

脫脂綿製造  
(商工省指定工場)

## 中國綿業有限會社

取締役社長 渡邊 幸助

岡山市上石井三〇三番地  
電話四一六〇番

厚生省製造登録店  
大阪府衛生材料販賣登錄店

八々口印

衛生材料製造業

原太治郎

豊中市大字麻田六六八

國民醫藥品集  
衛生材料製造業

太田榮一

大阪町城東區野江仲之町三丁目二〇

衛生材料製造業

北村常男

尼崎市北難波二五四

世界周印  
月美人印  
衛生材料

製造販賣

沖井商店

和歌山市宇須  
電話一〇二八番

衛生材料製造販賣

製綿・綿紡織

登錄商標



藤野綿業株式會社

大分支店

常務取締役  
支店長 藤野不器夫

電話  
大分  
二市  
二田  
二室  
番町

衛生材料製造加工業  
地方販賣業

合資會社

代表者 林田中友方

福岡市箱崎武内通二七〇六  
(警察署直裏)

林田中商店

衛生材料・製造販賣



藤野綿業株式會社

福岡出張所

出張所長 藤野房次郎

福岡市住吉管轄町  
電話東一四二五番

衛生材料製造  
衛生材料中央販賣業

九州最古の専門店

小田彌吉商店

工場 九州電話  
營業所 九州若松市濱七番町  
電話四八番  
一一三〇番

局方脱脂綿製造

# 木村脱脂綿工場

木村 喜八郎

新潟市白山浦二丁目二三

松山市豊坂町一丁目九〇番地  
電話 五〇四番

衛生材料中央販賣業

# 田内工業合資會社

國民醫藥品集

衛生家庭綿

藤田貞二

京都市伏見區深草下横繩町一二番地

脱脂綿製造

# 金井衛生材料合資會社

金井源次郎

沼津市上土字上土町一四五  
電話(沼津)一二〇〇番

ミツヤ印



衛生家庭綿製造元

法財

人團

登錄醫藥品販賣業

三鈴産業社商事部

名古屋市昭和區東郊通五ノ一

電話瑞穂三七七七三番

三重德善會授產所

三重縣津市大字小森上野五二

電話(呼)津三五九番

登錄醫藥品販賣業

ミツヤ産業社

三重縣津市野崎垣内岩田三二八ノ二

電話津三五九番

國民医薬品集

衛生家庭綿

White Rose



ホワイトローズ

販売店

青木織維化工株式会社

東京都台東区浅草鳥越二丁目十二番地

電話浅草(84)4897番-4928番

製造店

青木織維化工株式会社相生工場

群馬縣山田郡相生村下新田

電話桐生(0.764)番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

サガミの



登録番號神醫第六號

相模纖維株式會社



取締役社長 吉村

壯

工場 神奈川縣愛甲郡厚木町九三〇番  
電話 厚木七〇

◎綠十字衛生家庭綿發賣元  
指定織維資材登錄販賣店

株式會社

宗川商店

本社 東京都中央區木挽町四丁目三番地鳥羽ビル四階  
電話京橋局(56)五三二七・五三九六  
支店 大阪市西區土佐堀通二一丁目七番地  
電話土佐堀局(44)一七二二  
工場 東京都江戸川區東小松川三丁目三四七番地  
電話江戸川局三一八・二七五  
倉庫 東京都墨田區東兩國一丁目一番地(舊本社跡)  
電話深川局(64)一三八二

◎綠十字印衛生家庭綿製造元



標商錄登

宗川纖維工業株式會社  
宗川久衛  
取締役社長

營業所

東京都中央區木挽町四丁目三番地鳥羽ビル四階

家紡毛糸綿

並莫大 小

製造種目

工場

電話京橋局(56)五三二七・五三九六  
群馬縣碓氷郡西横野村八城三四番地

電話

松井田局六七番

信越線

松井田驛

ケンコーア印

衛生家庭綿

丸本纖維工業株式會社

製造元 本社 東京都足立區梅田町、三八五

電話足立二〇九二番

工場

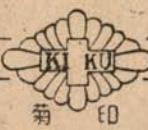
東京都板橋區下赤塚八〇三

電話練馬北町一〇四番

營業所

東京都足立區千住橋戸町二二

電話足立二四七四番



ABSORBENT. COTTON

國民醫藥品集

衛生家庭綿

製造者 株式會社 晒菊纖維工業所

埼玉縣北足立郡谷塚町瀬崎 135 番地

電話 草加 50 番

販賣店 畫間一商店

埼玉縣北足立郡谷塚町瀬崎 135 番地

電話 草加 50 番

KO YAMA KATEIMEN

衛

生



家庭綿

神山製綿合名會社

神奈川縣足柄上郡松田神山五

鍵和田勝治



日本業

脱

の局

方

脂

綿

業界三十年  
にゆまぬ研究に



絶対優秀品

神奈川縣 小田原市

報徳綿株式會社

國民藥品集

衛生家庭綿

大量生產



品質本位

量造製目

- 花光印衛生家庭綿
- 特紡糸、紡毛糸、和紡糸
- 製綿、反毛、纖維テツクス

工場設備

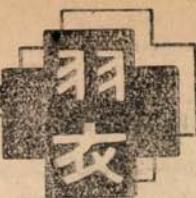
國府津工場  
敷地一萬坪  
建物三千坪  
二宮工場  
敷地五百坪  
建物三百坪

太田纖維株式會社

本社 工場 神奈川縣國府津町

二宮工場 電話國府津七三・一七九番  
神奈川縣二宮町

出張所 電話二四六番  
東京都中央區日本橋通三ノ六  
電話日本橋(24)三四四四・三〇六七番



商 标

國民医薬品集

衛生家庭綿

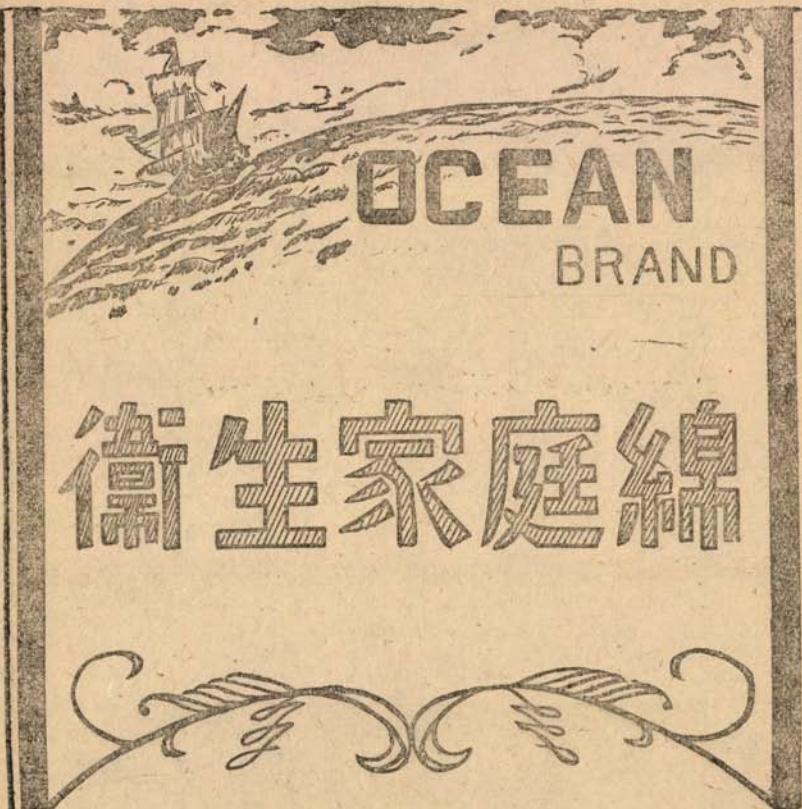
日本衛生家庭綿協会販

丸二織維工業所

浜松市助信町一五六

MARUNI SENI KOGYOSHO  
KINSEI

國民醫藥品集



OCEAN  
BRAND

衛生家庭綿

高級品

靜岡縣笠井町

大洋纖維工業株式會社

TRADE



MARK

國民医薬品集  
衛生家庭線

THE TOKAI FIBER INDUSTRIAL CO LTD

2270 NAKAIZUMI IWATA SHI

製造元 東海纖維工業株式會社

靜岡縣 磐田市中泉2270 電話磐田局317-409

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造元

扶桑精練有限公司

靜岡縣濱名郡長上村小池三四〇五

電話 積志局二一

取引銀行 靜岡銀行濱松支店

不二印

衛生家庭綿製造



不二纖維工業株式會社

濱松市天神町四八一一番地

電話 濱松三三五〇番

取引銀行 静岡銀行相生支店  
富士銀行濱松支店

商 本 標



國民医薬品集

衛生家庭綿

岡崎市羽根町

衣ヶ浦綿糸株式會社

電話七〇五番

營業品目

衛生家庭綿製造  
衛生材料輸入衛生材料並販賣  
醫藥衛生用品其ノ他

地方販賣業登錄店登錄番號第七一號

太

國枝工業合名會社

代表社員

國

太

一

本社工場

名古屋市北區成願寺町八七六番地

電話 東(4)四三一三番

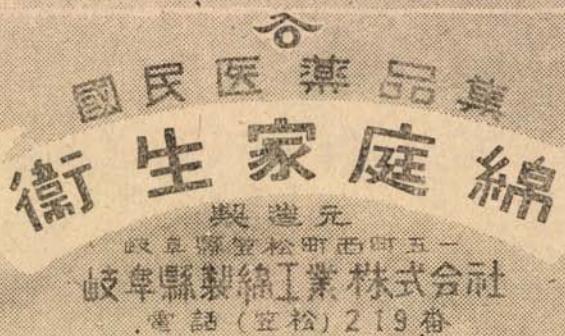
連絡所

名古屋市中村區廣井町二丁目五四番地(驛前)

中央產業株式會社内

電話西(53)一一〇八八番・三一〇五番

安心して御使用願える  
合印衛生家庭綿の商標を



衛生家庭綿の御用命は  
優良品の取扱いで信用のあ

岐阜衛生綿料有限会社

岐阜縣岐阜市元町  
電話一四二二番

宗 綱  
庭 繚  
家 医  
生 民  
衛 國  
傳

香



元 造 製 總經理  
會社有限公司  
地址：中島町379  
電話：5672905  
總經理：宇治山佳五  
總經理：電話：5672905  
重 重 三 三

國民醫藥品集

衛生家庭綿

商標『銀富士』

製造販賣

# 五光纖維工業株式會社

取締役社長 橫井正勝

大阪工場 大阪市東淀川區相川町二丁目一番地

電話吹田(32)七二一·七四五番

京都工場 京都市伏見區深草山村町一〇二二番地

電話京都伏見五七七番

業歴

衛生家庭綿

商標  
一福印

銀樓印  
製造販賣

- 一、創立明治四拾四年四月拾壹日  
二、大正參年第一時歐洲大戰ノ際ロシヤ向キ精製綿（脱脂綿）製造輸出ス  
三、大正六年拾壹月大正天皇・皇后兩陛下關西行幸ノ際大阪化學工業博覽會ニ行幸弊所、精製綿傳獻致シ御嘉納ノ榮ヲ賜フ  
吾氏ヨリ表彰トシテ金牌ヲ授領シ引續キ出品都度金牌ヲ授領ス  
四、爾來精製綿並ニ晒綿ヲ事業トシ終戦後衛生家庭綿製造業者トシテ現在ニ至ル

横田晒綿工場

代表者 横田 福松

本社及工場 大阪市東淀川區南大道町二五六一

電話吹田 三四一〇〇番  
三四五番

私書函吹田局二番

出張所々在地 京都・神戸・東京・福島

どの袋にも

真心のこもつた

國民醫藥品集

衛生家庭綿

「白十字」 HAKUJUJI

「リリ一」 *Lily*  
を！

優秀な工場設・備安心のできる製品

月産 200.000 袋

地方送りは 50g 入 500 袋を全部木箱に梱包出荷いたします  
多少にかかわらず御引合下さいませ(大阪營業所で御相談に應じます)

厚生省登録番號・阪醫第 68 號 資本金 2.000.000 圓

尾崎工業株式會社

取締役社長 砂本 藏

本社工場 大阪府泉南郡尾崎町 233ノ2 (電話) 尾崎 104 番  
(南海線尾崎又は櫛井下車)

大阪營業所 大阪市東區瓦町五丁目五番地 (御堂筋西入)

國民醫藥品集

銀波印  
真珠印衛生家庭綿

製造元 敷島工業株式會社

大阪市東淀川區相川町二ノ六

電話吹田五四五番

發賣元 日綿實業株式會社

大阪市北區中之島二丁目一〇  
電話北濱(23)五八六一五八九番

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造販賣

# 三笠產業株式會社

取締役社長

佐藤為男

大阪府南河内郡野田村大字北野田三九〇

電話 黑山一一六番

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造販賣

# 阪南工業株式會社

取締役社長

築瀬治

三郎

郎

大阪府泉州郡尾崎町三二二五

電話尾崎二〇三番

大阪出張所

大阪市西區江戸堀上通二丁目九番地

電話土佐堀(44)一四九五番

國民醫藥品集



印衛生家庭綿

# 曙製纖雄信工業所

代 表 者 北 出 純 三

大阪府泉州郡雄信達村大字男里九八七

國民醫藥品集

衛生家庭綿

有限會社  
南邦纖維工業所

大阪府泉州郡尾崎町一九二二番地

國民醫藥品集

櫻十字印衛生家庭綿

日尾纖維工業所

日 尾 采 雄

大阪府泉州郡尾崎町三〇八番地

國民醫藥品集



印衛生家庭綿

楠本純造

大阪府泉州郡尾崎町二八〇ノ六

國民醫藥品集



の衛生家庭綿

楠本晒綿工場

大阪府泉州郡尾崎町

國民醫藥品集



印衛生家庭綿

# 三澤晒綿工場

三澤一男

大阪府泉州郡尾崎町

衛生材料  
衛生家庭綿製造

衛生家庭綿製造並販賣

# 西浦精練工業株式會社

取締役社長 西 浦 久 藏

本社並工場

奈良縣生駒郡斑鳩町大字龍田一一五番地

電話 龍田五番・一七番

繩帶 ガーゼ

脱脂綿並輸出綿織物製造販賣業

登録商標



# 川本繩帶材料株式會社

取締役社長 川本新之助  
専務取締役 泉谷良喬  
常務取締役 佐々木英藏

本社

大阪市東區瓦町二丁目二十四番地  
電話 北濱(23)一六四七三一一番  
新町(53)四七三二一一番

分室

大津川工場 大阪市東區安土町二丁目二十六番地  
電話 新町(53)四七三三番  
大阪府泉北郡忠岡町忠岡五八八番地  
電話(泉大津)七二番・四三五番  
大阪府岸和田市中井町四〇七番地  
大阪府泉州北郡忠岡町北出四十八番地

第二工場

衛生家庭綿及原料  
落綿、綿狀屑、屑纖維  
特紡糸、手紡糸、フェンツ

合名會社 伊藤 棉行

營業所 大阪市東區瓦町四丁目五三番地

電話北濱一八二四・一六一八  
新町五五一五・五五六一六番

東京出張所

東京都千代田區神田元佐久間町一四  
電話下谷(83) 六二七一一番

# 和歌山縣衛生家庭綿製造新興會

和歌山市手平二三七

和歌山市手平一二九

倉岡保次郎 鈴木熊太郎

和歌山市手平

川村 豊吉

和歌山市納定四五

和田興業株式會社

和歌山市關戶七一

和歌山市黑田一九四

楠本定二 津田延一

# 衛生家庭綿製造業者



福岡市比恵明治町一二四八番地

おたふく産業株式會社

電話東(3)五二三一ー二番



營業品

衛生家庭綿・製 綿  
ガラ紡・反毛・紡績  
燃糸・染色・製 織  
其 他

## 坂 本 商 店

代表者 坂本芳太郎

營業所 神戸市須磨區古川町一丁目十番地

電話須磨 (7) 1292番  
1293番

工 場 神戸市須磨區古川町一丁目一四番地

## 坂本紡織株式會社

取締役社長 坂本芳太郎

本 社 神戸市須磨區古川町一丁目十番地

電話須磨 (7) 1292番  
1293番

工 場 兵庫縣朝來郡和田山町

電話和田山 111番(乙)

# 岡山縣衛生家庭綿製造業

岩田勝造

岡山市上之町一六二番地

戸田源吉

岡山縣小田郡笠岡町本町

岡野藤吉

岡山縣兒島市下津井町二〇三六番地

金森幹夫

岡山縣淺口郡連島町西浦

梶谷尙太郎

岡山市内田本町三丁目

中桐一夫

岡山市仁王町六二番地

山根金次

岡山市下石井九五番地

山本益鹿

岡山縣倉敷市川西町三五番地

三宅壽吉

岡山市上出石町三一番地

御婦人に贈る最優秀品!

衛生家庭綿 **ヌイキ**

製造元



諏訪精練所

長野縣諏訪郡下諏訪町

東京支店

東京都臺東區淺草雷門一ノ一九

電話淺草(84) 8335・8472

維

マルイ印

衛生家庭綿製造販賣

遠州製維工業株式會社

社長平尾卓爾

事務所 静岡縣濱名郡小野口村小松

電話 小松二三三

小松工場 静岡縣濱名郡小野口村小松  
濱松工場 静岡縣濱松市助信町四一二

衛生家庭綿  
商標「月の花」 製造販賣

帝國產業株式忠岡工場

工 場 大阪府泉北郡忠岡町八八八番地  
電 話 泉大津八七一一番  
本 社 大阪府貝塚市津田六七番地  
電 話 岸和田 一一四一一番  
貝塚 一一四二二番  
一一四三三番  
三四七四四番

一 國民醫藥品集衛生家庭綿製造業

白 牡 丹

共和化學纖維工業株式會社

福岡縣嘉穂郡穗波村天道三二九ノ七

(電 話 飯塚一〇〇一一番)

取締役社長 瓜生三次郎

國民醫藥品集

衛生家庭綿

製造品目

衛生家庭綿

旭織維工業株式會社

取締役社長 遠藤三次

岡山市上石井二十七番地

(工場) 岡山市北方四四〇

株式 善野精製綿工業所

白藤印

國民醫藥品集衛生家庭綿

取締役社長 善野正雄

電話尼崎二九三五

東和織維工業株式會社

大阪府三島郡豊川村祖本一〇一三

國民醫藥品集	衛生家庭綿	「白菊」	所在地	石川縣小松市須天町乙ノ二番地
國民醫藥品集	衛生家庭綿	「白百合」	製造元	丸越織維工業株式會社 長谷川作右衛門
國民醫藥品集	衛生家庭綿	「白藤」	代表者	所在地 石川縣小松市符津町 ヲ二十八 電話小松七七二・一〇六一一番
國民醫藥品集	衛生家庭綿	中道纖維工業株式會社	製造元	所在地 石川縣小松市三日市町地方 ヲ三十一ノ一
國民醫藥品集	衛生家庭綿	「白梅」	代表者	所在地 石川縣小松市簗輪地方 ロ六十四 電話小松(呼)一五五番
國民醫藥品集	衛生家庭綿	小松絹毛工業社	製造元	中道道藤吉
國民醫藥品集	衛生家庭綿	「白梅」	代表者	長谷川好治 電話御幸五四番 月津十八番

國民醫藥品集

衛生家庭綿 「銀嶺」

所在地

富山縣西礪波郡福岡町

製造元

西谷織維工業所

代表者

西谷一男  
電話福岡二二六七番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

「初雪」「白百合」

所在地

富山市木町四二番地

製造元

富山產業株式會社

代表者

川岸榮二  
電話富山三七〇二番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

「さくら」

所在地

富山市黒瀬九五三

製造元

廣野特種織維研究所

代表者

廣野徳次郎  
電話富山四九八五番

國民醫藥品集

衛生家庭綿

レディコツトン

所在地

富山縣高岡市木津一四五七

製造元

富山縣綿業株式會社

代表者

永井重次郎  
電話高岡五六七番

衛生家庭綿販賣業者

# 日纖商工株式會社

本社 大阪市北區紹笠町堂ビル五階  
專務取締役 會根 貞次  
支店 東京都港區芝虎門町二五  
常務取締役 内藤 孝彦

# 日纖衛材株式會社

衛生材料製造販賣

本社 東京都港區芝虎門町二五  
電話 銀座 (57) 二八八六番  
工場 東京都武藏野市吉祥寺三九一四番

# 國民医薬品集 ヴァイオレット 衛生家庭綿 *Violet*

発売元 前川工業株式会社  
製造元 前川紡織有限会社  
本社 中央区日本橋聖町2-37  
営業所 中央区日本橋若松町1-5  
工場 宇都宮市城田町95

# 國民医薬品集 「福德印」衛生家庭綿 渡邊産業株式會社

本社 浦和市北浦和町五丁目一五六番地  
電話 浦和三三九四番  
營業所 東京都臺東區練馬町九六番地  
電話 下谷(83)五六四一一番

國民醫藥品集

家庭綿販賣業

登錄番號三六〇八

## 安野潔商店

(安野商事株式會社)

大阪市東區南久寶寺町三ノ三〇番地

電話北濱二二三三四四五五

國民醫藥品集

衛生家庭綿卸店

## 大阪新興實業株式會社

大阪市南區順慶町四丁目四七  
電話北濱(23)四四七番

出張所 東京都中央區大傳馬町一丁目四

國民醫藥品集

衛生家庭綿製造業

## 日本纖維產業株式會社

取締役社長 服部安司

各種纖維反毛  
製絲、紡織、綿

紡毛糸、織布  
衛生家庭綿

奈良縣北葛城郡志都美村上中一七  
電話下田四六番・一三八番

近畿家庭綿會員

登錄  
——縫紉業  
雜纖維織物  
——漁業  
資材

## 三光商事株式會社

大阪市東區瓦町五丁目四一  
電話(新町一七〇四番)

電話(北濱四五五六六番)

國民醫藥品集

衛生家庭綿 Get印 製造元

旭織維株式會社

取締役社長 早川貞一

大阪府貝塚市蒲田一七九  
電話貝塚五六四番

小町印

國民醫藥品集收載

衛生家庭綿

上辻精綿株式會社

和歌山市中ノ島三六〇

國民醫藥品集

衛生家庭綿

楠本凱久工場

國民醫藥品集收載

衛生家庭綿

山形織維工業有限會社

山形市香澄町字吹張八四番地

電話 三三八八番

和歌山市納定四四

國民醫藥品集

## 衛生家庭綿『あけぼの』

製造元 三重縣度會郡小俣町明野

明野織維工業株式會社

電話山田七五七番

總販賣店

三重縣度會郡小俣町明野

明工商事有限公司會社

電話山田二〇四番

大阪連絡所

大阪市西區土佐堀通一丁目二九番地

電話土佐堀(44)六四三番

國民醫藥品集

衛生家庭綿の御需要は  
是非製品の優秀を誇る

## 『ことぶき綿』を

壽織維工業株式會社

津市大字小森一番地  
電話津一二五三番

國民醫藥品集

★★印  
三星  
衛生家庭綿製造元

國民醫藥品集  
衛生家庭綿製造

德島桑織維工業所

代表者 砂子佐一郎

德島市庄町一丁目二九番地

八幡濱雜織維工業所

代表者 菊池滿隆

愛媛縣八幡濱市松柏丙八三一  
電話一六九番

日本衛生家庭綿協會會員

國民醫藥品集・衛生家庭綿

九州衛生家庭綿協議會

久留米市日吉町(旭屋四階)

<b>ちからわた</b> 久留米市東町五七七 電話久留米二〇四三番	<b>地印球</b> 大牟田市明治町一丁目 電話大牟田三一一九番 代表社員 大賀茂吉	<b>文化綿</b> 福岡市比恵明治町 電話福岡(東)五二三一一番 おたふく産業 株式會社 原田平五郎
<b>めぐみ綿</b> 大分市中島一條通り 電話大分八八五番	<b>みつる綿</b> 福岡縣三猪郡 大莞村奥牟田 みつる織維工業所	<b>にこにこ印</b> 福岡縣山門郡三橋村中山 電話潮高二一五番 九州精練工業 株式會社 森田勇吉
<b>めぐみ綿製造所</b> 友永重市		
<b>星印</b> 佐賀縣神崎郡神崎町 電話神崎一七三番	<b>カクイわた</b> 鹿兒島市郡元町九二七 電話鹿兒島九七〇番 山形屋産業合名會社 代表社員 岩元慶二	<b>天使綿</b> 大分市田室町 電話大分二二二番 藤野綿業株式會社 大分支店 藤野不器夫

本邦唯一 医療器械綜合生産工場

NHK 日本医科器械工業株式會社

生 品

各種 X 線 裝 置  
付 風 品  
物 廉 電 氣 器 械 一 般  
消 毒 級 菌 裝 置

手 術 室 裝 置  
鋼 製 手 術 用 器 械  
注 射 要 具 箱 一 般  
注 射 鈎 各 種

本 社 支 社 出張所及連絡所

東京都文京区湯島6-22 大阪市東区淡路町3-12 札幌市  
電話小石川(85) (0479) 4435 電話北浜(23) (3681) 3682 名古屋市  
福岡市

東京工場・湯田中工場・中野工場・稻荷山工場



# 濱谷レントゲンの X線装置 X線管

診療用 据置型

500ma 300ma 100ma

移動型

100ma 40ma

製造元 株式會社 濱谷レンントゲン製作所

東京都豊島區椎名町八丁四二八六

電話 落合 (95) 2272, 2791, 3590

發賣元

日製産業株式會社

東京 中央區銀座西七丁目二 電話 (57) 1553, 635

大阪 南區日本橋筋一丁目四二 電話 (75) 2151

名古屋 中村區瀬田町一丁目一三 電話 本局 937

仙臺 東四番町一五 電話 仙台 894

取扱

日立製作所各地特約店

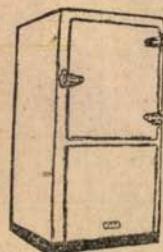
HITACHI



斯界に誇る

日立製作所の

## 醫科用機器



日立電氣冷藏庫  
日立300倍顯微鏡  
日立磁界型電子顯微鏡  
日立攜帶用蛋白計  
日立アツベ屈折計  
日立デュボスク比色計  
日立チセリユース  
電氣泳動撮影裝置

日製産業株式會社

本店 東京都 中央銀座西七丁目二 電話(57) 1553, 635  
支店 大阪 南區日本橋一丁目四二 電話(95) 2151  
名古屋 中村區瑞穂町一丁目一三 電話(本局) 9337  
仙臺 東吾町一五 電話(台臺) 893



# 東芝電氣冷藏庫

(内容積7立方呎 温度自動調節器附)

## マツダ×線装器



マツダ超短波治療器 (ラジオテルミー)

マツダ複増感紙 (大陸版 四ツ切版)

## マツダエックス線管

マツダケノトロン管

東京芝浦電氣株式會社

東京都中央區日本橋本町1の6電話日本橋1311~1317

## セレン光電池の

専門製作研究その他應用計測器



照度計

照度直讀の

携帶用精密計器



比色計

我國最初の  
電氣式比色計  
取扱容易測定正確

本社 東京都港區麻布新堀町

株式会社

# 東京光電研究所

△日本橋いわしや販賣製品▽

池田氏  
改良  
改良  
氏人工氣胸裝置

大槻式胃腸縫合器

高木式整形萬能手術臺

電氣孵卵器及乾熱滅菌器

一般醫科器械及理化學器械

病院設備消毒裝置設計製作

發賣元

株式會社いわしや

高橋安太郎商店

東京都文京區春木町二ノ二二  
電話小石川 (85) 一一五一—一三

HELIO

製作部

東京都文京區駒込坂下町六二  
電話駒込 (82) ○三五四

醫科器械

最新式 小型蒸溜器 炭火用

一時間一リツタ採取 (カタログ進呈)

救急箱 (工場用)  
家庭用 (カタログ進呈)

學校用 解剖器械 九點入 (カタログ進呈)

フジ體溫計 平形

太陽燈カーボン 六ミリ 代理店

東京都中央區日本橋本町三丁目  
(電車道昭和通り角)

株式會社日本橋いわしや  
木川器械店

電話茅場町 (66) 四〇八八番  
四〇九八番

出張所 小田原市綠町一ノ六三番地  
電話一四七一番

# TAKEI

種種鏡鏡鏡  
各各胃  
鏡鏡腔腸  
胱道性

元販賣製作

## 武井醫科光器製作所

東京都文京區湯島壹丁目四番地

電話下谷(83) 5119番

振替口座東京三六七五一一番

取引銀行三和銀行本郷支店



株式會社

株式會社 松山器械店

東京芝浦電氣株式會社 代理店  
日本無線株式會社 代理店

出張所  
工 場  
東京 越 喜 志  
川 市 田 町  
東京 墨 田 町  
福岡市千代町 千葉市港町

東京都文京區春木町三ノ一  
電話小石川(85)一六二三

### リヒト主要製作品目

### 代理營業品目

- ◎ユングミクロトーム
- ◎Aベツツ氏胃腸縫合器
- ◎村田氏梅毒診斷用具
- ◎村田氏血清加溫器
- ◎厚生省型人工氣胸器
- ◎電氣強力吸引製置
- ◎エレクトロカルヂオグラフ
- ◎外科・婦人科器械
- ◎各種消毒裝置
- ◎J.R.C.ラジヲナイン
- ◎東芝X線裝置
- ◎マツダX線管球各種
- ◎東芝電氣冷藏庫
- ◎J.R.C.超短波治療器
- ◎J.R.C.電擊治療器
- ◎J.R.C.感電治療器
- ◎J.R.C.體溫計

齒科用指定貴金屬製造販賣

齒科用白色合金デンタプラット發賣元



株式會社

德力本店

東京都千代田區神田鍛冶町二ノ一六

電話神田(25) 0450・4801・4802

厚生省登録歯科用指定貴金属製造業

東京都登録歯科用指定貴金属販賣業

歯科用白色新合金デンタ・プラット製造元

文 石福金属興業株式會社

本社

東京都千代田區神田鍛治町三丁目一番地

省線神田驛際・村田ビル内

電話神田

25) 〇九五六・三〇七五

工場

東京都墨田區龜澤町二丁目十一番地

電話城東(68)〇二五〇・一九〇四・一九〇五

齒科用貴金屬製造並販賣

齒科用白金、金、銀、白金加金  
理科學用白金器皿  
觸媒用純白金  
電氣電管用白金イリヂウム線網

田中貴金屬工業株式會社

熱電對用白金及白金ロヂウム

各種接點線

貴金属加工並精鍊

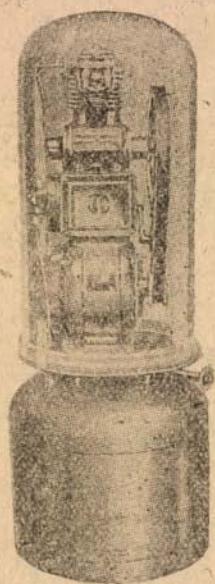
本社及工場 東京都中央區日本橋茅場町二丁目十四番地

電話茅場町 (66)

六一三七七五五七一八五四三番番番番番番

振替口座 東京四五一七

「療品」の發刊をお祝します



ユニット B型

〃 D型

治療品シオン #3

モリタサクセス電氣エンデン

モリタサクセス

エーコンプレツサー

モリタサクセス電氣レーズ

モリタレントゲン

森田歯科商店

東京・名古屋・京都・大阪・小倉

工 場

京都伏見・京都西院

TRADE  MARK

國民医薬品集

歯科用貴金属製造販売

小森宮精工株式會社

代表者 小森宮田太郎

東京都台東区浅草鳥越2丁目23番地

電話浅草(84)7719番 振替東京44966番

國民医薬品集

歯科用金銀白金

歯科用合金各種

貴金属圧延合金及精鍊

貴金属製造登録店・貴金属販売登録店

農林省認可製材帶鋸焼締用銀鍊製造

日本貴金属株式會社

東京都練馬区貫井町410

電話(練馬) 504-754

旧住所 東京都台東区南船橋町36

旧商号 合名会社 水野商店

TRADE



MARK

樂に錫着の出来る

## サンプラチナ特殊線鉤材

クラスア専用ワイヤー

釣・線・矯正材・ソルダーメタル  
リンガルバー・パラタルバー・研磨砂 清掃剤

## 三金工業株式会社

大阪・東京・兵庫

彈力性白金鑄造合金

シルデン B

主ナル用途

鑄造鉤・ピンレー・パラタル・リンガルバー  
スリーコーター・クラウン・各種インレー

白金鑄造合金 C 用途 ダミニア  
シルデン 用途 ダミニア

## 林合金科學研究所

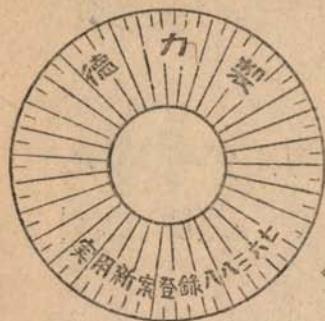
東京都世田谷区玉川奥沢町1の471

代理店

森田歯科本支店・東京中井歯科本店

日本橋 德力

アロイメタル・ソルダーメタル



純金 5 gram 板

純銀 25 gram 板

白金加金 4 gram 線

白金 0.5 gram 板

ニッケルクローム合金鎖

医科 製品



合資  
会社

德力商店

東京都中央区日本橋江戸橋三丁四

(省線東京駅八重洲口下車昭和通)

電話 日本橋(24)〇八一五番

歯科用貴金属製造販売  
非鉄金属圧延加工  
貴金属精鍊分析

東京都中央区銀座四丁目三番地

株式会社 松村 金銀店

電話 京橋(56)0051-0052

工場 東京都葛飾区本田川端町六九〇

歯科用純金板銀板加工販売

白金加金、金箔、銀合金類

歯科用機械器具消耗材料

医薬品度量衡器計量器其他一式

**日本歯科機材株式會社**

本社 東京都中央区日本橋茅場町二・八

電話 茅場町(66)1012-3 441-448

大阪営業所 大阪市大淀区大神橋筋六・五 新京阪ビル

電話 堀川 1051-1054

皆様方の店  
便利な立場



歯科用指定

貴金属製造

貴金属販売

貴金属回収精錬

金銀・白金・地金 買賣

貴金属 純淨 買入

貴金属 分析 精錬

合金 壓延 加工

會社 中溝貴金属分析所

東京都品川区大崎本町三丁目六二七番地

電話 大崎(49) 2404-5058

振替口座 東京一二九〇三番

# 歯科用指定貴金属製造

大阪市浪速區日本橋筋四丁目六一

乾庄貴金属化工株式會社

◆純金○五瓦鋟

◆白金○五瓦鋟

大阪市西城區西皿池町一五

橋本貴金属工業合資會社

電話天下茶屋(66)二二七一番

◆ 白金加金四瓦線

大阪市東區内本町二丁目三二  
電話堺川

山森貴金屬工業合名會社

◆ 純銀二五瓦鋸

大阪市北區旅籠町四番地

合名會社 紫田貴金屬工業所

電話堺川 (35) 一九九六六九八番番

PLUS METAL

PURE GOLD

プラスメタル

登録

商標

GOLD SOLDERED METAL

ソルダーメタル

歯科用合金



歯科材料品

高能リボン・ソルダ  
清掃液

高能リボン・ソルダ  
高能リボン・ソルダ

。 。 。 。  
清掃液

。 。 。 。  
優秀研磨材。赤棒  
ソルダーリングパウダー  
(乾性硝砂粒)

。 。 。 。  
矯正器セット  
(矯道用白色合金)  
合釘線(角丸)  
金色合金用鎖  
モルテン

。 。 。 。  
パラデント  
(蒸用白色合金)  
床用、前装用  
ガツタバーチヤブレート  
ガツタバーチヤボーン

。 。 。 。  
ゴム床を  
お作り下さい

# 井上歯科用合金製作所

大阪府泉南郡田尻村嘉祥寺一〇七七

山崎商店

電話本局一六八番

京都市中京區柳馬場通蛸薬師下ル

金銀鎖線加工業

電話北濱二七〇六・二五〇六

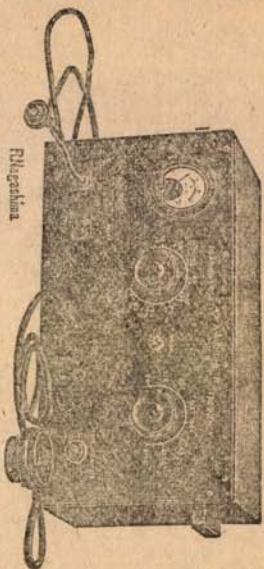
共榮ゴム株式會社

大阪市東區平野町一ノ三

製品目  
歯科用蒸和ゴム  
床用、前装用  
ガツタバーチヤブレート  
ガツタバーチヤボーン  
バルカボデスク其他  
ゴム床を  
お作り下さい

最近の改良品  
歯科用ガツタバーチヤ製品  
テンボラリーストッピング  
ガツタバーチヤブレート  
色の良い  
丈夫な  
ゴム床を

聽力検査用「オージオメーター」 49-A



東京 氷島醫科器械株式會社 本郷



全國有名器械店藥店ニアリ

青木注射針製造  
株式會社

東京都板橋區志村一丁目十四  
電話 赤羽(80)二八八三番

レジンは  
セメントは  
ペトロイド  
ルシーン

守屋化學工業株式會社

工場

群馬縣桐生市横山町二二三八  
電話(桐生)二一五四  
港區新橋七丁目一番地  
電話(芝)〇九三三番

Fujicon  
フジコン  
フジリント 齒冠用  
義歯用

本邦アノリル酸樹脂工業ノ誇り

完璧ノ設備

最高の技術

本邦最大ノ生産量

東京都板橋區志村連銀町三一四一帶地  
藤化成株式會社

# *Health Security Begins Here!*

テラポール錠 感冒・中耳炎・扁桃腺・  
丹毒・淋疾・一般化膿症に

テラポール軟膏 外傷・火傷・にきび・  
湿疹・とびひ・化膿症に

ヘクタリン錠 急性下痢・赤痢・小兒下痢  
疫病・傳染性細菌性下痢に

アチスチン錠 心臓べんまく症・心臓衰弱  
疲労防止と回復・體力發揮

スカボール軟膏 斑癬・湿疹・水虫・にきび  
寄生性瘙痒性皮膚疾患に

グロサール錠 便秘並に便秘による不眠  
頭痛・老幼婦女にも好適品

(各御家庭に常備して便利です。)



第一製薬株式會社

東京都日本橋・大阪市道修町

吸収迅速  
排泄緩慢  
サルファメラジン

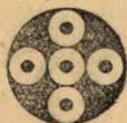
# ロメジン

Romezin

ロメジンは本邦嚆矢のサルファメラジンで吸収迅速、  
排泄緩慢。従つて速かに有効血中濃度に達し、然も長  
時間その濃度を持続し、スルファミン剤としての機能  
を遺憾なく發揮するものである。  
特に肺炎、流行性腦脊髄膜炎に対する効果は確定的な  
ものであつてロメジン療法の優秀性は既に定評である。

### 適 應 症

肺炎、敗血症、丹毒、産褥熱、急・慢性肺炎  
赤痢、痘瘡、中耳炎、扁桃腺炎、一般化膿症



製造發賣元 田邊製藥株式會社

包装注・末・葉

奏効30分以内

アレルギー性疾患特効薬  
アメリカ医師会承認  
(米百名ベナドリール)

# 喘息

荨麻疹 偏頭痛

湿疹・鼻炎(ハナカゼ)

本剤はエフェドリン、ビタミンB6等の伝統的治療に比し臨床の進歩を遂げた新薬で、已にアメリカでは多数患者が感嘆に浴してゐる



# レスタミン・コーワ

健・庄・末

製造元 興和化學 銀行元 中村義商店 東京日本橋本町三

アリヂナル

原料香水

歴史に輝く芸術品

五十年の

香りはまさに日本一

# 健康=幸福

栄養を充実することは健康……  
幸福の第一歩です。栄養の補給はハリバの選用が経済的です。一般には肉類、バター、王子牛乳など脂肪食の中に含まれるビタミンA Dが凌駕され、毎朝朝衣被を2~3個、服用極めて簡単です。

脂肪性栄養剤



(包装一〇〇粒) 東京田邊製薬株式會社

蜂



印

# 純正医薬

東洋製薬化成株式会社

大阪市東区道修町二丁目四〇番地  
東京事務所 中央區日本橋本町3ノ7  
出来島工場 大阪・西淀川・出来島388  
十三工場 大阪・東淀川・元今里北  
城東工場 大阪・城東・鶴見町 961

總代理店

日産薬品株式会社

大阪市西区江戸堀上通二丁目五〇番地

協薬の優良醫藥品

國民醫藥品集

ザルソブロカ糖注 20cc × 5A

國民醫藥品集

葡萄糖注 3 號 20cc × 5A

米國藥局方準據

複方硼酸軟膏 500g

米國藥局方準據

複方亞鉛華軟膏 500g

最新化學療法眼科藥  
ホモスルファミン主剤

クミアイ化學目藥

協同製薬株式會社

東京都豊島區長崎二ノ一〇  
營業所 東京・中央・日本橋本町三ノ一



田中  
腸  
に  
モ  
サン

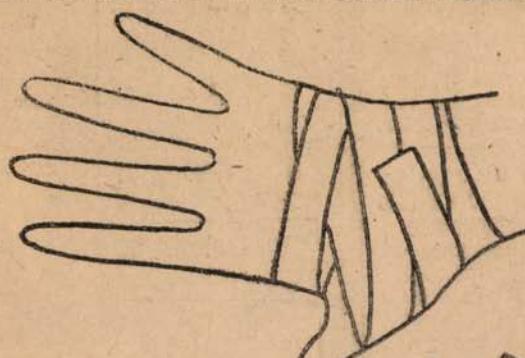
胸やけ胃痛  
下痢・腹痛  
漫性胃腸病

六〇圓・藥店  
百貨店にり

友田製品

繩帶も進歩する

外國品と品質を競う  
我國唯一の特許の繩帶



特許着用崩繩帶

國家は勿論・家庭に職場  
にスポーツに必備の綿品

資生堂自着帶製造株式會社  
製造元 東京都板橋區志村町二ノ一六  
(見本進呈)

創立 明治三十三年



## 平和化學工業株式會社

本社 東京都港區麻布新堀町

電話三田(44)1040番

工場 川崎市上小田中

電話中原34番

- 大型紙袋 → セメント袋・粉袋・肥料袋  
小型紙袋 → 脱脂綿袋・家庭綿袋・薬品袋  
印刷・紙器 → 一般印刷物・紙器類一式

協和紙業株式会社

本社並五場 東京都豊島区高田南町一丁目一七九  
電話九段(33) 6597

神田営業所  
東京都千代田区神田紺屋町一五  
電話茅場町(66) 7164

ビクトリヤ 最良の！  
月経帶

純ゴム製

イージーおしめ

シームレス製

イージー印 円座

イージー印 氷枕

本舗  
株式会社  
大和ゴム製作所  
東京都中央區馬喰町二ノ一

本田工場 東京都葛飾區本田溢江町  
川端工場 東京都葛飾區本田川端町  
山形工場 山形縣西村山郡谷地町

米國專売特許 No. 1772969

# 此の特徵!

- ☆他品には見られない純良なゴムで出来てゐる。
- ☆お肌にピッタリするよう、伸縮の度合と、幅の異なる二重のゴムから成つてゐる。
- ☆手軽に洗濯出来て、保ちがよい。

本舗 第一ゴム製造所

東京都北多摩郡神代村深大寺  
電話 武藏野三九〇六  
振替口座 東京四六〇三〇番



新發賣

替ゴム二個入箱

が新に出来ました。市場一般の月経帶にかけ替共通です。

(有名薬局百貨店に有り)

女性の生活は元氣に！

# ラッキーパンツ



スポーツ・職場・外出に  
生理日不安完全解消！

使用簡易・伸縮自由

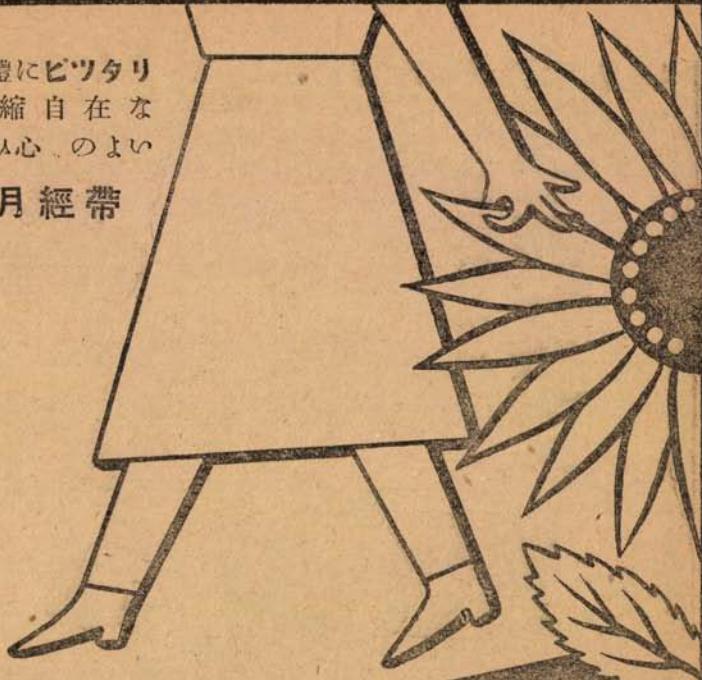
(薬店百貨店に有り)

本舗

日本ゴム布工業株式會社  
東京都豊島區巣鴨一の十番地

身體にピツタリ  
伸縮自在な  
使ひ心のよい

月経帶



現代女性の活動に  
明るさと健やかさを増す!!

シーズンバンド

本舗 太田春龍堂

東京都文京區竹早町三十五番地  
電話小石川(85) 6085番

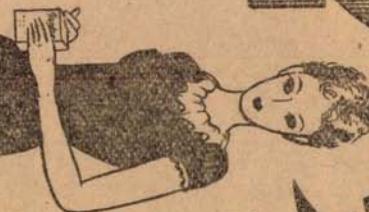
名

高

級

門

高級門経帶



製造発売元

ムサシ産業KK

工場・埼玉縣北足立郡吉瀬町  
営業所・東京都文京区本郷三丁目電停前

衛生用品  
製造  
おむつ  
乳兒用  
各種衛生用ゴム雜貨

后谷山牛社會業所

東京都台東區浅草橋二丁目四番地

電話淺草 (84) 0070  
826068

代表社員 牛山校一

# HAPPY BAND

月經帶並  
防水布雜貨  
おしめカバ  
販賣

永

興

工

業

所

奈良縣高市市鴨今村繩手二二九番地

竹田製作所

電話 榎原二七九番

奈良縣高市市今井町今井五八三番地

第二工場 松井縫工所

電話 橋原七二番



めじお級高

夜の鶴

ニツカーバンド

(月經帶)

保健のために創案して有ります

大和高田市

日華社工業所

中西政一

電話大和高田四六六・五一五  
振替口座大阪五貳七七貳番

優秀な品質と技術……

サンアール おしめ  
カバー

最高級月經帶……

サンアールベルト



ゴム製衛生用品は  
サンアール

大阪市東區淡路町一丁目一四

ライト産業株式會社

RRR

品質嚴撰・包裝嶄新

クバシホ インガムーススス  
ンガムースス  
ンシシン

キキキキ

スススス

(登録商標)

大阪市東区淡路町一丁目

発売元 宇都宮製作株式會社

電話 北浜 (23) { 444 81333 65666 18456 番

受電略号 オウサカキタハマウツノミヤゴム

DUN LOP



カットシート  
ゴム管  
湯タ系  
圓座 水枕

総代理店

宇都宮製作株式會社

大阪市東区淡路町一丁目

脱腸は  
バネ式でないと治らない

## スチール脱腸帶

避妊と  
調節に…

## マジマペッサリー

### 避妊薬マジマゼリー

日本産兒調節連盟規格品

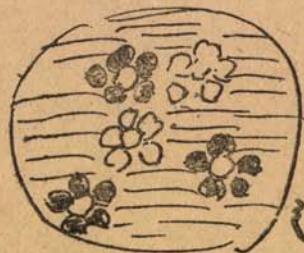
ドクトル馬島倅直接指導製作

株式會社 森田製作所

東京都千代田區神田2の8

電話 神田 (25) 4655 4518

全 實  
安 確  
使 用 感 無



### 相模ゴム工業株式會社

工 場 神奈川縣愛甲郡厚木町四五二八  
連絡所 東京都千代田區神田鍛冶町一ノ一  
電 話 厚木三〇番番二  
神 田 四三七四番

衛生用品製造

おしめカバー 乳兒おむつ入

各種衛生用ゴム雜貨

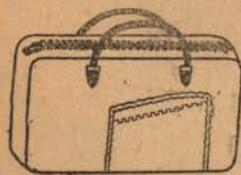
合名會社 長谷川加工所

東京都臺東區淺草左門町一番地

電話 淺草(84) 8 8 3 8

代表社員 長谷川東吉

## 衛生用品製造卸



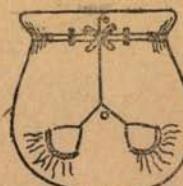
有限會社

米田商店

電話 深川 (64) 一九三二一七七八九  
三三七八九八九  
三九四九  
ノ  
東京都墨田區東兩次郎  
四國

おしめカバー  
乳兒おむつ入  
その他衛生用ゴム雜貨  
美麗・耐久・堅牢が

當店の特徴です



必ず貴女の御氣に召す

女性必携生理帶



トーホーバンド

柔軟にして堅牢

ミナトおしめ

ミナトおしめ 発賣元  
トーホーバンド

湊商会

大阪市南区安堂寺橋通三丁目六〇

アイケーバンドメンド本舗

國友勇商店

電話 東六二三六番  
大阪市東區高麗橋詰町二八



I . K

アイケー おしめ  
アイケー バンド  
ゴム醫療衛生用品

# 祝發刊

乳兒衛生具

衛生用品雜貨工業振興會

東京都墨田區東兩國三丁目十四番地

電話深川(64)二九三九

振興會員

おしめカバー、乳兒おむつ入  
水枕、水袋

其の他衛生用品、ゴム雜貨各種

株式  
會社

代表取締役 西山源吾

# 大廣ゴム店

東京都中央區日本橋横山町三番地

電話茅場町(66)六九九七五五  
七六〇四五五番番地  
振替東京參〇貳五  
六番

杉鈴須淺古山山國野牛根館竹米豊西長磯石上谷部  
木賀野田岸村々山岸田田山川  
(イロハ順)  
本政千士友榮作川  
一二代平ヨ政金和茂校正嘉次太源東德延  
雄郎吉作シ市松勇平吉一次造延部郎吾吉三治

東京都港区虎ノ門二丁目九番十四号  
発明会館四階

東京化粧品工業会

# 全國才ブラート協會

醫療器械工業會

東京都新宿區角筈一ノ一  
三越支店六階  
電話淀橋(37)一七三一(106)番

九州衛生家庭綿販賣協會

會長 瓜生三次郎  
專務理事 沖田亮哲  
久留米市日吉町三七旭屋四階  
電話久留米二一五一一番

九州衛生家庭綿協議會

會長 瓜生三次郎  
專務理事 沖田亮哲  
久留米市日吉町三七旭屋四階  
電話久留米二一五一一番

## 東京醫科器械工業會

理事長 須中酉次郎

東京都千代田區神田小川町一ノ六  
電話神田(25)二二四二番

日本齒科器械工業會

東京都千代田區神田多町二丁目一一  
電話神田(25)〇九〇八

理事長 高橋安太郎

東京都千代田區神田小川町一ノ六  
電話神田(25)二二四二番

# 日本醫藥用紙工品懇和會

委員長 坂本俊一

東京都中央區日本橋堀留二丁目

おしめカバー・月經帶製作業者團體

近畿衛生帶工業協同組合

事務所 大阪市東區内平野二丁目二二番地

河北國秋中土河嘉竹米  
村原岡西井田田村  
伊德友井久嘉精  
三太寅政助  
郎郎勇作一市尙平延介  
佐泉黒三三尼高杉神  
藤卯好田村太須本代  
東定一宗菊一清  
史夫郎實雄郎久一雄吉

## 日本ゴム製月經帶工業協議會

理事長 関崎明朗

東京都豊島區巢鴨一丁目十番地  
電話大塚(86)二八五七番

國民醫藥品集收載  
衛生家庭綿

近畿雜纖維工業會

衛生家庭綿部會

會長 橫井正勝

梅北楠三 梁瀨  
辻野本澤治  
喜純一三  
造茂造男郎  
西上楠熊早  
山辻本田川  
茂熊  
三友凱貞次  
郎明久郎一

日砂横有西  
尾本田浦  
条嘉福丈久  
雄藏松一藏  
佐川佐北  
竹木端出  
武竹精純  
雄助一武造

# 衛生材料連合會

東京都豊島區高田南町二丁目六九六番地

電話九段(33)四二二〇 四二二六・四二二八  
四二二七・四二二九